

研究紀要

2001.4

19

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

目次

特集 農業開発・災害と考古学

齋藤 英敏 1

小区画水田・極小区画水田の構造
—群馬の水田跡から見た古代東アジア—

新井 仁 21

群馬県における平安時代の水田開発について
—前橋台地南部を中心とした試論—

飯島 義雄 35

未完の灌漑用水遺構・女堀の取水予定地の再検討

原 眞・中島直樹 45

埋没河川の景観復元
—群馬県佐波郡玉村町所在旧矢川を中心として—

論文

神谷 佳明 67

緑釉陶器にみる古代上野国

研究ノート

石守 晃 95

復元住居を用いた焼失実験 再び

檜崎修一郎 105

遺跡における出土人骨の取り扱い方

斉藤 和之 115

「多胡の嶺」について
—その神話的側面から—

村上 章義 125

山東竜山文化類型の再編についての一試論

津島秀章・桜井美枝・井上昌美 139

黒色安山岩の原産地試料
—群馬周辺を中心として—

小特集 考古学と教育

佐藤理重・小保方香里 157

社会科地域教材としてのイラスト作成
—群馬の遺跡を中心として—

赤山容造・小林大悟 175

誰のための発掘か？ 発掘成果の教育利用推進に向けての試み
—EAA（ヨーロッパ考古学学会）第6回大会参加報告—



研究紀要

— 19 —

2001・4

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

小区画水田・極小区画水田の構造

——群馬の水田跡から見た古代東アジア——

齋藤英敏

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 はじめに | 4 中国・朝鮮半島と群馬県 |
| 2 小区画水田（4世紀）について | 5 まとめ |
| 3 極小区画水田（6世紀）について | |

—— 要 旨 ——

群馬県の水田跡は、降下年代の異なる5層のテフラ層によって、それぞれがパックされている。そのため、水田面を容易に検出できる利点を持つ。つまり、同じ年代の水田跡を広範囲に、且つ年代の異なる水田跡を重層的に捉えることが可能である。

群馬県では、水田区画の面積が、年代によって異なることがわかっている。つまり、小区画水田→極小区画水田→条里制に伴うとされる大区画水田、という水田区画規模の時代的変遷を、顕著に見い出すことができるのである。そして、4世紀初頭のAs-C下水田は小区画水田に、6世紀代のHr-FA下水田・Hr-FP下水田は極小区画水田に、818年洪水層下水田・As-B下水田（1,108年）・As-A下水田（1,783年）は大区画水田に、それぞれ比定して考えることができる。

筆者は、上記のような群馬県における水田区画規模の変遷を、そのまま水田稲作技術の発展過程という視点から考えてきた（齋藤1998、1999）。そして、4世紀初頭の小区画水田から、6世紀代の極小区画水田への変化を、人力段階における、増収を目的とした灌漑技術の発展として捉えた。また、極小区画水田から大区画水田への変化を、犁・馬鍬（耙・抄）を伴う先進的な牛馬耕技術の導入に起因すると考えた。

ここ二十年来、全国的に小区画水田・極小区画水田が、数多く検出されてきている。また、近年の中国大陸や朝鮮半島における発掘調査によって、それぞれ新石器時代や青銅器時代の水田跡とされる遺構が検出されつつある。このように、東アジアの規模で水田遺構が確認されつつある現状は、水田稲作研究を東アジア的な視野で考える必要性を、再認識させるものである。このような現状において、群馬県で検出される古代水田跡に対する、基本的な考え方や理解の方法をまとめておくことは、大きな意味を持つてくると思われる。

そこでここでは、群馬県で検出される水田跡に対する、考え方や理解の方法をまとめ、紹介することを目的とした。さらに、中国大陸や朝鮮半島との関係から、日本列島への水田稲作技術の伝播という問題について、推測を交えながら考えてみたい。

キーワード

- 対象時代 (日本) 弥生～奈良・平安時代
(中国) 春秋戦国～魏晉南北朝時代
(朝鮮半島) 青銅器時代～三国時代
- 対象地域 日本（主に群馬県）・中国・朝鮮半島
- 研究対象 小区画水田・極小区画水田・牛馬耕

1 はじめに

近年の発掘調査において、水田跡の検出は、もはや日常茶飯事となっている。特に群馬県では、浅間山や榛名山の噴火に起因するテフラ層によって、当時の地表面としてパックされた水田跡を、容易に検出することができる。このことから、1996年現在の水田跡検出数は、約400遺跡（1996能登・小島）以上にのぼっている。

筆者は、日本で検出される小区画水田について、汎日本的・東アジア的な見地から水田跡を考えてきた（齋藤1998・1999）。それは、昨今の中国史研究において、“長江流域稲作文化”という、新たな研究視点が加わったことにも関係している。長江流域稲作文化は、陸田中心の黄河流域文化と対比して、水田稲作を基盤として形成されてきたという。また以前から、長江流域は気候風土が、日本に近い地域として、注目されてきたところでもある。最近では、ジャポニカ長江流域起源説も指摘されている（佐藤1996・1999）。一方、日本では縄文時代の数多くの遺跡から、プラントオパールが検出されつつある。そして、縄文時代早期には、日本にもイネが存在したという指摘もある（高橋1999）。

このような状況下において、古代水田跡を考えるためには、中国大陸・朝鮮半島をも視野に入れた考察が必要であることは言うまでもない。水田稲作を行うための技術や道具は、中国・朝鮮半島から渡来人を介在として、もたらされたものだからである。道具は大陸から入ってきたが、技術は日本独特であるということは、まず考えられない。

そこで、ここでは、東アジアの中での水田稲作を考えるための基礎作業として、これまでに群馬県で提出されている、水田跡に対する基本的な考え方や理解の方法を簡潔にまとめることを目的とした。

具体的には、群馬県で検出された水田跡から、特に4世紀初頭の小区画水田、6世紀の極小区画水田における稲作技術について、現在までに提出されている考え方を簡潔にまとめ、且つ紹介していこうと考えている。さらに、農具や稲作技術等の視点から、朝鮮半島・中国との関係について、私説をごく簡単にまとめておきたい。

また、用語の混乱を避けるため、4世紀初頭のAs-C下水田を「小区画水田」、6世紀代の所謂ミニ水田を、「極小区画水田¹⁾」と呼称する。また、条里制に伴うとされる818年洪水層下水田や1108年のAs-B下水田、その後の1783年のAs-A下水田は、「大区画水田²⁾」と呼称することにしたい。

畦畔については、大きな区画を構成し、農道としての機能を合わせもつ畦畔を「大アゼ」、その内部に造成される縦横無数の畦畔を「小アゼ」と呼称する。さらに、大アゼで囲まれた範囲を、「大区画³⁾」と呼称する。

2. 小区画水田（4世紀）について

As-C下水田は、群馬県で検出できる最も古い水田跡の一つである。4世紀初頭⁴⁾の浅間山の噴火に伴う、As-C（浅間C軽石）によってパックされていることから、As-C下水田と呼ばれている。As-C下水田が良好な状態で検出できた例はあまり多くないが、群馬県内でも比較的遺存状態が良好な同道遺跡・御布呂遺跡などを例として、考えていくことにする。

As-C下の小区画水田について、現在までに考えられる内容を整理すると、以下のようになる。

4世紀初頭の小区画水田の特徴

- ① 4世紀初頭の、不定形な小区画水田である。
- ② 6世紀代の極小区画水田と比べて、相対的に小区画の区画規模（面積）が大きく、且つ面積に大小のばらつきがある。
- ③ 灌漑用水は、ほぼ直線的且つ長く造成される縦小アゼ方向に流れる。しかし、地形の傾斜などによって、はっきりとした長い縦小アゼを伴わない不定形な小区画も存在する。
- ④ 上の田から下の田へ水を流す、田越し灌漑で掛流し（田淵1999）の水田である。
- ⑤ 大アゼはもとより、その内部に造成された小アゼも、毎年踏襲されている可能性が考えられる。
- ⑥ 犁・馬鋤を伴う牛馬耕は導入されていない。

以下、各事項の順番に従いながら、補足をしていく。

① 4世紀初頭の、不定形な小区画水田である

As-C下水田は、平成6年度までで、36遺跡を数えている。また、近年の北関東自動車道の建設に伴う発掘調査等によって、新たにAs-C軽石層と前後する水田面（As-C降下以後の古墳時代前～中期の洪水層下の水田跡）が、数面検出されている。

図1のAs-C下水田を例に考えると、6世紀の極小区画水田と比較して、1区画の面積が大きく、相対的に不定形な小区画水田であることがわかる。区画面積は、同道遺跡で平均30.31㎡、御風呂遺跡で29.48㎡である。

また、最近の群馬県浜川遺跡群中の一つの遺跡である浜川長町遺跡では、面積10㎡を下回るAs-C下水田跡も検出されている（櫻井1998）。

以上のように、群馬県下の4世紀初頭のAs-C下水田の平均面積は、30㎡前後に集中するものの、全体的な区画面積には相当なばらつきを持つことから、相対的に不定形な小区画水田と考えることが可能である。

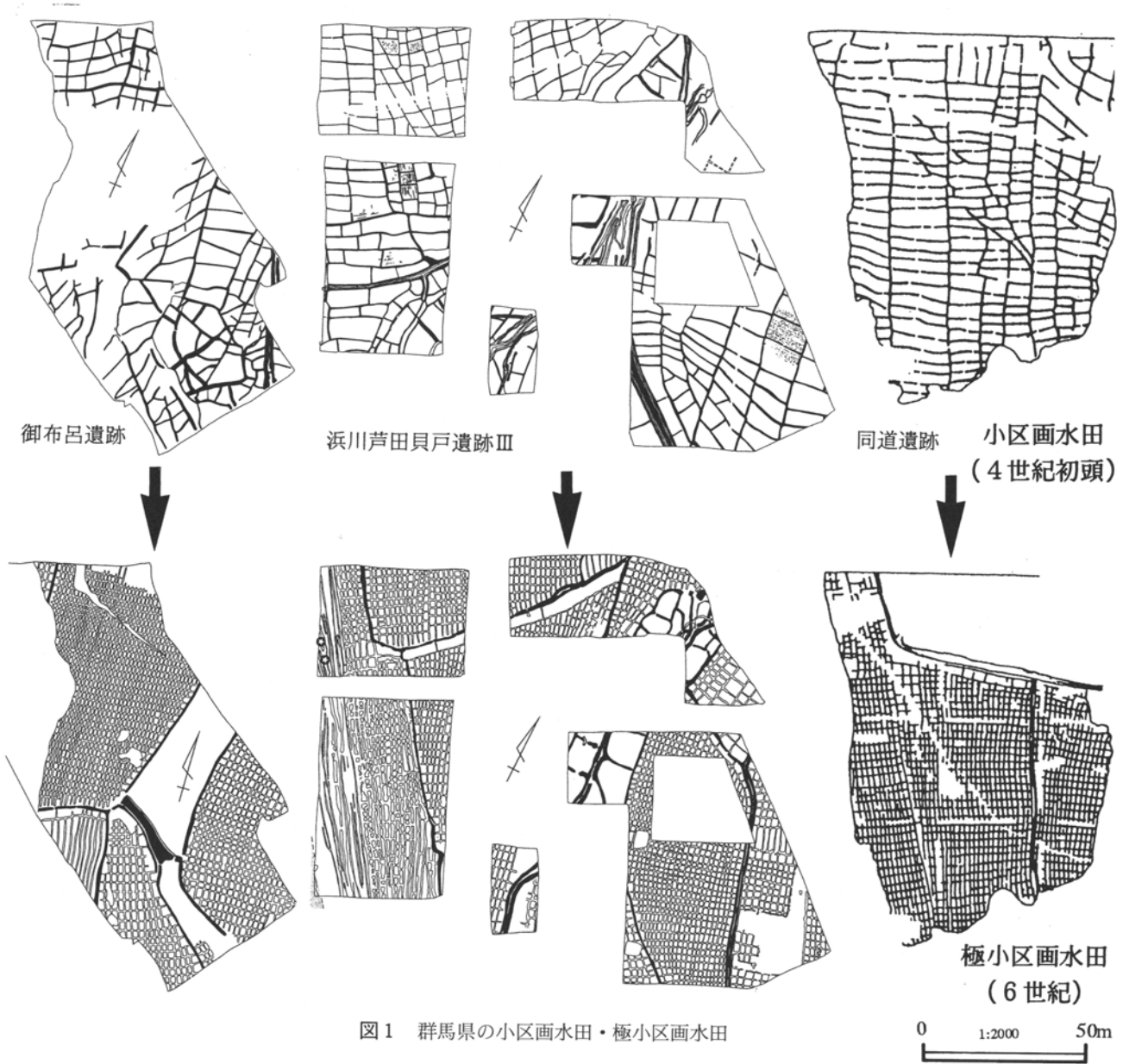


図1 群馬県の小区画水田・極小区画水田

遺跡名	極小区画水田		
	小区画水田 As-C下水田 (4世紀初頭)	Hr-FA下水田 (6世紀初頭)	Hr-FP下水田 (6世紀中葉)
御布呂遺跡	29.48	2.62	2.36
同道遺跡	30.31	4.12	3.25
芦田貝戸遺跡Ⅱ	30	3.6~5.0	—
浜川長町遺跡	9.984	3.294	—
浜川高田遺跡	13.731	2.004	2.011
浜川館遺跡	16.473	2.318	2.222
吹屋瓜田遺跡	—	5.66	3.74
上滝榎町北遺跡	—	2.361	—
平均面積	21.66	3.20	2.72

表1 主な水田跡の平均面積比較 (m²)

② 6世紀代の極小区画水田と比べて、**相対的に小区画の区画規模(面積)が大きく、且つ面積に大小のばらつきがある**

①と同様の観点から理解することが可能である。表1からは、平均9.984m²~30.31m²の水田跡まで存在することがわかる。

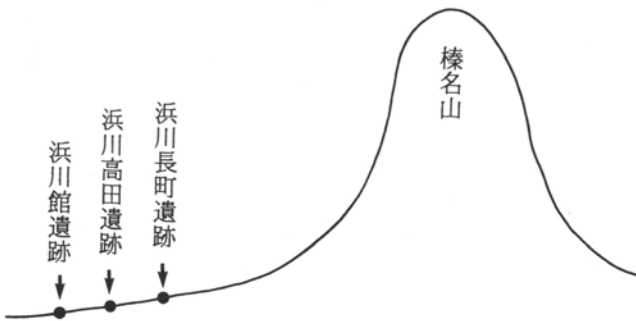


図2 浜川遺跡群概念図

特に、浜川遺跡群では、浜川長町遺跡→浜川高田遺跡→浜川館遺跡の順に、平均面積が大きくなっている。浜川遺跡群は榛名山東南麓にあり、緩傾斜地に位置している。そして、長町遺跡→高田遺跡→館遺跡の順に、傾斜が緩やかになっていくことがわかっている。つまり、傾斜の急な場所では、小区画の面積が小さくなり、傾斜の緩やかな場所では、小区画の面積が相対的に大きくなっていることを示している。このことから浜川遺跡群のAs-C下水田跡では、区画面積の大小が、傾斜の緩急に規定されている様子が、手に取るように理解できるのである。As-C下水田跡は、地形の傾斜に影響された、不定形な小区画水田として理解できる。

③ **灌漑用水は、ほぼ直線的且つ長く造成される縦小アゼ方向に流れる。しかし、地形の傾斜などによって、はっきりとした長い縦小アゼを伴わない不定形な小区画も存在する**

As-C下水田の造成方法については、まず初めに長い縦小アゼを設定して、その中を小区画に分割していく様子が、従来より指摘されている(能登1983)。つまり、6世紀の極小区画水田と同様に、用水が縦小アゼ方向のみに流れる仕組みである。このような灌漑技術を伴う反面、地形の傾斜や凸凹した微地形に影響されてか、規格性がまったく窺えないAs-C下水田跡も存在する。それは、図1の御布呂遺跡のAs-C下水田跡に顕著に見いだすことができよう。

例外はあるものの、4世紀初頭の小区画水田における灌漑技術は、群馬県の6世紀に盛行する極小区画水田へとつながる灌漑技術を内包していたことは明らかである。しかし、規格性という意味では、6世紀代の極小区

画水田ほどには、看取することができないことも、また事実なのである。

以上のような現状から、能登健が、平行する2本の縦小アゼ内を湛水単位に区切っていく带状区画は、等高線に斜行乃至直行して造られており、群馬県においては、「4世紀にはすでに成立が確認されているが、6世紀に盛行する傾向がある」(能登1989)とされ、且つまた、滝沢誠が、静岡平野における弥生時代後期~古墳時代前期段階の瀬名遺跡1区22層水田などの、平均面積5m²以下の水田跡を例に挙げられ、「古墳時代の水田区画は、基本的に弥生時代の技術の系譜を引くもの」(滝沢1999)とされていることは、肯首すべき見解であろう。

④ **上の田から下の田へ水を流す、田越し灌漑で掛流しの水田である**

“田越し灌漑”について考えてみよう。“田越し灌漑”とは、用水路が一枚一枚の水田区画についていない場合、上隣の区画から用水を引き入れ、排水を下隣の区画へ流すことである。

また一方で、よく目にする言葉に、“掛流し”という言葉もある。この“掛流し”という意味は、水口を開け放しにして水を流している状態のことである(田淵1999)。このように、“田越し灌漑”と、“掛流し”とは、その言葉の意味するところが、微妙に異なっているのである。

このことを理解した上で、小区画水田について考えてみると、小区画水田の灌漑技術は、「田越し、且つ掛流し灌漑」というように表現できようか。

現在の水田では、中干しや刈取り期の落水以外は、基本的に尻水口を閉じている。つまり、古墳時代における灌漑方法は、現代における圃場整備済みの水田のように、一枚一枚の各大区画に用排水路がつながっている用排分離、または用排兼用の水田とは、基本的に水管理の方法が異なっているのである。小区画水田では、各小区画が稲を栽培する水田区画でもあり、且つ用水路でもあった。

また、大アゼで囲まれた大区画単位の灌漑方法であるが、これも田越し灌漑(田から田へ)であると考えてよいと思われる。

現在の水田の水口・尻水口は、石や鉄板・木板などによって開閉し、水量調節を行っている。このことから、小区画水田においても、用排水路と直接的に接している水口・尻水口では、その開閉がより複雑且つ重要な意味を持っていたことは、間違いあるまい。想像でしかないが、弥生~古墳時代においても、そうした重要な場所に位置する水口付近で、水田祭祀が行われた可能性も考えられよう。

⑤ 大アゼはもとより、その内部に造成された小アゼも、毎年踏襲されている可能性が考えられる

大アゼと小アゼの踏襲・造成について、考えてみよう。まず、毎年大アゼを踏襲して、田作りを行っていたことは間違いない。何故なら、大アゼは大きな地形変換点や、土地所有関係に規定されていたと考えられるからである。つまり、毎年大アゼ位置を変更することは、それまで機能していた灌漑システムや土地所有関係を破壊することになり、農村社会の利害関係にまで影響を与えかねない危険性を孕むことになるからである。

次に、小アゼについて見ていこう。小アゼ踏襲問題については、As-C下水田よりも新しい時期の所産である、洪水層下の4世紀代の小区画水田を例に考えてみたい。

As-C軽石より上層で検出されたこの水田跡は、耕土中にAs-C軽石を混入している。この水田跡の小アゼについては、大アゼ同様に踏襲されていたとする指摘がある(間庭1997、坂口1999)。4世紀代と思われる調査面で、幅50cmほどの带状に堆積したAs-C軽石層が、直交するように数カ所検出されている。これは、畦畔直下部分と考えられ、畦畔の下であるがために、耕作によって攪拌されずに、As-C軽石層が带状に残されたと考えられよう。このことから、小アゼが荒起こしされていなかったことが推測できるのである。

さらに、4世紀代の疑似畦畔Bによる畦畔の痕跡が、比較的頻繁に発見されることと合わせて、坂口一は、「Hr-FA・Hr-FP段階の水田が、小畦を含めた耕起が行われるのに対して、4世紀代の水田は小畦が固定的であったために、疑似畦畔の保存される確率が高かったためと考えられる」とされている。

このように、As-C下水田よりも新しい4世紀代の水田跡においては、小アゼも踏襲される可能性が高いことがわかってきた。理論的には、その前段階のAs-C下水田も、4世紀代の水田跡と同様に、小アゼを踏襲していた可能性は高いと考えられよう。しかし、その考古学的な確証は、今のところ得られていない。

⑥ 犁・馬鋤を伴う牛馬耕は導入されていない

牛馬耕との関係を考えてみよう。犁・馬鋤を伴う牛馬耕と小区画水田・極小区画水田の関係については、以前から筆者も考えてきた(齋藤1998・1999)。

犁・馬鋤を伴った牛馬耕と、小区画水田との関係であるが、馬鋤を用いて代掻きを行ったとなると、やはり広範囲を一度に整地できるようになったと考えるのが合理的である。

馬鋤は、水田においては水を張った状態で、縦横に且つ数回にわたって行うのが通常である。もし、牛馬耕と小区画水田がリンクする技術であるならば、馬鋤で整地した後に、一度張った水を落水させ、その後鋤・鋤を使っ

て、小アゼを造成することになる。そして小アゼ造成後、再び荒れた田面を、エブリ等を使用して、もう一度小区画毎にならして整地したことになる。

このような方法は、可能性としては考えられなくもないが、やはり作業効率の面からすると、非合理的と考えるを得ない。何故なら、田面を整地する代掻き作業を、馬鋤とエブリとで、2度にわたって行うことになるから

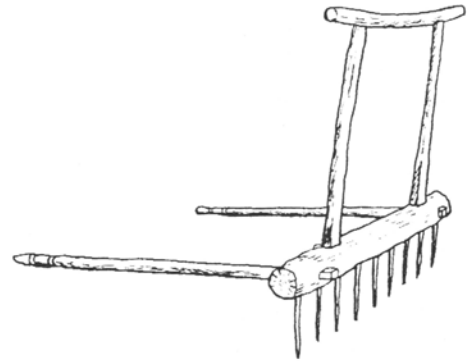


図3-1 馬鋤(杓)



図3-2 馬鋤(杓)による代掻き



図3-3 乗用トラクターを使用した代掻き

である。つまり、小区画水田には、犁・馬鋤を用いる牛馬耕技術は入っていないと考えるほうが、より合理的なのである。

また、前記の⑤で、As-C下水田においては、大アゼと小アゼの双方とも、踏襲されていた可能性が高いこともわかってきた。このことから、荒起こしに犁を使い、代掻きに馬鋤を使用する牛馬耕と、小区画水田とは相容れない技術であることがわかるのである。何故なら、犁による荒起こしが行われた場合、小アゼは犁によって、ことごとく破壊されてしまうと考えられるからである。さらに言えば、犁によってある程度の深耕がなされた場合、小アゼが踏襲される可能性は、極めて低いと考えられるからである。

藤原宏志は、弥生時代の人力段階にある登呂遺跡について、1,000㎡を越える区画があることについて言及されている。藤原は、「トラクターどころか牛馬も導入されていなかった弥生時代に、なぜ1,000平方メートルを越える水田が必要だったのか、首をかしげざるをえなかったのである」とされ、牛馬耕が小区画水田には導入されていなかったことを示唆されている（藤原1998）。

3 極小区画水田（6世紀）について

Hr-FA 下水田と Hr-FP 下水田とは、共に6世紀の2度にわたる、榛名山二ツ岳の噴火に伴うテフラ層によって、パックされているところから名付けられた、極小区画水田である。6世紀初頭の Hr-FA 下水田、6世紀中葉の Hr-FP 下水田と、2時期にわたって、テフラ層にパックされたままの水田跡が存在することは、群馬県の発掘調査において、実に幸運なことであった。それは、上面に堆積したテフラ層を取り払うだけで、容易に当時の地表面としての水田跡が、その姿を現してくれるからである。

以下、6世紀代の極小区画水田について、現在までに指摘されている内容を整理してみよう。

6世紀の極小区画水田の特徴

- ① 6世紀初頭（Hr-FA 下水田）・6世紀中葉（Hr-FP 下水田）の極小区画水田である。
- ② 小区画の面積にばらつきが少なく、ほとんど10㎡以下に、小型化・規格化されている。
- ③ 小アゼの水口は、横小アゼのみに設定され、用水は直線的且つ長く造成される縦小アゼ方向のみに流れる。
- ④ 田越し灌漑で、掛流しの水田である。
- ⑤ はじめに縦方向の小アゼが造成され、その後、横方向の小アゼが造られるケースが多い。

- ⑥ Hr-FA・Hr-FP ともに、初夏に降下していると考えられることから、何れの水田跡も田作り中の水田跡と考えられる。⁵⁾
- ⑦ 小アゼは、毎年作り直され、修復される。また以前のものと思われる、古く低平な小アゼが、新しく造られた、高くはっきりした小アゼの横隣に残されていることもある。⁶⁾
- ⑧ 極小区画水田の田面からは、無数の馬の蹄跡が検出されており、6世紀代に馬が、水田に何かしら関わっていたことが想定できる。
- ⑨ 犁・馬鋤を伴う牛馬耕は、導入されていない。⁷⁾
- ⑩ 6世紀代の群馬県における、先進灌漑技術である。

現在までのところ、以上のことが考えられよう。次に順を追って、より深く掘り下げて考えてみることにする。

① 6世紀初頭（Hr-FA 下水田）・6世紀中葉（Hr-FP 下水田）の極小区画水田である

Hr-FA（榛名山二ツ岳渋川テフラ）と、Hr-FP（榛名山二ツ岳伊香保テフラ）の降下時期については、坂口一によって、Hr-FA 降下がAD500～525年の間に、Hr-FP 降下がAD525～550年に、それぞれ比定されている（坂口1993）。そして、群馬県で検出される6世紀の水田跡は、そのほとんど全てが、極小区画水田である。⁸⁾しかし、表1にあるように、一口に極小区画水田と言っても、2～3㎡のものから10㎡近いものまで存在する。

② 小区画の面積にばらつきが少なく、ほとんど10㎡以下に、小型化・規格化されている

面積についてであるが、これは表1からもわかるように、その全てが10㎡以下になっていることは一目瞭然である。4世紀の小区画水田の面積に比べて、はっきりと小型化・規格化されてきていることがわかる。

小型化・規格化した理由については、収穫量の増加を念頭においた、灌漑技術の向上という理由が考えられる。従来、「小アゼ専有面積の増加＝減収」ということが言われてきたが、約30cm幅の小アゼ数が増加することは、必ずしも減収につながらない（齋藤1998）。小アゼを規格的に、且つ無数に造成することにより、むしろ徹底した水管理が可能となる。そのことが、作柄の安定化をもたらし、結果的に増収につながっていったと考えられる。

一方で、同じ極小区画水田においても、区画規模が明らかに異なるものも存在する。それは、前橋市の横手早稲田遺跡等の Hr-FA 下水田跡において顕著に見られる（図4）。大部分は10㎡以下の極小区画であるが、一部に大きな区画（約20～180㎡）も存在する。この大きな区画は、水田化される以前は、谷地であったことがわかっている。下面に谷地（湿地）があった部分のみ、区画が大

きくなる理由について齋藤利昭は、「この低位部の水田形状は、湿地または水分飽和状態にある低地部に貯水、または導水機能をもたせるための水田形状と考えられ、台地上に必要な水量がまかなえた後に耕作される水田と考えられる」としている（齋藤利昭2001）。

このような区画面積の大小が、極端に異なる極小区画水田の検出例はあまり多くないが、その理由などについて、今後とも引き続き検討していく必要がある。

③ 小アゼの水口は、横小アゼのみに設定され、用水は直線的且つ長く造成される縦小アゼ方向のみに流れる小アゼの水口は、横方向の小アゼのみに設置されると考えて、大過はないことを、まず確認しておきたい。

極小区画の造成は、初めに地形の傾斜方向に、縦小アゼを設け、その後に横方向の小アゼで区切っていく方法が用いられる。そして、横小アゼに設けられる水口は、微妙な地形の傾斜を考慮して、横小アゼ中の最も高い位置に設けられる。つまり水口の位置を、横小アゼ中の中央・右寄り・左寄りのどこに設置するのかは、各極小区画における水深の均等を図る上で、最も適当と判断される位置に設置されるのである。

図5は、有馬条里遺跡Iにおける、6世紀中葉のHr-FP下水田の平面図である。中央の小高い尾根の部分に水路が設けられ、その左右が極小区画水田である。等高線の状況から、中央の水路の標高が高く、左右に向かって傾斜している様子が窺える。

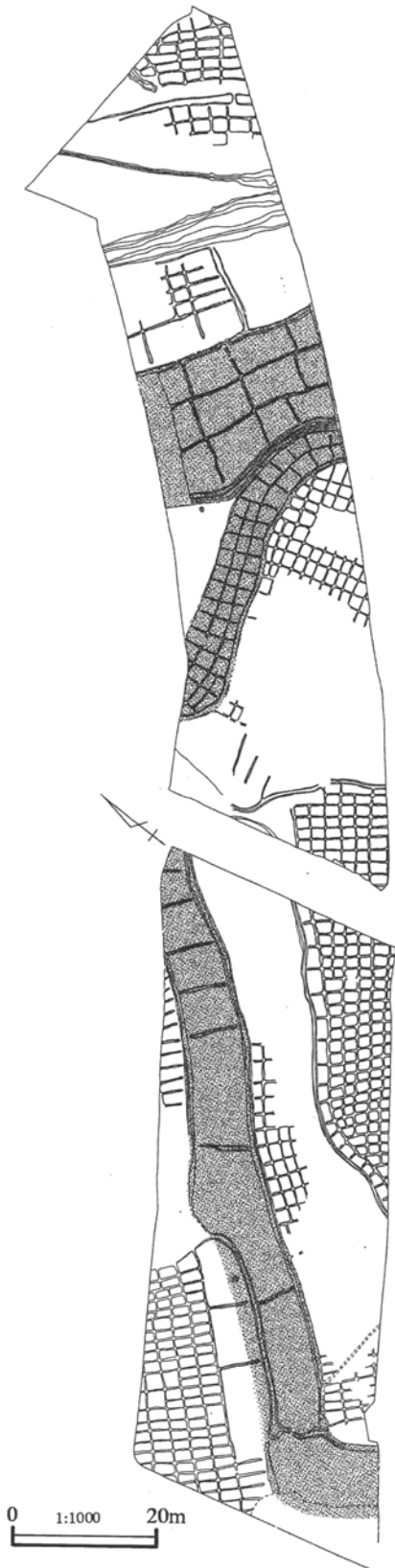
この緩傾斜地における極小区画水田の水口位置は、すべて水路がある尾根を中心に、横小アゼの中で最も標高が高いと考えられる位置に設けられている。これは、古墳時代の人々が水口を設置するにあたり、灌漑効率を意識して、水口位置を決定していたことを物語る、明確な証拠である。つまり、各横小アゼにおける最も高い部分に水口を設置することによって、各小区画内の水深の均等化を図り、万遍なく用水を行き渡らせることができるのである。

このことから、極小区画水田における水口の位置にも、用水管理の徹底を図るために、古墳時代の人々の知恵が働いていたことがわかる。

また一方で、前漢代の農書『汜勝之書』の記述に、
始種稻欲温、温者缺其埴、令水道相直、夏至後大熱、令水道錯。

とある。意味は「始め稲を植えるには、温（水が温かい）を欲す。水温を温かくするには、其の埴（畦畔）を缺いて（けずって）、水道（水口）を相直（向かい合わせ）にす。夏至を過ぎて、大いに熱ければ水道をして錯（向かい合わないように）せしむ」ということである。

Hr-FA・Hr-FPともに、初夏の田作り中の時期に降下したとされており、夏至よりも前の段階と考えられる。



（黒い部分は、以前は谷地であった所）

図4 横手早稲田遺跡の極小区画水田（Hr-FA下）

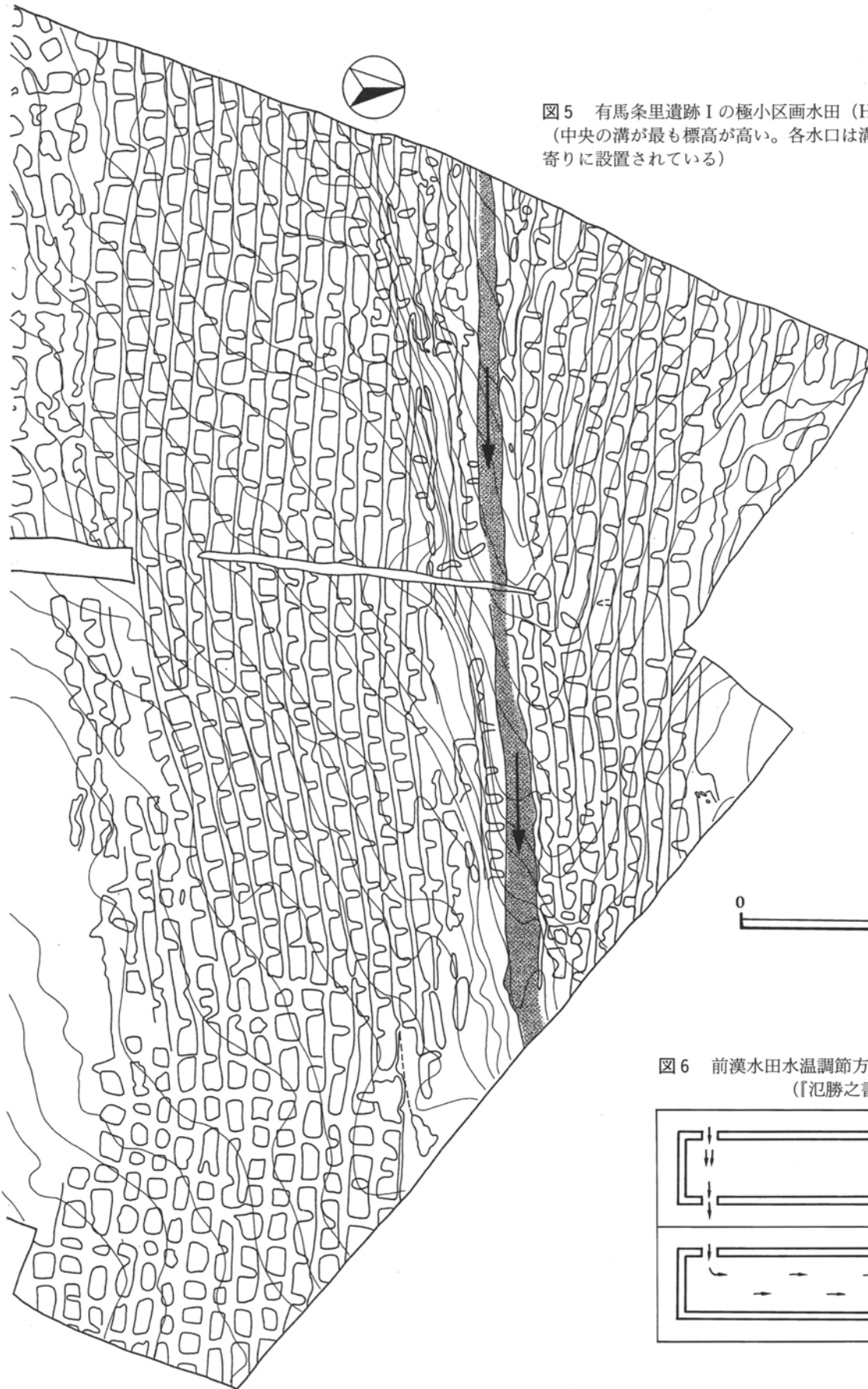
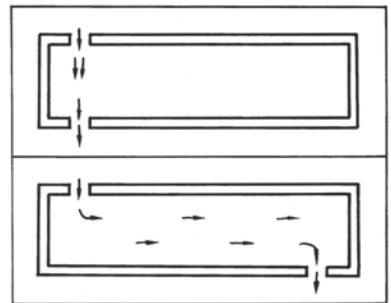


図5 有馬条里遺跡Iの極小区画水田 (Hr-FP下)
(中央の溝が最も標高が高い。各水口は溝がある中央寄りに設置されている)

図6 前漢水田水温調節方法
(『汜勝之書』に拠る)



有馬条里遺跡 I の Hr-FP 下水田においては、偶然にも図 6 の『氾勝之書』の内容に適合していることも、興味深いところである。

有馬条里遺跡 I の水田跡の水口は、1. 地形の傾斜にも、2. 『氾勝之書』の内容にも、適合している。『氾勝之書』の内容との一致は偶然の産物としても、古墳時代後期の人々が、灌漑方法についてしっかりと考えた上で、水口の位置を合理的に決定していたことは間違いない。

④ 田越し灌漑で、掛流しの水田である

田越し灌漑と掛流しについて考えてみよう。小区画水田のところでも触れたように、田越し灌漑とは、用排水路が一枚一枚の水田区画についていない場合、上隣の区画から用水を入れ、下隣の区画へ排水することである。また掛流しは、水口・尻水口を開け放しにして、水が常に流れている状態のことである。

現在の水田では、中干しや刈取り期の落水以外は、基本的に尻水口を閉じる。しかし、極小区画水田における灌漑は、現代における圃場整備済みの水田のように、一枚一枚の各区画に用水路がつながっている灌漑方法とは、基本的に形態が異なっている。極小区画水田の場合は、縦小アゼで挟まれた各縦列が、水田区画でもあり、同時に用排水路でもあったと考えられる。

また、よく小区画水田・極小区画水田の灌漑方法を説明するときに、「オーバーフロー」という言葉が使われることがある。しかし、オーバーフローという言葉のニュアンスは、「ある障害物の上を、オーバーして流れていく」という意味にも理解できるため、あまり適切な言葉ではないように思われる。つまり、水口の存在を低く評価している感は否めない。水田である以上、水口は用水管理に必要不可欠なものと考えからである。小アゼをオーバーフローする時には、小アゼの最も低平な部分から、自然と流れ出すのであって、そこが自然の水口となるのである。自然にできた水口から、用水が流れ出たのでは、徹底した用水管理は望めない。その意味でも、水口位置をきちんと意識しないで、用水管理を行うことは考えられない。水口の検出できなかった水田は、1. 遺存状況が不良、2. 造成途中の水田面、等であったために検出されなかったと考えるべきであろう。

⑤ はじめに縦方向の小アゼが造成され、その後、横方向の小アゼが造られるケースが多い

極小区画水田の造成手順について、考えてみよう。最も一般的に考えられるのは、図 1 の御風呂遺跡や、図 7 の有馬条里遺跡 I で検出された遺構のように、まず縦小アゼを造成する方法である。

初めに、等高線に直交ないし斜行するような縦小アゼを、1~1.5m 間隔で、平行に且つ長く造成し、その後、

その間を横小アゼで区切っていく、という方法である。この方法は、最も一般的で且つ合理的な方法であると考えられる。

現代におけるインドネシア・スマトラの小区画水田においても、この方法が採用されている（高谷他1981）。

しかし、それとは別に、群馬県の浜川遺跡群（櫻井1998）

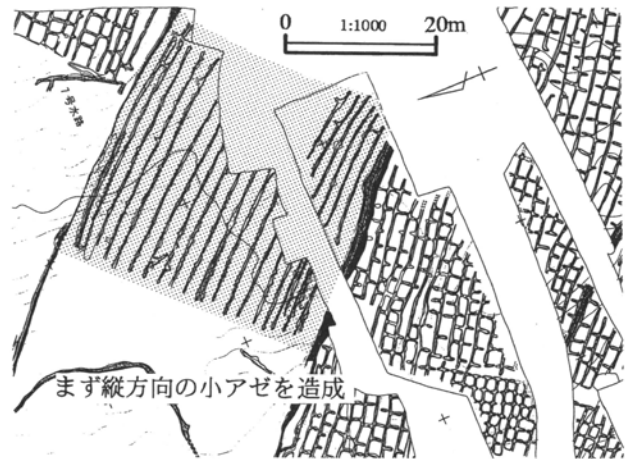


図7 有馬条里遺跡 I の極里遺跡 I の極小区画水田(Hr-FP下)

では、最初に大きな方形区画を作り、更にそれを2等分・4等分して、小区画を完成している。これは、静岡県の曲金北遺跡（及川 他1997）における、極小区画の造成方法とも近似する。

極小区画の造成手順も、全てが同じ過程でつくられるのではなく、異なった過程でつくられることもあった。それは、極小区画水田を造成する人々の考え方・方法が、何らかの要因によって異なっていたのだろう。ただ、最も一般的には、やはり、はじめに縦小アゼを直線的につくり、その後縦小アゼの間を、横小アゼで区切っていくという方法が、採用されたと考えて大過はあるまい。

それは、縦小アゼ方向のみに用水が流れるという、極小区画水田の灌漑技術を理解していれば、容易に理解できることである。

⑥ Hr-FA・Hr-FP ともに、初夏に降下していると考えられることから、何れの水田跡も田作りの途中の水田と考えられる

Hr-FA（6世紀初頭）・Hr-FP（6世紀中葉）の、降下季節について考えてみよう。

従来から Hr-FA・Hr-FP 水田は、ともに初夏の所産と考えられてきた（原田・能登1984、坂口1993・1999）。以下、これらの論考に従い、簡単に考えてみよう。

御風呂遺跡を例として考えていくことにする（図 8）。御風呂遺跡の Hr-FA 下水田跡では、前年の面→荒起こし面→小アゼ造成面→完成面という、農作業段階の異なる

る水田跡が検出されている。小アゼ造成面という意味では、図7の有馬条里遺跡Iでも同様の理解が可能である。

このことから、Hr-FA下水田・Hr-FP下水田ともに、田作りの時期が想定され、季節は初夏という答えが出てくるのである。

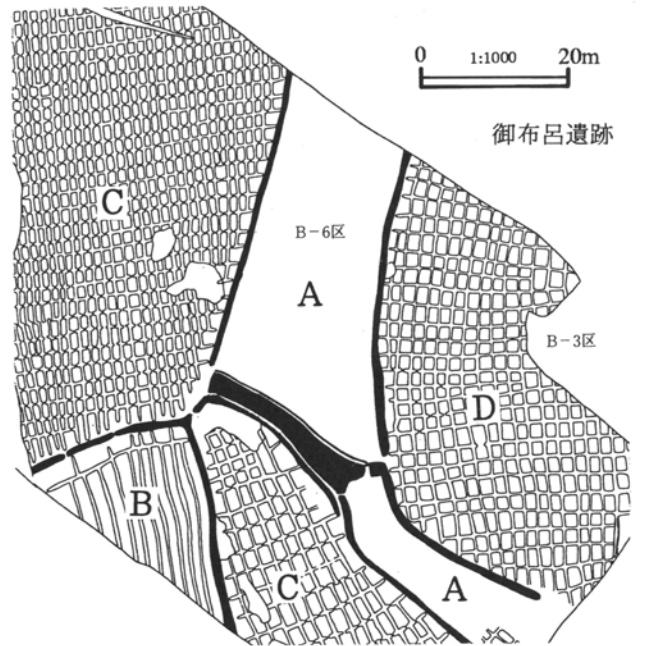
さらに、坂口一は、仔馬のものと考えられる馬蹄跡が、Hr-FA・Hr-FP下水田跡の双方より検出されていることから、初夏という見解を、より補強されている(坂口1999)。

現在までのところ、Hr-FA・Hr-FPともに、降下時期は初夏という見解が、最も合理的である。

⑦ 小アゼは、毎年作り直され、修復される。また以前のものと思われる、古く低平な小アゼが、新しく造られた、高くはっきりした小アゼの横隣に残されていることもある

図7を見てもわかるように、縦小アゼしか見られない田面が存在する。このことは、最初に縦小アゼを造成し、その後に横小アゼをつくっていたことを、はっきりと物語っている。

スマトラの小区画水田では、収穫までに「除草という名で、1作中に4回の小畦補修を行なう⁹⁾」という。現代のスマトラでも、古墳時代の日本でも、風雨によって自



- A. 荒起こし面。
- B. 荒起こし後の小アゼ造成途中の面。
- C. 小アゼが高くしっかりとした、極小区画完成面。
- D. 小アゼはあるが、総じて低平であり、水口不明瞭な面(前年の面)。

図8 極小区画水田の農作業段階

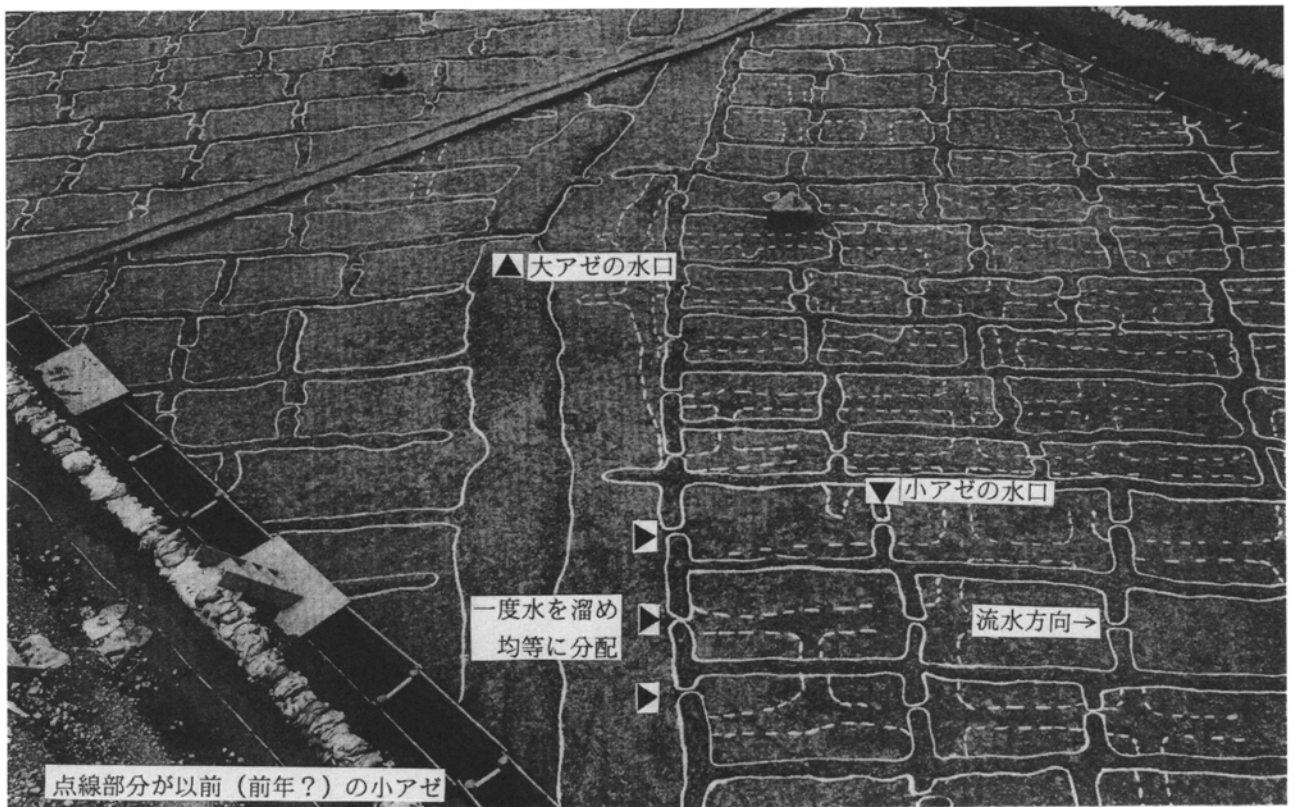


図9 極小区画水田(Hr-FA下)における以前の小アゼ検出状況(上滝榎町北遺跡)

然と小アゼが低平になっていくことは、同じであろう。このことから、小アゼを毎年作り直したり、修復したりしたであろうことは、容易に想像できる。

ここで問題になるのは、小アゼを含むすべての田面を、毎年荒起ししたのか、という疑問である。この疑問は、以前（前年？）のものと思われる古く低平な小アゼが、新しい高くはっきりした小アゼの横隣に残っている遺構が検出されることとも、関係があるので、一緒に考えていくことにする。

図9では、以前の小アゼと考えられる低平な小アゼが、新しくつくられた小アゼの横隣に検出できた、典型的な例である。以前の小アゼが低平ながら残るということは、荒起しをしていなかった可能性も考え得るし、荒起しという作業をしていたとしても、あまり深くは耕して（深耕して）いなかったことを物語っている。¹⁰⁾

中国の前漢末頃の『汜勝之書』には、

種稻、春凍解、耕反其土。（稲を植えるには、春雪が解けたら、土を掘り返すために耕しなさい。）

とあり、今から約2,000年前の中国（関中地区か）では、春になって雪が解けたら、荒起しを行っていたことがわかる。群馬県の Hr-FA 下水田・Hr-FP 下水田から溯ること、約500年前である。

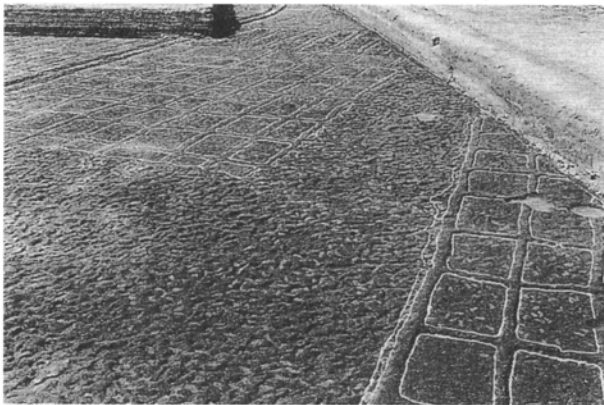


図10 荒れている部分（中央左）と小アゼが完成している部分（右）（浜川芦田貝戸遺跡Ⅲ）

さて、図10は高崎市の浜川芦田貝戸遺跡Ⅲの、Hr-FA 下水田である。田面が荒れている部分（中央左）と、小アゼが出来上がっている部分（右）が見られる。このような遺構は、御布呂遺跡や有馬条里遺跡Ⅰ等からも検出されている。田面が凸凹している区画において、その一部分では極小区画が完成している水田跡を見ると、荒起しが行われていた可能性は充分考えられる。

では、どの程度の荒起しが行われていたのであろうか。現在の群馬県での発掘成果を見る限りは、やはり犁・馬鋤を利用した牛馬耕ではなく、鋤・鋤を使用した人力によって、簡単に行われていたと考えざるを得ない。坂口一は、「おそらく人手によると考えられる田起しの深さ

は以外に浅く、5 cmほどの深さの土が返される程度である」とされる（坂口1999）。

想像の域を出ないが、筆者は極小区画水田における荒起し（田起し）が、仮に行われていたとしても、かなり浅耕であったと想像している。その理由としては、1. 多くの農民が鉄製農具を持たず、木製農具を使用していたと考えられる、2. 浅耕でなければ、以前の小アゼがうっすらと残っているという現象を説明できない、ということが考えられようか。

⑧ 極小区画水田の田面からは、無数の馬の蹄跡が検出されており、6世紀代に馬が、水田に何かしら関わっていたことが想定できる

群馬県では、極小区画水田から無数の馬の蹄跡が検出されている。しかし、そのどれもが小アゼの低平な、これから荒起しをすると考えられる、田作り以前とされる水田面から検出されているのである。また、小アゼ造成中の面・小アゼ完成面では、ほとんど馬蹄跡が見られないこともわかっている。

小アゼ造成中の面から検出された馬蹄跡は、大アゼに沿った端からのみ検出されている。このことから、古墳時代の人々が、小アゼが出来上がったばかりの極小区画には、馬を入れないように意識していたことが窺えるの



図11 Hr-FA下水田の馬蹄跡（浜川長町遺跡）
（上半では畦畔に沿うように、下半部ではランダムな蹄跡が残る）

である。図11は、浜川長町遺跡の Hr-FA 下水田跡である。丸い馬蹄跡が、下半部の荒起こし面ではランダムに、上半部の小アゼ完成面では右端の大アゼに沿うように検出された。小アゼ完成面を傷めないよう、意識して歩行していたことが想定されよう（櫻井1998）。

また、馬の蹄跡から、何らかの形で馬が農作業に参加していたことも窺われる。しかし、現段階では、具体的にどのような農作業に参加していたのかは、依然不明なままである。これからの発掘調査に期待をするしかないが、民俗例から考えられる蹄耕や、荷物の運搬・指導者の検分等、いろいろな場面を念頭に置いて考えていく必要があるだろう。

⑨ 犁・馬鋤を伴う牛馬耕は、導入されていない

牛馬耕との関係については、As-C下水田のところでも指摘した。詳しくは、前記の As-C 水田の部分を見ていただきたい。ここでは、略述にとどめることにする。

⑦の項でも述べたが、以前の小アゼが、新しく造成された小アゼに隣接して検出される例が増加している（図9）。もし、犁や馬鋤が導入されていたとすれば、このような以前の小アゼも、犁・馬鋤によって破壊され、検出できないと考えるのが自然であろう。このことも、犁・馬鋤を伴った牛馬耕が、極小区画水田には導入されていなかったと考えられる、一つの大きな傍証となる。

上記のように考えられるとすれば、小区画水田・極小区画水田が検出されたことが、牛馬耕が導入されていなかったという、メルクマールになり得るのではあるまいか。しかし、As-B下水田跡（1,108年）においても、小区画水田が検出されることがある（神谷1993）。この水田跡を耕作した人々は、経済的理由か、またはその土地の地形などの理由によって、牛馬耕を導入し得なかったと考えられる。

⑩ 6世紀代の群馬県における、先進灌漑技術である

まず初めに、小区画水田から極小区画水田への変化が、なぜ技術進歩と考えられるのか、について見ていこう。

そう考えられる前提として、初めに理解しなくてはならないことは、小区画水田を改良して、小アゼを増やし極小区画にすることが、非効率ではないということである。つまり、小アゼ専有面積の増加は、減収には結びつかない、ということである。さらに言えば、小区画でも、極小区画でも、計算上では収穫量に差はないのである。

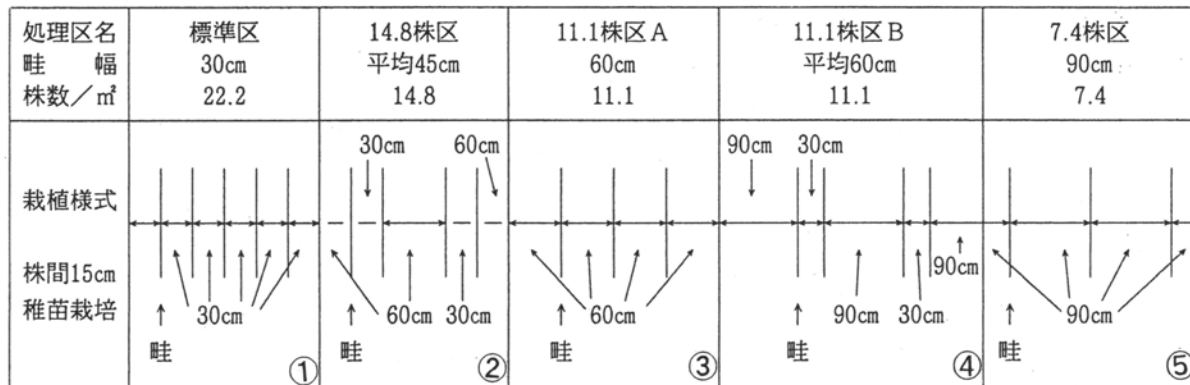
何故なら、現代でも田植えを行う際に、条間30cm、株間15cmほどに植えていくのである。30cmの条間に、小アゼがあったと仮定すれば、小アゼの有無は、作付け面積の減少とは、ほとんど関係ないのである（齋藤1998）。

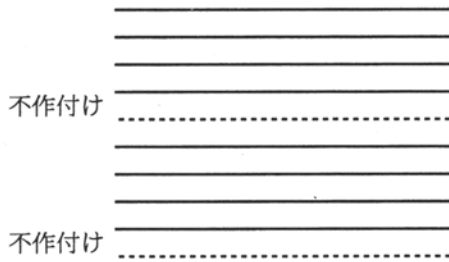
表2は、茨城県農業総合センターで実施した、異なる栽植密度での収量比較実験の結果である。¹¹⁾茨城県の結果からは、作付け株数を2/3（標準区の67%）にした場合でも、標準区に比べて収量は95.1%に達していることがわかる。また、表3の群馬県の場合では、作付け株数4/5（標準区の80%）の場合、①・②のように標準区に比べて減収となる場合と、③のように増収となる場合とがあることが確認できる。¹²⁾これらのことから、作付け株数と収量とは、必ずしも比例する関係ではないことがわ

表2 茨城県の実験例（筆者編図）

茨城県の実験方法概念図

処 理 区	玄米量 (kg/a)	収量比較 指 数
①標準区	41.2	100.0
②14.8株区	39.2	95.1
③11.1株区-A	38.6	93.7
④11.1株区-B	35.5	86.2
⑤7.4株区	31.2	75.7





群馬県の実験方法概念図（4/5作付）

実験例	処理区	玄米量 (kg/a)	収量比較 指数
①早植栽培	標準区	54.3	100.0
	4/5作付	48.0	88.4
②普通期栽培	標準区	56.3	100.0
	4/5作付	53.3	94.7
③普通期栽培	標準区	53.3	100.0
	4/5作付	54.3	101.9

標準区を100とした場合

表3 群馬県の実験例（筆者編図）

かるのである。つまり、作付け株数の減少率が、そのまま収量に反映されないのである。

では、何故わざわざ小アゼ数を増やしてまで、極小区画にする必要があるのか。この問題を解く鍵は、投入する資本・労働は、6世紀の極小区画のほうが、4世紀の小区画に比して確実に大きいということである。より多くの資本・労働を投入しているのに、4世紀の小区画水田と同じ収量では、割に合わない。収量と同じならば、4世紀の小区画水田の区画のままではよいはずである。しかし、群馬県下の6世紀の水田は、全てが無数の小アゼを基盤目状に配した、極小区画水田なのである。このことは現在で言う、“生産コスト”面から、考えていく必要があるように思われる。

くどくなるが、何故、より多くの資本・労働を費やしてまで、わざわざ極小区画にする必要があるのか。答えはやはり、費やしたものに見合うだけのメリット＝増収が、あったと考えざるをえない。4世紀の小区画水田の収量に比して、6世紀の極小区画水田のそれは、増加しているとしか考えられないのである。

それでは、4世紀の小区画水田と、6世紀の極小区画水田は、どこが異なるのか。それはやはり、用水を徹底

的に管理するために、小アゼの規格化がより進んでいることであろう。つまりは、より徹底した規格化・小型化による水管理技術の進歩、すなわち灌漑技術の発展と考えられるのである。ここに、古代水田稲作農業における、集約化の一端を窺うことができよう。

4 中国・朝鮮半島と群馬県

① 中国・朝鮮半島の水田跡

稲作の起源をめぐって、中国の長江流域が注目を集めている。それは、河姆渡遺跡の発見以来、長江中・下流域から新石器時代の稲作関連遺跡の発見が相次ぎ、水田稲作の起源を探る上で、長江流域の研究が重要な位置を占めるようになってきたからである。

日本の伝統文化は、水田稲作のみを経済的な基盤として形成されてきたものではない。しかし、水田稲作が日本の伝統文化を形成する上で、大きな比率を占めていたことは、容易に想像できる。こうした理解が、我々日本人の底流にあるからこそ、水田稲作の起源問題や、大陸からの伝播問題などが、昔から議論の対象となってきたのであろう。

群馬県は、中国大陸から見ると、九州・中国・近畿・中部地方の間にはさま、遙か遠い彼方に位置している。このため、直接的に大陸から影響を受ける割合は、九州などに比べれば、量的にも質的にも、はるかに少なかったに違いない。しかし筆者は、群馬県の特徴であるテフラ層下の埋没水田跡や、そこから得られた知見による水田稲作技術史などの視点から、日本列島と朝鮮半島・中国大陸との関係を考えていくことができると期待している。事実、群馬県のテフラ層下から検出されている小区画水田・極小区画水田が、朝鮮半島・中国大陸でも検出される可能性が高まってきたからである。

日本では、全国的に小区画水田が検出されている。この小区画水田の造成技術は、大陸からもたらされたものであることは、ほぼ間違いないであろう。何故なら、小区画水田が全国的に検出されていることに加えて、「農具や稲は大陸から伝わってきたが、水田造成技術だけは、日本のオリジナルだ」などという理屈は、まずあり得ないからである。

工業普通は、今後の調査を待たなければならないとされながらも、中国漢代の水田明器や、日本と近似する朝鮮半島の地形的な特徴から、「おそらく地形にそって、小さく区画された水田が並んでいたであろう」とされる（工業1991）。

また最近では、中国の江蘇省草鞋山遺跡において、馬家浜文化時代（紀元前4000年）の水田跡が検出されている。その水田跡は、不定形な小型の土坑状の窪みが、列状に連なったものであるという（藤原1995他）。日本の小

区画水田とは異なるが、水田の初現的な形態である可能性を、視野に入れておく必要がある。

図12のような初現的な形態とされる水田が、技術的な変革を経て、水管理をより意識した小区画水田へと発展していったであろうことは、想像に難くない。水田稲作の開始当初から、大きな区画を水平に区画整備して、大

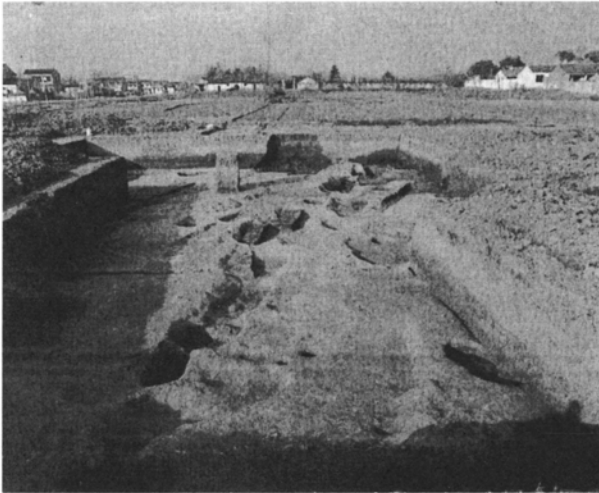


図12 草鞋山遺跡の水田遺構（中国蘇州）



図13 無去洞玉峯遺跡の水田遺構（韓国蔚山）

規模に水田稲作を行っていたとは、考えられないからである。

ごく最近では、朝鮮半島の蔚山・論山等において、朝鮮青銅器時代（BC8～BC5世紀）のものとして、小区画の水田跡が検出されている。図13で見ると、日本の小区画水田にそっくりである。これをもって、小区画水田は、朝鮮半島から伝来したと断定するには、慎重さが求められよう。しかし、小区画水田の造成技術が、中国大陸・朝鮮半島から伝来した可能性が、極めて現実性を帯びてきたことは確かである。大陸系磨製石器や木製農具、さらにイネや畑雑穀の類似から、寺沢薫は、「朝鮮半島南部こそが弥生農業の直接の故郷」だとされておられる（寺沢2000）。

大アゼで囲まれた大区画（水田1筆）の中において、地形の傾斜に直行・斜行するように、縦小アゼを列状に長く設け、それを湛水単位に区切っていくという技術は、群馬県では4世紀初頭の段階において、既にあったことがわかっている。全国的には、九州の板付遺跡や菜畑遺跡も、小区画水田の技術的な系譜上に、位置づけることができると考えている。

② 『周禮』 稻人条の“列”と小区画水田の“列”

ところで、西周封建制度を理想化して作られた官制の経典で、漢代に成立したとされる『周禮』に、次のような気になる一文がある。『周禮』地官稻人条には、

稻人掌稼下地、以猪畜水、以防止水、以溝澆水、以遂均水、以列舍水、以澮寫水、……

とある。天野元之助の鄭玄注をもとにした要約（天野1962）に従えば、「稻人は、下地（水澤の地）に稼すること（を）を掌どる。その方法は、猪で以て水を蓄え、防（隄）で以て水を止め、溝（幹渠）でもって水を蕩り、遂（受水小溝）で以て水を均しくし（分配し）、列（畦）で以て水を舍め、澮（去水大溝）で以て水を寫り（排出）……」とされている。

つまり、陂池（溜池）をつくって水をたくわえ、また隄防でもって水をとどめ、溝・遂をつくって水を田に入れ、畦畔（畦畔）をもって適度の水をため、排水溝に排水する、という意味である。

西嶋定生によれば、『周禮』は遅くとも前漢末には現在の体裁を完成していたものであり、その内容となっている個々の記事はそれよりさらに古いものを含んでいるという（西嶋1966）。

ということは、この文章は前漢代以前の華北における、水田稲作の用排水順序を示したものであると考えることができよう。

筆者が注目したいのは、その中で特に、「以列舍水」の部分である。この「列をもって一定の水をためる」の部分の“列”が、現在で言う「アゼ（畦畔）」を指していることは間違いない。その列（畦畔）が、どの程度の規模のものを意味しているのか、非常に興味が湧くのである。

群馬県で小区画水田・極小区画水田を発掘している筆者は、小区画水田・極小区画水田の、縦小アゼ列（水の流れる列）を指しているのではあるまいかという、単純且つ大胆な幻想に囚われている。

この『周禮』稻人条は、古代中国の水田稲作を考える場合、誰しもが必ず引用する基本文章であり、当時の理想的な水田灌漑系統を、簡潔に表現したものであろう。前漢以前の水田灌漑における理想的・典型的な灌漑構造は、猪（溜池）→防（土手）→溝（大溝）→遂（小溝）→列（アゼ）→澮（排水大溝）という順序で、用水が流れていくと考えられていた、として大過はあるまい。

ところで、『周禮』冬官匠人条には、陸田の灌溉系統を説明した文章がある。

匠人爲溝洫。耜廣五寸、二耜爲耦、一耦之伐、広尺深尺謂之畎。田首倍之、広二尺深二尺謂之遂。九夫爲井、井間広四尺深四尺謂之溝。方十里爲成、成間広八尺深八尺謂之洫。方百里爲同、同間広二尋深二仞謂之澮。專達于川。

〔匠人は灌溉を司り、耜は幅5寸(約11.5cm)で、耜が2つで耦とよぶ。この二人一組の耦ですき起こすと、広さ1尺深さ1尺の畎(畝間のサク or 溝)となる。田首では畎の倍の規模、つまり広さ・深さ2尺の遂(小溝)となる。9夫(井田制の9つの区画)を1井として、その井と井の間には広さ・深さ4尺の溝がある。十里四方(約4キロ四方)の範囲を成と言う。成と成の間には広さ・深さ8尺の洫(大溝)がある。百里四方(約40キロ四方)を同という。同と同の間には広さ2尋深さ2仞(約16尺)の澮(大溝)。そして川に達する〕¹³⁾

この『周禮』冬官匠人条によって、陸田(畠)に於いての用水は、「畎→遂→溝→洫→澮→川」という順序で、排水されることが理想的な姿であると考えられていたことがわかる。陸田では、広さ・深さとも1尺(約23cmとする)の畎から順番に、広さ・深さが16尺(約3.7m)の澮や川まで説明されている。

＜『周禮』の概要＞

(陸田) 畎→遂→溝→洫→澮→川

(小規模から大規模へ……排水過程)

(水田) 猪→防→溝→遂→列→澮

(大規模から小規模へ……灌溉・排水過程)

陸田・水田での灌溉構造の説明を並べると、上記のようになるが、陸田・水田で、説明の順番が逆になっていることに気づく。陸田では排水過程が、水田では灌溉過程が記されている。陸田での太字部分を逆にすれば、下のように表現できる。

(陸田)

(同規模か?)

溝(大溝)→遂(小溝)→畎(畝間のサク)

(水田)

溝(大溝)→遂(小溝)→列(縦小アゼ列?)



図14 極小区画水田の縮小アゼ列(上滝榎町北遺跡)



図15 極小区画水田(6世紀)の縦小アゼ列と現代の大区画水田(上滝榎町北遺跡)

この最後の畝と列が、もし同程度の規模のものを指しているとするれば、『周禮』地官稻人条中の「列」は、広さ1尺・深さ1尺の畝（畝間のサク）と、ほぼ規模の畦畔を意味しているともとれる。

そうすると、日本で全国的に検出されている小区画水田・極小区画水田の、まさに縦方向の小アゼ列（水の流れる方向の列）を意味している、という解釈も可能となってくる。

以上のことは、漢代の農書である『汜勝之書』の水田区画の大小について触れた部分である、「種稻區不欲大、大則水深淺不適」という内容と連動して考えると、さらに真実味を帯びてくるようにも思われるのである。

群馬県での発掘調査により、小区画水田・極小区画水田に於いて、用水が流れる方向は、すべてが縦方向の小アゼ（縦列）によって規定されていることがわかっている。つまり、縦列方向にのみ、用水が流れるのである。

このように考えられるとするならば、前漢時代以前の状況を伝えていとされる、『周禮』稻人条に残された水稲作技術が、中国大陸から朝鮮半島を経て、テフラ層下の群馬県において、その姿を現代の我々に伝えてくれているとする、夢のような解釈も視野に入ってくるのではないだろうか。

5 まとめ

群馬県における4世紀初頭の小区画水田、6世紀の極小区画水田を、やや掘り下げながら見てきた。

従来、群馬県ではテフラ層によって極めて良好な水田跡が検出できるため、可視的な遺構理解に安座し、水田検出のための理論的研究において、遅れをとってきた感がある。しかし、最近の北関東自動車道等の事前調査において、テフラ層下の水田跡と相前後する、洪水層下の水田が、幾面も検出されるようになってきた。洪水層下の水田検出は、テフラ層下の水田跡と異なり、年代決定に多少の困難を伴うが、それでも水田稲作技術の変遷を考える上で、重要な作業である。

水田稲作は、日本文化の基幹を形成してきたのであり、その生産域としての水田を理解することは、日本文化を考える上において、最も重要な条件の一つとなろう。群馬県における、小区画→極小区画という区画規模の変遷は、誰の目にも明らかである。この現象は、水田稲作技術の発展段階を、そのまま現代の我々に示してくれているのである。それは、増収を目的とした人力段階における灌漑技術の発展という流れの中で、容易に理解できるのである。

小区画水田・極小区画水田の灌漑用水は、縦小アゼ列に沿って、縦方向のみに流れるのである。これまで、区画面積の大小に固執するあまり、流水方向を規定する縦

小アゼの「列」としての灌漑機能を、やや軽視してきたように思われる。『周禮』稻人条の「列」と、小区画・極小区画の縦小アゼ「列」がリンクするかどうかは別として、「縦小アゼ列＝流水方向＝灌漑技術」としての視点から、小区画水田・極小区画水田の灌漑技術を再評価する必要がある。

次に牛馬耕であるが、人力段階と考えられる小区画水田・極小区画水田に、いつから牛馬耕が導入されていくのであろうか。筆者は、「小区画水田→極小区画水田→犁・馬鋤を伴う牛馬耕導入→小アゼ不要→不定形な大区画→条里区画（圃場整備）」という発展過程を、漠然と考えている。

群馬県では818年洪水層下水田より以後は、1108年のAs-B下水田にも、1783年のAs-A下水田にも、小区画水田・極小区画水田は見られない。このことは、大きな視野で見れば、その間に何かしらの水田造成技術上の画期があったはずである。その原因が、単純に犁・馬鋤を伴う牛馬耕だけに求められるのか、それとも用排水路の整備や道路網の整備を伴う方格地割の導入問題など、全体的な考察が必要となってくるのかは、今後の課題としたい。ただし筆者は、条里制を伴うような方格地割（＝圃場整備）を導入しようとする必要条件の一つとして、牛馬耕が大きな位置を占めていたことは間違いないと考えている。

中国大陸における犁については、新石器時代の石犁を念頭に置いた中国独自起源説とともに、応地利明氏によるユーラシア大陸規模での「長床犁の道」による伝來說（応地1987）もあり、その起源や発展過程等の問題は、未だ明確に整理されているとは言えず、今後も引き続き注目していくべき問題である（渡部1999）。

一方の、馬鋤（耙・鈔）の出現は、犁に対して遅れるようである。華北では、魏晉時代の甘肅省嘉峪関市の新城公社の画像磚（AD3世紀後半）の耙、華中・華南においては永嘉4（AD310）年の西晉墓（広東省連県）等の明器の鈔まで遡ることができる。今のところ、中国における馬鋤（耙）は、後漢～魏晉時代の華北陸地帯において出現し、魏晉南北朝時代（AD3～6世紀）の動乱期に、鈔（水田耙）への改良を伴いながら、華中・華南へ伝播していった、と考えられよう。

朝鮮半島における犁は、『三国史記』の智證（ジジェン）王3年（AD502）に、「始めて牛耕を用いる」とあり、それ以前からの民間における牛耕利用が推測できる。また、『特別展 稲作文化3000年—米—』（国立中央博2000）には、「高句麗では3世紀頃まで、中国のV字形犁冠や三角形鉄製犁先を付けた有床犁を使用したが、4世紀後半から5世紀頃には三角形型の犁先を生産した。新羅ではこれより遅い6世紀頃に、丸いU字形犁先が出土しており、これらはすでに地域的特性を見せながら、新羅の辺境地

域まで普及拡散している。三角形型犁先は、主に中部以北地域、即ち畠作中心地に分布し、水田耕作が併行していた新羅では丸いU字形が好まれた。」とある。¹⁴⁾初めは、中国産の犁を用いていたが、漸次国産に変化していったことが窺われる。

日本における牛馬耕関係の資料は、滋賀県石田遺跡で発見された4世紀末～5世紀初頭の馬鍬(杓)が最初である。河野通明は、古墳時代において、馬鍬が犁よりも先行して導入されたとされる。そして伝来した馬鍬は、当時の全国なべて馬という状況下において、牽引獣としての馬と結びつくことにより、呼称も「ウマクワ」(馬鍬)となったと理解される(河野1994)。

生産域と人力・牛馬耕との問題は、日本のみならず、朝鮮半島・中国大陸の状況についても視野に入れながら考えていく必要があることは言うまでもない。しかし、中国・朝鮮半島・日本それぞれにおいて、この問題についての発展過程や因果関係が、はっきり解明されているとは言い難く、越えるべきハードルが幾つも横たわっているのが現状である。今後とも、日本のみならず大陸をも含めて、その動向を追究していく必要があるだろう。今後に期したい。

以上は、筆者の浅見によるものであり、先学諸氏に多くの御教示・御指導をいただければ幸甚である。

また執筆に際し、群馬県農業試験場、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の各位から多くの御教示を賜った。特にハンブル訳については坂井隆氏に御指導いただいた。記して、感謝の意を表したい。

(2001.2.28 脱稿)

註

- 1) 工業善通は、ミニ水田という名称は必ずしも適当な名称ではないとされ、「極小区画水田」という用語を使用されており、ここではそれに従うことにする(工業1991)。
また筆者は従来、弥生時代以来の小区画水田を、「不規則な小区画水田」と記述してきた(齋藤英敏1998・1999)。しかし、小区画水田については、以前から「不定形小区画水田」という用語も使用されている。「不規則」も「不定形」も、意味するところは同じである。
弥生時代以来、全国的に見られる小区画水田の中には、一区画あたりの面積は、極小区画水田と比べるとやや大きい、規則的に四角形を呈するものもある。また、静岡県瀬名遺跡1区22層水田・河合遺跡八反田地区第6遺構面水田では、弥生時代後期～古墳時代前期の極小区画水田も検出されているという(滝沢1999)。
筆者は、水田形態の発展過程として、小区画水田→極小区画水田→大区画水田という変化を考えている。ただし、「小区画水田」と「極小区画水田」の厳密な区別を、具体的に定義することは困難であると思われる。そこで、大まかに、小区画水田から極小区画水田へ、そして牛馬耕に伴う大区画水田、トラクター・耕耘機に伴う大区画水田という変化を、漠然と考えておきたい。
- 2) 現代の農学上では、現代の圃場整備後の水田を称して、「大区画水田」というようである(田淵1999)。しかし、ここでは大畦群の中を、さらに均等細分するような明確な小アゼを伴わない、818年洪水下水田・As-B下水田以降の水田跡を、漠然と大区画水田としている。

- 3) 能登健は、大区画を形成する大きな畦を地割と呼んでいる。ここでは、「大アゼ」と、そのまま呼称する。そして、その「大アゼ」で囲まれた大きな区画を、「大区画」と呼ぶことにする(能登1983)。
- 4) As-C(浅間山C軽石)降下の年代は、従来4世紀中葉とされてきたが、一般的に4世紀初頭とされている。また、近年は年代的に更に溯る論考もある。友廣哲也は、「新しくても西暦300年前後にあり、これを下ることはない」とされている。ここでは、友廣に従うが、とりあえず4世紀初頭として論を進めることにする(友廣1995、等参照)。
- 5) Hr-FA・Hr-FPの降下季節については、原田恒弘・能登健・坂口一らによって、初夏との見解が示されており、ここではそれらに従う(原田・能登1984、坂口1993・1999)。
- 6) 従来、極小区画水田の小アゼの横隣に、以前(前年)の小アゼであろうとされるアゼ状の高まりがあることが確認されていた(遠藤1996等)。この以前の小アゼと考えてられていた高まりは、実は以前の小アゼではなく、上面のHr-FP下水田畦畔のプリントであるという見方もあり、今後の検討課題となろう(石井2000)。
- 7) 滋賀県石田遺跡で4世紀末～5世紀初頭の馬鍬が検出されたこと、中国崧沢文化～良渚文化(BC4000～BC2000)の時期に、石犁と呼ばれる牽引用とされる農耕具があること等から、東アジアにおける犁耕については今後の動向が注目される。中国の石犁が人力によるものだとすれば、当然弥生時代の倭国に伝来しても良さそうであるが、今のところその形跡は窺えない。今後の展開に注目していく必要があるだろう。
- 8) Hr-FA・Hr-FP下水田でも、大アゼのみの水田跡や、広い区画の水田跡が検出される例もある。それは、1これから小アゼを造成するアラオコシの面、2当時の火山災害(泥流・洪水)の影響などで、小アゼの遺存状況が悪いこと、等として理解することができよう。
- 9) 高谷他1981。
- 10) スマトラの小区画水田では、耕起・代掻きは行われていない(註9、P-30参照)。
また、沖積地帯の粘土質の水田や、干拓地の地下水位の高い水田では、浸透が大きくないので、代掻きをする必要があるかどうか見直す動きもあるようである(田淵1999)。
- 11) 茨城県1999。
- 12) 群馬県農業試験場の御教示による。実験1・2・3の品種は、いずれも「朝の光」。表は筆者の編図による。
- 13) 筆者訳。「耦耕」については、諸説がある(米田賢次郎1979「反耕芻言」『東洋學報』60-3・4、のち同氏1989所収、等参照)。
- 14) 『特別展 稲作文化3,000年—米—』の訳は、坂井隆氏の御教示による。

<引用・参考文献>

- 相京建史 1998『群馬県下水田・畠跡調査一覧表』『第8回東日本の水田跡を考える会—資料集—』。
- 天野元之助 1981『中国農業史研究 増補版』第二編第一章「水稻作技術の展開」。
- 新井房夫編 1993『火山灰考古学』古今書院。
- 石井克己 2000『鯉沢瓜田遺跡』P-21参照。子持村教育委員会。
- 石坂茂 1983『同道遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 茨城県農業総合センター農業研究所 1999「水稻の栽植密度が収量・品質におよぼす影響」『平成10年度農業研究所試験成績概要書』。
- 遠藤俊爾 1996『吹屋瓜田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 及川司・山中朝二・小澤敦夫・中尾欣司・笠井信孝 1996『曲金北遺跡(遺構編)』(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所。
- 応地利明 1987「犁の系譜と稲作」『稲のアジア史』第1巻 小学館。
- 王龍華・劉勝利 1959『中國農學史(初稿)上冊』(中國農業科學院・南京農學院)中國農業遺產研究室 科學出版社。
- 大島曉雄他 1983『図説 民俗探訪事典』山川出版社。
- 岡島秀夫・志田容子訳 1986『汎勝之書—中国最古の農書—』汎勝之著 石声漢編・英訳 農山漁村文化協会。
- 神谷佳明 1993『下川田平井遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 神谷佳明・遠藤俊爾 1996『群馬県内 Hr-FA 下、Hr-FP 下水田一覽』『吹屋瓜田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 神戶聖語・関口修・高橋政子 1980『御布呂遺跡』高崎市教育委員会。
- 韓国国立中央博物館 2000『特別展 稲作文化3000年—米—』。

工業普通 1991『水田の考古学』東京大学出版会。
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997～1999『年報』17～19。
 河野通明 1994『日本農耕具史の基礎的研究』和泉書院。
 小柳美樹 1997『中国先史稲作30項』『日本中国考古学会会報』第7号。
 小柳美樹 1997『石犁・破土器・耘田器』『日本中国考古学会会報』第7号。
 小柳美樹 1999『稲と神々の源流—中国新石器文化と稲作農耕—』『食料生産社会の考古学』朝倉書店。
 小柳美樹 2000『中国新石器時代文化期における稲作農耕の展開』『日本中国考古学会会報』第十号、日本中国考古学会。
 齋藤利昭 2001『横手早稲田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
 齋藤英敏 1998『試論古代小區画水田』『古文化淡叢』41。
 齋藤英敏 1999『水田区画規模と牛馬耕についての一試論—小區画水田から大區画水田へ—』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』17。
 坂口一 1989『有馬条里遺跡 I』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
 坂口一 1993『火山噴火の年代と季節の推定法』『火山灰考古学』古今書院。
 坂口一 1999『古墳時代水田における畦づくり過程の復原—古墳時代後期・極小區画水田の一例—』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』16。
 櫻井美枝 1998『浜川遺跡群』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
 佐藤洋一郎 1996『DNA が語る稲作文明』日本放送出版協会。
 佐藤洋一郎 1999『DNA 考古学』東洋書店。
 高崎市教育委員会 2000『新編高崎市史』資料編第2巻。
 高橋護 1999『縄文文化における農耕』『日本中国考古学会第10回大会プログラム』、後2000『日本中国考古学会会報』第十号 日本中国考古学会。
 高谷好一・前田成文・古川久雄 1981『スマトラの小區画水田』『農耕の技術』4 農耕の技術研究会。
 滝沢誠 1999『日本型農耕社会の形成—古墳時代における水田開発—』『食料生産社会の考古学』朝倉書店。
 田崎博之 1997『農具から見た長江下流域の農耕文化と弥生文化』『福岡からアジアへ5—長江に見る弥生の源流—』西日本新聞社。
 田淵俊雄 1999『世界の水田日本の水田』農山漁村文化協会。
 寺沢薫 2000『日本の歴史02—王権誕生—』講談社。
 友廣哲也 1995『毛野における古墳時代文化の受容—一周溝墓出現期の検討—』『古代探叢Ⅳ—滝口宏先生追悼考古学論集—』。
 中島直幸・田島龍太 1982『菜畑遺跡』唐津市文化財調査報告5。
 中村慎一 1999『農耕の祭り』『古代史の論点5—神と祭り—』小学館。
 西嶋定生 1966『中国経済史研究』東京大学出版会。
 西山武一・熊代幸男 1969『校訂・譯註齊民要術』アジア経済出版会。
 日本文化財科学会シンポジウム『稲作起源を探る』実行委員会 1996『稲作起源を探る—中国・草鞋山遺跡における古代水田稲作—』。
 農林水産省農林水産技術会議事務局 1993『昭和農業技術発達史』第2巻 水田作編 農山漁村文化協会。
 能登健 1983『小區画水田の調査とその意義—群馬県同道遺跡—』『地理』28—10
 能登健 1983『群馬県下における埋没田畠調査の現状と課題—火山災害史への考古学的アプローチ—』『群馬県史研究』17。
 能登健 1989『古墳時代の火山災害—群馬県同道遺跡の発掘調査を中心にして—』『第四紀研究』27—4。
 能登健・小島敦子 1997『群馬県の水田・畠調査遺跡集成』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』14。
 原田恒弘・能登健 1984『火山災害の季節』『群馬県立歴史博物館紀要』第5号 群馬県立歴史博物館。
 深澤敦仁 1999『水田祭祀跡に関する覚書』『考古学に学ぶ—遺構と遺物—』同志社考古学シリーズVII)。
 藤原宏志 1995『稲作起源を求めて』『古代に挑戦する自然科学』第9回『大学と科学』公開シンポジウム組織委員会。
 藤原宏志 1998『稲作の起源を探る』岩波新書554。
 町田章 1987『中国と朝鮮の稲作—考古史料からの考察—』『稲のアジア史—アジアの中の日本稲作文化—受容と成熟』第3巻 小学館。

間庭稔 1997『古墳時代前期の水田跡』『群馬文化』第252号。
 牟永杭・宋兆麟 1981『江浙の石犁和破土器—試論我国犁耕の起源—』『農業考古』2。
 山崎純男 1979『板付周辺遺跡調査報告書』5 福岡市埋蔵文化財調査報告49。
 兪為潔 1996(小柳美樹 訳)『良渚文化期の農業』『日中文化研究』勉誠社第11号。
 游修齡 1995『中国稲作史』中国農業出版社。
 米田賢次郎 1989『中国古代農業技術史研究』同朋舎。
 李根蟠 1992『中国農業史』文津出版。
 梁家勉 1989『中国農業科学技術史稿』農業出版社。
 渡部武 1999『西南中国の在来犁の諸問題—唐代<南詔図巻>中の二牛抬横図をめぐる—』『日中文化研究』14—環境から考える東アジア農業—。

〈図版引用文献〉

図1 高崎市2000。日本考古学協会静岡大会実行委員会・静岡県考古学会 1988『日本における稲作農耕の起源と展開—資料集—』。
 図3-1・2 大島他。
 図3-3 農林水産省1993。
 図4 齋藤利昭2001。
 図6 游1995。
 図7 坂口1989。
 図8 高崎市2000。
 図10 高崎市教育委員会文化振興課埋蔵文化財係 1994『浜川芦田貝戸遺跡 II』。
 図11 櫻井1998。
 図12 日本文化財科学会1996。
 図13 韓国国立中央博物館2000。
 表3 茨城県1999。

小区划水田・极小区划水田的构造

—从日本群馬县的水田来推测古代东亚洲—

斋藤英敏

1 前言	4 中国大陆・朝鲜半岛和日本群馬县
2 关于小区划水田 (公元4世纪)	5 结语
3 关于极小区划水田 (公元6世纪)	

— 摘 要 —

日本群馬县有被年代不一的五层火山灰覆盖的各个时代水田遗迹.因此,群馬县有很容易发掘到年代不一的水田遗迹的优点.就是说,不但可以发掘到广大范围的同年代水田遗迹,而且可以发掘到重层的年代不一水田遗迹.

在群馬县,已经明显地看出区划面积的变迁,如:小区划水田→极小区划水田→大区划水田(条里制下的水田).现在,在群馬县发现年代明确的5层水田中,可以如此理解:公元4世纪初期的As-C下水田属于小区划水田,6世纪初期的Hr-FA下水田和6世纪中期的Hr-FP下水田属于极小区划水田,As-B下水田(1,108年)和As-A下水田(1,783年)属于大区划水田.

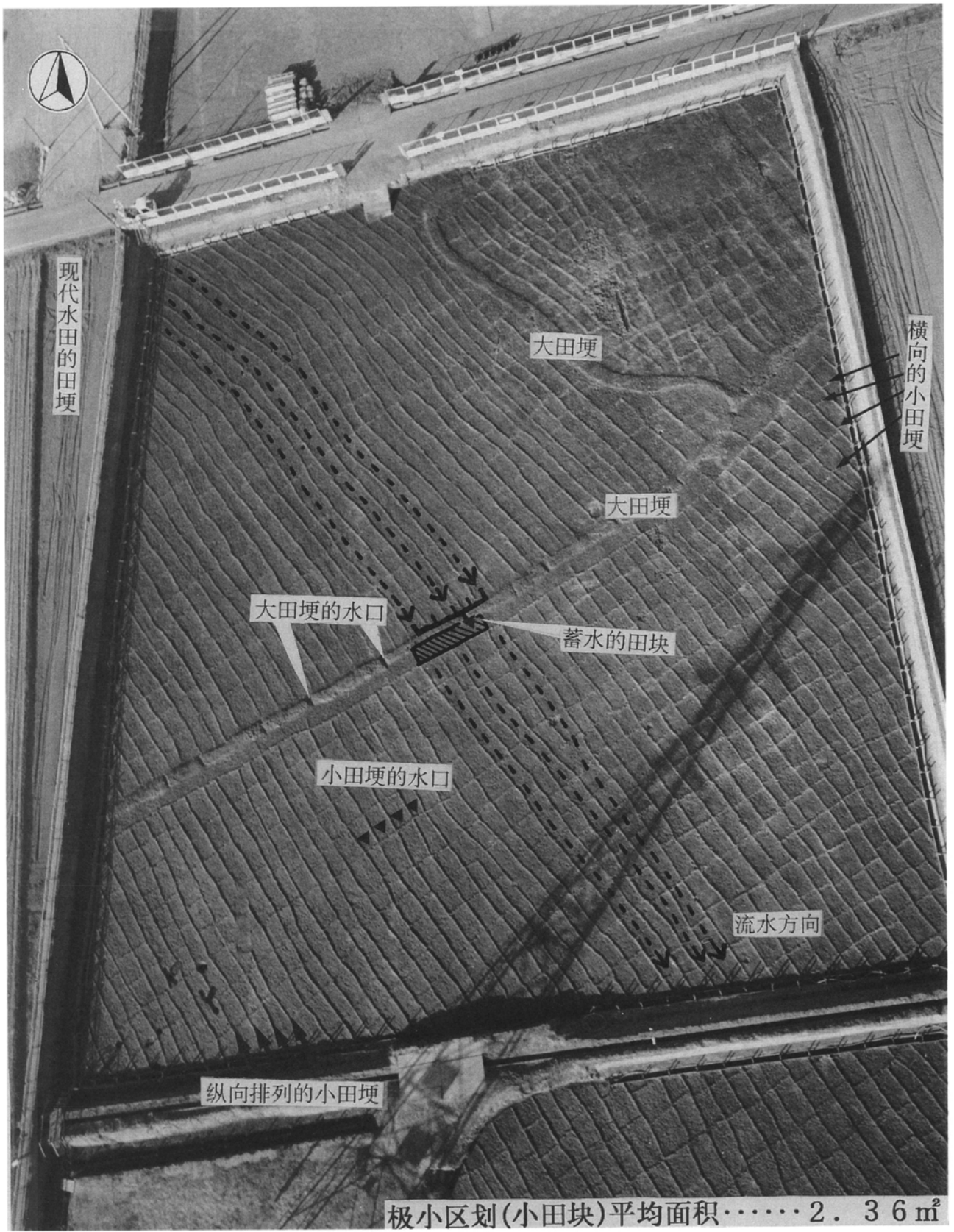
笔者一直认为,水田区划规模的变迁反映着水稻耕作技术的发展,也就是水田灌溉技术的发展(斋藤1998,1999).并且能指出,从小区划水田到极小区划水田的变迁是指人力阶段的灌溉技术的发展,而从极小区划水田到大区划水田的变迁是带着犁、马鍬(耙、耖)的牛马耕作技术的影响.

这二十年来,在日本各地涌现了发现小区划水田、极小区划水田的消息.另外,最近在中国也发现了新石器时代水田的遗迹,在韩国也发现了青铜器时代水田的遗迹.在这种情况下,为了研究水稻耕作技术,我们应再次认识到广阔视野的重要性.

在上述现状下,对群馬县小区划水田、极小区划水田基本看法的总整理,就具有很重大的意义.所以,这篇论文的首要目的是介绍对于古代水田的看法,其次,通过中国、朝鲜半岛的水田遗迹和文献资料等,简单地考察水稻耕作技术的传播问题,从而提出对《周礼·地官稻人》中“以列舍水”的新解释.

关键词语

·对象时代 (日本) 弥生时代・古坟时代
(中国) 春秋战国~汉代
(朝鲜半岛) 青铜器时代~三国时代
对象地域 日本(主要群馬县)・中国・朝鲜半岛
研究对象 小区划水田・极小区划水田・牛马耕作



由高低关系的影响呈列状的群馬县极小区划水田
(公元6世纪, 古坟时代)

群馬県における平安時代の水田開発について

—— 前橋台地南部を中心とした試論 ——

新 井 仁

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 はじめに | 2 北関東自動車道西田遺跡の概要 |
| 3 前橋台地南部周辺の平安時代水田遺跡の様相 | 4 水田開発の時期と契機 |
| 5 おわりに | |

—— 要 旨 ——

群馬県は、浅間山、榛名山等の噴火による火山灰が数度にわたって降下しており、これにより埋没した水田が数多く検出されている。平安時代の水田については、浅間B軽石(As-B)下水田が特に多く検出されており、条里制の問題とも関係して多くの論考がなされている。

北関東自動車道の西田遺跡でもAs-B下水田を中心として検出されているが、西田遺跡周辺の高崎市東部から前橋市南部にかけての地域の遺跡でも、As-B下水田が広範囲に検出されており、当時の水田地帯となっている。As-B下水田は、1町(約109m)四方の条里地割にのっており、内部形態も条里制の「半折型」あるいは「長地型」を呈するものもある。しかし、幅は不揃いで部分的なものが多い。水田耕作土の下からは、竪穴住居や9世紀の洪水層下水田が検出される遺跡もあり、As-B下水田の開田時に大規模な水田開発があったことが想定される。

開発の時期は、下層から検出された竪穴住居や洪水層下水田の年代から、9世紀後半代以降と推定される。開発の契機としては、公地公民制の崩壊にともなう私有地の拡大が考えられ、背景には牛馬耕の普及があったことが想定される。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬前橋台地周辺

研究対象 水田・条里制

1 はじめに

群馬県は、浅間山、榛名山等の噴火による火山灰が数度にわたって降下しており、これにより埋没した水田が数多く検出されている。水田が埋没している降下火山灰の中でおもな物は、浅間A軽石(As-A-1783年降下)、浅間B軽石(As-B-1108年降下)、榛名二ツ岳軽石(Hr-FP-6世紀中葉)、榛名二ツ岳火山灰(Hr-FA-6世紀初頭)、浅間C軽石(As-C-4世紀初頭)等である。

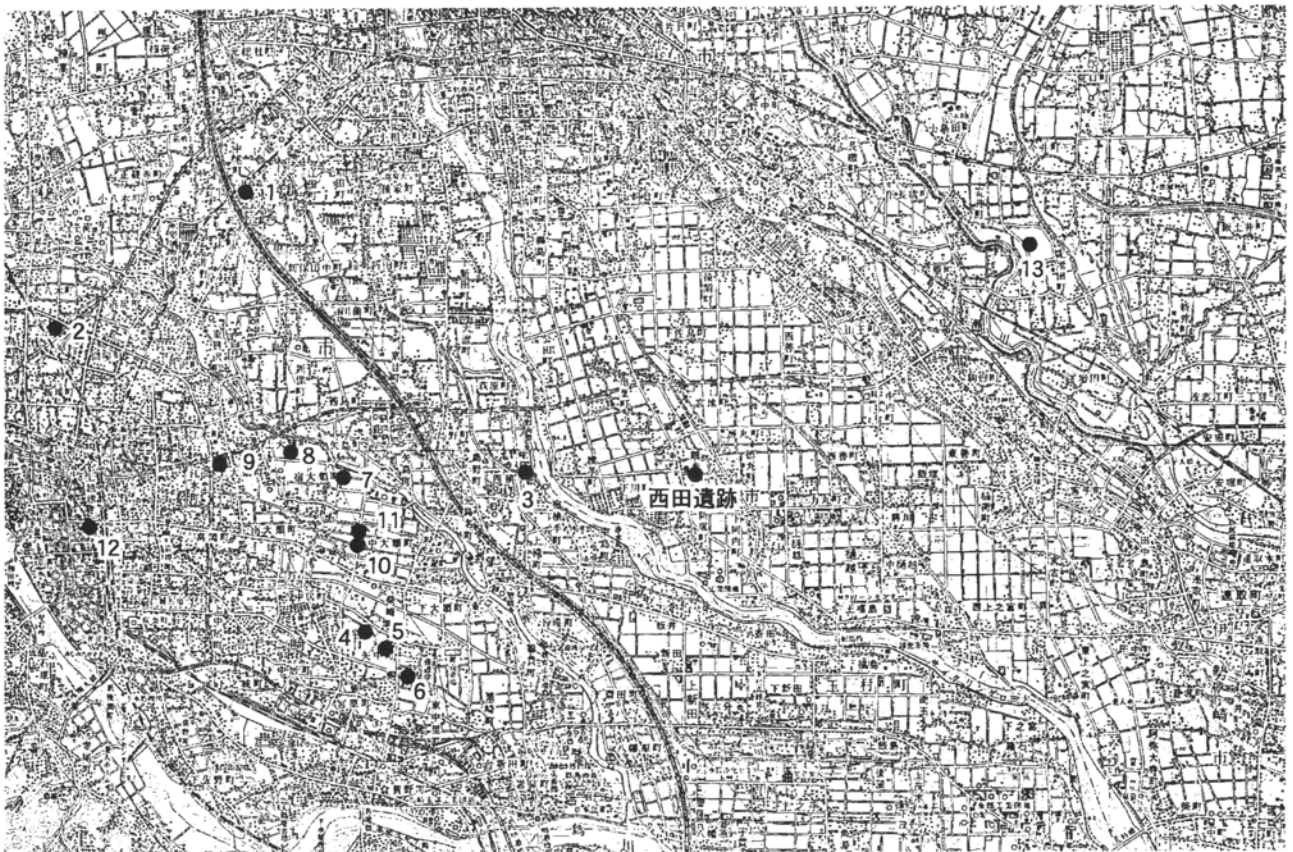
高崎市東部から前橋市南部を通して伊勢崎市に抜ける、北関東自動車道建設に伴う発掘調査においても、多くの水田が調査されている。前橋南インター予定地の西田遺跡では、特にAs-B下水田が広範囲に検出されており、水田研究における良好な資料となっている¹⁾。As-B下水田は過去に多くの調査例があり、また条里制の問題と関係して多くの論考がなされているが²⁾、西田遺跡周辺でもかなり広範囲に分布しており、形態もいわゆる条里の地割りになっているものがほとんどであり、大規模な水田開発が想定できる。ここでは、西田遺跡を中心として高崎市東部から前橋市南部にかけての主なAs-B下

水田および9世紀の洪水層下水田検出遺跡の検討により、この地域の水田の様相と開発の時期について考えてみたい。

なお「条里制」の用語については、過去において地割形態・土地表示のための呼称・班田収授法との関係などから多岐にわたる内容で使用されてきたが、ここではそれについて詳しく検討する余裕がないため、制度としての条里制には触れないで、地割の実態把握にのみ焦点を当てることとする。そして内部形態も含めた1町四方の地割形態を「条里地割」とし、多くの内容を含む「条里制」と区別して使用したいと思う。ただし、内部形態の「長地型」「半折型」の名称については、1町方格とともに条里制の基本要素でもあり、特徴的な形態であるのでそのまま使用した³⁾。

2 北関東自動車道西田遺跡の概要

西田遺跡は利根川とその支流の端気川に挟まれた低地に立地する。現標高は約78mである。調査対象地は、北関東自動車道前橋南インター建設予定地で、調査面積は



- 1 日高遺跡 2 大八木水田遺跡 3 西横手遺跡群 4 矢中遺跡群天王前遺跡 5 矢中遺跡群柴崎前遺跡
 6 矢中遺跡群矢中村東遺跡 7 宿大類遺跡群山鳥遺跡 8 宿大類遺跡群天田遺跡II 9 上大類野地田遺跡
 10 南大類稲荷遺跡 11 南大類東沖遺跡 12 旭町I遺跡 真町I遺跡 13 前橋市中原遺跡群

図1 遺跡位置図(国土地理院1/50,000『高崎』『前橋』を縮小して使用)

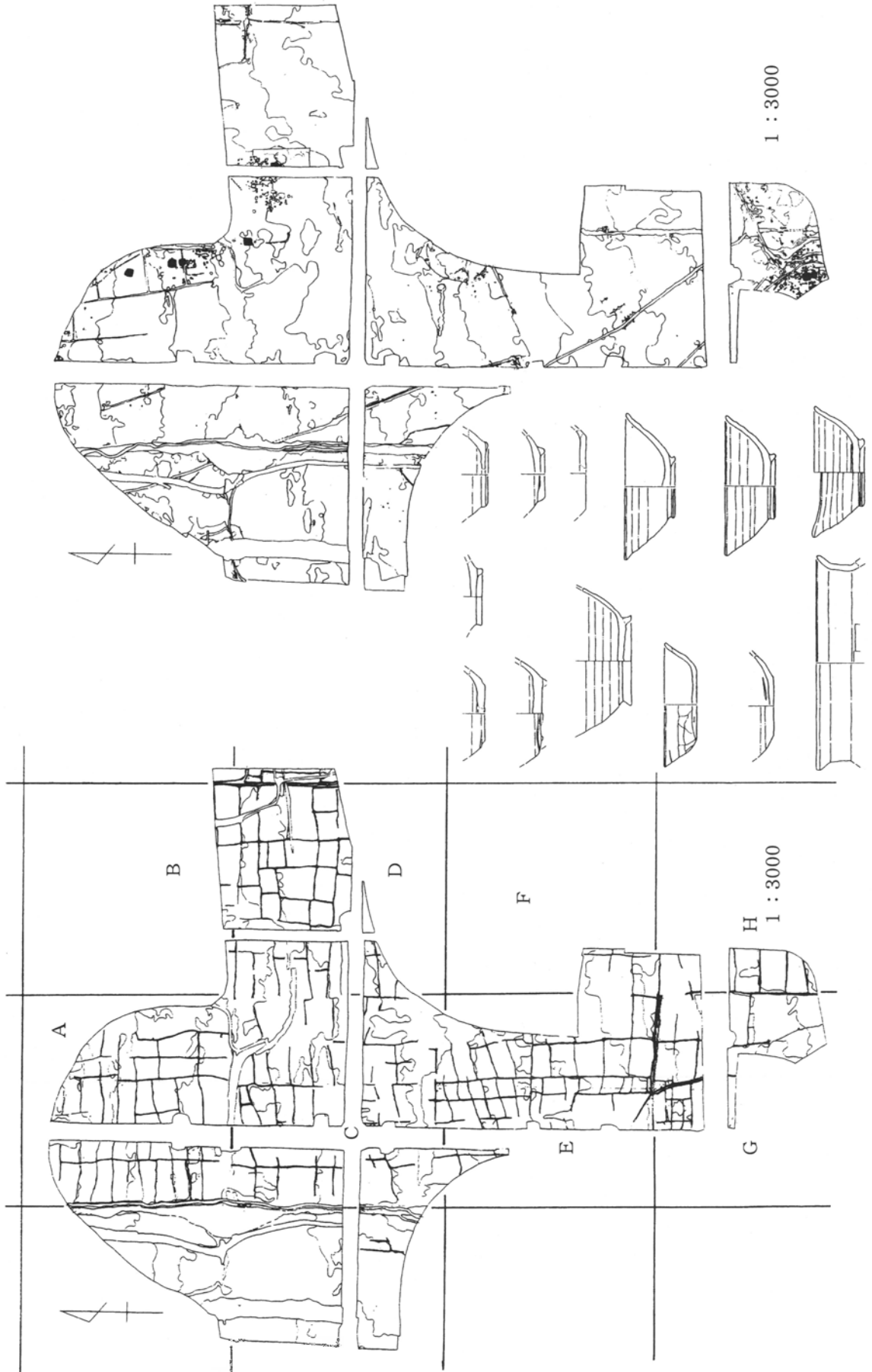


図2 北関東自動車道西田遺跡As-B下水田平面図

図3 北関東自動車道西田遺跡Hr-FA下相当面平面図および竪穴住居出土遺物

47,000m²である。調査面数は総計で5面で、上から中世面、As-B下面、Hr-FA 下相当面、As-C混土下面、As-C下黒色土下面であるが、全面調査されたのはAs-B下面とHr-FA 下相当面で、他の面は削平や遺構なしのため部分的な調査となっている。中世面からは、溝・土坑等の遺構が検出され、As-B下面からは大区画水田が、Hr-FA 下相当面からは竪穴住居・掘立柱建物・溝・土坑等が、As-C混土下面からは、1区画10~20m²のやや不規則な小区画水田の畦畔の痕跡が、As-C下黒色土下面からは、溝が検出されている。

As-B下面(図2)は、南端部の微高地の一部を除いて、ほぼ全面から水田が検出された。調査区西部に、南北方向に走る溝(11・12号溝)が検出されており、また中央に小規模な溝をもつ畦畔が、南北方向のものが調査区東部に1条、東西方向のものが調査区南部に1条検出されている。南北方向のものは、11・12号溝の東約220mのところを位置している。11・12号溝は調査区の西部を直線的に縦断しており、溝の東際には畦畔も確認されているため、大畦畔と考えられる。同様に中央に溝をもつ畦畔も大畦畔であろう。2本の南北大畦畔間は、距離が220mと1町の2倍あり、間に大畦畔が1条あると考えられるが、後世の削平のため、南北に縦断する畦畔ははっきりと確認されていない。しかし南部で一部確認されており、はっきり確認できない部分も、東西畦畔のずれなどの痕跡が残っているため、当時は存在していたと考えられる。東西方向も、南部の大畦畔以外は、はっきりと大畦畔が確認できないが、大畦畔の北側110m強のところにはほぼ東西に走る畦畔が一部確認され、さらに北側110mのところにも、西部は近現代の道路にこわされているが、東部には東西に走る畦畔が検出されているため、北側に2本大畦畔が存在したと考えられる。すなわち、調査区内には南北の大畦畔が3本、東西も3本、計6本の大畦畔が存在し、8つの大区画が確認できることになる。(北西から南西に向かってA~Hとする)。

大区画内は、畦畔によりさらに小さな区画に分けられている。小区画は、基本的には東西南北の畦畔に区画された長方形をなしていると考えられるが、畦畔が斜めのものや曲線のものも多い。A区画は、11・12号溝の東約20mに並行する南北の畦畔があり、東西の畦畔は南の大畦畔推定ラインから6mのものが南北畦畔でずれることなく東西に通っているため、この形を見ると条里制の半折型に合致している。しかし、他の南北の畦畔は、東西畦畔のところではずれていたり、曲線であったりして、大区画全体ではきれいな半折型になっているわけではない。同様に、他の大区画内も、東西南北にきれいに走る畦畔は少なく、幅も不揃いで曲線になっているものが多いが、全体的に条里制の半折型がくずれた形態をしているといえる。ただ、D区画は東西南北両方向ともずれる

ことなく区画を通る畦畔は少なく、半折型の形態をなしていない。また、部分的に長地型の形態をなしている区画もある(E区画など)。

Hr-FA 下相当面(図3)は、後世の耕作がHr-FA 下面の下まで及んでいるため、火山灰はほとんど残存せず、6世紀初頭以降から12世紀初頭までの遺構はすべてこの面で確認される。竪穴住居は、北東部の調査区境界付近から6軒、南端部の微高地から3軒計9軒検出されている。残存状況が悪く遺物も残りの良いものは少ないが、回転糸切り無調整の須恵器坏やコの字状口縁の土師器甕等から、9世紀後半代の遺構と考えられる。土坑・ピットは竪穴住居の周辺に多く分布している。時期の判明するものは少ないが、住居と前後する時代のものが多いと考えられる。溝も、出土遺物が少ないため時期を確定するのが困難であるが、古墳時代の溝は走向が北西から南東で、平安時代のものは南北方向に走っていると考えられる。As-B下面の11・12号溝のほぼ真下に、同様の走向でやや規模の大きい溝が検出されている(119・121号溝)。出土遺物がほとんどなく時期は不明であるが、洪水起源と考えられる砂層で埋没し、同様の層が竪穴住居の埋没土を切った極薄い溝状の遺構として確認されており、竪穴住居よりも新しい可能性が高い。また、南部や東部でも、上のAs-B下水田の溝や畦畔とほぼ同位置で走向も同じ溝が検出されているため、この時点でAs-B下水田と同じ地割となっていたと考えられる。

竪穴住居は上部を大きく削平されており、本来は周囲がもっと高かったと想定される。元の地形は、住居・土坑の集中する調査区北東寄りの部分等は微高地で、大規模な溝の周辺は低地で水田があったと考えられるが、Hr-FA 下水田が一部畦畔のみ検出されているだけで、住居と同時期の水田は確認されていない。

竪穴住居のあった9世紀後半代から、12世紀初頭の間は微高地と推定される部分もすべて水田化されている。このため、この時期に居住域まで水田化するような大規模な水田開発があったことが想定できる。

3 前橋台地南部平安時代水田遺跡の様相

ここでは高崎市東部から前橋市南部にかけての主なAs-B下水田検出遺跡の状況を検討することにする⁹⁾。

(1) 高崎市日高遺跡(図4)

A・B区、C区、D・E区について検討する。

A・B区 大畦畔は、東西3本、南北2本、計6本確認されており、畦畔間はほぼ109mとなっている。大畦畔による区画は、はっきりと確認されているもので4区画ある。大区画内の状況が判明するところでは、南北に走る小畦畔が、約20m間隔で確認されており、半折型の水田区画になる部分があるが、全面ではない。

C区 大畦畔は、東西4本、南北3本、計7本確認さ

れている。畦畔間は約110mである。大畦畔による区画は9区画確認できるが、大区画内の状況が判明もするものは少なく、南北の小畦畔で区画されている部分があるが、間隔は不揃いで、長地型・半折型に比定できるものはない。また、非常に不規則な小畦畔によっている大区画もある。

D・E区 大畦畔は、東西2本、南北2本、計4本確認されている。この地区には関越自動車道調査区が含まれるが、この調査区の北西部・南東部は微高地となっており、水田はつくられていないため、全面水田ではない区画がある。また、南北畦畔には再開発とされる平行移動した大畦畔が確認されている。大区画内の状況がわか

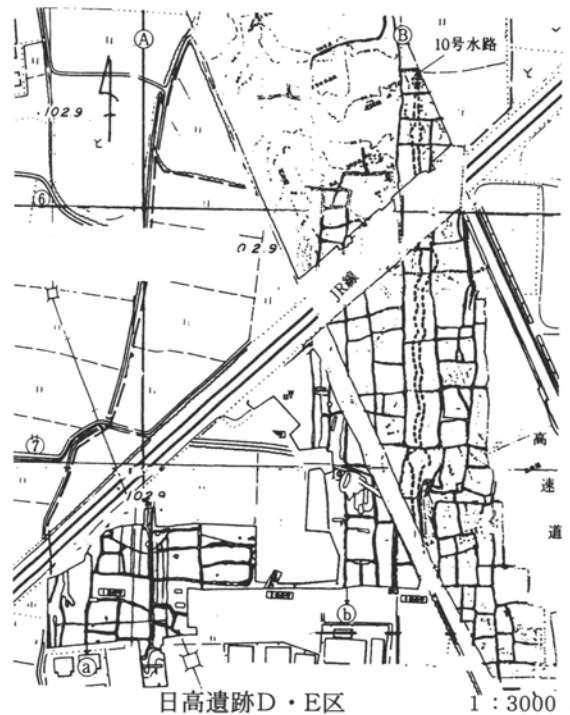
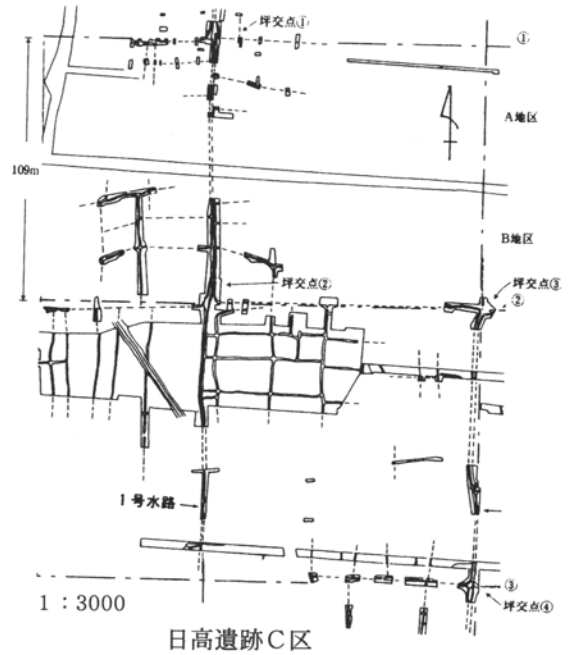
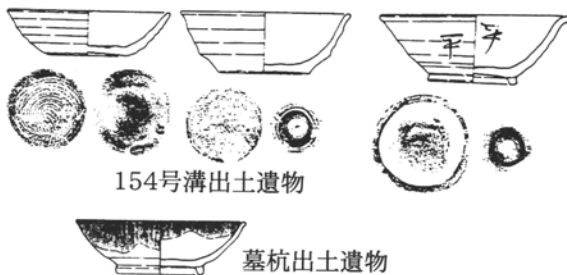
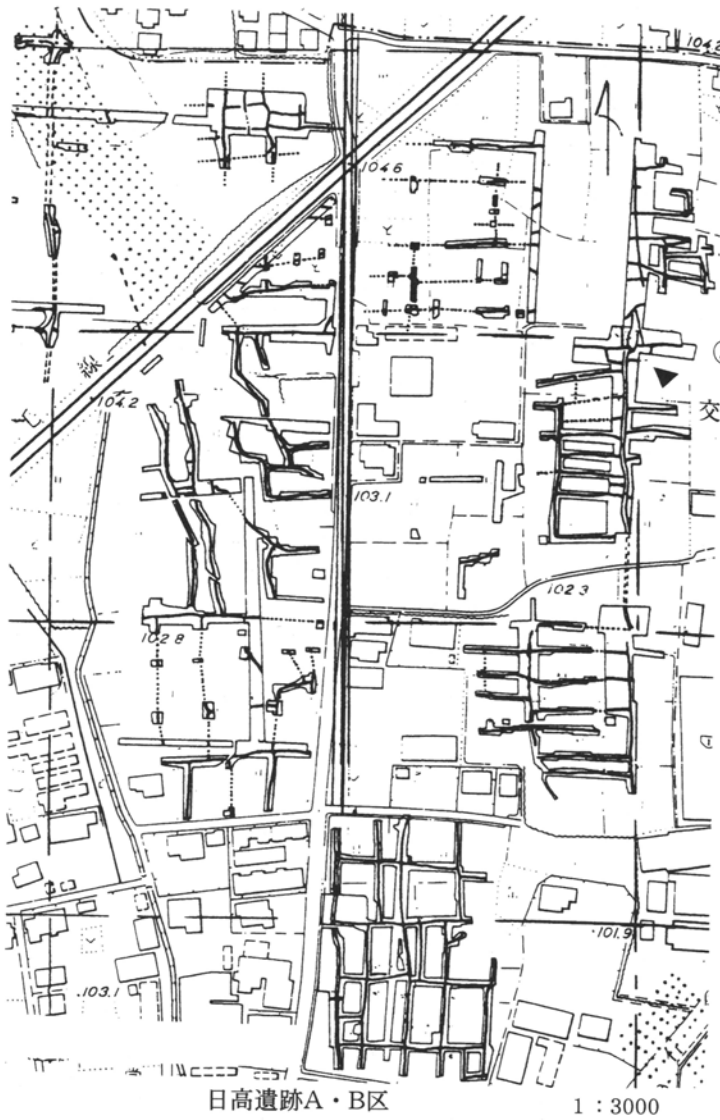


図4 高崎市日高遺跡As-B下水田平面図および下層遺構出土遺物

るところは多く、比較的きれいに南北の小畦畔が通っており、東西幅は不揃いなどところもあるが、半折型あるいは長地型の区画が一部確認できる。

この日高遺跡全体では、東西12本、南北16本の大畦畔と、さらに移動したとされる5本の南北畦畔が確認されている。関越自動車道調査区では、水田の下層から、9世紀後半～10世紀初頭の墓坑と考えられる土坑が検出されている。また水路と考えられる溝（10号水路—関越自動車道内154号溝）も検出されていて、時期は出土遺物から9世紀末～10世紀初頭とされている。走向はほぼ南北であり、条里地割にのっている可能性もあるが、As-B下面の大畦畔とはやや位置がずれ、周囲に水田が存在したかどうか不明である。

(2) 高崎市大八木水田遺跡（図5）

大畦畔は、東西3本、南北3本、計6本確認されている。畦畔間はほぼ110mとなっており、大畦畔による大区画は、9区画確認されている。大区画内の状況が判明するところでは、1区画内を南北に細長く10分割する、いわゆる長地型の水田区画になっているが、幅は不揃いで、畦畔が平行に走ってないものもある。他に、同一区画内の東西で2種類の区分法がある場合や、非常に不規則な区分の大区画が確認されている。

(3) 高崎市西横手遺跡群（図6）

大畦畔は、東西2本、南北2本の計4本確認されている。大畦畔間は約110mで、大畦畔による区画は8区画確認されている。大区画内の状況が判明するところは比較的多いが、一部20m間隔で南北畦畔が走っている部分がある以外は、きれいに区割りされているところは少なく、等間隔でないものや、小畦畔が交差するところで見られているものが多い。小畦畔で囲まれた1枚の水田は長方形が多く、斜めに走る畦畔は少ない。

(4) 高崎市矢中遺跡群天王前遺跡（図7）

大畦畔は、東西2本、南北1本の計3本確認されている。大畦畔間は約115mで、大畦畔による区画は6区画確認されている。大区画内の状況が判明するところは少ないが、約20m間隔で南北小畦畔が3本確認されており、半折型の水田区画になる可能性がある。

(5) 高崎市矢中遺跡群柴崎前遺跡（図8）

大畦畔は、東西1本、南北2本の計3本確認されている。大畦畔間は110m強で、大畦畔による区画で、はっきりと確認されているのは1区画のみである。大区画内の状況は、約20m間隔の直線的な南北小畦畔が3本確認されているが、25m幅のものもあり、等間隔ではない。

(6) 高崎市矢中遺跡群矢中村東遺跡（図9）

確認されている大畦畔は、東西1本、南北1本の計2

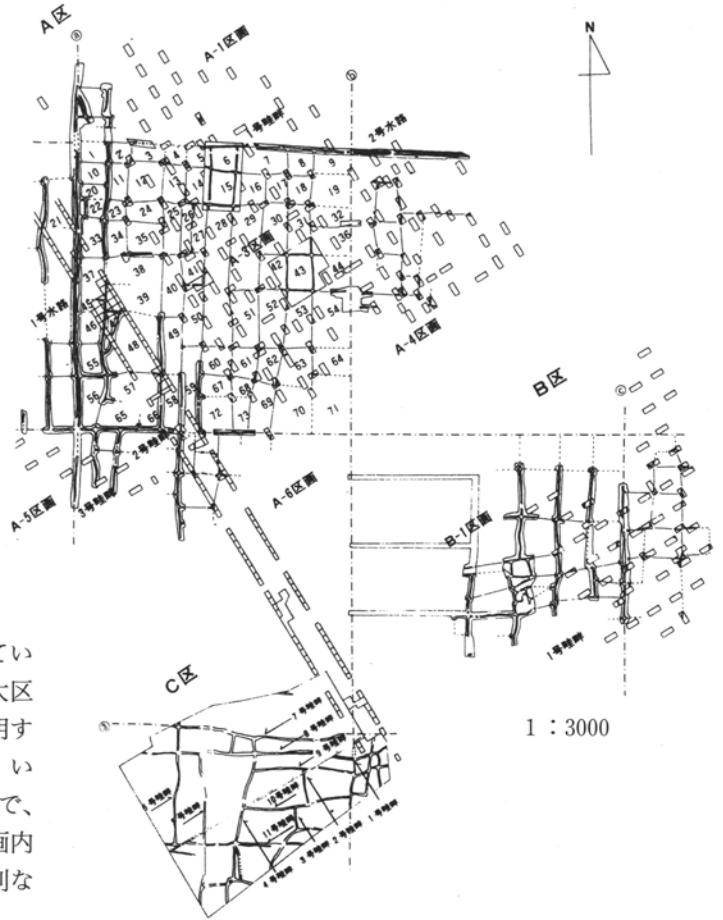


図5 高崎市大八木水田遺跡As-B下水田平面図

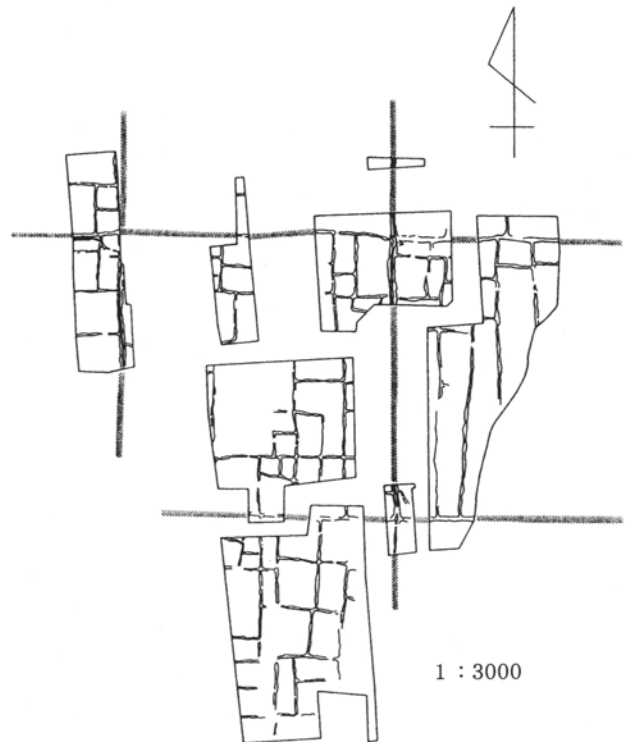


図6 高崎市西横手遺跡群水田平面図

本であるが、交点と思われる水溜遺構が検出されているため、大畦畔間の距離が計測でき、約110mである。大区画内の状況が判明するところは少なく、約15m間隔の南北の畦畔が2本確認されているだけである。

(7) 高崎市宿大類遺跡群山鳥遺跡 (図10)

大畦畔は南北2本、東西2本、計4本確認されている。

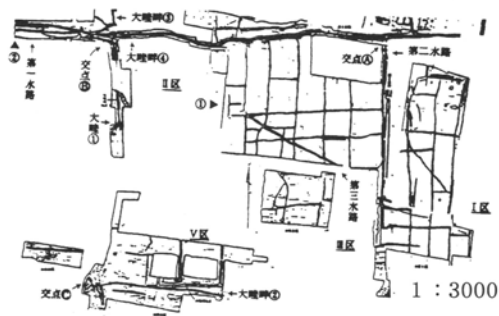


図10 高崎市宿大類遺跡群山鳥遺跡水田平面図

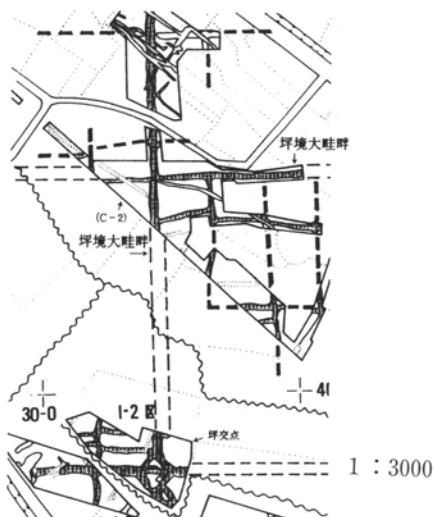


図7 高崎市矢中遺跡群天王前遺跡水田平面図

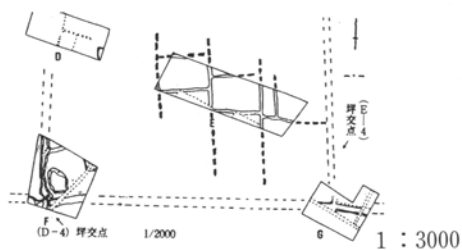
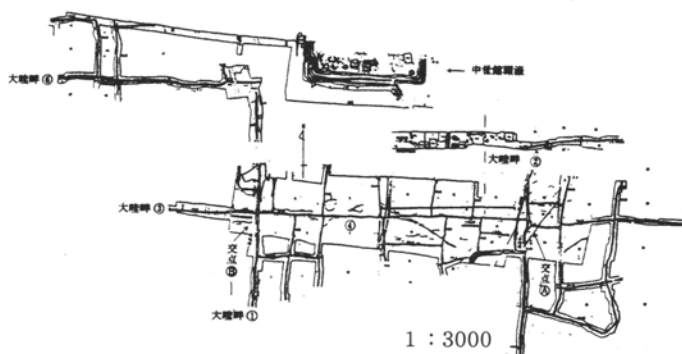
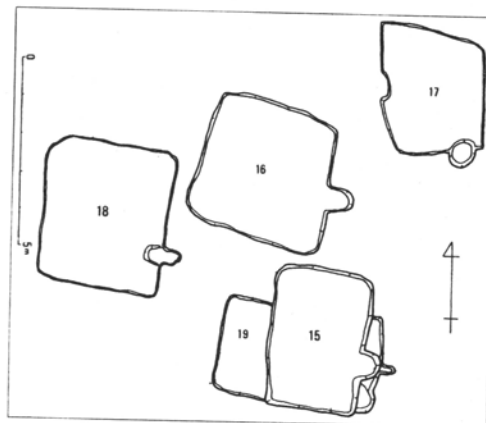


図8 高崎市矢中遺跡群柴崎前遺跡水田平面図



As-B下水田下層竪穴住居群

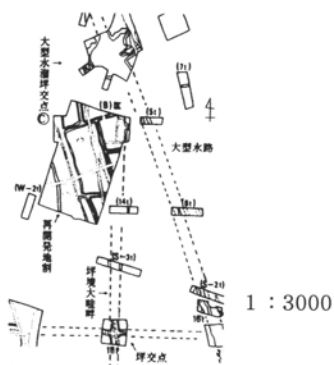


図9 高崎市矢中遺跡群矢中村東遺跡水田平面図

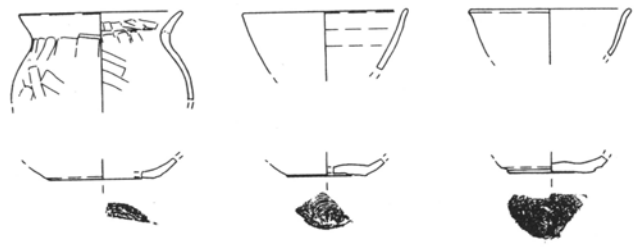
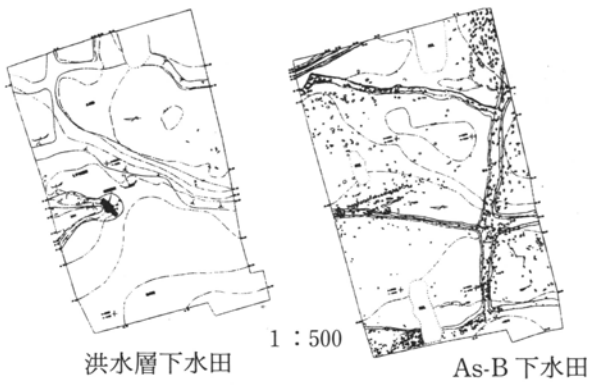


15号住出土遺物



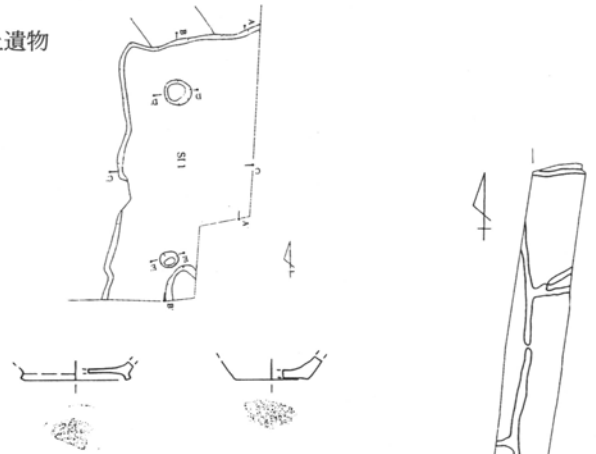
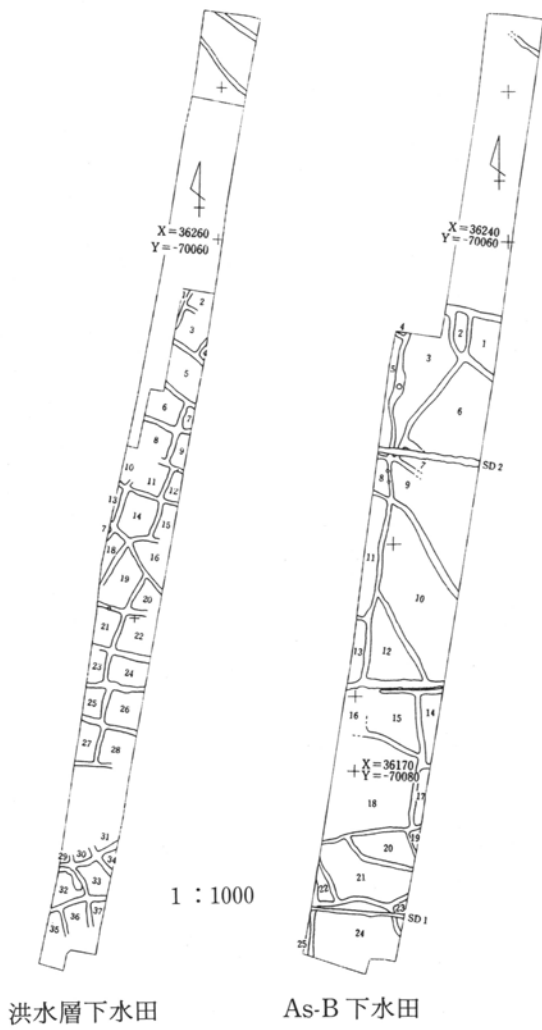
16号住出土遺物

図11 高崎市宿大類遺跡群天田遺跡II水田平面図および下層遺構・出土遺物



洪水層下水田遺物

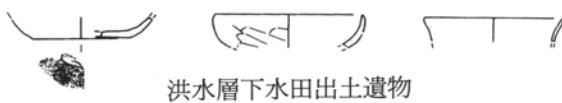
図12 高崎市上大類野地田遺跡水田平面図および洪水層下水田出土遺物



竪穴住居および出土遺物

洪水層下水田

As-B 下水田



洪水層下水田出土遺物



As-B 下水田下層遺構

As-B 下水田

図14 高崎市南大類稲荷遺跡水田平面図および下層遺構・出土遺物

図13 高崎市南大類東沖遺跡水田平面図および洪水層下水田出土遺物

大区画内の状況がすべて判明するところはないが、東西を10分割した長地型になっている可能性がある。幅は不揃いで平行に走っていない畦畔もある。畦畔に沿って、東西・南北それぞれの水路が検出されている。

(8) 高崎市宿大類遺跡群天田遺跡II (図11)

大畦畔は、南北2本、東西3本、計5本確認されており、南北の2畦畔間は109mである。大区画内の状況が判明するところでは、東西を5あるいは6分割しており、いわゆる半折型の区画となっているが、幅は不揃いである。As-B下水田の下層から竪穴住居跡が検出されており、出土遺物が少なく時期ははっきりとわからないが、9世紀代と考えられている。

(9) 高崎市上大類野地田遺跡 (図12)

調査面積が狭いため区画の詳細は不明であるが、畦畔はほぼ直線で、区画も方形になっているため、条里にのっていると考えられる。As-B下水田下層から、洪水層に覆われた水田が検出されているが、水田の上層から8～9世紀代の遺物が出土している。畦畔は曲線で区画も不正形であるため、条里にのらない可能性が高い。

(10) 高崎市南大類東沖遺跡 (図13)

南大類稲荷遺跡同様調査面積が狭いため区画の詳細は不明である。南大類稲荷遺跡よりも水田1枚の区画は大きいものが多く、畦畔も直線に近いものが多いため、条里地割になっていると考えられる。As-B下水田下層から、洪水層に覆われた水田が検出されており、洪水層中から9世紀代の遺物が出土している。As-B下水田に比べ、区画は小さく大畦畔も確認されていないため、条里地割にのるかどうかは不明である。

(11) 高崎市南大類稲荷遺跡 (図14)

調査面積が狭いため大畦畔は不明である。調査区内の畦畔は、斜めのものや不規則なものも多く、水田区画も不定形で、面積も小さいものが多い。しかしながら、東

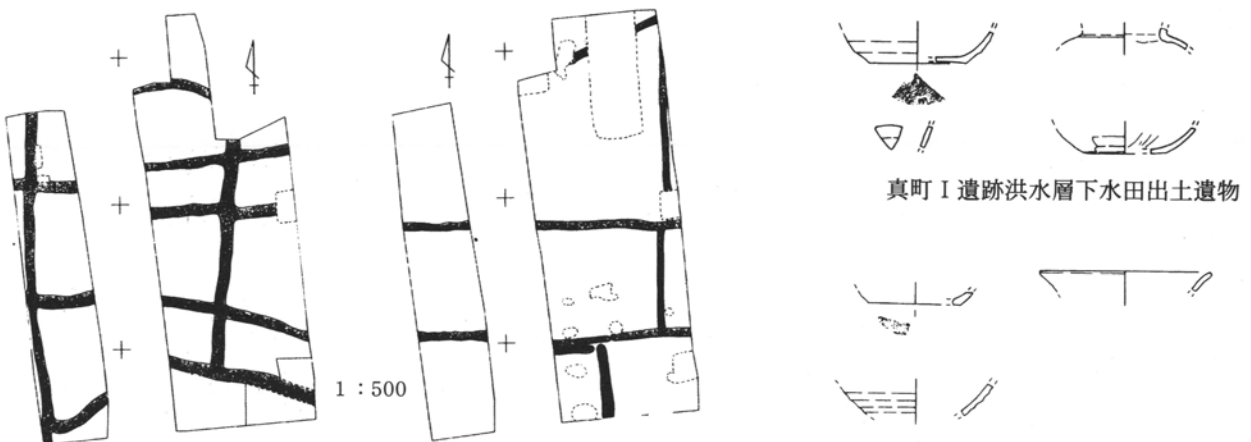
西西北に近い畦畔もあり、条里型の水田になる可能性は高い。As-B下水田耕作土下面から竪穴住居が検出されている。住居の出土遺物が少なく詳細な時期は不明であるが、このうち1軒は、出土した底部回転糸切り無調整須恵器などから、8世紀以降のものと考えられる。

(12) 高崎市旭町I遺跡 真町I遺跡 (図15)

別の遺跡名がついているが、隣接した同一遺跡である。調査面積が狭いため区画の詳細は不明であるが、畦畔はほぼ直線で、区画も方形になっているため、条里地割にのっていると考えられる。As-B下水田下層から、洪水層に覆われた水田が検出され、洪水層中から9世紀代の遺物が出土している。As-B下水田に比べ、区画は小さく畦畔は直線的なところもあるが、曲線になっている部分も多く、条里地割にのるかどうかは不明である。

(13) 前橋市中原遺跡群 (図16)

As-B下水田は検出されていないが、弘仁9(818)年の地震による洪水により埋没した水田が広範囲に検出されている。ほぼ東西南北に走る大畦畔が、東西5本、南北5本確認されており、条里地割にのった水田である。畦畔間の距離は約110mで、大畦畔による区画は20以上確認されており、大区画内の状況が判明するところは多いが、大区画全面が確認できる区画はあまりない。幅約20m間隔で大畦畔と平行に走る南北小畦畔が確認されるため、半折型になると推定できるところが4区画ある。これらの区画は東西の小畦畔は斜めや曲線のものが多いが、南北小畦畔は大畦畔に平行になっており、As-B下水田よりも半折型ははっきりと確認できる。他の大区画は、区画内を小河川が流れているところや、小畦畔で囲まれた水田が非常に不規則な区分のものもあり、すべてが半折型の区画になっているわけではない。水田の下層から竪穴住居跡が9軒検出されており、出土遺物から、8世紀末～9世紀初頭の住居群であると考えられる。



洪水層下水田 (西 真町I 東 旭町I) As-B下水田 (西 真町I 東 旭町I) 旭町I遺跡洪水層下水田出土遺物

図15 高崎市旭町I遺跡 真町I遺跡水田平面図および洪水層下水田出土遺物



図16 前橋市中原遺跡群水田平面図

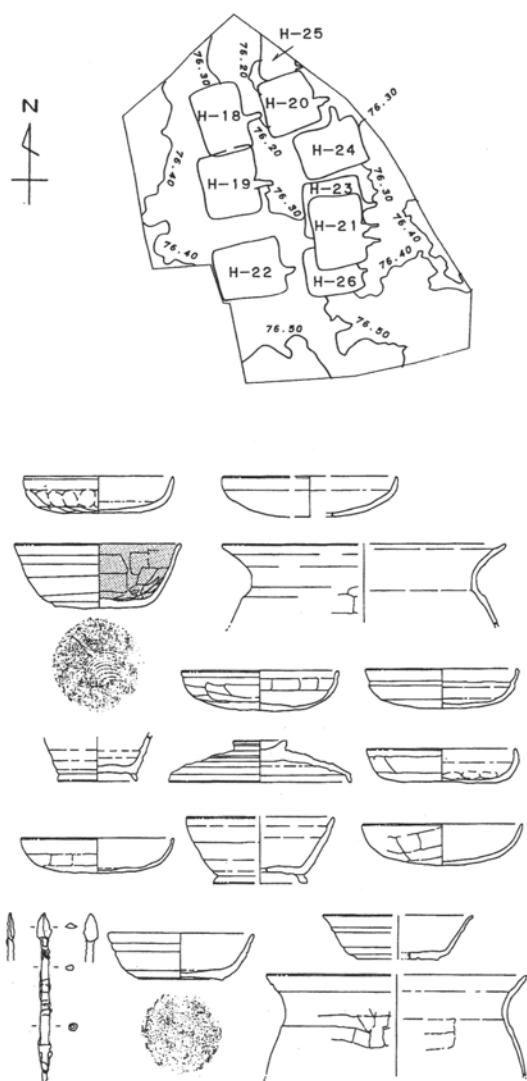


図17 前橋市中原遺跡水田下層遺構および出土遺物

4 水田開発の時期と契機

(1) As-B下水田および818年洪水層下水田の特徴

ここではまず高崎市東部から前橋市南部にかけての主なAs-B水田および9世紀の洪水層下水田の特徴を考えて見たい。

As-B下水田

- ・大畦畔と小畦畔による大区画水田である。
- ・大畦畔はほぼ東西南北を向く。
- ・大畦畔による区画(大区画)は1辺が110m程度の方形になる。
- ・大区画の内部は小畦畔によって区画されているが、東西あるいは南北を5分割した長方形—条里制の半折型(一部長地型もある)になるものもある。しかし、幅も不揃いで形態も崩れているものが多く、部分的なものも

ある。

・小畦畔による各水田は、5～10m×10～20m程度の長方形または正方形のものが多いが、畦畔が斜めに走るものや、曲線になるものもある。

・As-B下水田と同時期の住居は検出されていない。

以上のことから、As-B下水田は条里地割にのった水田であり、またこの特徴はどの遺跡のAs-B下水田にもいえるため、この時期にはこの地域のほぼ全域で条里地割による水田が耕作されていたといえる。

818年洪水層下水田

・基本的にはAs-B下水田と同様で、大畦畔が東西南北を向く大区画水田で、大畦畔間の距離は約110mである。

・As-B下水田に比べ、若干ではあるが大区画内の区割り(半折型)がはっきりしている部分がある。

この遺跡の水田も条里地割になっており、9世紀前半には開田されていたと考えられる。

(2) 水田開発の時期

水田の時期については、降下火山灰や洪水により、その埋没した、すなわち廃棄された時期は判明するが、開発された時期を示す資料は非常に少ない。しかしながら、水田耕作土の下からある程度時期のわかる遺構が検出されている遺跡がいくつかある。上部に水田があるという遺跡の性格上遺構・遺物の残存状況は悪く、はっきりしたことは言えないと思われるが、こうした遺跡を検討することにより考えてみたい。

西田遺跡では、As-B下水田の耕作土下面から、平安時代の竪穴住居が検出されている。水田耕作により削平されているため、遺構・遺物の残りは悪いが、回転糸切り無調整の須恵器坏やコの字状口縁の土器器甕等から、9世紀後半代と考えられるため、西田遺跡においては9世紀後半以降にAs-B下水田がつくられたといえる。

高崎市宿大類遺跡群天田遺跡II・高崎市南大類稲荷遺跡でも、As-B下水田の下層から竪穴住居跡が検出されている。いずれもの遺跡も遺物の残存が悪く不明確であるが、8～9世紀代の住居と考えられる。よって条里地割による水田ははそれ以降につくられたことになる。

高崎市日高遺跡では、As-B下水田の下層から9世紀後半～10世紀初頭の墓坑と考えられる土坑が検出されているため、これだけ見るとこの時期までは条里地割が存在しなかったと考えられる。また、9世紀末～10世紀初頭の水田水路と考えられる溝も検出されており、この走向はほぼ南北で遺跡を縦断しており、条里地割にのとも考えられるため、9世紀以前に条里地割が存在した可能性はある。しかし、As-B下水田の地割とはややずれた位置にあり、周囲に水田があったとは言い切れない。また、土坑が存在した時期には水田ではなくなっているため、9世紀後半以降に新たに水田開発が行われたことは確実である。

高崎市南大類東沖遺跡・高崎市旭町 I 遺跡 真町 I 遺跡・高崎市上大類野地田遺跡では、As-B 下水田下層から、洪水層に覆われた水田が検出されている。洪水は Hr-FP・Hr-FA に伴って堆積したものであるが、いずれの遺跡からも 9 世紀代の遺物が出土しているため、洪水は噴火時のものではなく二次的なものとされている。すなわち 9 世紀代の水田とすることができる。これらの水田は As-B 下水田とは畦畔は大きく異なり、区画も小さく大畦畔も確認されていないため、条里地割にのらない可能性が高い。よって条里地割は 9 世紀以降に成立したと言える。

中原遺跡群では 818 年の地震による洪水で埋没した水田が検出されているが、その水田の下層から 8 世紀末～9 世紀初頭の竪穴住居が検出されている。

As-B 下水田の下層の遺構はいずれも 8～9 世紀代のものであるため、As-B 下水田の開田は 9 世紀以降(場合によっては 10 世紀以降)とすることができる。しかし中原遺跡群の水田は、9 世紀初頭以降 818 年以前の開田となり、他の遺跡より早く、9 世紀の前半には条里地割になっている。

(3) 水田開発の状況とその契機

As-B 下水田の特徴と水田開発の時期を考え合わせると以下ことが言えると思われる。

- ・ 9 世紀初頭以前は、条里地割による水田耕作は行われておらず、水田の状況の詳細は不明であるが、1 枚の区画は比較的小さく、不正形な水田であった。集落との関係は不明だが、この地域は、古墳時代以降水田が多数検出されており、継続的に水田耕作されていたと考えられるため、竪穴住居が検出される遺跡もあるということは、水田に近い場所に居住地があった可能性が高いといえよう。

- ・ 9 世紀以降 As-B 降下以前のある段階で、条里地割をともなった、今までの居住域も水田化するような、大規模な水田開発が行われた。これによりこの地域はほとんどが水田となった。具他的な年代を示す資料がない遺跡が多いため、9～11 世紀初頭と年代幅が大きくなっているが、中原遺跡群で 9 世紀前半には条里地割が成立しているため、他の遺跡もその時期を大きく下らない時期に開発されている可能性が高い。ただ、中原遺跡群は利根川の旧流路とされる広瀬川・桃ノ木川よりも東にあり、また場所はやや離れるが、高崎市の西部で水田耕作土の下から 11 世紀代の竪穴住居が検出されている遺跡もあり⁹⁾、地域によってかなり差があったことが窺える。

- ・ 条里地割による水田は、1 町四方の大区画が整然と続くもので、大区画内の小畦畔による区画も前代の水田区画よりも大きく、長方形に近い。

- ・ As-B 下水田と同時期の住居は検出されておらず、居住地は不明である。この時期は他の地域でも住居が少な

く、集落の様相は判明していないため一概には言えないが、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったと考えて良いであろう。

さてでは 9 世紀代の水田開発は何を契機にして行われたのであろうか。

条里制については、以前は、班田収授の法と表裏一体の関係としてとらえられていたこともある。すなわち、条里地割と条里呼称法が班田収授を目的として成立したという理解である。しかし、条里呼称法が最初に資料に見られるのは天平 15(743)年で、班田の実施が遅くとも持統天皇 6(692)年であるので、近年では条里呼称法と班田制は全く別の起源を有するシステムであると考えられてきている(金田 1985・1987・2000 等)。また、金田章裕氏は、条里制という用語とは別に、条里地割と条里呼称法とからなる土地管理システムを「条里プラン」と呼んでいる(金田 1985)。そして、条里プランが完成した背景は、大宝律令下では土地公有の原則であったが、三世一身法や墾田永年私財法により私有地が増大すると、私領と公領の正確な記録・峻別が不可欠となり、そのための事務量の増大も著しいものだったと考えられるため、行政上の必要により導入されたと推定される(金田 1987)。つまり、条里プランは、班田収授とは関係なく、私有地の増加ともなって導入されたということである。

当該地域の条里地割も 9 世紀以降に成立したものがほとんどであるため、班田収授ともなって成立したものではない。そうすると、前記の説に従うならば、その導入を、9 世紀以降の土地の私有化ともなう開発によるものとするとも考えられる。しかし、『群馬県史』通史編 2 によると、上野国で荘園が発達するのは 12 世紀になってからであり、9～11 世紀に大寺社や権門による大土地所有は知られていないため、この地域の条里地割の成立を、土地の私有化と直接結びつけることはできない(北條 1991)。ただ、10 世紀後半から 11 世紀の間、上野国はしばしば「亡弊の国」と称され、徴用や造営費用の免除がなされたり、公出挙用の準備高が法定では 1,092,000 束余であるのに、すべて「無実」(存在していない)とされていることなどから、律令の原則による収奪が破綻していたと考えられている。そして、11 世紀半ば過ぎには律令的土地制度あるいは収奪体系の変質・解体は決定的となり、公権力に依拠した形での大土地所有・収奪は不可能となってくる、とされている(北條 1991)。とすると、大寺社や権門による大土地所有以前でも、律令的土地制度の解体過程で、すでに在地勢力による開発が進んでいたと考えられるのではないだろうか。ただし、当該地域の水田開発はかなり大規模であったと考えられるため、はたして在地勢力によってそこまでできたかどうかは検討の余地がある。ただ、この時代に大規模開発を進めら

れる勢力が台頭してきていた可能性もでてきたことは、今後考慮に入れる必要があろう。

また前述のような大規模な開発が可能となった背景を考えると、一つには多量の労働力を使うことができた勢力が成長してきたことが考えられるが、もう一つには、犁とマグワによる牛馬耕の普及が影響しているといえるのではないだろうか。牛馬耕については齊藤英敏氏が言及しており、古墳時代に検出される極小区画水田から大区画水田への転換、さらには条里制につながる方格地割の採用は、牛馬耕の効率的運用のために行ったとされている⁶⁾(齊藤1999)。氏のいうように、4世紀初頭の小区画水田からさらに区画の小さい極小区画水田への変化は、増収を目的とした技術の進歩であること⁷⁾、また牛馬耕が用いられていないことも明白であろう。そしてそう考えるならば、極小区画水田から大区画水田への変化も技術の進歩とする事ができるが、可能性があるのは牛馬耕導入による大規模な耕作であろう。すなわち牛馬耕によって耕地面積を拡大し増収するということである。よって、条里地割をもった水田には牛馬耕が導入されているとする事ができるであろう。また、前述したように、As-B下水田遺跡や818年洪水層下水田遺跡において、居住地が水田とかなり離れていたと考えるならば、耕作のために遠距離を通わなければならず、より効率的な方法(牛馬耕による短期間で広範囲の耕作)を使ったことが想定できる。ただし、条里地割で牛馬耕が導入されていると考えられるAs-B下水田においても、最小耕作単位である1枚の水田は、きれいな方形・長方形になっていることはむしろ少なく、畦畔が斜めや曲線になっているものがかなり多い。よって、方格地割についていえば、牛馬耕とは別の要因で採用されたと考えた方がよいであろう。いずれにしても、牛馬耕の普及については、根拠となる資料(犁・マグワの出土例およびその耕作痕の検出例など)がきわめて少なく、推測の域を出ない。今後の資料の増加に期待したい。

5 おわりに

以上、西田遺跡を中心とした地域について、水田遺跡の検討により、平安時代の水田開発について論考してきた。原則として遺物の少ない水田跡では資料的な制約があり、また筆者の浅学もあるため、明確になったことよりも、疑問点・不明な点が多くなってしまった。しかしながら、北関東自動車道の調査により多くの水田遺構が検出されており、整理作業も順次進んでいるため、今後かなりの資料の増加が期待できる。今回不明確であったことも解明できる可能性もあるため、北関東自動車道関連遺跡の報告書の刊行を待って、再びこの問題について論考したいと思う。

今回の執筆にあたって、大江正行、齊藤英敏の諸氏から多くの御教示を得た。特に齊藤英敏氏の一連の水田研究には啓発されるものが多かった。記して感謝の意をあらわしたい。

本稿は、平成11年度(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動指定研究の成果の一部である。

註

- 1) 現在発掘調査報告書作成中であり、2001年度刊行予定である。
- 2) 群馬県内の研究では、能登 健 1983「群馬県下における埋没田畠調査の現状と課題—火山災害史への考古学的アプローチ—」『群馬県史研究』17 群馬県史編さん委員会。横倉興一 1986「上野国府周辺における条里遺構の問題点」『条里制研究』第2号 条里制研究会。岡田隆夫 1991「特論 上野国の条里制」『群馬県史』通史編2 原始古代2 群馬県。等がある。
- 3) 「長地型」は、縦を1町、横を1町の1/10として1坪を10等分した区割りで、「半折型」は、縦を1/2町、横を1町の1/5として1坪を10等分した区割りである。条里制については、落合重信 1967『条里制』吉川弘文館。渡辺久雄 1968『条里制の研究—歴史地理学的考察—』創元社。金田章裕 1985『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂。等多くの研究があるためそちらを参照していただきたい。
- 4) 高崎市の水田遺跡については、図版引用も含めて「高崎史」資料編2 原始古代IIを参照したものが多い。なお、水田遺跡平面図については、調査面積が小さく大縮尺で載せられない遺跡を除いて、1/3000で統一し、上大類野地田遺跡を除いて北を上にした。遺物はほぼ1/6で掲載した。
- 5) 高崎市菊池遺跡群、北新波遺跡等で検出されている。
- 6) 齊藤氏によれば、「方格地割は、牛馬耕導入後、より生産性の高い条件に耕地整備をするための、高生産性農業の確率を目指した、『古代の圃場整備』としての位置づけが可能ではなかろうか。さらに言えば、先ず牛馬耕技術導入があり、生産性を上げるために方格地割の採用がなされた。そしてその後、効率的土地管理という行政的要素につき動かされて、条里制が導入されたと考えられる。」とされ、方格地割を圃場整備ととらえ、条里制よりも先に導入されていたとされている。
- 7) 齊藤氏は、「群馬県における弥生・古墳時代から奈良・平安時代にかけての水田区画規模(小区画→極小区画→大区画)は、稲作技術の発展による時代的な所産としてとらえられる。」「極小区画水田は、小区画水田に比べて、さらなる増収を目的として徹底した水管理を可能にした、先進稲作技術である。」「犁・マグワがセットになった牛馬耕の導入・普及により、大区画水田が出現する。」としている。

引用参考文献

- 飯塚恵子他 1982「北新波遺跡」高崎市教育委員会。
 大江正行他 1982「日高遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団。
 荻野博巳 1994「中原遺跡群II」前橋市埋蔵文化財発掘調査団。
 荻野博巳 1996「中原遺跡群III・V・VII」前橋市埋蔵文化財発掘調査団。
 神戸聖語他 1984「宿大類遺跡群(3)山鳥・天神遺跡」高崎市教育委員会。
 神戸聖語他 1984「宿大類遺跡群」天田遺跡II」高崎市教育委員会。
 神戸 肇他 1996「真町I遺跡」高崎市教育委員会。
 金田章裕 1985「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂。
 金田章裕 1987「古代・中世における水田景観の形成」『稲のアジア史』3 小学館。
 金田章裕 2000「地割の起源」『古代史の論点』1 環境と食料生産 小

研究紀要19

学館。

- 齋藤英敏 1998「試論古代小区画水田—群馬県における事例を中心として—」『古文化談叢』第41集。
- 齋藤英敏 1999「水田区画規模と牛馬耕についての一試論—小区画水田から大区画水田へ—」『研究紀要』17 群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 桜井 衛他 1989『西横手遺跡群（Ⅰ）』 高崎市教育委員会。
- 桜井 衛他 1990『西横手遺跡群（Ⅱ）』 高崎市教育委員会。
- 白石 修他 1982『矢中遺跡群（Ⅱ）天王前遺跡』 高崎市教育委員会。
- 白石 修他 1984『矢中遺跡群（Ⅴ）柴崎前・村北B遺跡』 高崎市教育委員会。
- 白石 修他 1985『矢中遺跡群（Ⅶ）矢中村東遺跡』 高崎市教育委員会。
- 関口 修他 1995『上大類野地田遺跡』 高崎市教育委員会。
- 関口 修他 1997『南大類東沖・稲荷遺跡』 高崎市教育委員会。
- 関口 孝他 1995『中原遺跡群Ⅳ』 前橋市埋蔵文化財発掘調査団。
- 高崎市史編さん委員会 2000『高崎市史』資料編2 原始古代Ⅱ 高崎市。
- 田島桂男他 1979『大八木水田遺跡』 高崎市教育委員会。
- 田村 孝他 1981『菊池遺跡群（Ⅰ）』 高崎市教育委員会。
- 田村 孝他 1996『平成7年度高崎市小規模埋蔵文化財発掘調査概報 三島塚古墳・旭町Ⅰ遺跡』 高崎市教育委員会。
- 都所敬尚他 1993『中原遺跡群Ⅰ』 前橋市埋蔵文化財発掘調査団。
- 北條秀樹 1991「上野国の封戸・荘園・御厨」『群馬県史』資料編2 原始古代2 群馬県。
- 宮寺 久他 1983『矢中遺跡群（Ⅲ）村北A・天王前遺跡』 高崎市教育委員会。

未完の灌漑用水遺構・女堀の取水予定地の再検討

飯 島 義 雄

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 はじめに | 4 江戸時代末期における女堀再開論 |
| 2 赤城山麓女堀と上小出女堀と桃木川の位置関係 | 5 広瀬川低地帯内における遺跡の地形と遺跡の分布 |
| 3 上小出女堀の状況 | 6 まとめ |

— 要 旨 —

赤城山南麓に遺された女堀は前橋市上泉町から佐波郡東村西国定に及ぶ全長約13kmの長大な中世初頭の用水路とされ、未完成のまま工事が中断し、放棄されたと考えられている。

その取水予定地については、上小出、関根、桃木川などと言われて来たが、地図や絵図、江戸時代の文献、そして、広瀬川低地帯内の遺跡の分布状況から、現在の前橋市上小出町と岩神町の境に存在した女堀の西部であり、当時の利根川から引水しようとしたものであると考えられる。

つまり、前橋市上小出町と岩神町の境に存在した女堀については、明治6年の作成になる「地券発行にかかる地引絵図」中の「上小出村」に女堀土手と記載された東西方向の2条の堤が確認され、その間は女堀と、その北部は女堀北と呼称されていることが確かめられる。また、陸軍による明治18年測量迅速測図の原図と、前橋市役所が編纂し昭和14年に発行した『最近実測 前橋市全図』でもその女堀の堤が確認され、その東部の延長上には桃ノ木川が直線状上に東流し、そのほぼ延長線上に赤城山南麓の女堀の西端部が存在していることが確認される。さらに、伊勢崎藩の長尾景範が記した『西山之烟』によれば、天保11(1840)年の頃には上小出女堀と赤城山南麓女堀は一体視されていたことが理解される。一方、広瀬川低地帯内の遺跡の分布を見ると、その北部にあっては縄文時代後・晩期の遺跡を初めとして、古墳時代から奈良・平安時代の遺跡が散在し、遅くても平安時代以降に利根川の本流が存在していた可能性は少ないものと考えられる。

こうした状況を総合して考えると、女堀が掘削された中世初頭にあっては、利根川は前橋市上小出の女堀より以西に存在しており、女堀の取水予定地は上小出の女堀の以西であり、上小出の女堀は赤城山南麓の女堀と一連のものであったと推定されるのである。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 赤城山南麓・広瀬川低地帯

研究対象 女堀

1 はじめに

赤城山南麓に遺された「女堀」（以下、「赤城山麓女堀」と略す。）は、「前橋市上泉町から前橋市東部の荒口町、二之宮町、佐波郡赤堀町を経て佐波郡東村西国定に及ぶ全長13km、幅15mから30m、深さ3mから4mの長大な中世初頭の用水路」とされ、圃場整備等に伴う大規模で多地点の発掘調査により、「未完成のまま工事が中断し、放棄された」と考えられている（鹿田1999）。

その取水予定地について、以前は「勢多郡南橋村字上小出の地より利根の分流、桃木川」（剣持1934）からとも、「現在の前橋市上泉町地内を流れる桃木川」や「上小出・関根」からとも言われて来た（丸山1979）。

その後、その起点は「前橋市上泉町の藤沢川」（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団1985）とも、「前橋市上泉町付近の旧利根川（現桃木川）」ともされた（内田・石坂1985）。しかし、その一方、「取水点は、前橋市上泉町地

内の桃木川と藤沢川の合流点付近に置かれたと考えられるが、取水点・取水方法とも不明である」（小島・斉藤1985）ともされたのである。

新しくは、服部英雄は上小出の南部で岩上との境に接して存在した「女堀」（以下、「上小出女堀」と略す。）の西端が赤城山麓女堀の取水口と提議した（服部1990）。それによれば、「桃ノ木川をさかのぼった先、現利根川（ないし旧利根川である広瀬川）と桃ノ木川にはさまれた上小出村の南、岩神村境近くにも、かつて女堀土手が存在したのである。小泉（ママ）から国定間の女堀遺構と、現桃ノ木川の一部、そしてこの女堀土手を結べば、これもまた一直線に並ぶ」（服部1990）とした。つまり、赤城山南麓における「女堀」の西端部である上小出の地と桃木川と上小出女堀が直線状を示すことを根拠として、赤城山麓女堀と上小出女堀が同一の遺構であるとしたのである。また、服部は、女堀の開削時期を13世紀頃とすれ



図1 赤城山南麓「女堀」と上小出「女堀」と桃ノ木川（1/40,000）

（『明治前期 手書彩色関東実測図 史料編 第一軍管地方二万分一迅速測図原図 覆刻版』「群馬県上野国南勢多郡荒牧村」・「群馬県上野国南勢多郡小阪子村」・「群馬県上野国東群馬郡前橋町」・「群馬県上野国南勢多郡上泉村」 明治18年測量迅速測図原図覆刻版編集委員会編 1991）

ば、利根川が現在の河道に移動したのを14～15世紀とし、それまでは現在の桃ノ木川が利根川本流であったとすることに矛盾が生じ、利根川の流路移動時期についての再検討を促している（服部1990）。

本稿では、服部が提議したように、赤城山麓女堀の取水予定地は上小出女堀の西部であった可能性が高いことを論じようとするものである。また、利根川の流路の問題を利根川の浸食により形成された広瀬川低地帯における遺跡の分布状況から再検討しようとするものである。

2 赤城山麓女堀と上小出女堀と桃木川の位置関係

陸軍による明治18年測量迅速測図（以下、「迅速測図」と略す。）の原図（明治18年測量迅速測図原図覆刻版編集委員会編1991）を基にして、上小出女堀から桃ノ木川を経て赤城山麓女堀の最西端である上泉までの間を見てみると（図1）、服部が指摘するように、上小出女堀から桃

ノ木川を経て上泉まで、上小出女堀の「平行する2条の堤」とその東部の桃ノ木川の流路が、桃ノ木川の小規模な蛇行を無視するとすれば、緩やかに円弧を描きながらもほぼ直線的に連続していることが看取される。特に、上小出女堀の「平行する2本の堤」の東部で「才川村」付近では、桃ノ木川の流路はほぼ東西であり、利根川により浸食されて形成された広瀬川低地帯の西北部から東南部への傾斜とは不調和である。服部は上小出女堀と赤城山麓女堀が一連のものであったとすれば、「現利根川（または広瀬川）から引水した水をいったん桃ノ木川に落としたのち、再び上泉村から女堀に引き入れる計画だった」（服部1990）とする。確かに、利根川が榛名山麓を攻撃した反動として形成された流路の跡とも考えられなくもないが、「才川村」周辺を初めとした広瀬川低地帯内の田畑の土地利用状況は、田が低地で畑が微高地に営まれたとすれば、広瀬川低地帯の西北部から東南部への



図2 「迅速測図」における上小出女堀（上）と赤城山麓「女堀」（下）（1/20,000）
（上「群馬県上野国南勢多郡荒牧村」、下「群馬県上野国南勢多郡富田村」）

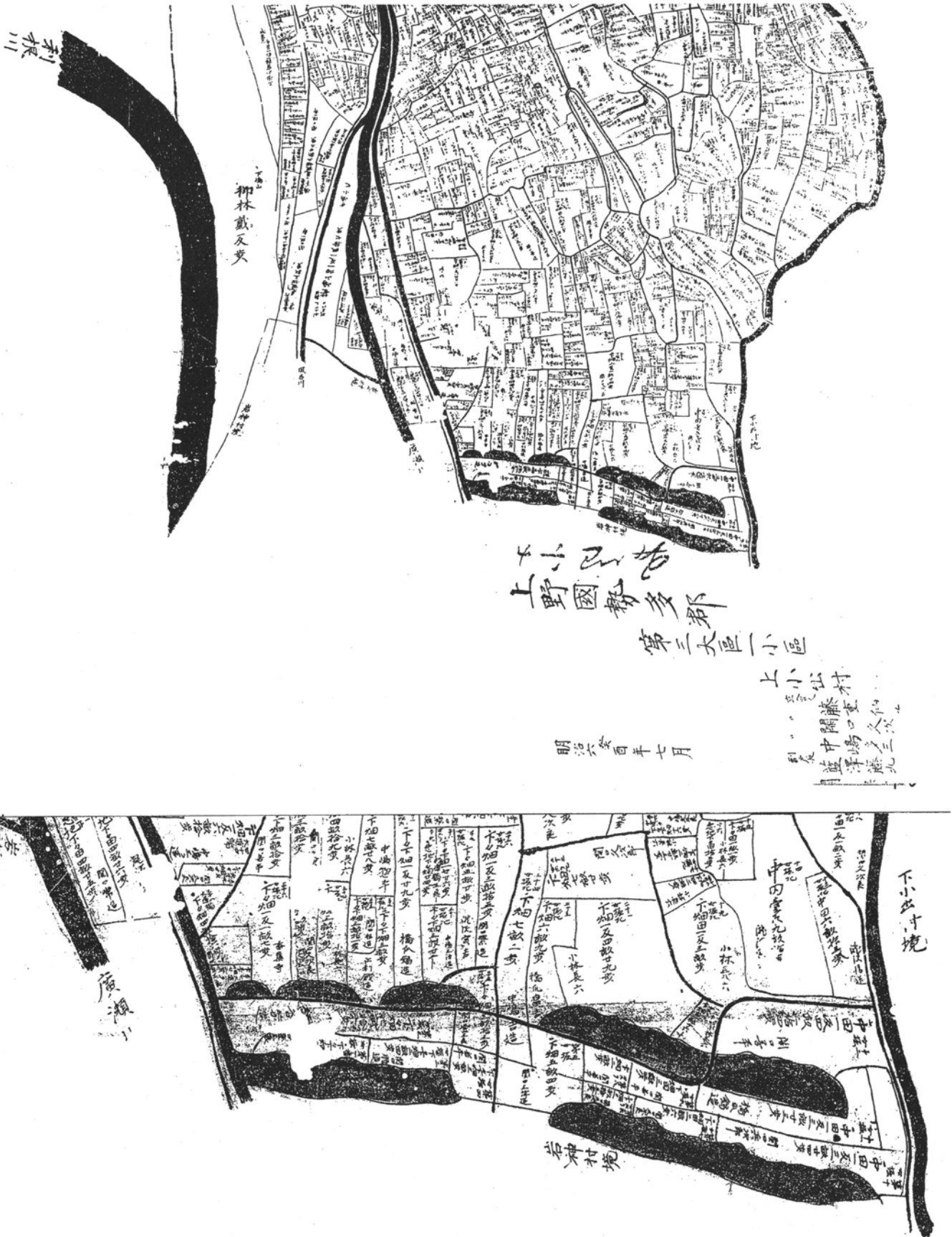


図3 「地券発行にかかる地引絵図における上小出女堀
 (『上野国勢多郡第三大区一小區 上小出村』明治6年 群馬県立文書館蔵)



図4 「迅速測図」(上)と「最近実測 前橋市全図」(下)における上小出「女堀」と桃ノ木川(1/20,000)

傾斜を示しており、そうした考えは想定し難い。それよりも、桃ノ木川の「才川村」付近における広瀬川低地帯の傾斜とは不調和な直線性を、人工的なものと理解すべきであろう。後述するように、遅くとも平安時代には利根川の本流は広瀬川低地帯の西端まで移動していた可能性が高く、それ以降、桃ノ木川が存在していたとすれば、それは利根川から広瀬川低地帯内に人工的に導水された結果と考えられるのである。つまり女堀の遺構を後世の人が用水としての桃ノ木川の流路に選択したと見るべきではなかろうか。

ここでは、迅速測図によれば明治18年時点で上小出の地において「女堀」あるいは「女堀土手」と呼ばれる、人工的な平行する2条の堤が認められ、この地点での明治初期における築造の記録が認められないことから、その築造は江戸期以前に遡ることを確認して置きたい。

また、この迅速測図において、上小出女堀の形状・規模と赤城山南麓女堀の規模を較べてみよう(図2)。迅速

測図の「群馬県上野国南勢多郡荒牧村」における上小出女堀(図2 上)を見ると、約300mにわたる幅約40m弱のほぼ南北「平行する2条の堤」が認められる。周辺の等高線を見ると、その堤の基底部分は、標高112.5mと115mのほぼ中間地点に存在することから、標高約113、75前後と推定される。「平行する2条の堤」の内の、北部の堤の西端部上には三角点が表示され、標高116.46mであり、堤の比高は約2.7mとなる。また、「平行する2条の堤」の走行は周辺の等高線からわずかに東南方向にずれるものであり、西部から東部への通水を想定するとすれば合理的なあり方を示していると言えよう。

一方、「群馬県上野国南勢多郡富田村」における赤城山麓女堀(図2 下)を見ると、並行する2条の堤の幅は約30m強から約20mである。その走行は巨視的にみれば等高線から東南方向にずれるものであり、西部から東部への通水を想定するとすれば合理的なあり方を示している。



陸院陸院... 世宗...
 庚子月... 世宗...
 新...
 此...
 不...
 上...
 中...
 不...
 追...
 上...
 西...
 陸...
 其...
 平...
 定...

不...
 若...
 別...
 中...
 高...
 人...
 多...
 地...
 是...
 是...
 中...
 不...
 也...
 不...
 各...
 村...
 不...
 與...
 不...
 了...
 另...
 望...
 平...
 定...

図5 長尾景範著『西山之烟』(渋川市 長尾 寛氏蔵)

迅速測図の「荒牧村」における上小出女堀と、「富田村」における赤城山麓女堀を較べると、澁間の規模にやや違いがありそうにも見える。しかし、後世における堤間の溜池への転用や耕作等による人為的な改変、さらに堤の崩落なども想定せざるを得ない。また、迅速測図の「荒牧村」と「富田村」の測量者は異なり（迅速測図原図覆刻版編集委員会編1991b）、必ずしも同一基準で測量されているとも限らない。そうしたことから、迅速測図における上小出女堀と赤城山麓女堀については顕著な規模の違いは認められないとするのが妥当であろう。

3 上小出女堀の状況

迅速測図の測量に十数年遡り、明治6年の作成になる「地券発行にかかる地引絵図」中の「上野国勢多郡第三大区一小区 上小出村」（図3）では、「上小出村」の南端で「岩上村」との境界地点に「女堀土手」と記された「平行する2条の堤」の連なりが描かれ、2条の堤の間は「女堀」とされ、田や畑に利用されていたことが知られる。また、その2条の堤の北部には「女堀北」との記載が見える。つまり、この2条の堤の間は「女堀」と呼称された地であったと理解されるのである。

また、この2条の堤の西部には広瀬川が、その西には広瀬川から分岐した風呂川が、そして、そのさらに西には利根川が描かれている。

一方、前橋市役所が編纂し、昭和14年に発行した『最近実測 前橋市全図』（図4 下、昭和14年7月発行 前橋市役所編纂 株式会社煥乎堂発行 原図の縮尺10,000分の1）では、一部削平されてはいるものの、南橋村の梁場と前橋市岩神町の境に迅速測図（図4 上）で見られた「平行する2条の堤」が認められる。その東部で桃ノ木川との中の南橋村下小出と前橋市才川町には断続的ではあるが、堤の北部の痕跡と推定される高まりが存在する。堤の比高差は約2mであり、2条の堤間は約20mである。北側の堤の西端上には116.13mの三角点がある。

迅速測図の原図は縮尺が20,000分1で、『最近実測 前橋市全図』のそれは10,000分の1であり、後者ではわずかな堤の痕跡が捕捉されているとともに、時間の経過の中で明治18年の時点では存在していた堤が削平されているものと推定される。

これらのことから、上小出女堀は才川町のほぼ東流する桃ノ木川の部分とほぼ直線状の位置関係に、戦後まで存在していたと言えよう。

4 江戸時代末期における女堀再開論（図5）

伊勢崎藩の長尾景範の記した『西山之烟』（伊勢崎市1989）に、新田郡溜池村住の「安太郎」が天保11（1840）年の年賀の際、水の安定確保のため女堀を最掘削し利根川の水を引きたいとの要望に対し、以下の意見が見える。

「（前略）女堀ハ赤城山ノ南麓（麓）ヲ西ヨリ東ヘ澆ントテ堀（掘）リ初シ堀トミエタリ、其遺蹟群馬郡岩上（神）村巖神ノ北数百歩ニ其堀ノ口残レリ、此ノ水口ニテハ昔シモ水アカラス、此度ハ片石ノ下テ巖ヲ切割テ、之ヲ水口トシ、斯ニ水門ヲ設ケ、夫レヨリ古キ堀敷ヲサラヘテ東ヘ馳テ、溜池、セ良田等迄モト目論ミ候ヘハ、水門ノ上下アルノミニテ、申サハ昔ノ儘ナリ、昔シサヘ害アツテ用水ニナラサル女堀、今何ノ分別ニテ致スソヤ不審、水ハヒキ、（クキ）ヘツクカ水ノ性也、申サハ赤城山ノ水ヲ南ヘ取ハ順也、利流ヲ赤城ノ南麓ヲ東ヘ流ソウトハ、チト羽山ノ罪人カヨミンスル水計ニテ、禹ノ取ラサル処ナラン、害多シテ利極テ少シ……（後略）」

この記載によれば、江戸時代末期には上小出女堀と赤城山南麓女堀は一体視されており、用水としては失敗した、と認識されていたことが理解される。

5 広瀬川低地帯内における遺跡の地形と遺跡の分布（図6、表1）

女堀の取水予定地を検討する上で、女堀の掘削時における利根川の本流の位置が問題となる。赤城山麓女堀の赤城山南麓の西端部である西には広瀬川低地帯が広がる。まず、この広瀬川低地帯の形成過程を見ておこう。

約2万年前以前の榛名山と赤城山の間は利根川によつて緩傾斜の扇状地が形成されており、厚さ200m以上の砂礫層が堆積していた。約2万年前に浅間山の山体崩壊に伴う前橋泥流が発生し、その扇状地の上に泥流が堆積し、前橋台地が形成された。その直後には、利根川は榛名白川を合わせて現在の井野川の谷を流下していたとされる。約1万4千年前には榛名山の陣馬岩屑なだれが発生し、その堆積によりそれまでの利根川（元利根川）の谷は埋積され、利根川の河道は赤城山寄りに押しやられたのである。その後、赤城山南部の前橋台地における利根川による浸食が進み、広瀬川低地帯が形成されたのである。そして、16世紀頃に、前橋台地の中央部に利根川が貫流し現在に至っている（早田 1990）。

ところで、その広瀬川低地帯においては、「浅間C軽石または榛名一洪川テフラ層（FA・FPF-1一筆者註）以上のテフラが認められる地域と、浅間Bテフラ以下のテフラが認められない地域に分けることができる。前者は幅の広い自然堤防上の高まりと後背湿地からなるのに対し、後者は網状流が発達した旧河道と中州の地形から構成されている。後者は浅間Bテフラ降灰後、すなわち天仁元年（1108）以降現在の位置に変流するまでの利根川の位置を示していると考えられる。この旧流路は、渋川市付近で蛇行して現在の群馬大学教育学部付近を通り、そこから西へ屈曲して総社付近を通り、さらに東へ振れて広瀬川低地帯の南部を流下していたと考えられる」とされる（能登・早田1990）。

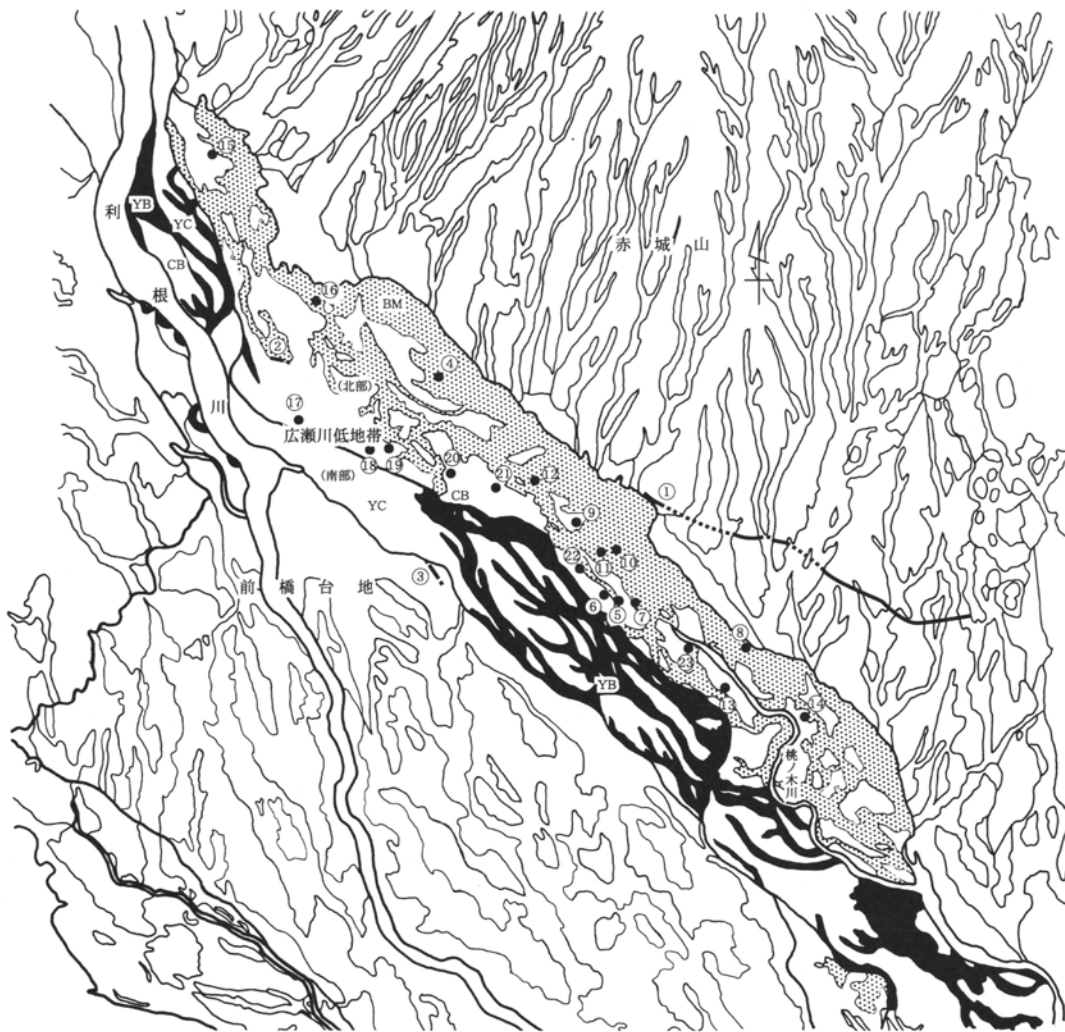


図6 廣瀬川低地帯を中心とした遺跡の分布 1:75,000
(群馬県史編さん委員会 1990付図2「群馬県内主要地域の地形分類図」を使用)

表1 廣瀬川低地帯を中心とした遺跡の分布

遺跡名	所在地	遺構の概要	備考
1 赤城南麓「女掘」	前橋市上泉町～佐波郡赤堀町～佐波郡東村	本文参照。	群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
2 上小出「女掘」	前橋市上小出町	本文参照。	服部 1990
3 天川「女溝」	前橋市文京町	1号女溝は古代、2号女溝は中世。	前橋市教育委員会 1998
4 西新井遺跡	前橋市上沖町字西新井	縄文時代後期・晩期の土器の採集。	設楽 1984
5 野中天神遺跡	前橋市野中町字天神・上長磯町	古墳時代後期の竪穴住居1軒、奈良・平安時代の竪穴住居50軒、浅間Bテフラ層下の水田・畑、平安時代の弘仁9(818)年の地震に伴う噴砂4か所、中世の掘立柱建物・井戸・土墓など。	群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996
6 棗遺跡	前橋市野中町	古墳時代後期の竪穴住居1軒。	前橋市教育委員会 1991
7 伊勢遺跡	前橋市上長磯町	平安時代の竪穴住居11軒、中世以降の溝9条など。	前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1991
8 笄井八日市遺跡	前橋市笄井町字八日市	古墳時代中期の竪穴住居・周堀に榛名山二ツ岳降下火山灰(Hr-FA)の一次堆積層の見られる古墳、平安時代の浅間Bテフラ(As-B)層下の水田など。	群馬県埋蔵文化財調査事業団 1994
9 桂堂大塚古墳	前橋市桂堂町	角閃石安山岩の円礫を使用した横穴式石室をもつ前方後円墳。	尾崎 1966
10 石関西築瀬遺跡	前橋市石関町	古墳時代中期の竪穴住居6軒、古墳時代後期の竪穴住居3軒・奈良時代の竪穴住居9軒など。	石関西築瀬遺跡調査会 1996
11 西片貝源田島遺跡	前橋市西片貝町	中世の火葬跡1基など。	石関西築瀬遺跡調査会 1996
12 茶木田遺跡	前橋市上泉町	奈良・平安時代の竪穴住居10軒など。	前橋市教育委員会 1985
13 笄井中屋敷遺跡	前橋市笄井町	弥生時代後期の遺物集中出土、古墳時代後期の竪穴住居、奈良・平安時代の竪穴住居、中世の堀・井戸・土坑墓など	群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997

遺跡名	所在地	遺構の概要	備考
14 中原遺跡群	前橋市上増田町・筑井町・今井町	古墳時代前期の遺物包含層、古墳時代前期～中期の竪穴住居7軒、古墳時代中期～後期の竪穴住居10軒、古墳時代後期の竪穴住居跡11軒、古墳時代前期から古墳時代後期の溝、古墳時代中期の畑状遺構、古墳時代から平安時代の畝状遺構4か所、奈良・平安時代の竪穴住居19軒、平安時代818(弘仁9)年の地震に伴う洪水層に覆われた水田、平安時代～近世の溝・水路多数、中世の集積遺構、近世の井戸・道路など	前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1993・1994・1995・1996
15 関根の寄居	前橋市関根町	堀・土居・戸口確認。16世紀。	群馬県教育委員会 1989
16 青柳寄居遺跡	前橋市青柳町字寄居	平安時代以前の水田、平安時代の竪穴住居12軒など。堀・土居・戸口確認。16世紀。	前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1984 群馬県教育委員会 1989
17 萩の城	前橋市昭和町	堀確認。消滅。	群馬県教育委員会 1989
18 清王寺の寄居	前橋市日吉町	消滅。	群馬県教育委員会 1989
19 三俣の寄居	前橋市日吉町	堀・戸口・櫓台確認。16世紀。消滅。	群馬県教育委員会 1989
20 三俣城	前橋市日吉町	16世紀。消滅。	群馬県教育委員会 1989
21 片貝城	前橋市片貝町	堀・土居確認。16世紀。	群馬県教育委員会 1989
22 野中環濠遺構群	前橋市野中町	消滅。五輪塔・板碑出土。	群馬県教育委員会 1989
23 下長磯城	前橋市下長磯町	16世紀。消滅。	群馬県教育委員会 1989

これによれば、広瀬川低地帯の北部である「完新世の河成段丘」(「CB」-旧中州、「BM」-後背湿地)から同南部である「広瀬川低地帯の旧中州」(「YC」)・「広瀬川低地帯の後背湿地」(「YB」)への利根川の流路変更は「浅間Bテフラ降灰後」とされる(図6)。

しかし、広瀬川低地帯の北部の「完新世の河成段丘」部分の遺跡の分布を見ると(図6、表1)、縄文時代後・晩期の遺跡(西新井遺跡)や弥生時代後期の土器出土地点(筑井中屋敷遺跡)がわずかに認められる。古墳時代に入ると、浅間C軽石の堆積が部分的に認められるとともに、前期から後期にかけての竪穴住居等が検出される遺跡が存在する(野中天神遺跡・棗遺跡・筑井八日市遺跡・西片貝源田島遺跡・筑井中屋敷遺跡・中原遺跡群)。また、榛名山二ツ岳火山灰(Hr-FA)降下直前の古墳(筑井八日市遺跡)や榛名山二ツ岳軽石(Hr-FP)を起源とする角閃石安山岩を石室の壁に利用した桂萱大塚古墳も存在する。奈良・平安時代の竪穴住居等の遺構は上記の古墳時代の遺構が検出された遺跡の他に、数遺跡で確認される(伊勢遺跡・茶木田遺跡・青柳寄居遺跡)。平安時代の弘仁9(818)年の地震に伴って発生した泥流が覆った水田が中原遺跡群で広範囲に検出され、同じく平安時代の天仁元(1108)年の降下とされる浅間Bテフラ下の水田や畑が野中天神遺跡や筑井八日市遺跡で見ついている。また、中世の遺跡は各所に認められる。

このように、広瀬川低地帯の北部の「完新世の河成段丘」部分については、縄文時代後期以降の遺跡が認められる。この部分から利根川が移動したのは縄文時代後期以前とするには同時期の遺跡の希薄さから躊躇せざるを得ない。しかし、古墳時代以降、遅くとも平安時代以降には広瀬川低地帯の北部の「完新世の河成段丘」部分から利根川は移動していたと考えるべきであろう。

つまり、浅間Bテフラ降灰後の中世に築かれたとされる女堀が利根川からの取水を想定していたとすれば、その取水地は広瀬川低地帯の南部である「広瀬川低地帯の

旧中州」(「YC」)・「広瀬川低地帯の後背湿地」(「YB」)の地からでなくてはならないのではなかろうか。

これまでに見た上小出女堀は、広瀬川低地帯北部の「完新世の河成段丘」の西端部にあり、その西部には広瀬川低地帯南部の「広瀬川低地帯の旧中州」(「YC」)・「広瀬川低地帯の後背湿地」(「YB」)、つまり広瀬川低地帯北部から移動した利根川の流路が存在したのである。ところで、「(広瀬川)低地帯内の自然堤防上には、ほとんどの場合遺跡が存在すると考えられ、従来のように広瀬川低地帯を特別視する必要はないであろう。また可能性として、広瀬川低地帯内の遺跡分布や時期は、前橋台地上のそれと同様であると考えられる」(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団1997)とするが、これまで遺跡の存在が確かめられ、発掘調査がなされているのは広瀬川低地帯内の北部のみである。広瀬川低地帯内の南部についても遺跡が存在する可能性はあるが、問題はその時期である。広瀬川低地帯の遺跡の総体を検討することにより、利根川の流路の変遷の時期とその実状が把握され、その変遷と人間活動との関係が明確になってくるはずである。

6 まとめ

上記のように、各種の地図や絵図、広瀬川低地帯内の遺跡の分布状況、江戸時代の文書などから、上小出女堀と赤城山南麓女堀は一連のものであると想定したい。

上小出女堀は昭和24年の段階で長さ約1.5kmにわたってその存在が認められていたが、現在、宅地・道路、群馬大学医学部敷地等になっている。堤は破壊されているものの、下部の遺構は遺存している可能性がある。

そして、上小出女堀は遅くとも江戸時代後期以前の遺構であることは確実であり、赤城山南麓女堀との連続する可能性も想定しながら、上小出女堀の確認調査が必要と考える。もし、前述の想定が正しければ、赤城山南麓女堀の総延長距離は約4km延びることになる。

また、広瀬川低地帯内における利根川の移動は、女堀

だけの問題に係わらず、同低地帯内はもちろんとし、さらに南部の前橋台地における遺跡のあり方も深く関係するものと思われ、今後の追求が必要であろう。

本稿を執筆するにあたっては、長尾 寛氏を初めとして、秋池 武・前原 豊・小山友孝・築瀬大輔の各氏に多大のご教示・ご協力を戴きました。また、群馬県立文書館には絵図の熟覧と掲載にあたり、御高配をいただきました。明記して感謝致します。

引用・主要参考文献 (アルファベット順)

群馬県教育委員会 1989『群馬県の中世城館跡』
 群馬県史編さん委員会 1990『群馬県史』通史編1 原始古代1
 原 雅信 1985「女堀の研究史」『女堀—中世初期・農業用水の発掘調査—』I pp.6~8
 服部英雄 1990「東国の灌漑用水—巨大な記念物、女堀—」『古代史復元10 古代から中世へ』 pp.73~80
 石関西薬瀬遺跡調査会 1996『群馬県前橋市 石関西薬瀬遺跡・西片貝源田島遺跡』
 伊勢崎市 1989「天保十一年一月 長尾景範女堀再開削得失論(『西山乃烟』「与安太郎書」)」「伊勢崎市史」資料編2 近世II(町方と村方) 第3章農業と商工業 第1節農業 196 pp.356~358
 迅速測図原図覆刻版編集委員会編 1991a『明治前期 手書彩色関東実測図 第一軍管地方二万分一迅速測図原図覆刻版』
 迅速測図原図覆刻版編集委員会編 1991b『明治前期 手書彩色関東実測図 史料編 第一軍管地方二万分一迅速測図原図覆刻版』
 剣持常昌 1934「山麓地帯ニ於ケル灌漑用水の地理学的研究」『群師紀要』第一輯郷土研究 pp.35~79
 小島敦子・斉藤利昭 1985「開削計画およびその結果」『女堀—中世初期・農業用水の発掘調査—』III 女堀の開削とその実行 pp.75~79
 前橋市教育委員会 1985『茶木田遺跡—桂萱公民館の移転・新築に伴う埋蔵文化財確認調査報告—』
 前橋市教育委員会 1991『棗遺跡 —民間開発・店舗建設に先立つ埋蔵文化財発掘調査—』
 前橋市教育委員会 1992『前橋市埋蔵文化財調査地一覧表』
 前橋市教育委員会 1998『平成9年度市内遺跡発掘調査報告書』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1984『青柳寄居遺跡 発掘調査報告書』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1991『群馬県前橋市 伊勢遺跡 開発行為(ガソリン・スタンド建設)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1993『中原遺跡群Ⅰ』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1994『中原遺跡群Ⅱ』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1995『中原遺跡群Ⅳ』
 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1996『中原遺跡群Ⅲ・Ⅴ・Ⅶ』
 丸山知良 1979「女堀おんなぼり」『群馬県百科事典』p.162
 能登 健・早田 勉 1990「完新世の地形変化」『群馬県史』通史編1 原始古代1 第一章群馬県の自然と風土 第五節前橋台地と広瀬川低地帯 二 pp.106~110
 尾崎喜左雄 1966『横穴式古墳の研究』
 鹿田雄三 1999「女堀」『群馬県遺跡大事典』p.66
 設楽博己 1984「前橋市上沖町西新井遺跡の表面採集資料(上)」『群馬考古通信』第9号 pp.1~22
 早田 勉 1990「後期更新世の地形発達史」『群馬県史』通史編1 原始古代1 第一章群馬県の自然と風土 第五節前橋台地と広瀬川低地帯 一 pp.98~105
 内田憲治・石坂 茂 1985「赤城南麓と女堀」『女堀—中世初期・農業用水の発掘調査—』I 女堀とその研究史 pp.1~5
 山田武麿 1979「前橋風土記まえばしふどき」『群馬県百科事典』pp.849・850
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985「女堀—中世初期・農業用水の発掘調査—県営圃場整備事業荒砥南部・北部地区に係る埋蔵文

化財発掘調査報告書』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1994「筑井八日市遺跡」一般国道号(東前橋拡幅)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第3集(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第170集
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996「野中天神遺跡」一般国道号(東前橋拡幅)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第4集
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997「筑井中屋敷遺跡 主要地方道藤岡・大胡線道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第226集

埋没河川の景観復元

—— 群馬県佐波郡玉村町所在旧矢川を中心として ——

原 眞・中島直樹

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 はじめに | 3 洪水被害を通した旧矢川の景観復元 |
| 2 旧矢川流路の復元 | 4 まとめ |

—— 要 旨 ——

群馬県佐波郡玉村町の地図をひらくと、現在でも矢川という標記とともに一筋の流路を見出すことができる。しかし、現在の矢川は、以前に埋没した矢川（旧矢川）とはその性格を異にするものであり、特に利根川との分岐点にあたる上流部では、流路が大きく変わっていること、旧矢川は天明3年浅間山の大噴火に伴う泥流被害によって一変してしまったことが古記録・地形学・歴史学の分野で指摘されていた。こうした状況の中、平成2年に利根川の南岸にあたる玉村町大字南玉において、浅間山の火山灰を含む泥流により埋没した土手が、長さ50メートル以上にわたり確認された。この土手こそ、旧矢川に係わる防災施設であることが考えられた。このことが契機となり、旧矢川の流路の復元作業を行うことを基調としつつ、災害時における旧矢川の景観、治水のために設けられたであろう防災諸施設の構造等についての基礎的考察を行った。

旧矢川の流路復元では、地形図、空中写真、小字名を基に現地踏査を行った結果、廃河川敷きに沿って土手が現在でも残っており、しかも昭和22年のキャサリン台風による洪水災害時にも活かされていたことが確認できた。また考古学資料によるアプローチも併せて行うことで、より具体的な流路復元を試みた。

災害時の景観復元では、防災上もっとも重要な地点である利根川からの分水域をみると、越流堤・遊水池・控え堤・防備林といった施設を意識した対策を採っていることが考えられること等を考察した。

また旧矢川の被災・復旧や堤防の構造についても、古文書・古記録を基にふれ、紹介することにつとめた。

キーワード

対象時代 江戸時代以降

対象地域 群馬県

研究対象 河川災害と景観復元

1 はじめに

1. 1 玉村町の地形及び災害史にみる特徴

群馬県佐波郡玉村町は、県の南部中央に位置し、東経13°・北緯36°を測る。関東平野と北部山間地の境に位置し、前橋台地の南端部にある。全体的には北西から南東方向にかけて緩やかに傾斜し、標高60~75mを測る。町の北西部から南東部にかけて利根川が、また南には烏川が流れ、町の南東部で利根川と合流する。微高地と後背湿地が入り組む地形は、河川（利根川、烏川以外の河川を含む）による浸食を絶えず受けてきたことを物語っている。

さて、玉村町の人口増加率が、数年前まで日本で1~2位を記録するといった状況下で、記録的な数の開発に伴って緊急の発掘調査が継続された。

そのような中、平成2年、宅地造成事業に伴って、発

掘調査が行われた。その結果、天明3年の浅間山噴火に伴う泥流下から土手と畑が見つかった。その後の研究により、この土手は旧矢川に対するものであることが考えられた。旧矢川は利根川から分流し、玉村町の東部を流れた河川で、天明3年（1783）の浅間山噴火に伴う泥流によって埋まったと伝えられている河川である。筆者は以前、利根川からの分流であった「矢川」を「旧矢川」と呼ぶことを提案したことがある¹⁾。本稿を草するにあたって、これに準ずる方針を採った。

なお、現在の矢川は、国道354号線沿いの第4保育所西辺りから烏川に至るまでを「矢川」と呼ばれている。これは高崎市榎町で分岐した天狗岩用水からの農業用水の灌漑および排水路であり、コンクリート舗装されている。景観的にみて、河川としての様相を呈しておらず、このことは太平洋戦争以前からのことであつたらしい。現在

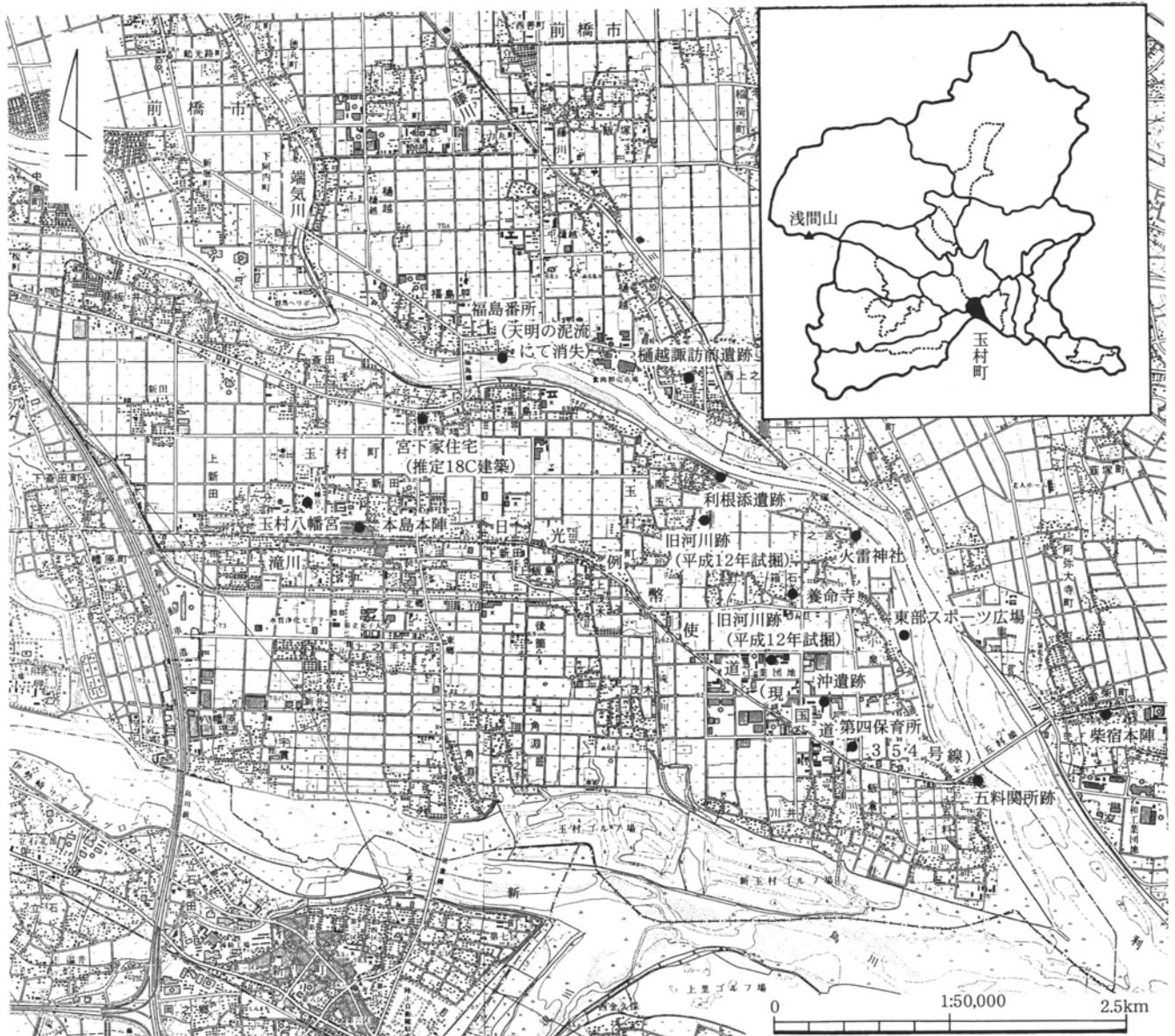


図1 玉村町における近世の歴史的大規模な自然環境

のように整備されたのは戦後の土地改良の成果といえる。用・排水路化された矢川を「現矢川」と呼称したい。

それではいつ頃に「河川」から「用水」へと転換がはかられたかという疑問に対しては今回明確にすることができなかった。ただし、太政官の「皇国地誌編 例則」（明治8年6月5日達）により編集され内務省地理局へ提出された『上野国郡村誌』²⁾によると、「上野國那波郡川井村」の項には「矢川 利根川分流、深处二尺廣処六間、東南箱石邨ヨリ入り北方飯倉邨界ニ至ル、長サ拾七町拾五間、村ノ東北ヲ過ク、急流ニシテ清淡ナリ」とある。このことから、少なくとも明治初年にも矢川は利根川から分流していたことが分かる。とすれば、近代以降に変換が図られたにちがいない。本稿では現矢川については触れない。しかし、後述するように埋没河川であっても、増水すればふたたび流水するのである。

本稿では、玉村町における一調査事例を中心に、河川と治水の関係から災害状況を示すことにしたい。

1. 2 玉村町内における考古学調査にみる災害の特徴

町内における発掘調査からは、噴火およびそれに伴う泥流で覆われた水田・畑といった生産基盤が確認されている。主な災害調査面は次の通りである。

- ・昭和22年(1947)、キャサリン台風起因する洪水被害、福島治部前遺跡³⁾
- ・天明3年(1783)、浅間山噴火に起因する降灰(火山灰)および泥流被害と復旧、利根添遺跡⁴⁾、沖遺跡⁵⁾、小泉大塚越遺跡⁶⁾
- ・寛保2年(1742)、洪水被害後の復旧溝、福島曲戸遺跡⁷⁾
- ・中世、洪水被害、福島大島遺跡⁸⁾
- ・天仁元年(1108)、浅間山噴火に起因する降灰(火山灰)被害、中道西遺跡⁹⁾
- ・6世紀中頃、榛名山二ツ岳噴火に起因する降灰(火山灰)および泥流被害、福島大島遺跡¹⁰⁾
- ・6世紀初頭、榛名山二ツ岳噴火に起因する降灰(火山灰)および泥流被害、福島大島遺跡¹¹⁾

その他にも時代の隔たる被害痕跡が確認されている。必ずしも火山灰による被害を被るのみではなく、現利根川や旧河川を伝わってくる泥流による被害も甚大であることが特徴的である。

天明3年(1783)の浅間山噴火に伴って発生した土石流は泥流と化し、吾妻川、さらには利根川へ流れ込み、県内河川流域の村々に多大な被害を与えた。この被害状況については萩原 進氏の一連の研究¹²⁾があるほか、近年では古澤勝幸氏の研究¹³⁾に詳しく、そちらに譲りたい。この泥流は玉村に大きな被害を与え、福島番所が流されたほか、田畑に泥流が押し寄せた。特に利根川と烏川が合流する町南東部の小泉地区では泥流が2mもの厚さを

測り、まさに村の景観が一変してしまったのである。

『上野国郡村誌』『上野國那波郡南玉村』の項¹⁴⁾には「湖沼 矢川池 東西十三間南北二十三間三尺、周六拾九間、本邨ノ東ニアリ、往昔象ヶ鼻ト称スル用水ナリ、天明三年浅間山變動ノ時流勢大ニ変シ、僅ニ今ノ地形ヲ存ストイフ」とある。また、「地味」については「其色淡黒砂石ヲ交ユ、其質悪ク略ボ稲梁ニ適ストモ収穫少シ、只微シク桑茶ニ適ス、又往々旱ノ患アリ」とある。

2. 旧矢川流路の復元

2. 1 洪水被害を写した空中写真

写真1は1947年10月にGHQによって撮影された玉村町東部の空中写真(いわゆる米軍写真)である。この前月に関東地方を襲ったキャサリン台風による利根川決壊の様相がくっきりと写し出されている。

氾濫ルートは写真では白っぽく写し出されている。水田が広がる中、河川沿いは短冊形の畑が営まれている。また中央にも短冊形の畑が写し出されている。これも水田に適さない土壌であり、河川存在を予感させる。さて、氾濫ルートはこの畑に向かって決壊している様子が看取できる。

このように河川の決壊点と氾濫ルートは重複することであり、それは時代が変わっても容易には変化しないのである。

2. 2 現矢川と異なる流路痕跡(旧矢川)を求めて

はじめに述べたように利根添遺跡で発掘された土手は、当時玉村町東部を南北に横断していた矢川に備えたものであったことが判明した。本稿を進める上でまず、現在失われてしまった旧矢川の流路の復元を行わなければならない。まず、先ほど触れた米軍空中写真、明治中期に陸軍によって作成された迅速図、小字の範囲を示す境界図をもとに、机上で流路の推定を行った。その成果をもとに平成11年秋に、現地踏査を試みた。踏査にあたって注意した点は、次の3点である。

1. 旧矢川跡の現在の土地の利用状況
2. 地表面の土質の把握
3. 戦前から住んでいる人からの聞き取り

1については古くからの集落と、ここ数十年の住宅群との分布と作物の栽培についての確認作業に努めた。2については砂質ならば、かつて河川であったところか、または河川の影響を受けたところであるかが推定できる。3については、旧矢川存在を知っているかどうか、あるいは現矢川についての聞き取り、そしてキャサリン台風による利根川氾濫の様相を聞き出すことにあった。

以上、机上での推定と現地踏査の成果を統合した結果、次の推定流路が考えられた。第3図に示したように、矢川は大字南玉字近戸から流水しており、付近は河岸段丘状を呈している(写真2-①)。近隣住民からの聞き取り



写真1 旧矢川 昭和22年(1947)9月キャサリン台風による利根川の氾濫の様相がわかる。(同年10月米軍撮影、縮尺に16,000を70%に縮小し加筆)上が北 この写真は国土交通省国土地理院の承認を得て米軍撮影の空中写真を複製したものである。

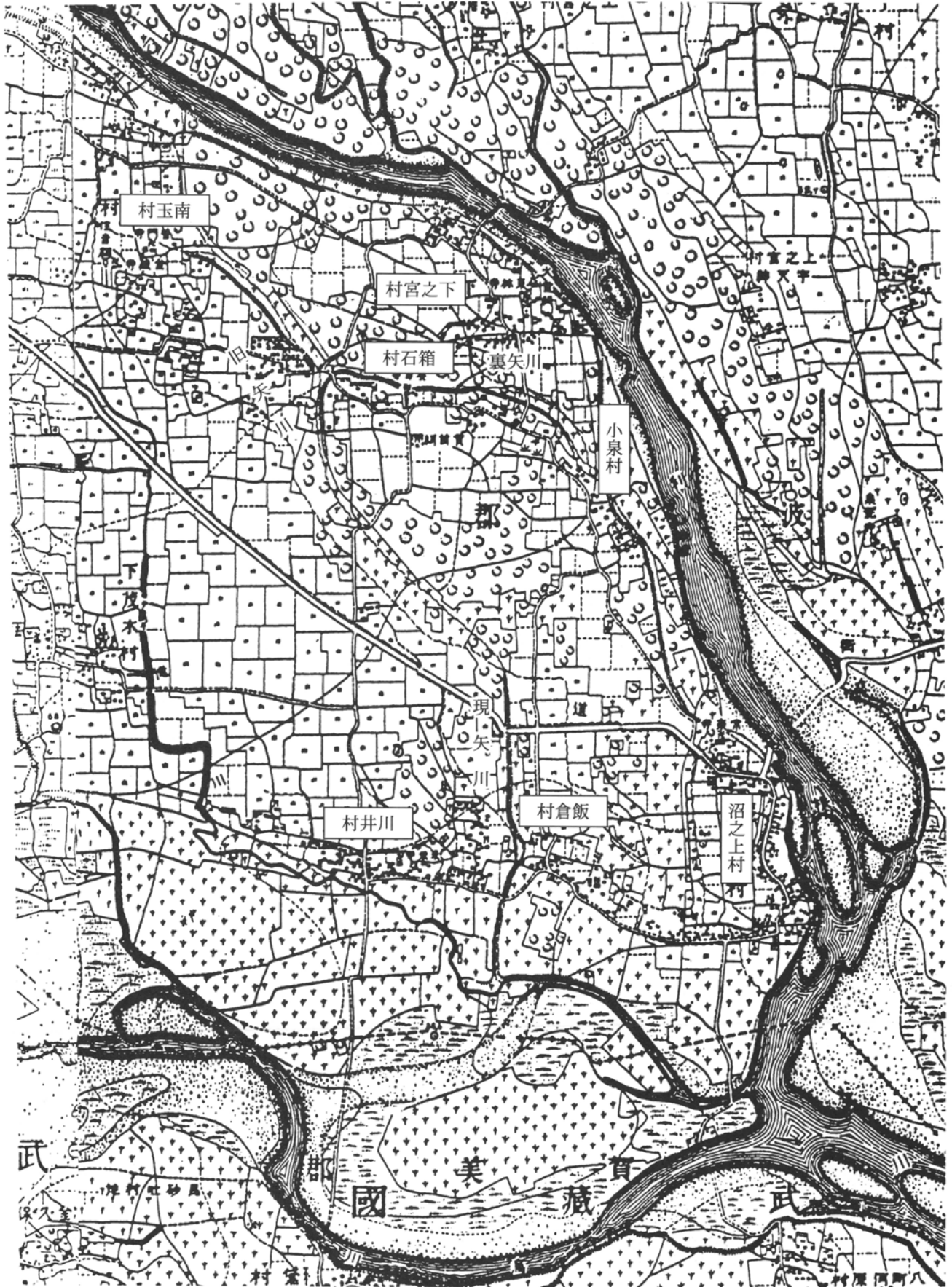


図2 明治の迅速図にみる玉村（上が北、縮尺約1：20,000、陸軍参謀本部測量局作成）



図3 玉村町小字図(太字線の範囲が推定旧矢川) 玉村町誌通史編下巻付図玉村町小字図をもとに作成

では、キャサリン台風時も字近戸が決壊しており、決壊しやすい地点として認知されていた。

迅速図からは字中原、字埋堀、字社宮嶋を流水するルートが推測できる。字埋堀、字社宮嶋の南西隅には普門寺、金蔵寺、住吉社と、中近世の館跡が存在し、これらは河川の西に位置していることから、被災した痕跡が殆どなかったことが分かる。字矢川橋北で緩やかに蛇行し、その後国道354号線南へ、現在の矢川流路と重複するように、ほぼ直線に南下し、字向川原で烏川へ注ぐものと推測される。図の字十王にある齋藤富久治氏宅裏は、現矢川が北東から南下するカーブした左岸に位置するが、ここは旧矢川の景観を色濃く残す場所である。河岸段丘を呈し、雑木が生い茂り、手が加えられていない。一方、右岸は埋め立てられ、新興住宅が建っている(写真2-⑦)。

ところで、現在、字坂本には土手が東西に築かれている(写真2-④)。土手の上には御堂が祀られ(写真2-③)、少林山堂と呼ばれている。また毎年正月にはダル

マ市が開かれている。さらに東の道を隔てて、小規模ながらも高さ1m程の土手が延びている(写真2-⑤)。迅速図では字地藏腰まで延びていたことが確認できる。少林山堂の南東に木暮氏宅はあり、当主木暮圭太郎氏によると、西側にもやはり小規模の土手が続いていたという。さて、これら一連の土手はどのようなことを意味するのであろうか。これらの土手の核をなすものは、御堂の鎮座する土手である。キャサリン台風による利根川決壊の際にも、この土手の東の道を「縁台をたてて俵で縛る」ことで完全に封鎖し、水を防ぐことによって被害を防いでいる(木暮氏談)。この土手に対する呼称は特になかったらしい。木暮氏らの聞き取りによると、土手より北の果樹(柿)園辺りを「裏矢川」と呼び(図2)、降雨時には水が溜まってしまうとのことであった。天明期の文書にも「枝矢川」という記述があり、矢川の支流を示す表現として捉えることができる。先の地元民の呼ぶ「裏矢川」がこれに該当するかもしれない。満水(洪水)時にはひとつの河道と化して東部スポーツ広場(図1)へと



①利根川から分流地点



②旧矢川上流の景観写真（左は現矢川）



③少林山堂



④同左に所在する土手



⑤裏矢川および土手



⑥裏矢川域にみられる浅間天明溶岩



⑦齋藤富久治宅裏旧矢川景観（新興住宅が建ち並ぶ）



⑧同齋藤宅に残る土手

写真2

流れ、利根川へ合流するのではなかろうか。以上から、矢川のもうひとつの流路を確信するに至った。

しかし、常時、二股の流路になっていたかは明確にはできなかったが、雨水期や河川氾濫時には二股の流路になることが推測できる。この流路は東部運動公園あたり

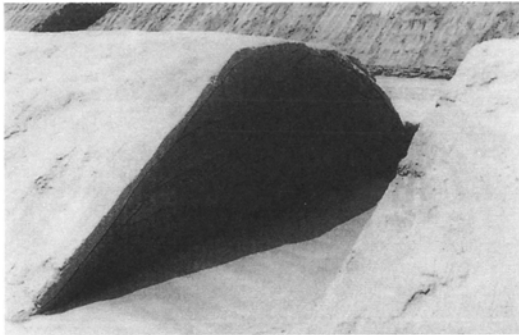
で利根川へ注ぐ。一連の土手はこの「裏矢川」ともいべき、得体をもしれぬ河川に備えたものであり、裏矢川による影響は甚大であっただろう。

2. 3 考古学的調査からみた旧流路

ここでは発掘および試掘調査によって河川の確認がで



①利根添遺跡全景



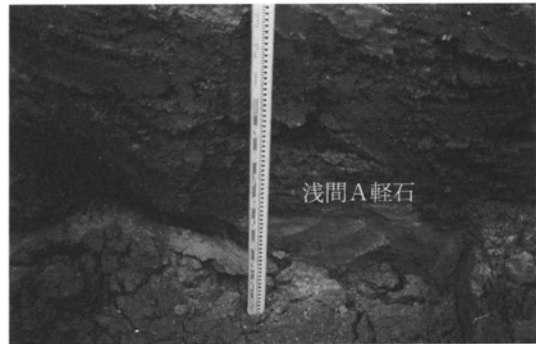
②土手のセクション



④沖遺跡 伯河川跡



③土手と畑の境部



⑤旧河川跡 浅間(平成12年試掘、大字川井)

写真3

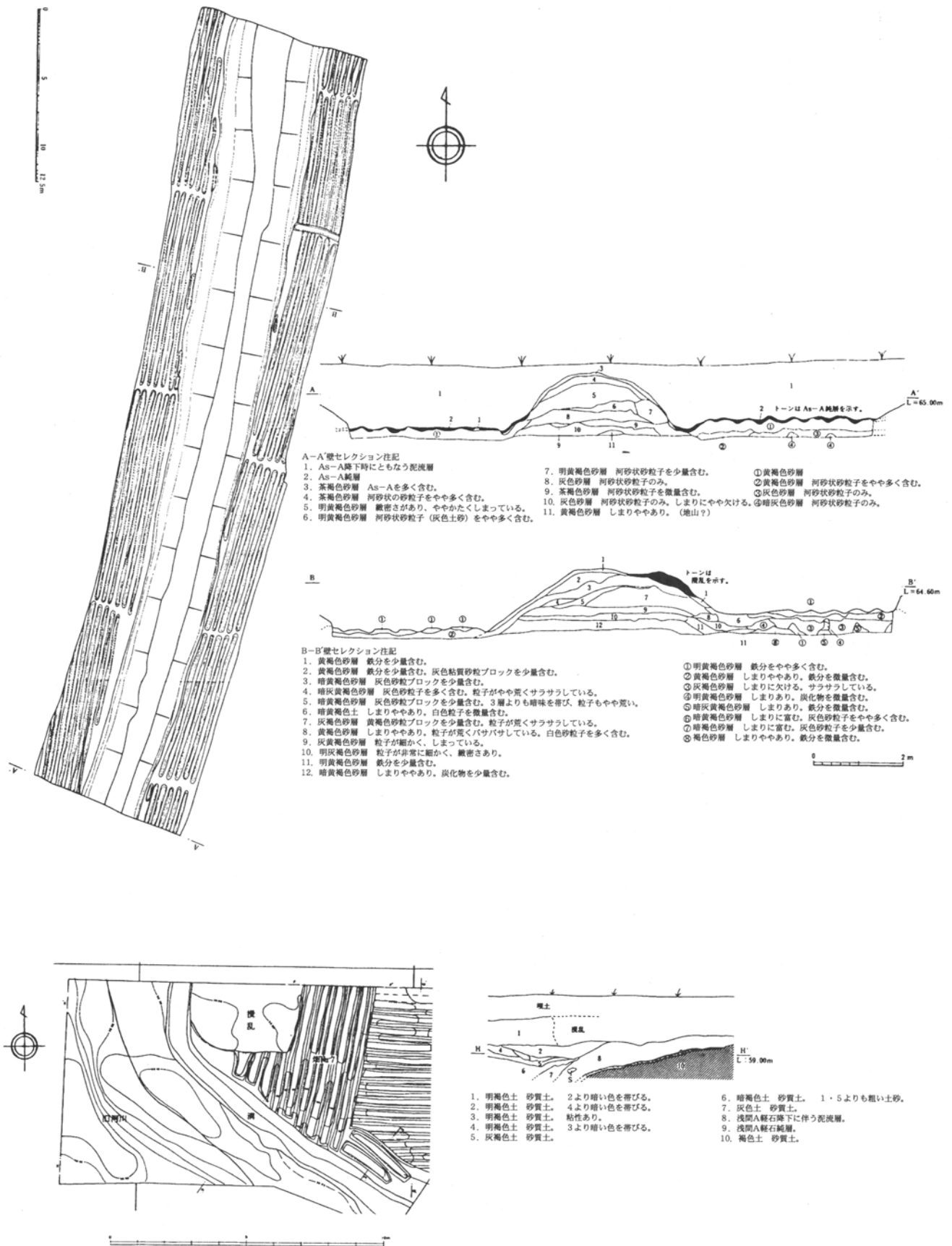


図4 利根添遺跡および沖遺跡実測図

きたものを紹介すると同時に、河川埋没の状況をも記したい。

上流域の字社宮嶋で試掘調査を行った結果¹⁵⁾、河川の跡が確認されている。ただし、天明の泥流に覆われていたかなど確認状況は不明で実証に欠ける。

中流域では字行人塚と字北田中の境で、試掘調査が行われた結果¹⁶⁾、河川跡が確認され、部分的に浅間A軽石、泥流が堆積していた(写真3-⑤)。

下流域では、さらに南下した字沖と字関面の境で、発掘調査が行われた結果¹⁷⁾、浅間泥流下の旧河川、畑が確認された(玉村町教育委員会『沖遺跡』)。流路は北西から南東にかけて流水し、土砂の崩落のため、深さは確認できなかった。

以上、これまでの調査からは河川の確認と埋没状況が確認できた。特徴的には、次の通りである。

1. 河川の深さは重機では確認できないほど深い。
2. 浅間A軽石は河川の際には堆積している。
3. 浅間A軽石降下に伴う泥流は、河床を上げ、河川を埋没させる原因となったが、その後も河川が流れていた痕跡がある。

このほか、河川に対する諸施設のひとつである土手が確認されている。利根添遺跡は1990年に宅地造成に伴って玉村町教育委員会が約700m²の発掘調査を行った。遺跡の立地位置は利根川の右岸にあり、利根川端より100m以内にある。現地表面は泥流土であり、米作には適さない土壌である。発掘調査の結果、天明3年(1783)の浅間山噴火に伴う泥流によって埋まった土手と畑が見つかった。浅間軽石が厚さ5~10cm降下した後、泥流が1.3~1.4m堆積している。土手の規模は、発掘長58m、高さ1.2~1.3m、下幅5~7m、上幅1~3mの規模を測る。方位はN-12°-Eを指すが、わずかに「く」の字に湾曲する。上面の標高は北端で65.35m、南端で65.33mであり、高低差はない。やや粘性のある砂質土を盛って土手を築いているが、注目すべきことは土手該箇所地山を削りだして、盛土を行い、土手を築き上げる工法である。土手の両側で畑が確認できた。土手と畑の境には浅い溝が設けられており、排水溝として考えられる。このことは畑の畝が土手に平行してつくられていることから捉えることができる。水を土手に近づけず、排除することによって、土手の維持管理をより効果的にするためであろう。

旧矢川の推定流路は、発掘された土手から西へおよそ200m先にあり、河川からやや離れた位置に土手を築いているが、発掘の成果から通常時には川と土手の間に畑を営んでいることが分かった。

また、土手の東側は下之宮村(大字下之宮)、西側が南玉村(大字南玉)と、土手が近世の村境線にほぼ一致することも興味深い。このことは、土手があることによ

て東の下之宮村はその恩恵に預かったことを意味する。反面、西の南玉村は特に土手際の畑は、水が東に抜けないので度々の水害に悩まされたに違いない。災害時には耕作地を捨ててしまっても仕方のないものだったであろう。

土手は単に堤防の役割をするのみならず、実に様々な役割をもっていたのである。

現在でも河川沿いに堤防が築かれていないものの方が珍しく、本稿を現在の堤防と絡めて検討する必要があるであろう。

3 洪水被害を通した旧矢川の景観復元

3.1 水源域から烏川合流域における旧矢川の特徴

旧矢川については、既に述べてきたように、水源は利根川から分岐しており、下流は烏川に合流している。

ここでは、利根川との分岐点である大字南玉を中心とした地区を上流域、現在でも堤防が確認でき、また裏矢川の分岐点でもある少林山堂を中心とした中流域、さらに現国道354号線以南を下流域と分けて、それぞれの治水・防災面における特徴について解説する。

(1) 旧矢川上流域の特徴

図5は、玉村町大字南玉をあらわした、明治16年刊行の迅速図および現在の地形図である。図中北西から南東に流下する川は利根川である。二つの図を比較すると、利根川南岸に築かれている堤防に大きな違いがみられる。迅速図を見ると、図中Aの箇所堤防が切れており、そこには桑畑があったことが記されている。これに対して現在の地図を見ると、図中aのように堤防が築き直され、利根川堤防として一体化されており、そこには桑畑の表記とともに広葉樹林が河川に沿って生い茂っているといった変化も見られる。

こうした変化は、キャサリン台風を契機に、防災対策が施された結果が形となって現れたものである。

キャサリン台風では、迅速図に見るA(すなわち堤防が切れているところ)より利根川による洪水流が氾濫し、旧矢川流域に甚大な被害を及ぼしたもので、前章写真1は、まさにこうした状況を映し出している。

キャサリン台風当時の状況を、地元の古老に聞き取り調査をした結果、以下のようなことが分かった。

- ・当時当該箇所に堤防は無かったのではなく、現在の堤防よりかなり低く、高さはせいぜい1メートルほどの堤防があった。
- ・図中Aで示した堤防が切れている箇所は、桑畑であったことは間違い無い。
- ・堤防より南は旧河道を呈するように、南に水田が細長く続き、その水田を挟むように両側には畑が広がっていた。
- ・排水を主目的とした幅6尺の水路が、大字福島よ



図5 明治迅速図および現在の地形図にみる旧矢川上流域 (S = 1 / 10,000)

り堤防に沿って流れ、当該地区で南に屈曲する形で流れていた（この南に屈曲して流れる用水に沿って上記水田が見られた）。

- ・現在では道路となっているが、今でも当時より西に約15メートルずらした所に側溝といった形で残っている。

こうした状況の下、台風による災害を契機に新たな水害対策として、以下のような手法が講じられた。

1. 堤防を新たに築き直すこと。
2. 浚渫することで河床の安定を図る。
3. 堤防本体および土砂流出を防ぐための防備林の整備。

この結果、現在見られるような景観が形作られたことが分かる。

それでは、矢川が現在のような用水路となる以前、すなわち自然河川の様相を呈していた近世の様子はどうだったのか、という問題について考えてみる。

再び図5の迅速図を見ることにする。既に、この時点

では矢川は存在していないが、先述したように、地図では堤防が切れているAを起点に、南東方向に細長く地割りが続いていることが分かる。これが旧矢川の流路であると思われるが、この流路に沿うように、流路の東側には叢樹林が控えていることも分かる。

こうしたことを踏まえ、キャサリン台風の被害状況を写した写真1と見比べると、利根川による洪水はA地点から氾濫を起し、その濁流は叢樹林が密集している箇所を襲っている（南玉集落側にも見られるが、流路東側と比較すると組織的ではない）。

河川工学・地形学はもとより、近世「農書」のなかでも、洪水による破堤氾濫を引き起こしやすい箇所として、「旧河道をまたぐ所」と指摘されており、まさにキャサリン台風による濁流の痕跡は、旧矢川の流路そのものを再現した結果となったのである¹⁸⁾。

旧矢川の景観を考えると、河口に当たるA地区と叢樹林の配置（集落との関係を含めた）が大きなポイントとなるものと思われる。

旧矢川の河口に当たるA地区は、キャサリン台風時には1メートル前後の高さの堤防があったことは既述の通りであるが、迅速図にあるように帯状に細長く築かれる堤防の内、A地区は少なからず東・西に続く堤防より低く設定されていたことは間違い無いであろう。勿論、旧矢川河口に当たることからみて当然であるが、その規模が幅200メートルと広く取られているのが特徴である。

これは、当該地域の環境を見ることで概ね理解できる。ほぼ東西に流れている利根川が、南に流路を変換する位置に当たり、そうした箇所に端気川・藤川といった中小河川が、北から利根川に合流するといった、治水の観点から見ると悪条件が重なっていることが分かる。

すなわち、まっすぐに流れていた水流が、曲がり角を通過するときには流速が遅くなり、通水が円滑に進まなくなることがある。洪水時のように水量が多くなればなるほどそうした傾向は著しくなる。さらに、こうした条件下に他の河川の水量が加わると、利根川だけでは処理しきれない水量になるのは容易に想像がつくところである。こうなると、当該地域だけの問題ではなくなり、利根川の上流域まで影響を及ぼすことになる。

こうしたことへの対策として、旧矢川の河口を広く取るといった方策が採られたものと考えられる。直接旧矢川に通水する流路については、広く取られた河口の中でもさらに低いレベルに保たれ、通常はこの流路から旧矢川に通水していたことと思われる。しかし、大水が出たときには、広く取られた河口に越流堤としての機能を持たせ、利根川の水位がある一定の量を上回ると、越流させて水位の調整を図るといったことが、河口を広く取るといったことにつながった。

次に、洪水によって越流した洪水流は、当然旧矢川でも氾濫させながら、流域沿いに濁流となって襲ったはずである。この洪水対策として、少なくともキャサリン台風による洪水災害について見れば、叢樹林がある一定の役割を果たしているものと考えられる。

叢樹林の配置とキャサリン台風による洪水氾濫流路との関係から推察することができる。すなわち、叢樹林が配置されている所に洪水流が通過していることが写真1で確認でき、恐らく旧矢川河口を越流した氾濫流は、地盤の高い南玉集落を避け、大字下之宮・箱石に向かって流下した。こうした地区では、集落や生産耕地を守るた



写真4 現在のa地区



写真5 キャサリン風以後整備された堤防と防備林



写真6 犬走り状小段にかつての堤防の面影を見る



写真7 旧矢川流路であったことを物語る道路

めに何らかの対策を取っていたはずである。それが防備林としての叢樹林と見ることができるのである。こうしたことを裏付けるように、叢樹林帯に位置する利根添遺跡から、旧矢川に並走するように堤防が検出されている。検出された堤防は、旧矢川の流路から200メートル以上距離が離れているが、これは旧矢川が通常の状態における堤防ではなく、あくまで河口を越流するような大水による洪水被害に対する控えの堤防であり、それだけに河床を200メートル以上と広く取ることで、通常は畑等として利用するが、いざ洪水ともなれば、遊水池としての機能をも発揮するのである。

しかし、検出された堤防は天明3年浅間山噴火に伴う泥流を起因とする利根川洪水災害によって、一時期に埋没したまま復旧にいたらず、後年堤防の代わりに叢樹林を配置し、防備林としたことが考えられる。

こうして見ると、旧矢川の上流域は、災害を受ける度に様相を変えてきたことが分かる。

(2) 旧矢川中流域の特徴

図6は、現在の地図の上に旧矢川の流路(スクリーントーン)および現存堤防(太実線)、聞き書き調査による推定堤防ライン(太点線)を表したものである。図を見て分かるように、大字箱石より流路が南流筋と東流筋とに分岐している。本流は、図面左の南下する流路で、そのまま烏川へと合流する。東に延びる流路は、旧矢川の支流で、前章で見てきた裏矢川である。

現在では、常時流水を湛えているといった様相はなく、こうした状況はキャサリン台風前までは同じだったようだ。裏矢川流域を歩いてみると、本流との分岐点より約100メートルの規模で現在でも堤防が残っており、その北側にはかつての流路跡も見ることができる。聞き書きによると、以前はさらに現養命寺の裏あたりまで堤防が延びていたとのことである。もっとも、下流域は現在宅地として開発されており、側溝としてわずかに裏矢川の面影を留めるにすぎない。

裏矢川に残されている堤防は、図のように旧矢川本流に沿ってさらに延びていることが分かる。ちょうど本流・支流との分岐点には、少林山堂が土盛の上に鎮座している。この土盛については、従来古墳として照会されていたもので、今回の調査において、少なからず現在残っている土盛は旧矢川に対する堤防としての機能を持たせていることが明確になった。すなわち、キャサリン台風時の状況の聞き取り調査では、概ね以下のような話を聞くことができた。

- ・上流より旧矢川流路に沿って濁流が襲って来た。
- ・本・支流沿いに残る堤防のうち、現在も道路によって切られている箇所、縁台の板を用いて堰き止めることで、堤防内の浸水を防ぐことができた。
- ・堤防の機能が発揮したことから、濁流として流れて

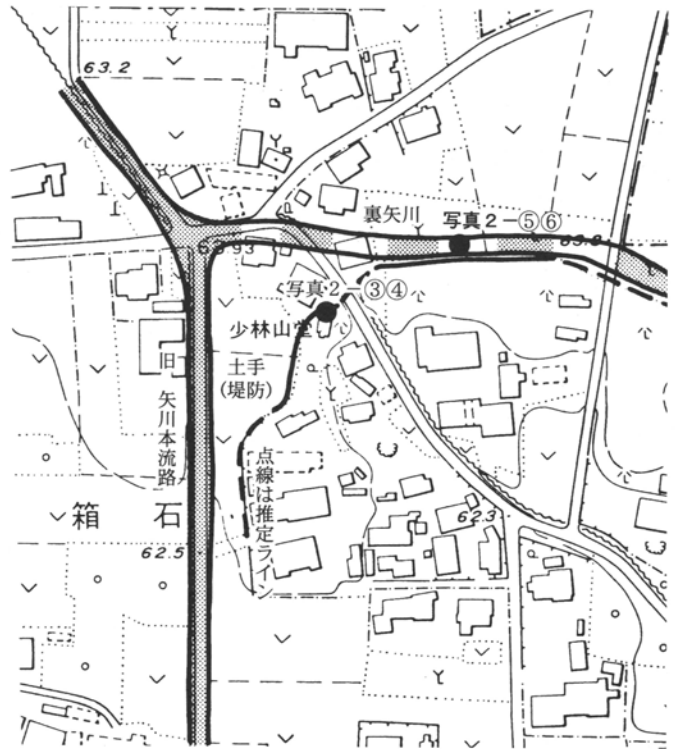


図6 中流域に残る堤防の分布図 (S = 1/2,500)



図7 少林山堂に残る堤防の断面実測図

来た洪水を、裏矢川に分流することができた。

また、以下のような話も聞くことができた。

- ・旧矢川流路が氾濫ルートに当たることは、昔より分かっていた。
- ・少林山堂の山は、堤防としての機能を持っていることも、知っていた。
- ・裏矢川は、排水を目的とした流路で、大水が出たときなどにその機能を果たした。

以上のようなことから、少林山堂の土盛は堤防として地元の人々に扱われて来たことが推察できる。

図7は、少林山堂に残る堤防の断面を表したエレベーション実測図である。これによると、下幅約10メートル、上幅約4.5メートル、高さ約2メートルを測る。

旧矢川上流部に当たる利根添遺跡の堤防と比較すると、規模の上でかなり大きいことが分かる。これは、少林山堂の堤防が位置する箇所が、本流と支流が二股に分れる突端に当たることから、氾濫流による水圧が一番多くかかることへの対策として、堤防の基礎に当たる部分



写真8 裏矢川流路および堤防・河道



写真9 少林山堂に残る堤防

の根敷き（下幅）を広く取らざるを得ず、こうしたことが規模を大きくする要因となったことと考える。

しかし、共通することとしては、河道が位置する堤外地より、逆に集落などがある堤内地の方が、地盤が低く設定されていることである。

堤防の平面プランを見ると、二股に別れる突端に位置する少林山堂の堤防を頭に、やや変形ではあるが、尻無堤として捉えることができる。尻無堤とは、例えば集落全体を囲むといった輪中堤とは異なり、下流側は堤防を設けず、開放した状態の堤防配置をするもので、下流において水位が上がり、水流が逆流すると、堤防が切れている下流からの浸水を受けやすいといった弱点を有する特徴を持つ。

キャサリン台風時には、堤内地への浸水を防ぐことができたことは既に述べたが、この時は逆流による浸水被害もなかったようだ。しかし、それ以前の状況はどうであったのか。

ここで、明治迅速図を見ると、尻無堤と想定した堤防の堤内地側には、堤防に沿って叢樹林が見られるが（特に裏矢川に顕著に見られる）、これは面的な広がりを持つというより、堤防同様に帯状に連なるもので、現在でもササダケや広葉樹が同じように見ることができる。こうした樹林を除くと、堤内地には屋敷地や生産耕地が広がり、こうした土地を囲むように南側、すなわち堤防が築かれていない箇所にも叢樹林の広がりがある。この叢樹林も、(1)で見てきた防備林と同様な機能を持ったものと筆者は考えている。当該地区は、旧矢川本流が北西から南東に向かって流下するといった流路から、ほぼ真南に流路を変える箇所に当たることから、水制が変化することで氾濫が起きやすいことが考えられるからである。

中流域の特徴について述べてきたが、ここではそれぞれの時代背景区分を明確に想定していない。例えば、現存している堤防と利根添遺跡で検出された堤防は、同じ時期に築堤された堤防か、あるいは時期を異にしたもの

として扱えるのかといった疑問に対する答えは、現時点では用意ができていない。天明の浅間山噴火に伴う泥流により埋没した利根添遺跡の堤防も、その後において復旧されていない。しかし、古文書には築堤に関する記録が数多く残されているのも事実である。現存する堤防は、この時期に築かれたのかといった疑問を解決するには、さらに時間をかけて研究する必要がある。こうしたことは、次の下流域についても同様である。

(3) 旧矢川下流域の特徴

旧矢川流域のうち、現在の国道354号線以南の流路については、現在の矢川とほぼ同じルートを取っていたものと思われ、上・中流域と異なり今でも河川としての様相を色濃く残している箇所も見られる。

図8は、現在の矢川流域の様子を表した地図で、これを見ると建物の配置に特徴がみられる。明治の迅速図では、河川に沿って桑畑が広がっていたところに、現在では新興の住宅が建ち並ぶといった変化が見られ、さらに烏川合流域についても、桑畑が一面広がっていたところに、桑の伐採と同時に畑作としての土地利用の変換が図られ、さらに西岸域では工場の進出も見られるなど、大きく様変わりしている様子が分かる。

図中Aは、古くよりここに住居を構えている齋藤富久治氏宅及び敷地である。川を挟んだ両岸はもともと同じような地形環境にあったところで、小段丘状を呈していた河川沿いには桑畑がたらなるといった環境から、西岸域では小段丘を切り盛りして土地を平坦にし、宅地として開発されている。これに対し東岸域を見ると、桑畑から中・低層雑樹林へと変化は見られるものの、地形的にはほぼ旧状を留めている。こうした環境は、現状においては当該地区しか見ることはできない。

図9は、こうした旧状を断面図として概念的に表したものである。上流・中流域と異なり、下流域では河床が深く浸食されており、平時はこうした河床を水が流れるが、洪水による増水時には、低水敷や高水敷までもが水

面下になる。低水敷では、現在でも比較的背の低いアカシヤの木やササダケが繁茂し、地盤は砂層が深くまで続いている(齋藤富久治氏談)。高水敷は、ササダケを主体

とした樹木が生い茂り、枯れた桑木も見られる。

アカシヤは洪水に強い木として、防備林などに用いられることが多く、利根川本堤でもよく目にすることができる。ここでは、段丘崩落防止とともに、水勢の緩和を主目的として採用されたものと思われる。もともと桑畑であった高水敷についても、桑は洪水被害に強いことが知られており(宮村1985)、明治以前より植栽されたものであろう。また、ササダケは根が複雑に絡み合うといった性質を持ち、このことが土砂の流出を防ぐと同時に水勢の緩和、さらには竹そのものも堤防復旧といった工事の際に、資材としての利用価値も高いことが古来より知られており、こうしたことから水害対策として用いられたものと思われる。

図9に見る植生には、こうした知識が活かされていたことを物語っているのである。

図9では、高水敷と宅地とを仕切るように堤防が描かれているが、これは図8太実線で記されているものである。現状で、長さ約40メートル、高さ(高水敷より)約1メートルを測るが、もともとは北側に向かいさらに延びていたことが、堤防に沿って植えてあったであろう樹木の配置等からも窺われるが、現在ではこししか残されていない。齋藤富久治氏宅では、この堤防については水害から守るための施設であるといった認識を持たれている。

キャサリン台風では、洪水流が堤防を溢流して、家の畳が浮くといった床上浸水被害を受けている。こうした被害は、対岸はもとよりさらに下流域に向かって広がっていったことはいうまでもない。

利根添遺跡で検出された堤防を、一瞬のうちに埋没させた天明3年の浅間山噴火を起因とした泥流は、中流域はむろん下流域まで被害を及ぼしており、それを裏付けるような事例が、対岸に当たる下の八幡宮(図8 B)に見ることができる。

昭和50年頃、下の八幡宮境内に防火用貯水槽を造るための工事が行われ、その際地下約1メートルの深さから、泥流によって埋まった石塔が当時の状態で出土したとのことで、一緒に出土した石仏は今でも境内に奉られている(齋藤富久治氏、下の八幡宮地元の方々の話より)。

正式な発掘調査ではないが、大変参考となる事例であろう。確かに次節で扱う古文書の中には、矢川の被害状況を報じる中で、現在の大字飯倉・川井が必ずといってよいほど頻繁に出てくる。こうしたことは、上流域で利根川の氾濫水が旧矢川流路に沿って襲った泥流は、一機に下流域まで埋め尽くすほどのエネルギーを持っていたことを意味している。

また、下流域は烏川に合流する地点に当たることから、烏川の水位の上昇による結果、矢川の流水が停滞もしくは逆流による洪水被害をも受けやすい環境にもある。明

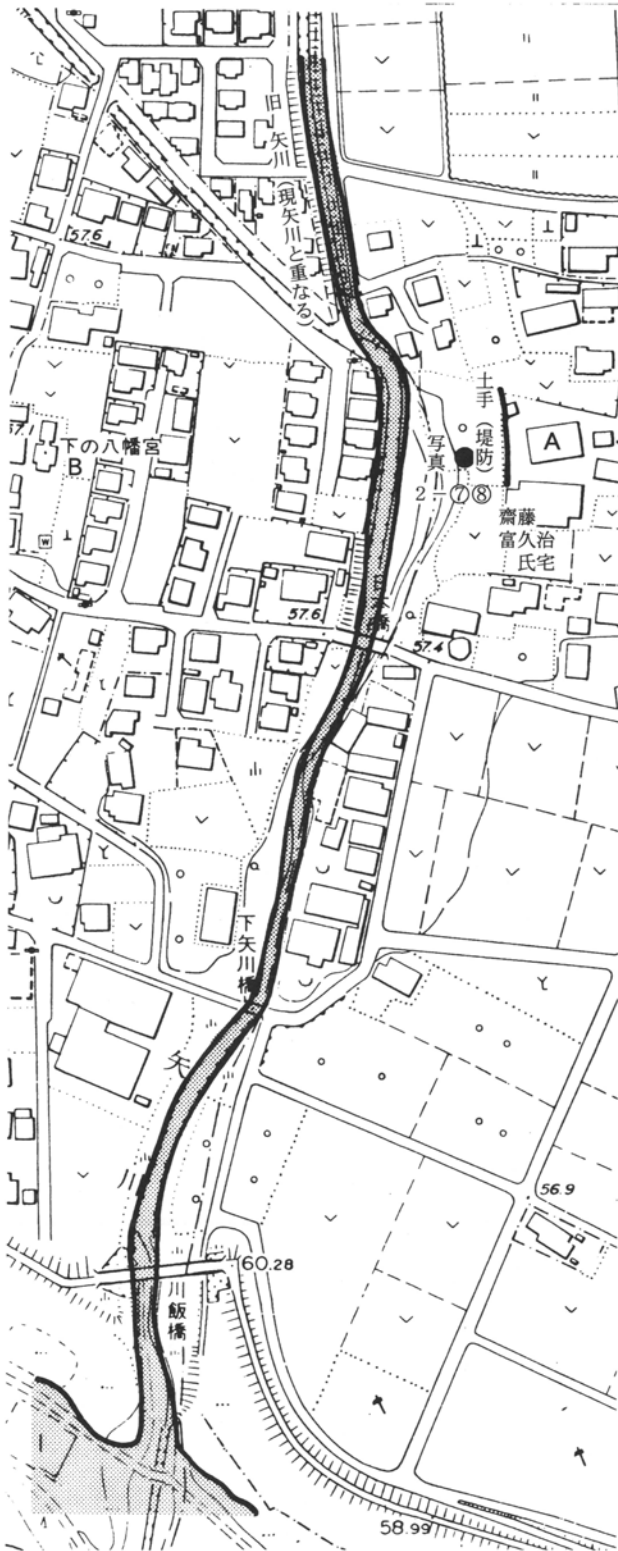


図8 下流域を示す地形図 (S = 1/2,500)

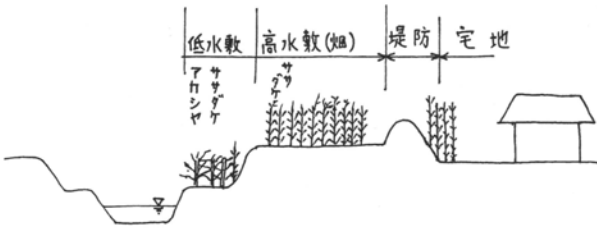


図9 齋藤富久治氏宅を中心とした矢川土地利用断面概念図

治の迅速図に見られる、烏川合流域に広がる桑畑はこうした逆流被害への対策として見るができる。

下流域を見ると、川上だけでなく川下からの洪水被害をも受けやすい環境にある。特に、河川内の通水を疎外する下流からの逆流については、当該地区の川幅が狭く規制されているうえに、最近の宅地開発にいたっては、なおさらこうした規制が進み、今後新たな型の災害を惹起する恐れがあることから、何らかの防災対策が望まれる。以上、旧矢川の景観について、災害との関係を中心に、その変遷について流域ごとに見てきたが、次に景観を構成している中で、特に重要な位置を占めている防災（治水）施設である防備林と堤防について、その機能と景観に及ぼす影響について見ることにする。

3. 2 旧矢川に伴う防災施設の特徴

(1) 防備林

防備林とは、「河道周辺に設けられ、洪水時にその背後地を防禦し、水害被害を軽減する機能を有する樹林帯、竹林帯をいう。」、これは昭和62年3月に当時の建設省土木研究所が「土木研究所資料水害防備林調査」としてまとめられた資料の一説である。ここではさらに、防備林は、河道あるいは堤防に対する立地位置によって、その有する機能が異なるとして、以下の三つに分類している。

堤塘林：堤防に植えられたもので、竹林の根によって破堤を予防したり、堤防を覆った竹林によって越水による決壊を防ぐもの。

護岸林：高水敷の低水路沿いや無堤部の河岸沿いにある樹林帯、竹林帯で、河岸の決壊を防止する機能や林内へ土砂を堆積させる機能を有するもの。

水除林：堤内地、高水敷の堤防前面にあり、洪水の流速を減衰させる機能を持つとともに、流出土砂を林内に堆積させる機能も有するもの。

防備林には、水害対策としてさまざまな機能を有していることが分かるが、反対に水害を助長するケースも過去の事例から指摘されている。

- ・防備林の規模や位置を誤ると、流路断面を狭めたりして、かえって通水に支障をきたす恐れがある。

- ・決壊した場合、防備林を襲った洪水流が、樹林の反発力がかえって水勢が増し、対岸や下流域に被害を及ぼすこともある。

- ・なによりも身近に起きやすい事例に、防備林の樹木が水勢に負け流木として下流へ流されると、それが通水の妨げとなり、大きな被害につながることもある。

防備林には、こうした短所はあるものの、近代以前においては防災（治水）対策として、広く用いられた工法なのである。

防備林についての歴史をみると、古くは8世紀前半に編さんされた『日本書紀』の中の「景行紀」に、「坂手池の堤上に竹を植えさせた」、という記述があり、恐らく堤塘林としての防備林最古の記録であろう。その後大宝律令の中の営繕令などに、堤内・外および堤上には榆・柳その他の樹木を植栽するように規定している。

中世になると、山梨県を流れる釜無川の付け替え事業は有名であるが、ここでは霞堤と同時に防備林も造成しており、治水事業として高く評価されている。また、弘治2年（1556）近江国守護佐々木義賢は、愛知郡押立郷の堤塘の竹木等の伐採禁止の触書を発給しており、当時においても維持・管理には注意を払っていたことが分かる。

近世に入ると、各藩ごとに城下町整備、交通・産業基盤整備の下に、治水事業が積極的に行われるようになり、これに伴い治水に関する考え等を記述した地方書・農書といった古記録が表されるようになった。表1は、古記録に見る防備林についての評価を比較したものである（建設省土木研究所1987）。

防備林について、簡単に触れてきたが、ここで旧矢川流域について見ることにする。既に前節で見えてきたように、明治迅速図に記されている叢樹林は、そのほとんどが姿を消し、景観が大きく変化している。ここでは、上流域のキャサリン台風以降に整備された現状について概観し、台風による災害以前とどのように変化してきたかをみることにする。

写真10は、図5 a 地区に見られる防備林を利根川本堤防上からみたものである。写真左側が堤外地（利根川河道がある）である。また、堤防正面に広がる樹林の奥が図5 a 地区に当たる。堤防天端は歩道として利用されているが、この歩道を挟んで、防備林として植栽されている樹種に違いが見られる。写真手前左側の高水敷は、現在畑として利用されているが、奥に広がる樹林を見ると、タケとヒノキといった広葉樹が混在しているのに対し、低水敷（畑の左側）ではタケ主体の構成を成している。次に、堤内地（堤防を挟んで右側）を見ると、スギなどの針葉樹が用いられている（写真11）。

防備林に用いられる植生は、アカマツ・ヤナギ・エゴ

表1 古記録に見る防備林の評価比較

年 号	西 暦	著者等の名	著 書	水 防 林	
				堤塘林	水防・ 護岸林
寛文5年頃	1665頃	山鹿業行	山鹿語類民政上	○	
寛文9年頃	1670頃	陶山右衛門	告新録		○
天和2年頃	1682頃	不 明	百姓伝記	△	○
元禄2年	1689	平岡道敬	地方竹馬集(中)	△	△
〃	1689	—	地方必用一	×	×
元禄3年	1690	若林利朝	若林農書	×	○
元禄9年	1696	宮崎安貞		○	
正徳3年頃	1713頃	大月履軒	燕居偶筆(下)	△	
享保4年	1719	小林寛利	地方袖中録後編		○
延享3年	1746	寛然居士	農書大全農譜拾穂草稿		○
寛延2年	1749	源 信通	統農家貫行二	○	
宝暦6年頃	1756頃	武陽泰路	統地方落穂集	△	△
宝歴9年	1759	真壁用秀	地理細論集		○
寛政3年頃	1791頃	大石久敬	地方凡例録	△	
文化元年	1804	曾 繁 編	成形図説	△	○
文政11年	1828	宮永正運	私家農業談		○
天保元年	1830	不 明	地利要方(上)	△	○

(○：積極的な評価、△：ある程度評価、×：否定)

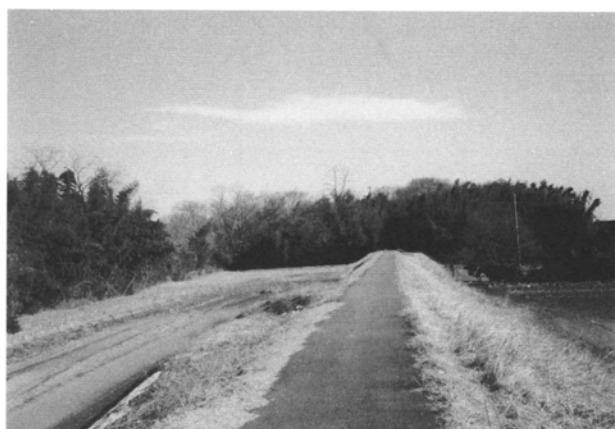


写真10 防備林の現状

写真11 堤防を挟んで樹種が異なる
(河床側は笹竹、広葉樹、宅地側は針葉樹が使われている)

ノキ・ハウノキ・カエデ・ハンノキ・タケ・エノキ・クス・ケヤキなどが多く、それらを混合したものも見られる(宮村1985)。

こうした防備林の整備は、キャサリン台風によって大きな被害を出した結果、利根川本堤防の嵩上げおよび連続堤化することにより、図5 A地区を完全に締め切り、ここから氾濫水を越流させないといった方策が形となって現れたものである。

すなわち、図5 明治迅速図に見られるA地区堤防の切れている箇所(実際は高さ1メートル位の堤防があったことは前節で見てきた通りである)の桑畑は、当該地が越流堤としての機能を持たせていることから、実際に流水にさらされる天端部の土砂流出を防ぐ目的で植栽された堤塘林として捉えることができる。しかし、現在では利根川本体堤防と一体化した大型堤防として築き直されたことで、越流堤としての機能は不要となり、併せて堤塘林の必要も無くなったことにより、堤防天端はアスファルト舗装による歩道としての機能の転換が図られ、これが景観の変化となって現れたのである。

なお、利根川本川に見られる防備林の位置関係には、大きな変化は見られない。これは、利根川や多摩川といった河川には、それぞれ支川との合流地点や分流地点、さらには蛇行の様子や旧河道の有無等で、水害が起きやすい地点が予測できるといった特徴があり、例えば過去に破堤氾濫を起こした箇所では、よほどの環境変化が無い限り再び同じような災害を蒙る可能性が高いといえるからである。すなわち、当該地はキャサリン台風、天明年間たびたび起きた洪水災害において、いずれも大きな被害を出しており、また地形的にも利根川の流路の変換点にあたり、さらに旧河道に位置することなどから、最も破堤氾濫を起こしやすい環境にあることから、堤防を強固にするに留まらず、流速の緩和等を図る水除林としての防備林も併せて整備されている。ちなみに、この地区の防備林は現在でも保安林として厳重に管理されている。

(2) 堤 防

旧矢川流域の景観を考えた時、防備林とともに堤防も欠くことのできない景観要素のひとつであろう。堤防とは、河川を流れる水を、その流路内に安定的に流下させ、氾濫を防ぐ目的で河道に沿って築造される構造物である。

すなわち、堤防は洪水により水位が上昇した分の水量・水圧をコントロールするといった機能が要求されており、水量・水圧と堤防支持力のバランスが崩れると、流域社会に対し大きな被害を及ぼすことから、重要な構造物として捉えられてきた。しかし、こうした堤防の築堤技術、維持・管理といった面での記録になると、近世以前においては皆無に等しい。

ここでは、利根添遺跡において検出された堤防を中心に、堤防が稼働していた近世に書かれ地方書・農書を基に、築堤技術について概観し、さらに発掘調査によって得られた資料との比較から、旧矢川に用いられた築堤技術について考察を加える。

築堤技術について詳細な記述が見られる地方書・農書として、ここでは『百姓伝記』と『地方凡例録』を中心に見ることにする。

堤防を築造する時は、『地方凡例録』によると、まず馬踏の寸法を決める、とある。これは、堤防の天端幅を最初に決め、その後所定の法勾配に従い断面形状が決まる、としており、この件についての記述は『百姓伝記』には見られない。

法勾配についても『地方凡例録』では、土堤では法一割、砂堤なら法一割五分、石堤ならば五分にしてよしとし、さらに大河においては、仮に土堤であっても一割の法では危うく、一割二分にせよとしている。なお、こうした内容の記述は近世後期の農学者佐藤信淵編による『堤防溝志』でも見られ、関東流の定法が改められ、土堤一割、砂堤一割五分、石堤五分とされるに至ったという。従来高さ一間まで一割、高さ二三間では一割五分とされ、砂堤で川表二割、川裏一割七八分、さらに水衝部では川表三割、川裏二割五分であったのに比べ、勾配が急になったことが記述されている(石崎1984)。

『百姓伝記』では、土手の下幅を広く取り、勾配は緩く築き、天端幅を広く取るべきであるとしている。

石崎氏はこのような記述について、「法勾配を築堤工法の最初に指摘しており、天端高および天端幅の決定方法については全く記述されていない。近世においては天端高を決定しうるに足る洪水位の記録が乏しかったのか、あるいは堤防は洪水に際してしばしば溢流するものであり、高さよりもむしろ堤防それ自体の強度が重要な関心事であったとも推察される。」としており、筆者も同感である。

堤防の保護工について『地方凡例録』では、土堤では筋芝を一間につき五筋ほど張り、天端脇にも同様に張ること。また、砂堤では芝は根が張る前にズレ落ち、役に立たないことから、筋粗朶を引くこと。粗朶は、柳・宇津木の種類を一尺ほどに切り堤に敷くこと。一方『百姓伝記』を見ると、川除堤には柳を植えるが一番である。土手の法尻から斜面にかけて緊密に植えること。また、新堤・土手の両法面に補強として盛られた堤には必ず芝を植えること。土手を締め固める効果がある。といった記述が見られる。

両者を比較すると、『地方凡例録』では土堤には筋芝、砂堤では筋粗朶というように、土質による使い分けを説いているのに対し、『百姓伝記』では川除堤には柳、新堤には芝というように、堤防の機能によって使い分けを説

いている。川除堤の柳は、旧矢川の越流堤に見られる桑と同様に、最初から越流することを意識し、土砂の流出を防ぐ目的で植林される堤塘林のことを指しているであろうか。芝・筋粗朶については、堤防本体の強度を増すため、また維持・管理面からも有利であるものと思われる。

堤防を築くための材料となる土についての記述は、『百姓伝記』にのみ具体的に記述されている。内容を見ると、堤の大小によらず、良い土を積み上げ、粘性の高い土は上に盛ること。その下に小石混じりの土、砂混じりの土、小石・小砂混じりの土で盛ること。黒ぶく土、砂で築いても安定しない、といったことを説いている。

それではここで実際に発掘調査によって検出された堤防について、簡単に触れてみることにする。

畑氏は、1997年発掘調査が行われた山梨県韭崎市所在塩川下河原堤防遺跡の報告書考察の中の、第1節「堤防について」において、弥生後期から近代まで24遺跡の事例を挙げ、それぞれ時代別特徴について述べている。ここでは、弥生時代から古墳時代にかけての治水施設は木組み構造をもつものが見られるとし、さらに古墳時代中期になると堤防の基礎の部分に草木を敷き詰め、その上に土砂を積み上げるといった工法が現れる(こうした工法を敷葉工法と呼ばれ、大阪府狭山池堤防や太宰府土塁といった6～8世紀の遺構からも確認されている)。

平安時代になると、河原の自然堆積層を堤防内に取り込むといった築造法が現れるとし、さらにこの頃から念入りな工法は採られなくなる傾向が見られるとしている。

中世になると、築造予定地を予め掘り下げてから土盛りを行うといった工法も見られ、中世末から近世初頭にかけて堤防法面を石で覆う石積み・石葺き堤防が現れるとしている(畑1998)。

また、広瀬氏は古墳時代の堤防について、木組みの芯構造を持つ在来タイプをA型堤防、敷葉類似工法で、その起源を古代中国に求めることができるタイプをB型堤防と分類している(広瀬2000)。

畑・広瀬両氏の説は、概ね同感であるが、例えば畑氏が扱う24遺跡の事例をみると、堤防の概念という面で聊か曖昧であるように思え、また現時点ではやむを得ないことではあるが、データが西日本に偏り過ぎていることに疑問も残る。例えば、弥生～古墳時代にかけて木組み構造が見られるとしているが、実際には西日本しか出土例がなく、日本全体の流れとして捉えてよいのかといった問題もでてくるであろう。

しかし、中世末～近世初頭にかけて石積み・石葺き堤防が出てくるとするのは、注目に値する。

利根添遺跡の堤防は、天明3年の浅間山噴火に伴う泥流により埋没したもので、その起源は明確ではない。既

述のように、利根川本川の治水対策の一環として建設された堤防と捉えた場合、対象とする流域はかなり広範囲となることから、それだけに基盤がしっかりとした為政者の指導がなければ実施できなかったはずである。玉村町を中心とした地域を見ると、徳川家康の関東入封後間もなく伊奈忠次の指揮の下、大規模な新田開発が行われていることから、こうした時期に利根添遺跡の堤防も、利根川支川としての旧矢川の治水・利水と同時に、利根川本川の治水対策として築造されたものと思われる。伊奈忠次は、幕府代官頭としての要職にいたが、特に治水・灌漑技術に卓越した能力を発揮し、伊奈流（関東流）治水術の創案者でもある。伊奈流の治水技術の特徴は、「毎年のように起こる普通の洪水は堤防によって防ぐが、大洪水の場合には、むしろ越水させるというやり方である。であるから堤防は低い、流域には沿岸の湖沼を利用した遊水地帯が設けである。さらに濁水から本田を守るために控え堤が築かれている。」としており（村上1970）²¹⁾、まさに図5に見るA地区が大洪水の時の越水をさせる機能を持った越流堤であり、利根添遺跡の堤防が控え堤に当たり、旧矢川流路から控え堤の間が遊水地帯に該当するのである。

こうしてみると、利根添遺跡の堤防を含む旧矢川上流域に見られる諸施設は、伊奈忠次自身が強大な指導の下、伊奈流治水術を駆使して配備されたものとみることがができる。

以上のようなことから、利根添遺跡の堤防は近世初頭に築かれたと想定できる。利根添遺跡の堤防は、石材はまったく用いられていない。前章で記述したように、土と砂を混ぜた土砂を層状に積み上げるといった方法で築かれており、石・礫などは含まれていない。また、堤防の基底部に当たる箇所を削り残し、その上に削り残した部位を覆うように土砂を盛るといった方法も採っている。

畑論文に見られるような玉石・礫を大量に含んだ土石混じりの土で盛られるといった堤防とは、だいぶ様子が異なる。

こうした築造技術の差異は、中世の城館跡に残る土塁築造技術についても見られる。中世（ここでは関東でいう後北条氏が覇権を争っていた時期を想定している）の土塁調査事例を見ると、同じ関東でも平地部に位置する城館跡に残る土塁では、主に黒色土（腐植土を含む）、砂質土、ロームを用い、これらを混ぜ合わせたり、交互に盛り上げて築くといった技術が見られる。これに対し、関東でも甲信国境地域の山地部では、平地部で見られた土とともに玉石・礫を多く含んだ土砂を用いるといった、山梨県武田氏館跡に見られる土塁と近似の技術が見られる²²⁾。土塁の例ではあるが、用いられる材料については、安定供給ができる現地調達を基本としたことから、城館

が位置する環境に応じた材料が用いられている。このことは、河川堤防においても、また近世においても変わらないものと思われる。

利根添遺跡の堤防が築かれたと思われる近世初期、大規模な新田開発が行われているが、この時実際に現地で指揮をとった人物の中に江原源左衛門がいる。彼は武田家旧臣で、後に高崎市滝村に土着しており、その卓越した水利・土木技術は、早くから周知されていた人物である²³⁾。古文書では、新田用水路（大官堀）についての既述しか伝わっていないが、当然堤防建設についても係ったはずである。勿論伊奈忠次自身、甲州流治水術にも精通していた人物でもある。しかし、利根添遺跡の堤防では石積み・石葺きといった技術は見られず、むしろ地元に残る中世城館跡に用いられる土塁築造技術が踏襲されている²⁴⁾。

河川に用いられる築堤技術を見た場合、当該地に他国の技術をもって築造するといった方法を採らず、材料の選択同様、当該地に古くから用いられてきた技術をもって築造するといったことが窺われる。このことは、伊奈流治水術の特徴は、思想は勿論、治水に必要な諸施設の配置にみられるのであって、築堤技術そのものには現れにくいのである。それだけに、堤防築造技術については、ある技術の初現的な記述はできても、あくまでもこのことが日本全国一様に捉えることは難しいというのが現状であろう。

3. 3 歴史資料からみた旧矢川の防災・復旧

旧矢川に触れた古記録については、正徳年間（18世紀初め）に記された田口文書『年録』によると、万治2年（1659）に「矢川辺に出て網をうたしむ」とあり、現在確認できるうちで最も古いのものである。

川井河岸問屋と本陣を兼ねていた清水六左衛門家覚によると「飛鳥井宰相が例幣使として通行の砌り矢川渡河の解下二艘を出し五料新河岸より四人の人足を出して舟越して通行、翌（宝暦）六年四月十一日の例幣使の御通行にはじ処を……」とあり、小舟が行き来できる規模があったことを伝えている。

『川越藩前橋陣屋日記』¹⁹⁾には天明3年の被害について利根川をはじめ、県内各河川の被害状況を記している。それによると「右之外小川等焼石泥ニテ埋候場所数多御座候。」（9月25日）とあり、さらに「利根川悪水抜那波郡矢川口ヨリ長式千式百間程幅式拾間程深サ壱丈四五尺程焼石泥ニテ埋申候。」（9月25日）とあり、旧矢川が泥流によって埋没したことが記されている²⁰⁾。

次に、箱石村で名主や組頭をつとめた弥五右衛門（金子家）宅に残された文書（現在は原 莊一郎氏所蔵、テキストは若月勝男氏の解説による）を用いることにする。まずは7点を簡単に列記したい。

・天明3年 災害による普請の願い上げ

- ・天明7年 矢川改修普請の願い上げ（天明6年に大洪水あり）
- ・天明期 矢川改修費の見積書（築堤、蛇籠、浚渫、土橋など細かに記載）
- ・寛政期 矢川改修と築堤普請費用の貸付願い（下書）（寛政4年に大洪水あり、同年普請）
- ・文化9年 1,408間に亘る矢川悪水浚いの願い上げ
- ・文政11年 矢川改修普請の願い上げ（同年に大洪水あり）
- ・天保8年 普請書き上げ書（天明、寛政期の普請を列記）

このうち、天明3年と天明期に作成された史料をみてもみることにする。

「天明三年卯ノ八月 堤土手願内目論見帳」は旧矢川の被害状況とその後の復旧活動計画が詳しい。

（中略）先達テ浅間山焼出七月八日未刻利根川大満泥火石一旦ニ押来利根枝川矢川南玉村地内ヨリ箱石村中ヲ流川井村飯倉村境へ流出烏川江落合候川ニ御座候処泥火石ニテ中埋罷成右七ヶ村田畑家居等迄泥火石押出甚難儀仕候 此上利根川出水之節者右矢川江流入候分ハ川尻高押埋候間右七ヶ村江押開可申と奉存候 利根川通り南玉村ヨリ矢川口築留メ下之宮村小泉村沼ノ上村迄川除堤土手御救御普請被成下度奉願上候 利根川通り凡三千三百八拾間村々間数左ニ申上候（中略）

旧矢川が利根川から流水し、南玉村、箱石村、そして川井村と飯倉村の境を流れて烏川へ合流したことが記されている。また、地元七ヶ村からの「堤土手」普請の願い上げが「目論見」されている。この普請願いの「目論見」が実行に移されたかについては、天明7年の矢川改修普請願いによると、「御救御普請被成下置候所」とあり、普請されたことがうかがえる。

旧矢川の普請にどのような材料を用い、どのくらの費用がかかったかという疑問に対しては、天明期のもとと推測される矢川改修費見積書に詳述されている。これは築堤、蛇籠、川浚い、水門、橋の普請計画が立てられており、見積改修費用は1,478両に及ぶ。堤（土手）については「高四尺 馬踏（土手の上幅）九尺」とあり、一方、利根添遺跡の土手は高3.6～4.0尺、馬踏3～9尺を測る。以上、被害と復旧普請について概略してきたが、小河川であっても多大な被害を受け、かつ莫大な費用を要している。これは利根川の分流であることから氾濫が繰り返され、避けることのできない事態であったに違いない。

これらの文書によって、天明期以後も矢川普請の願い上げが継続されていたことがわかる。これは泥流堆積によって河床が高くなった結果、被害を受けやすい状態になったことに起因するのではないか。また文化11年の「普請ヶ所附長」には「利根枝川」とあり、必ずしも天明3

年の泥流だけによって埋没してしまったのではないことがうかがえる。

4 まとめ

この小考を通じて、次のような見解を得ることができた。

1. 航空写真、小字名、聞き取りから旧河川を推定することができる。
2. 利根川流域をみると、旧矢川分水域（旧矢川河口付近）は、もともと氾濫を起こしやすい地点に当たる。
3. 利根添遺跡が位置する旧矢川上流域では、近世治水技術のひとつである伊奈流（関東流）治水の技術の特徴がみられる。
4. それは、越流堤・遊水池・控え堤といった施設をうまく配置することで、洪水からの被害を軽減することが図られていた。
5. こうした対策が講じられていても、天明3年の泥流災害では被害を食い止めることができず、諸施設は泥流により埋没したまま復旧されることはなかった。
6. 地方文書では、堤防の復旧に関する史料があるものの、上流域では復旧されず、その後明治の迅速図にみる叢樹林の配置から、これらが防備林として活かされていたことが考えられた。
7. 中・下流域では、現在でも旧矢川に対する堤防が残されている。
8. これらの堤防は、キャサリン台風時には効果を発揮した。
9. 利根添遺跡で確認された堤防は、旧矢川の氾濫に備えて築かれたもののみならず、村境にあたるなど村行政を考える上で無視できない存在であったことが考えられる。
10. 近世文書には河川普請に関する記載が大量にある。さらに具体的な見積もりも残されていることから、そうした設計の手引き書が地方にも深く浸透していた。
11. 堤防やその傍らには、お堂やお宮が祀られており、在地信仰と深く結びついている。

また、今回明確にできなかったこととして次のことが挙げられる。そしてこれらが今後の課題として残ることはいうまでもない。

1. 上流域については、叢樹林が防備林としての機能をもっていたであろうとするところの、いま一步踏み込んだ考証ができなかった。
2. 上流域に配置されていたであろう遊水池の規模等についても考証できなかった。
3. 中流域にみる裏矢川については、詳しく触れることができなかった。
4. 最も基礎的で、かつ重要なことである現存堤防の築造時期について、特定することができなかった。

今回、旧矢川の流路復元を行っている過程で、つくづく考えさせられる場面があった。それは、地中から掘り出された流路痕、または堤防といった遺構がすべて洪水氾濫を主とした災害跡を伴うと同時に、災害復旧のたびに、その景観を一変させているということである。

本文で何度となく触れているが、河川災害においては被害を受ける箇所が、時間をおいても同じ箇所に集中しているということも改めて知らされた。

こうしたことを、古人もまた知っていたことに驚かされたのも事実である。それは、これから紹介する『玉村傳説』をみると、まさにこうした情景が目に見えてくる。

玉村町の町名伝説を語る上で矢川が存在を抜きにしては語ることができない。町名伝説もいくつかあるが、雲外子の『玉村傳説』²⁵⁾がその代表的なもののひとつである。筆者は以前、この概略を紹介したが²⁶⁾、矢川の側面をあらゆる重要な視点があるので、再び要約を記してみたい。

天慶(938~946)のころ、上野沼田(伊勢崎市柴八斗島の総称)庄の地頭に、ある美しい娘があった。やがて娘は錦野(玉村を中心とした滝川、上陽、芝根の総称)に住む若者と相思相愛になった。時は平将門が東国で反旗を翻したところであり、これに乗じようとした土豪は娘を将門に差し出そうと策略した。この陰謀を聞き、驚いた地頭は娘を錦野の若者のもとへ走らせた。これを知った土豪は娘を捕らえようと追いかけた。矢川のほとりまで追いつめられた娘は、川の急流に身を躍らせ、姿を水中に投じた。この時、娘を救おうとした若者も身を投じ、行方が分からなくなってしまった。

それから間もなく、矢川の流れには夜な夜な二つの光り輝く碧玉が漂うようになり、娘は龍神の変化で、夜光る玉は龍神の顎の玉の精であると云われた。里人は玉を拾い、南玉村字近戸に祠を建て(近戸大明神)、これを祀った。その後、矢川は年々洪水を起こし、その度に兩岸は崩れて河幅は広くなり、田畑や住家は被害を受け、社殿も幾度となく移された。永正応永(応永は1394~1428、永正は1504~1521)のころ、幾度かに亘る利根川の洪水によって、本支の流路を一変して矢川がその本流となった。その時、濁水の波間から龍神が現れ、近戸大明神の社殿に龍巻が起こった。村人が社殿を調べてみると、二つあった玉のうち、一つが無くなっていることに気づいた。このため玉の主は龍神で、度々の洪水が常に近戸の宮を襲ったのも、龍神が玉を欲したからであったと云われた。貞治年間(1362~1368)、下野国足利小俣鶏足寺の僧が一寺を建て、残りの玉を納めた箱を奉納した。これが福島村の玉龍山満福寺の起こりである。なお、箱を開き見よう

とする者は失明すると云われ、未だ誰一人開いた者はないという。また、日照りが続いたとき、箱を祭れば黒雲が天を覆い、大雷雨になると信じられている。

現在では旧矢川を知っている町民も数少ない。ましてや義務教育を受けている生徒で知っている者はより数少ない²⁷⁾。これほどまでに旧矢川は知られていないのである。

しかしながら町名伝説では旧矢川の舞台背景は重要であり、まるで荒々しく存在している²⁸⁾。これは一体、なにをあらわしているのだろうか。

いわば利根川が氾濫したときのクッションとして位置付けられる以上、皮肉にも旧矢川の氾濫は避けられない。先ほどみた古文書にも「利根川悪水抜」とあり、利根川の氾濫を直に受けている。暴れ川と感じた近世人は、例えとして龍神が住んでいると比喩したのではないか。そしてそれが、東国では英雄視されている将門伝説と結びついたものではなかろうか。

度々の洪水が近戸大明神を襲ったというのも、利根川の決壊地点が重複していることをあらわしている。

われわれはいくつかの側面から旧矢川にせまってきた。しかし、この伝説にはそれ以上に重要なことが語られていることを認めざるを得ないのである。

本稿は原、中島が共同で現地踏査、事実確認、考察を行った成果をまとめたものである。なお、執筆にあたっては、1章、2章、3章3節を中島が、3章1、2節を原が中心に執筆した。4章については互いに稿を交わして討議した後、見解をまとめて記したものである。

最後に土堤、土手、堤防といった用語を吟味できなかったことを付け加えておきたい。

本稿を草するにあたり、構想発表会の折には能登 健氏、石守 晃氏より手厳しくも暖かい御教示をいただきました。資料収集にあたり、島谷幸宏氏(当時建設省土木研究所室長)の手を煩わせました。現地踏査にあたり、玉村町のみなさんからいろいろなことを教えていただきました。英文タイトルは小林大悟氏につけていただきました。編集には坂井 隆氏に大変お世話になりました。最後になりましたが、記して感謝を申し上げます。

注

- 1) 中島直樹 1999「確認された旧河川について」『沖遺跡』玉村町教育委員会 14-17頁
- 2) 萩原 進監修 1986『上野国郡村誌14 佐波郡』群馬県文化事業振興会より引用した。
- 3) 1999年、発掘調査実施。坂井 隆他編「県内市町村等発掘調査一覧」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』19 78頁
- 4) 中島直樹 1998
- 5) 中島直樹 1999『沖遺跡』玉村町教育委員会
- 6) 能登 健 1993「考古遺跡にみる上州の火山災害」『火山灰考古学』

研究紀要19

75—79頁

- 宮塚義人 1993「畑の調査」『小泉大塚越遺跡』玉村町教育委員会 143—150頁
- 7) 石川雅俊 2000「福島曲戸遺跡・福島大光坊遺跡」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』 19 42頁
- 8) 木津博明他調査担当 1997「福島大島遺跡」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』 16 58頁
- 9) 中里正憲・中島直樹 1996『中道西遺跡』玉村町教育委員会
- 10) 原 雅信他調査担当 1998「福島大島遺跡」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』 17 57頁
- 11) 同上
- 12) 萩原 進編集・校訂による『浅間山天明噴火 史料集成Ⅰ～Ⅴ』の集大成がある。
- 13) 古澤勝幸 1997「天明三年浅間山噴火による吾妻川・利根川流域の被害状況」『群馬県立歴史博物館紀要』第18号
- 14) 萩原 進監修 1986「上野國那波郡南玉村」『上野国郡村誌14 佐波郡』群馬県文化事業振興会 302—303頁
- 15) 平成2年(1990)に玉村町教育委員会により実施。
- 16) 平成12年(2000)に玉村町教育委員会により実施。
- 17) 中島直樹 1999『沖遺跡』玉村町教育委員会
- 18) 原 眞 1998
- 19) 松平家の用番家老が元禄期から明治2年にわたり、政務上重要なものを書き上げたもので、現在は前橋市指定重要文化財に指定されている。
- 20) 前橋市立図書館編 1998『前橋藩松平家記録』第13巻 179—182頁
- 21) 村上 直 1970『江戸幕府の代官』新人物往来社 19—40頁
- 22) 例えば、群馬県藤岡市所在飛石の磐跡を始め、いくつか見られる。
- 23) 村上 直 1963「初期関東幕領における在地支配(下)」『日本歴史』185 日本歴史学会 60—73頁
- 24) 例えば、土に砂を混ぜて強度を高めるといったことや、土塁(堤防)基礎に地山削り出し基礎を用いるといったことを挙げることができる。
- 25) 雲外子 1933「玉村傳説」『上毛及上州人』 190号
- 26) 中島直樹 1999「確認された旧河川について」『沖遺跡』玉村町教育委員会 14—17頁
- 27) 清水 真氏は永年にわたり、玉村町の義務教育に携わってきたが、生活史のなかで矢川を捉えている。今後はこうした地元教育者からの聞き取りを行う必要がある。
- 28) ここ数年来、原 佑典氏らの脚本により玉村町住民手づくり野外劇「新版天翔る龍」が企画上演されている。矢川の荒れ狂う情景を想起させるシーンもある。

【参考文献】

- 知野泰明 1998「近世文書にみる治水・利水技術」『治水・利水遺跡を考える』第7回東日本埋蔵文化財研究会
- 古島敏雄校注 1977『百姓伝記』(上)・(下)岩波書店(岩波文庫)
- 群馬県教育委員会 1982「歴史の道調査報告書 第13集(利根川の水運)」群馬県立歴史博物館 1992『上州利根川の水運』(第四十三回企画展図録)
- 群馬県立歴史博物館 1995『天明の浅間焼け』(第五十二回企画展図録)
- 原 眞 1998「IV. 考察」『利根添遺跡』玉村町教育委員会
- 畑 大介 1994「堤防考古学の視点と課題」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第5集
- 畑 大介 1997「中世の治水と利水をめぐる考古学的課題」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第8集
- 畑 大介 1998「堤防について」『塩川下河原堤防遺跡』発掘調査報告書 蕨崎市教育委員会 7 1—80頁
- 畑 大介 1998「発掘調査された河川と池の堤防」『治水・利水遺跡を考える』第7回東日本埋蔵文化財研究会
- 広瀬和雄 2000「耕地の開発」『古代史の論点1 環境と食料生産』小学館 243—274頁
- 井野修二 1999「利根川の変流と民俗」『群馬文化』257 群馬県地域文化研究協議会

- 石崎正和 1984「近世文書にみる水利技術の系譜」『第4回日本土木史研究発表会論文集』27—32頁
- 加部二生 1998「群馬県の治水・利水遺跡と調査された水害の痕跡」『治水・利水遺跡を考える』第7回東日本埋蔵文化財研究会
- 川崎 剛 1994「釜無川の流路変遷について」『武田氏研究』第13号
- 建設省土木研究所 1987『土木研究所資料 水害防備林調査』8—21頁
- 宮村 忠 1985『水害 治水と水防の知恵』中公新書
- 中島直樹 1998『利根添遺跡』発掘調査報告書 玉村町教育委員会
- 西畑勇夫 1973『河川工学』技報堂
- 大石慎三郎校訂 1969『地方凡例録』(上巻)・(下巻)近藤出版社
- 澤口 宏 1995「第三章 地形・地質」『玉村町誌 通史編 下巻二』
- 澤口 宏 2000『利根川東遷』上毛新聞社
- 高橋 裕 1999「川とのつき合い方を忘れた日本人」『中央公論』10月号
- 玉村町 1992『玉村町誌 通史編 上巻』
- 玉村町歴史資料館 1998『五料宿』(平成10年度企画展パンフレット)
- 渡邊一弘 1999『天狗岩堰用水史』天狗岩堰土地改良区
- 渡邊一弘 2000「天狗岩堰用水をめぐる町村」『群馬文化264号』

緑釉陶器にみる古代上野国

神谷 佳明

- | | |
|--------------|------------|
| 1 はじめに | 4 出土遺跡について |
| 2 県内出土の緑釉陶器 | 5 おわりに |
| 3 出土した遺構について | |

— 要 旨 —

本稿では群馬県内から出土する緑釉陶器について集成し、出土遺跡・出土遺構について分析を行った。こうしたことで緑釉陶器が古代上野国へ搬入された様相や派生した結果について明らかにすることができた。

上野国内から出土した緑釉陶器は周辺地域と比較すると生産地から地理的条件が同様である相模、武蔵とは出土量、器種、年代などの出土傾向は同様である。これに対して生産地に隣接した信濃では量、器種などで上野を上まわっており、上野以北の下野では緑釉陶器出土が国府や男体山、国分寺など官衙、寺院など限られているためか上野を下まわっている。こうした出土状況は信濃や上野では集落遺跡からの出土が多いことに要因がある。このことは緑釉陶器から当時の流通機構の規模だけでなく上野の位置づけを考えさせられる結果であった。

上野での出土分布は国府のおかれた古代群馬郡群馬郷を中心にした傾向がみられ、群馬郷ではその縮小版的傾向がみられた。

緑釉陶器を出土した遺構については住居、土坑墓、祭祀について検討した。住居では生産年代と住居の時期が比較的近い関係であることから緑釉陶器は非日常的食膳具であるが継承されたものは少ないことが解った。そうしたことは出土例は少ないが土坑墓からの検討で緑釉陶器が個人に属する銘名器であったと言える。さらに祭祀遺構では山王廃寺の例などから県内で見つかっている灰釉陶器瓶、椀、段皿を出土する住居の性格について検討し、これらの居住者が仏教法要に係わったものであることを明らかにした。

出土遺跡では特に集落遺跡においてその集落の成立過程の検討と出土量から律令制崩壊後の開発集落では中央の権門との関係を指摘した。

こうして緑釉陶器をとおして律令制崩壊後の上野の様相を一端を明らかにした。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬(古代上野国)

研究対象 緑釉陶器

1 はじめに

筆者は、1992年に刊行された研究紀要11で綿貫邦男・桜岡正信等と「群馬県出土の灰釉陶器の様相について(1)」と題して緑釉陶器も含めて県内出土の施釉陶器について考察を行ったがその中心は猿投山編年の黒笹14号窯式期から黒笹90号窯式期にかけてであり題目に(1)と称しているように後編を予定していた。しかし、筆者らの怠慢により筆を執らないままに10年近い月日が経過してしまい資料も膨大になり余計論を起こしにくくなってしまった。そうした中で筆者は群馬郡箕郷町の下芝五反田遺跡の整理業務や前橋市青梨子町下東西・清水上遺跡や前橋市下大屋町上西原遺跡等出土の施釉陶器について整理・検討する機会を得た。こうした機会を得た中で県内出土の緑釉陶器についてある程度の集成を行った。そして集成した緑釉陶器の一部については現奈良国立博物館学芸員の高橋照彦氏からいろいろとご教示を得ることができた。こうした成果をもとに県内での緑釉陶器の様相や緑釉陶器を出土する背景について検討を試みたのが本稿である。

群馬県内から出土した緑釉陶器は、1982年に刊行された檜崎彰一氏編「三彩 緑釉」中央公論社出版で全国の緑釉陶器が集成されている中では前橋市山王廃寺跡出土の手付瓶、椀、段皿と沼田市出土^{註1)}の緑釉陶器が上げられているだけであった。その後30年近くたった今日では発掘調査の増加とともに県内出土の緑釉陶器の量も増加している。そのなかには北群馬郡吉岡町の清里陣馬遺跡のように小片を含めると160点も出土している遺跡が見られるようになった。そして1998年に五島美術館・愛知県陶磁資料館で開催された「特別展 日本の三彩と緑釉」の図録のなかで井上喜久夫氏等による集成では70遺跡、175点以上を知ることができる。

こうした発掘調査の成果は全国規模で増加しており緑釉陶器の生産地での窯跡の発掘調査でも見られる。緑釉陶器の生産地での発掘調査の成果は、緑釉陶器についてのより詳細な検討が可能になり施釉陶器の編年等も詳細かつ正確なものになった。こうした発掘調査の成果をもとに緑釉陶器についての研究は1990年の三重県斎宮博物館で行われたシンポジウム「緑釉陶器の生産と消費」、1994年の古代の土器研究会のシンポジウム「律令的土器様式の西・東3施釉陶器」や1998年の愛知県陶磁資料館開館20周年記念特別企画展のシンポジウム「日本の三彩と緑釉—天平に咲いた華—」によって施釉陶器の編年及び窯式期の実年代が固まり施釉陶器の様相が明らかになった。シンポジウムの他には巽淳一郎氏による西日本での窯業生産についての論考(巽1983)、高橋照彦氏による緑釉陶器全般について産地・生産手法・分類・編年及び分布と流通についての論考(高橋1995)がある。そして群馬県内で出土する緑釉陶器の生産地である尾張・東濃、

京都、近江の各地域についての論考には、斉藤孝正氏による猿投窯黒笹地区の緑釉陶器についての論考(齋藤1998)、中国越州窯青磁と緑釉陶器・灰釉陶器の関係と猿投窯の様相についての論考(斉藤2000)、田辺昭一氏による東濃地区の様相についての論考(田辺1982)、京都産の緑釉陶器については寺島孝一氏(寺島1990)・水谷寿克氏(水谷1990)、上村和直(1994)の論考がある。近江産の緑釉陶器については日永伊久男氏(日永1990、1994)・高橋照彦氏(高橋1994)の論考がある。また、近年豊橋市二川窯の一支群である苗畑古窯・藤並大沢古窯の発掘調査の成果によると二川窯においても緑釉陶器生産が行われていたことが解っている。二川窯の緑釉陶器については贅元洋氏によってより明かにされており、その供給先も東海道を中心とする地域に行われていることが解っている(贅1996)。

こうした生産地での研究成果によって消費地での検討は飛躍的な成果を得ることが可能になっている。消費地での緑釉陶器についての分析・検討は1900年の三重県斎宮博物館で行われたシンポジウム「緑釉陶器の生産と消費」で斎宮、平安京と信濃についての発表が行われた。そして1994年の古代の土器研究会のシンポジウム「律令的土器様式の西・東3施釉陶器」で全国を網羅した形で各地の発表が行われ、関東地方を中心とした東国については高橋氏が網羅的にまとめている(高橋1994)。埼玉県、千葉県、茨城県と栃木県については灰釉陶器を含めて施釉陶器全般について田中宏明氏によって分析・検討を行なわれている(田中1994)。神奈川県の様相については依田亮一氏によって集成・分類と検討がおこなわれている(依田1998)。そして1998年に五島美術館・愛知県陶磁資料館で開催された「特別展 天平に咲いた華 日本の三彩と緑釉」の解説図録で井上喜久夫氏によって全国を網羅して三彩陶器と緑釉陶器を集成した(井上1998)がある。

2 県内出土の緑釉陶器

(1) 周辺地域との比較

群馬県内から出土した緑釉陶器は、表2群馬県出土の緑釉陶器一覧のように98遺跡から800点ほどが報告されている。緑釉陶器の個体数自体は、発掘調査の増加とともに出土例も増えているが同様に搬入された灰釉陶器が小片では報告書に掲載されない状況と比較するとまだまだ多い量とは言えない。しかし、今日多少の格差はあるが全県的に発掘調査が進んでいる中で緑釉陶器の県内での傾向を把握することは可能な状況である。

群馬県内から出土した緑釉陶器の全体量を周辺地域の出土量を「特別展 天平に咲いた華 日本の三彩と緑釉」の解説図録で比較してみる。周辺地域では栃木県(下野国)が22遺跡50点以上と他の周辺地域の中での出土量が

少ない。そして出土している遺跡も国府や国分寺、男体山遺跡など官衙、寺院遺跡が主で集落遺跡からの出土量は少ない。西に隣接する長野県(信濃国)88遺跡310点以上と群馬県と比較すると同様の出土量に見えるが塩尻市吉田川西遺跡からは600点を超える出土量がみられこの他郡衙と推定される飯田市恒川遺跡や更埴市屋代遺跡、荘園と想定され松本市三間沢川左岸遺跡からは多量の出土例が知られており群馬県の出土量の倍近い数量である。これは長野県—信濃国が緑釉陶器を生産する東海地方に隣接しているという地理的条件が大きいと考えられる。関東地方の西側に位置する埼玉県、東京都、神奈川県では埼玉県31遺跡119点以上・東京都79遺跡222点以上(武蔵国)、神奈川県(相模国)43遺跡96点以上とある。ここでの数量の表記がドットによるものなので明確に比較することは出来ないがこの表での比較では県内からの出土量は周辺地域とそれほど大差はないようである。ここで依田氏によって集成(依田1998)が行われ出土量が数量的に明確である神奈川県と比較すると神奈川県では出土遺跡数99遺跡、出土点数1136点と群馬県より300点ほど多い。神奈川県の場合9世紀から10世紀にかけての国府が置かれた平塚市域での発掘調査が進んでおり国府域からの緑釉陶器の出土が62遺跡788点と出土量の69%を占めている。これに対して群馬県の場合、上野国府域で出土した緑釉陶器は4遺跡218点で神奈川県約4分の1でしかない。こうした状態は国府域での発掘調査が限られていることによると考えられる。このような傾向は武蔵国との比較でも同様で武蔵国でも国府関連の遺跡が多い府中市でも遺跡数が45遺跡と多くみられる。こうした状況は緑釉陶器の出土傾向が一般的に言われている官衙・寺院遺跡から多く出土すると言うことを裏付けている。

(2) 種類・器種

緑釉陶器には奈良三彩陶が緑釉単彩化したものと平安時代の磁器模倣による緑釉陶器の2種類が存在する。県内から出土した緑釉陶器は前述のように800点ほどあるが、そのうち奈良三彩が緑釉単彩化したものは田端遺跡B区127号土坑出土の小壺がある。これ以外は平安時代の磁器模倣による緑釉陶器である。本稿でも対象とする緑釉陶器は平安時代のものである。県内から出土した緑釉陶器の器種は椀、稜椀、輪花椀、小椀、皿、小皿、段皿、輪花皿、輪花段皿、折縁皿、稜皿、耳皿、鉢、長頸壺、短頸壺、平瓶、小瓶、手付瓶、水注、四足壺、合子瓶、香炉、陶枕など多義にわたるものを見ることができる。なお、出土した緑釉陶器は、これらの器種の中でも圧倒的な割合を占めているのが椀・皿類である。椀48%、皿15%、椀・皿の区別が明確でないものが30%、椀・皿類で全出土量の93%と圧倒的な比率を占めている。椀・皿の内では、稜椀、輪花椀、小椀、段皿、輪花皿、輪花段皿、折縁皿、稜皿、耳皿がある。そして椀・皿類の中

には陰刻花文26点と緑彩4+ α (1~3点)点がある。出土緑釉陶器の残り僅か2.5%が瓶類である。瓶類のうち器種が明確なものは、長頸壺、水注瓶、手付瓶、小瓶、平瓶、唾壺、合子瓶、四足壺がある。このほかの器種として香炉、陶枕がある。これらの瓶類や香炉などの器種は出土量も少なく県内全体でも1~3個体しか確認されていない。陶枕は唐三彩によるものは数は少ないが全国で出土しており群馬県内でも新田町境ヶ谷戸遺跡や赤堀町今井三騎堂遺跡多田山12号墳で出土している。これに対して緑釉陶器の陶枕は全国的にも出土例がない希少な器種である。

こうした器種の傾向は武蔵国や相模国などの関東地方西側の周辺地域でも同様な様相を示している。

(3) 産地

県内出土の緑釉陶器の生産地としては、京都、近江、東海の3地域が見られる。そして産地が同定できる製品は全体の55%の440点である。それぞれの産地別では京都産76点17%、近江産25点6%、東海産342点77%と圧倒的に東海産の製品が占めている。東海産のうち尾北窯の製品と同定できるものが下東西・清水上遺跡より2点出土している。尾北産の製品は灰釉陶器でも出土量は少なく国分境遺跡などで僅かに出土例が見られる程度である。そのほか東海産の製品は9世紀代は尾張国猿投窯、10世紀代では美濃国東濃窯が主体であるが、東海産の中でも東濃産の製品の比率が高い。このほか東海産の中で近年確認された三河国二川窯の製品は現在東海地方で確認されているだけで東山道地域では確認されていないが高台端部の形態が近江産の製品と近似しており区分が難しい点がある。また、上野国と近接するような立地にある武蔵国の北部に所在する埼玉県大里町中堀遺跡では遠江や駿河産の灰釉陶器の出土が確認されている(田中1998)。こうした状況をふまえると今後二川窯の製品出土の可能性も否定できない。

(4) 年代

県内出土の緑釉陶器の生産年代については一応9世紀前半代から11世紀代にかけての出土例を見ることができる。出土緑釉陶器のうち生産年代の明らかにできたものは全体の半数強420点ほどある。その産地別の年代の数量と割合は畿内京都産が9世紀前半代の洛北窯の製品が20点5%弱、9世紀後半代の洛西窯の製品が13点4%弱、9世紀末から10世紀初頭の製品が10点2%、10世紀代の篠窯の製品が37点9%である。畿内産に対して猿投窯や東濃窯の東海産は9世紀前半代の黒笹14号窯式期の製品は僅かに1点0.2%しかないが続く9世紀後半代の黒笹90窯式期の製品が150点36%、東海産の10世紀前半代の折戸53号窯式期・大原2号窯式期の製品が98点23%、東海産の10世紀後半代の東山72号窯式期・虎溪山1号窯式期の製品が36点8%と10世紀代で前後半の判断に決めかね

る製品が58点14%、そして11世紀代の百代寺窯式期・丸石2号窯式期の製品が2点0.5%である。この他10世紀代の近江産の製品が25点6%である。こうして生産年代を概観すると9世紀後半代の東海産の製品が圧倒的に多く、ついで同じく東海産の10世紀代の製品が多い。この状態は灰釉陶器の出土傾向とは逆の現象である。また、東海産の初期の段階である黒笹14号窯式期の製品が僅かに国分境遺跡C11号住居から出土した合子瓶だけしか出土していない。これに対して同一の時期に生産されている京都産洛北窯の製品は国府域の元総社寺田遺跡をはじめとして古代群馬郡域の鳥羽遺跡、金古十三町遺跡、冷水村東、熊野堂遺跡、清水貝戸遺跡、半田中原遺跡、片岡郡域の豊岡後原遺跡、碓氷郡域の中里見原遺跡、多胡郡域の山名柳沢遺跡、緑野郡域の株木B遺跡、勢多郡域の芳賀北部団地遺跡、上西原遺跡、佐位郡域の上植木光仙房遺跡の14遺跡20点が出土している。こうした現象は次の京都産が洛西窯に生産の拠点が移動する段階では東海産の製品が主体になっている。また、9世紀前半代の黒笹14号窯式期の灰釉陶器についてその出土例見てみると数は少ないが出土例は確認されている。また、京都洛北窯産の緑釉陶器を出土している遺跡においても灰釉陶器は黒笹14号窯式期の製品を出土する例が見られる。こうした状況は高橋照彦氏が指摘しているように9世紀前半代に東海地方で生産された緑釉陶器は量的に限られておりの供給の主体は宮都や一部の官衙に限定されていたと推察される(高橋1995)。こうした限られた官衙・寺院を東国で見ると武蔵国分寺、陸奥国胆沢城²²⁾などがあげられる。東海地方の生産体制は半世紀の間に次第に拡充されその生産規模も大きくなり地方への供給も可能になり東日本では京都産を押さえて圧倒的な供給を行うようになることが群馬県でもみられる。

(5) 分布

県内での分布は、おおむね推定が可能な律令制下での郡域毎²³⁾にみていくことにする。古代上野国は、延喜式によれば碓氷、片岡、甘楽、多胡、緑野、那波、群馬、吾妻、利根、勢多、佐位、新田、山田、邑楽郡の14郡が置かれていた。これらの郡の中で現在緑釉陶器の出土が見られないのは甘楽郡と吾妻郡である。甘楽郡は多胡郡建郡により2郷が減少するが上野国内でも13郷と最も多い郷数有する郡でさらに郡内に貫前神社と宇芸神社の式内社2社が存在する郡でもある。これは、甘楽郡内の発掘調査は郷の中心地が存在すると想定される鐮川の下位河岸段丘より上位の台地上に大規模な開発が行われた²⁴⁾ためと言えるのではないかと考えられる。吾妻郡は県内でも北西部の山間部に位置し郷の設置も4郷と下郡である。そして吾妻郡域は最近まで発掘調査も少なく古代の遺跡もあまり調査が行われていないの現状であるが、最近の発掘調査では中之条町の伊勢町遺跡群の発掘

調査²⁵⁾で奈良三彩陶器小壺が出土していたり、六合村の熊倉遺跡²⁶⁾は律令制の枠外に位置づけられる集落であるが黒笹10号窯式期の灰釉陶器が出土しているなどから今後の発掘調査で緑釉陶器が出土する可能性は高い。しかし、出土量については同じ県北に位置する利根郡と同様であると考えられる。

では、残りの12郡での出土状況を見てみることにする。出土量は群馬郡44遺跡649点、片岡郡6遺跡18点、碓氷郡3遺跡10点+ α 、多胡郡6遺跡6点、甘楽郡、緑野郡4遺跡13点、那波郡2遺跡数十点、利根郡4遺跡4点、勢多郡13遺跡25点+ α 、佐位郡6遺跡13点、新田郡6遺跡18点、山田郡1遺跡1点、邑楽郡4遺跡11点、山田郡1遺跡1点である。この数字は発掘調査の件数や規模によっても左右されるがその中でも国府や国分寺、山王廃寺等の古代の中心地であった群馬郡から多量の出土が見られ上野国の中でも周辺部に当たる郡域では出土例が少ない傾向が見られる。

44遺跡649点と上野国の中の約8割を出土している群馬郡についてさらに郷域ごとに見てみることにする。古代群馬郡は「和名類聚抄」によれば長野、井出、小野、八木、上郊、畦切、群馬、島名、桃井、有馬、利刈、駅家、白衣郷の13郷が置かれていた。古代群馬郡の郷については複数の候補地が想定される郷も存在したり郷域の範囲であまり発掘調査が行われていない地域もあるため郷の比定地や範囲が不明確な部分もある。しかし、現在までの発掘調査や地名、終末期の古墳の分布などを考慮して想定される郷域で緑釉陶器の分布を見ることにする。群馬郡のうち緑釉陶器を出土した郷は群馬郷、畔切郷、八木郷、長野郷、島名郷、桃井郷、有馬郷の7郷からである。緑釉陶器の出土していない郷は6郷みられる。利刈郷については郷域が不明確な点が多い。駅家郷については上野国内での野後駅から新田駅までの東山道駅路が三遍しており駅家自体が移設したと考えられるが郷域自体は郡域の東南部に位置したと想定される。小野郷については片岡郡と多胡郡でも同名の郷が見られることから三郡が隣接した地域が想定される。井出郷²⁷⁾、上郊郷は現在の群馬町北部から箕郷町にかけて想定される。白衣郷は子持村南部域が想定される。利刈郷は白衣郷の西側の子持村西部と吾妻川を挟んだ対岸の渋川市西部が想定されている。こうした郷域では緑釉陶器を所有するような時期の遺跡の発掘調査が少ないことに起因する点が多きと考えられる。

群馬県内の緑釉陶器の出土量の80%を出土している古代群馬郷は、国府、国分寺、山王廃寺など古代上野国の中心的施設が存在する地域である。群馬郷は北を桃井郷、西を井出郷、八木郷、南を畔切郷、駅家郷、東を勢多郡に囲まれた範囲と考えられる。地理的には北が午王頭川、西が榛名山東南麓裾野から現在の前橋市と高崎市

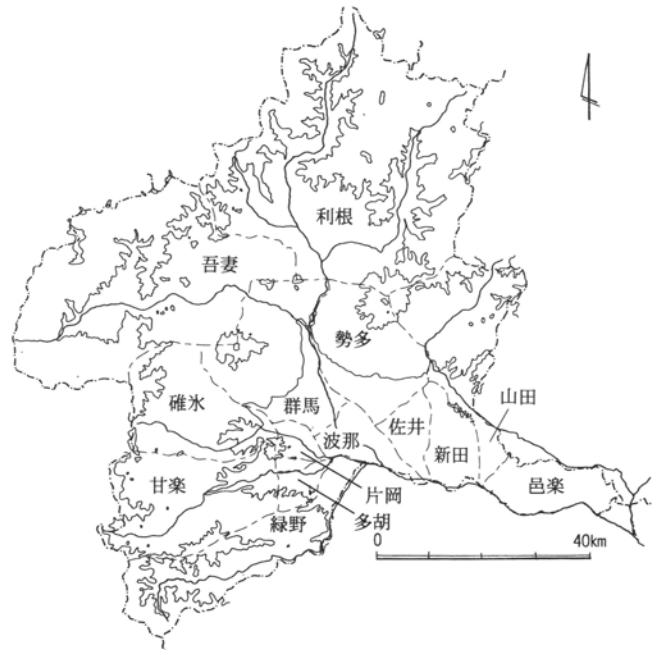
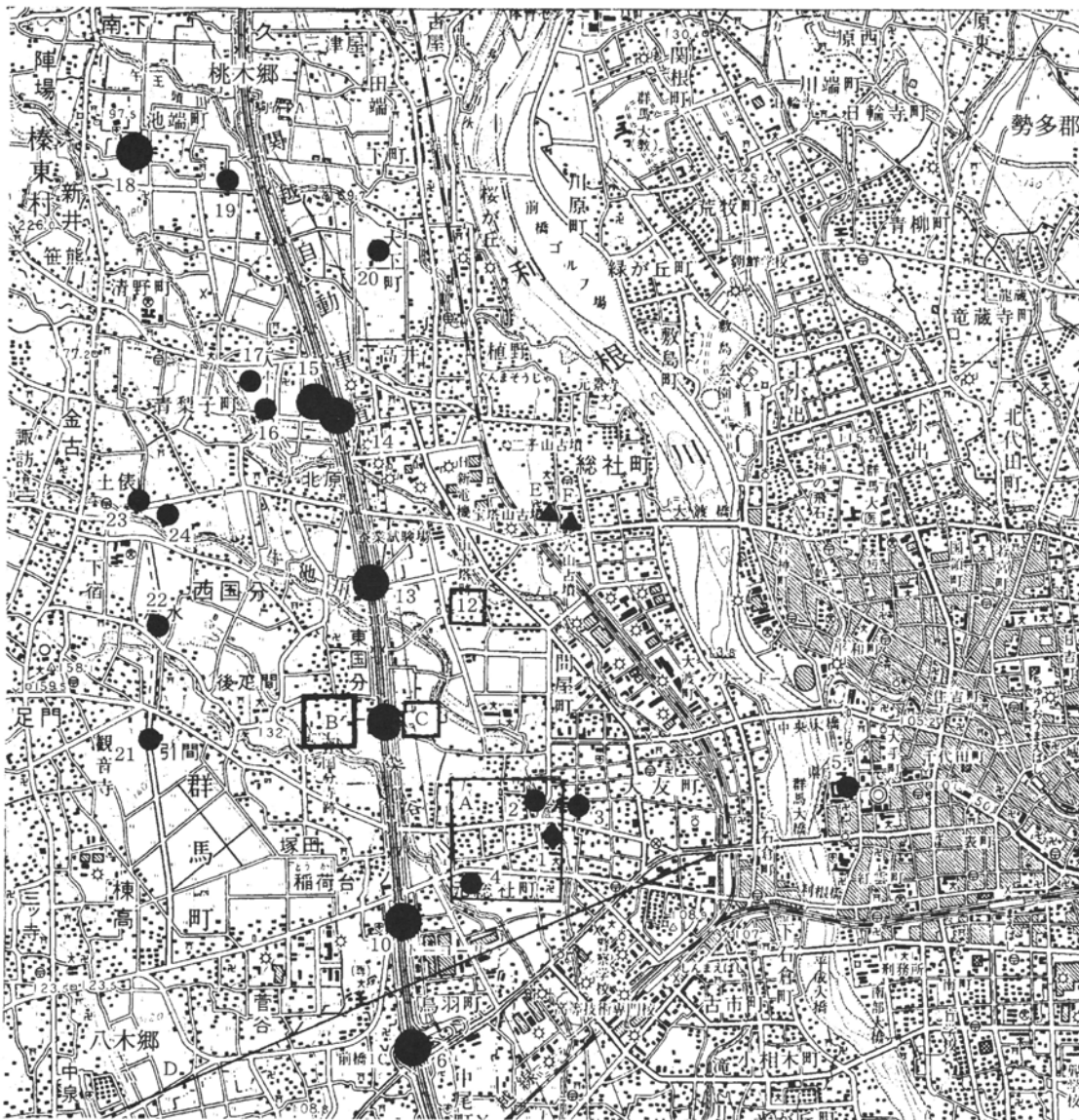


図1 古代上野国郡域図



- A 上野国府
 - B 上野国分僧寺
 - C 上野国分尼寺
 - D 東山道（平安期）
 - E 宝塔山古墳
 - F 蛇穴山古墳
- 遺跡のNoは出土遺跡の概要のNoと一致する

図2 群馬郷内の緑釉陶器出土遺跡

の間に広がる低地、東が中世以前の旧利根川の流路である広瀬川低地帯、南は地形的に区分を明確にすることができないが国府域のやや南側の範囲であると考えられる。この群馬郷に属すると想定される遺跡には推定国府域に所在する遺跡として元総社寺田遺跡をはじめ元総社明神遺跡、堰越遺跡、天神遺跡がある。国府の北側では上野国分僧寺・尼寺中間地域、山王廃寺、国分境遺跡、下東西遺跡、下東西清水上遺跡、清里南部遺跡群、中島遺跡がある。国府南西では鳥羽遺跡、中尾遺跡があり、鳥羽遺跡は神社跡や鍛冶などの工房跡が見つかっていることから国府関連の工房遺跡と考えられている。そして西側は小池遺跡、冷水村東遺跡、金古十三町遺跡付近までが想定される。国府の東側は現利根川や前橋市の市街地のため明確な遺跡、遺構は少ないが前橋城の発掘調査では平安時代の区画溝と考えられる遺構や灰釉陶器が出土している。群馬郷内での緑釉陶器出土状態は上野国や群馬郡の出土状態の縮小版的様相を示している。その様相は国府域を中心とし山王廃寺やその北側に位置する下東西清水上遺跡かけて多い傾向がみられる。そして郷域の周辺地域に当たる小池遺跡、冷水村東遺跡、青梨子金古境遺跡、金古十三町遺跡などでは出土しても1～2点でしかない。北辺に相当すると想定される地域には清里陣馬遺跡、清里長久保遺跡、長久保大畑遺跡・新田入口遺跡がある。清里陣馬遺跡からは160点と県内の1遺跡から出土した緑釉陶器では最も多い量を出土している。なお、清里陣馬遺跡については「4 遺跡」の項で検討を行う。

3 出土した遺構について

緑釉陶器を出土した遺構には竪穴住居、基壇建物、土坑、土坑墓、溝、道路、井戸、祭祀などがある。こうした緑釉陶器を出土して遺構について出土の傾向や出土遺構を基にして若干の検討を行うことにした。

(1) 竪穴住居

緑釉陶器を出土した遺構の中で最も多い遺構は竪穴住居である。緑釉陶器出土の竪穴住居は55遺跡193軒を数える。193軒の竪穴住居のうち1個体166軒、2個体15軒、3個体7軒、4個体5軒であるが大多数が1個体だけの出土である。こうした状況は同じ施釉陶器の灰釉陶器が1軒の竪穴住居から十数個体出土している例などからみても緑釉陶器がより一層非日常的な食膳具であったことが窺える。

竪穴住居の年代と緑釉陶器の年代の関係については表1のとおりである。表1では緑釉陶器が生産された年代を考慮して明らかに後の混入であると考えられる7世紀から8世紀に位置づけられる竪穴住居は除外してある。そしてその結果をみると畿内産9世紀前半代に位置づけられる洛北窯の製品は9世紀第一四半期から10世紀第三四半期に位置づけられる竪穴住居から出土している。洛北窯の製品のような生産年代とややかけ離れた年代の竪穴住居から出土する緑釉陶器の例も確かに認められる。しかし、多くの出土例は生産年代の緑釉陶器はその生産年代に比較的近い年代に位置づけられる竪穴住居から出土している傾向を読みとることができる。このことは緑釉陶器が次世代への継承される可能性が低いことを表していると考えられる。

こうした中で表1で()付きで表したのは上野国分僧寺・尼寺中間地域の緑釉陶器の年代と住居の時期である。上野国分僧寺・尼寺中間地域での住居の傾向は他の遺跡の住居の傾向を東海産9世紀後半代の緑釉陶器で比べると他の遺跡では生産年代と同じか四半世紀遅い時期の住居から出土が多い。これに対して上野国分僧寺・尼寺中間地域の住居は10世紀第二四半期から第三四半期に多い傾向がみられる。また、器種の中には全国的にみてごく僅かな出土例しかない陶枕や県内でも融通寺遺跡と二之

表1 緑釉陶器の年代と住居の時期

年代 時期	京 都 産					東 海 産					
	9 C. 前 半	9 C. 後 半	9 C.末 ~10 C.	10 C.	10 C.	9 C. 前 半	9 C. 後 半	10 C. 前 半	10 C. 後 半	10 C.	11 C.
9 C. 1	1				(1)	2 (1)					
9 C. 2				1			(1)				
9 C. 3	5	1					5 (3)	1	1		
9 C. 4		1 (1)				1	12				
9 C. 前											
9 C. 後							4 (1)	2			
10 C. 1		1	3	3	1		17 (5)	6		4 (2)	
10 C. 2	2	1		1 (2)	1 (1)		6 (12)	11	3	1	
10 C. 3	1			4	1		2 (6)	7	3	1	
10 C. 4	1	1							3		
10 C. 前							1 (1)	1 (1)	1	3 (1)	1
10 C. 後							1	1			
10 C. 代								1	1		
11 C. 代			(1)				(2)				

* () 付きは上野国分僧寺・尼寺中間地域の住居

宮宮下東遺跡上野国分僧寺・尼寺中間地域しか出土していない唾壺が出土している。これは本来、上野国分僧寺なり尼寺が所蔵していた緑釉陶器が寺の衰退によって流出したと考えられる。こうしたことから上野国分寺や尼寺の衰退は10世紀代の早い時期には始まったと推察される。

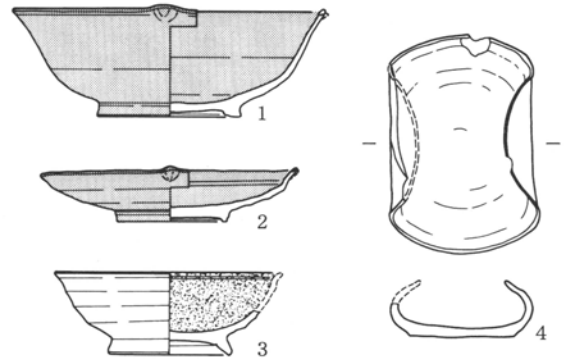
(2) 土坑墓

土坑墓と考えられる遺構は清里長久保遺跡、高崎市舞台遺跡があげられる。この他有馬久宮間戸遺跡があるが明確ではない。これらの遺構は楕円形、長方形の土坑から緑釉陶器、灰釉陶器、須恵器の椀、皿、耳皿、長頸壺などが出土している。なお、清里長久保遺跡の土坑墓は墓坑の底面に副葬品を置いているのに対して舞台遺跡では副葬品の出土位置が墓坑の上位である。

こうした土坑墓での副葬品のあり方として最も顕著なのが長野県塩尻市吉田川西遺跡 SK128号土坑墓である。吉田川西遺跡 SK128号土坑墓は木棺に納められた被葬者の頭部に漆製品と八稜鏡が置かれ、棺の脇に緑釉陶器椀、皿、耳皿、灰釉陶器長頸壺、土師器椀などの多量の供膳具が置かれている。吉田川西遺跡の土坑墓は平安京三条三坊で検出された貴族墓の形態とよく似ており吉田川西遺跡での被葬者の地位の高さなり財力の大きさを知ることがある。こうした吉田川西遺跡の土坑墓の事例からして清里長久保遺跡や舞台遺跡の土坑墓の被葬者もこの地域の豪族層であると考えられる。

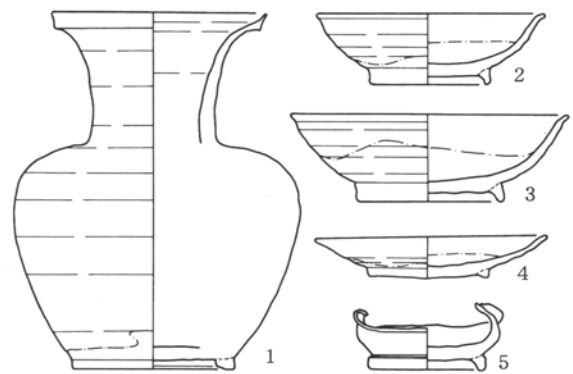
平安時代の土坑墓全体を概観すると副葬される土器は表2にみられるように椀、皿、耳皿と長頸壺などの瓶類がセットで埋葬される例が多い。これら供膳具は土坑墓に埋葬された被葬者が生前使用していたと考えられる銘名器の一部であると考えられる。そしてこれらの供膳具のなかで最も特徴的なものに耳皿がある。耳皿は桐原建氏によれば「貴族にとって箸代は晴れの儀式に限られてはいるものの供膳具の一つにすぎないのに対し、堅穴居住者にとって耳皿はそれが住居内に存したとはいえ、日常生活の供膳具を超えた用途を持つもの」と指摘している。さらにこれを受けて飯塚 誠氏は「祭祀権を持った家父長が耳皿を所持・管理しており、日常の祭祀に使用していた」と推察している(飯塚1988)。こうした耳皿についての考察や堅穴住居からの出土状況を加味しても耳皿が個人に属した銘名器であったことは明らかである。そして耳皿をはじめとする銘名器を所有していた個人が亡くなったときに椀、皿などの銘名器を副葬したと考えられる。これらの副葬品には土師器、須恵器、施釉陶器などがある。土坑墓に副葬される供膳具は日常的なものを副葬し高級食器である施釉陶器などは次世代に継承されたとの見方もできるが住居の項での住居年代と緑釉陶器の製作年代との間に差はそれほどないことから継承されたものは少ないと考えられる。副葬品の差は被葬

清里長久保遺跡



1・2 緑釉陶器 3 黒色土器 4 須恵器

舞台遺跡



1～4 灰釉陶器 5 緑釉陶器

図3 土坑墓出土の緑釉陶器と共伴供膳具

者の生前での階層や富豪の度合いをそのまま反映していることは明らかである。緑釉陶器をはじめとする施釉陶器を副葬してある土坑墓は土坑墓全体の集成を見ても決して多い数量でないことから有力者であったことが解る。また、こうした副葬品の状況から施釉陶器が非日常的なハレの供膳具であったことが裏付けられる(綿貫・桜岡・神谷1992)。

(3) 祭祀

祭祀と考えられる遺構には山王廃寺で見つかった水注、椀、段皿を出土した遺構がある。この遺構については釘の出土などから墓坑と考えられている説もある^(註8)。しかし、この遺構は一辺60cmの方形の形状をしており、遺物は遺構の中心部置かれた扁平な磔の上や周囲から出土していたとのことである(梅沢1964)。こうした状況から考えると土坑墓としてはあまりにも小規模である。そして出土して遺物は緑釉陶器の他に銅鏡、須恵器椀、皿、釘がある。出土した遺物の個体数は緑釉陶器水注1点、小椀3点、皿2点、段皿2点、須恵器椀2点、皿2点、銅鏡1点、鉄釘3点と緑釉陶器と須恵器の小破片である。こうした遺物の出土状況からしてこれらの遺物が密教でいわれる六器に近い様相を呈しており梅沢氏

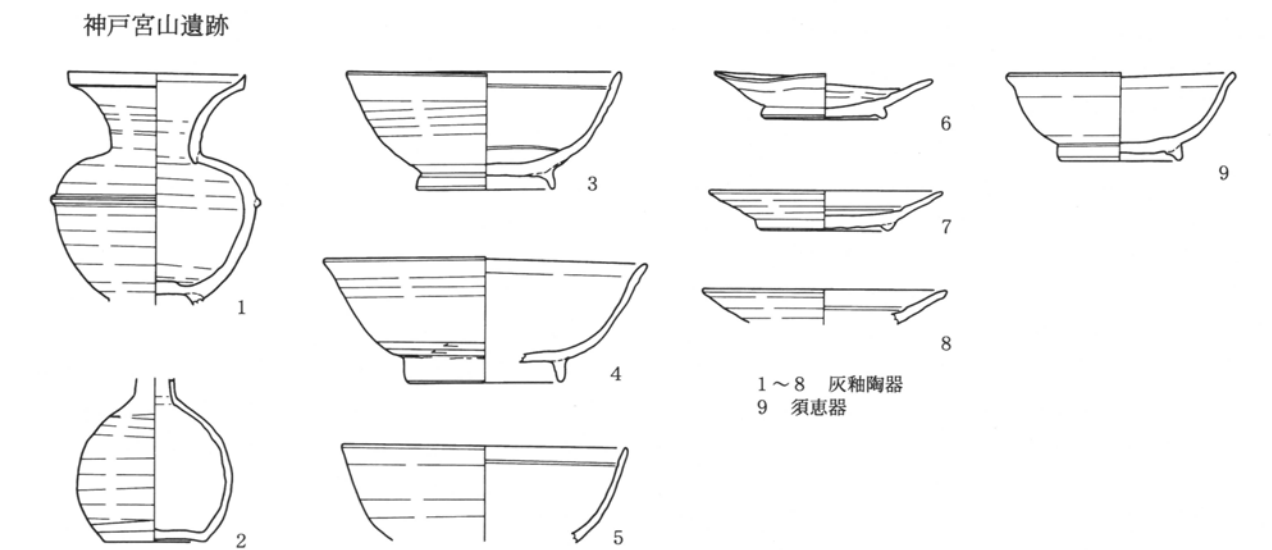
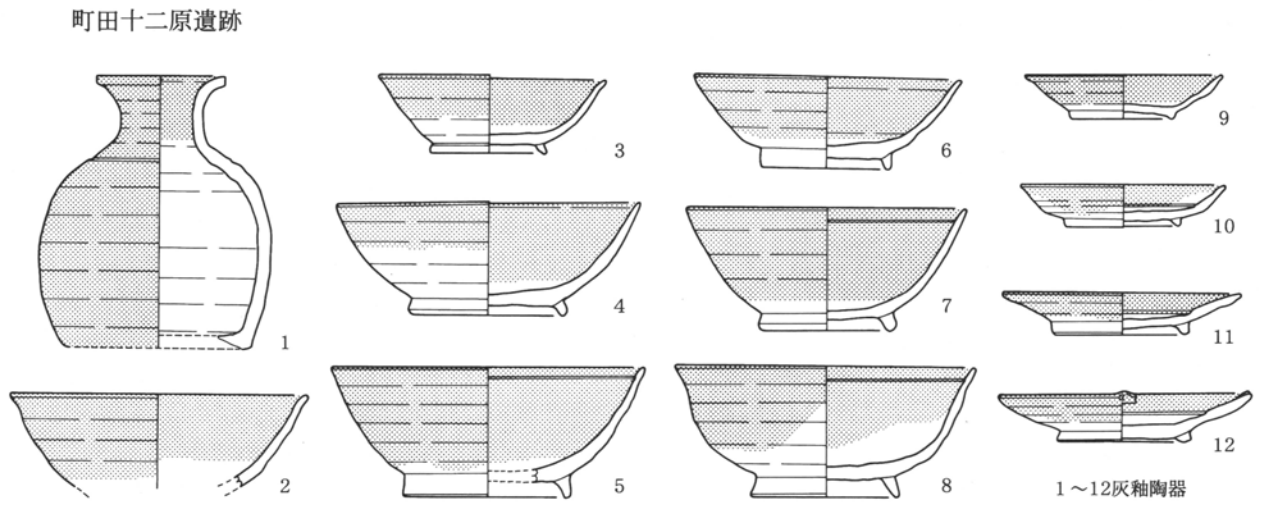
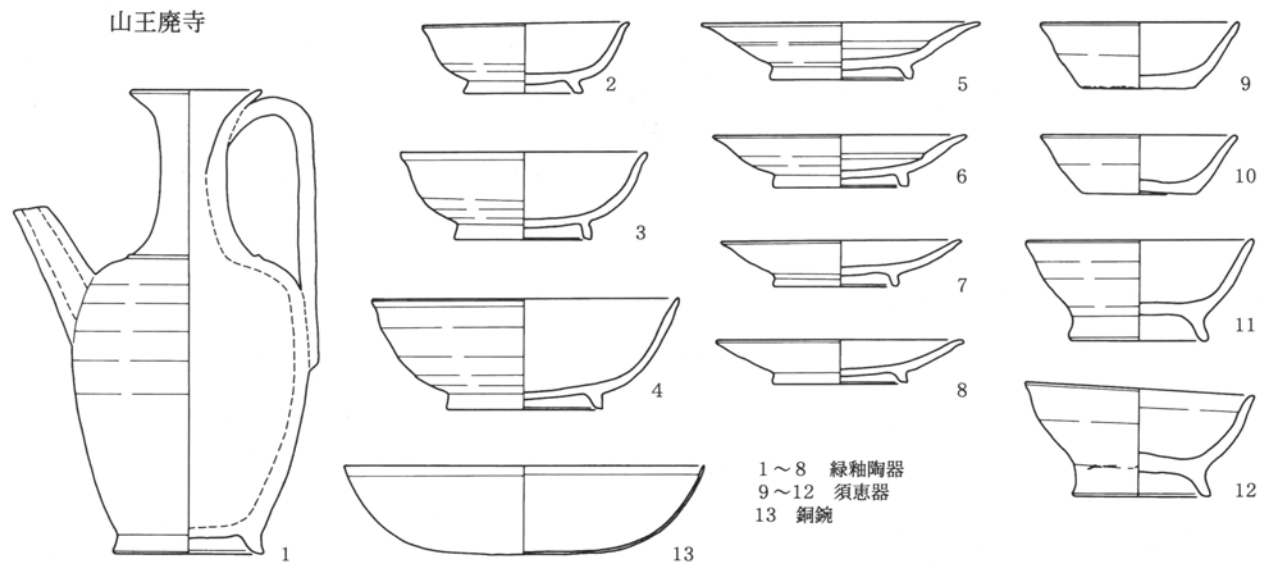


図4 祭祀に使用された施釉陶器

が想定された鎮壇具埋納などの祭祀遺構と考えるのが妥当である。密教法具では金銅製容器の金剛杵、金剛鈴、金剛盤、輪宝、羯磨、金鉢、四槨、火舎、花瓶、六器、飲食器など多くの法具で構成されている。これらの密教法具は本来金銅製品で揃えられている⁴⁹⁾が、金銅製品での取り揃えが不可能な場合六器や飲食器などの器に関しては代用品でまかなったことが知られている。このような密教法具として緑釉陶器が使用されていたことは前川要氏(前川1987)や高橋照彦氏(1994)によって指摘されている。その代表的な例として静岡県修善寺裏山で発見された一括遺物には金銅製独鈷杵、香炉、花瓶と伴に緑釉陶器輪花碗と段皿が含まれていることでも解る。そして緑釉陶器は生産当初は唐の青磁を模倣して生産されたことは知られているが生産された器種の中には稜碗など金属容器をも模倣した器種も生産されている。山王廃寺出土の水注は青磁の水注が胴部に膨らみを持つのに対して胴部が細く金属製の水注を模倣したことを考えられている(斉藤2000)。こうした状況などからして山王廃寺の水注、碗、皿などをはじめとする遺物は仏教法具の一部であったと考えられる。

こうした仏教法具での金銅製品の代用品は緑釉陶器だけでなく灰釉陶器の使用も考えられる。真言宗の請雨祈雨の修法に緑釉陶器を使用することが知られている。桐原健氏はこの請雨祈雨の際に灰釉陶器を代用として使用されていることを指摘されている(桐原1986)。今まで灰釉陶器の供膳具を多く所有する住居などは下佐野遺跡や太田市賀茂遺跡などの例が知られているが、碗、皿などの供膳具だけでなく碗と段皿の二器をセットとしさらに小瓶、花瓶などを一括して出土している遺構が近年沼田市町田十二原遺跡や榛名町神戸宮山遺跡で検出されている。町田十二原遺跡と神戸宮山遺跡の遺構はともに竪穴住居でここから4図のような灰釉陶器の瓶、碗、皿の一括資料が出土している。町田十二原遺跡は後述の緑釉陶器出土遺跡の概要にあるように隣接する戸神諏訪遺跡では「宮田寺」と呼称されていた村落内寺院が存在しており町田十二原遺跡16号住居の居住者はこの寺院で祭祀を司っていた者であると推定される。神戸宮山遺跡は榛名山西南麓の烏川左岸の河岸段丘上に位置した平安時代10世紀代の竪穴住居を中心とする小規模な集落である。そして遺跡地は水田耕作などに適した地域ではないことなどから榛名山での修験道に関する集落の可能性も考えられる。

4 出土遺跡について

緑釉陶器を出土した遺跡は98遺跡を確認しているがこれらの遺跡を性格ごとに分類すると官衙、寺院、集落と遺跡の種類では生産遺跡を除く遺跡種である。すなわち緑釉陶器を出土する可能性のある遺跡種類から出土して

いることになる。

(1) 官衙遺跡

群馬県内では官衙と明確に断定できる遺跡は検出されていないが元総社寺田遺跡は推定国府域の中に存在し出土遺物の中に「国厨」、「曹司」などの墨書土器が出土しており国庁で管理されていた土器が廃棄されて流されたものと考えられる。こうした一群の遺物に伴って出土した緑釉陶器も墨書土器と同様に国庁で使用されたものと考えられる。この他では大八木屋敷遺跡は区画溝や柵、八脚門、掘立柱建物の存在から古代群馬郡の別院である「八木院」の可能性が指摘されている(高島1995)。県内の官衙遺跡についてはまだまだ明確でない点が多いため緑釉陶器についての出土傾向も明確にすることができないのが現状である。

(2) 寺院遺跡

寺院遺跡は山王廃寺、上西原遺跡、十三宝塚遺跡、宇通遺跡、黒熊中西遺跡、戸神諏訪遺跡がある。遺跡概要については後述の緑釉陶器出土遺跡の概要を参考にさせていただきたい。寺院遺跡からの出土は山王廃寺から13点ある他は上西原遺跡と黒熊中西遺跡から2点、十三宝塚遺跡、戸神諏訪遺跡1点と僅かな出土量でしかない。なお、宇通遺跡については報告が「群馬県史」などで断片的に行われているだけで詳細は不明であるが秀品が出土しているとのことである。また、十三宝塚遺跡の存続は奈良三彩などの出土から奈良時代8世紀代が中心であったと考えられる。この他の古代寺院では瓦や瓦塔などが出土しているが仏事の法要などで使用された仏具の出土例は僅かしかみられない。こうした要因の一つとして小規模な寺院の戸神諏訪遺跡「宮田寺」では隣接する町田十二遺跡16号住居の関係から考えることができる。戸神諏訪遺跡の寺院は区画された内部に堂宇が単独で存在する小規模な寺院であるがその存続時期は9世紀から10世紀にかけてである。町田十二遺跡16号住居は10世紀第4四半期かそれよりやや遅れる時期と考えられ戸神諏訪遺跡の寺院が存続する期間である。こうしたことから町田十二遺跡16号住居出土の仏具と想定される灰釉陶器の一群は寺院から流出したものではなく仏事の法要を司る個人に属していたと考えられる。

こうした想定は小規模な寺院では可能であると考えながら国分寺や定額寺などの大規模寺院では資財帳などからして仏具も寺院に帰属するものであるから寺院の衰退とともに外部に流出したと考えられる。こうした例として「3. 出土遺構について(1)竪穴住居」で記したように上野国分寺からは緑釉陶器が出土していないのに対して隣接する上野国分僧寺・尼寺中間地域では多量の出土例があることから推察される。また、上野国分僧寺・尼寺中間地域からは78点と清里陣馬遺跡に次ぐ量の緑釉陶器が出土しているがそのうちの60点は9世紀後半代の製品であ

る。こうした点から上野国分寺は9世紀後半代にはいろいろなものが運び込まれ繁栄をしていたと推察される。

(3) 集 落

古代集落からの緑釉陶器の出土はいくつかの遺跡を除くと一桁代の出土量である。こうした中で国府域の遺跡や国府関連の遺跡と考えられる鳥羽遺跡と上野国分寺関連の遺跡と考えられる上野国分僧寺・尼寺中間地域以外の集落遺跡である程度緑釉陶器がまとまって出土した遺跡は下東西清水上遺跡(隣接する下東西遺跡も含める)、清里陣馬遺跡、熊野堂遺跡、下芝五反田遺跡、豊岡後原遺跡などがある。集落遺跡は律令制が制定され地方に評里制が制定された当初に編成された律令的集落と律令制が崩壊しはじめる8世紀中頃から発生する開発集落とに区分できる¹¹⁰⁾。前者の集落遺跡には下東西清水上遺跡、熊野堂遺跡、豊岡後原遺跡があげられる。下東西清水上遺跡は山王廃寺と総社古墳群の中間に位置し、下東西遺跡では律令制成立期の7世紀末から8世紀初頭にかけての区画溝や柵で囲まれた内部に大型の掘立柱建物や掘立柱建物群や2棟が廊下で結ばれた特殊な竪穴住居が存在しており豪族居宅と想定される。こうした様相から下東西清水上遺跡は律令成立期から没落することなく平安時代まで勢力を保つことができた中心的集落であったと考えられる。豊岡後原遺跡は下東西遺跡のような居宅遺構は検出されていないが周囲には八幡観音塚古墳をはじめとする多くの古墳が存在しており古墳時代からこの地域の首長層が居住していた地域であったと考えられる。その勢力が下東西清水上遺跡と同様に平安時代まで継続された遺跡と考えられる。熊野堂遺跡は下東西遺跡のような遺構や豊岡後原遺跡のような背景を見出すことはできないが出土遺物のなかには奈良三彩小壺などが出土している。熊野堂遺跡は古代では八木郷に比定されるがこの八木郷内では近年高崎市小八木町の小八木志志貝戸遺跡の調査で8世紀中葉に豪族居宅¹¹¹⁾が見つかった。また、八木郷では9世紀代に井野川を挟んだ熊野堂遺跡の対岸で古代寺院の存在を想定させるような瓦塔や緑釉陶器唾壺を出土している融通寺遺跡、古代群馬郡の別院の「八木院」と想定される大八木屋敷遺跡が存在しており郷の中心地が小八木地域から熊野堂遺跡や融通寺遺跡、大八木屋敷遺跡の存在する地域へ変化した結果と考えられ律令成立期の勢力が継承されるか移譲されたかして継続していたと考えられる。

こうした律令成立期の集落に対して清里陣馬遺跡や下芝五反田遺跡は住居の形成時期から律令制が崩壊した後形成された集落である。陣馬清里遺跡は古墳時代の首長の勢力範囲の狭間地域¹¹²⁾で開発が遅れていたたり、下芝五反田遺跡は火山災害により耕作に適していない地域で古墳時代には墓域などの非生産地と利用される程度し

かなかった。しかし、律令制の崩壊とともに私的権力による大規模な開発が行われるようになったのは周知の事実である。こうした開発遺跡の研究では信濃国筑摩郡で調査成果よって古代の様相が明らかにされている。その中で松本市三間沢川左岸遺跡は中央の貴族が関係した荘園と考えられている。三間沢川左岸遺跡では掘立柱建物群と竪穴住居群が検出され、出土遺物には多量の灰釉陶器、緑釉陶器や青磁、銅鏡、八稜鏡などと「長良私印」出土が出土している。出土した私印はその名から平安時代初期の貴族「権中納言藤原長良」が想定される。私印をはじめとする青磁、多量の緑釉陶器・灰釉陶器や掘立柱建物群の存在などからして三間沢川左岸遺跡は藤原長良に關係する荘園と考えられている。

清里陣馬遺跡や下芝五反田遺跡でも三間沢川左岸遺跡のように中央貴族なり平安時代になると出現する富豪の輩により新たに開発された集落と考えられる。特に緑釉陶器の出土量の多さから考えると中央貴族が背景に存在する勢力によって開発されたと考えるのが妥当であろう。特に清里陣馬遺跡は集落自体は8世紀後半代から存在し9世紀後半代以降から増加しているが出土した緑釉陶器の年代は9世紀代のもはわずか3点しかなく残りの157点は10世紀～11世紀代の製品である。清里陣馬遺跡での開発は当初在地の豪族によって行われたがその後皇族や貴族、寺院などの中央の権門に寄進されその勢力を背景に開発がより進んだと推察される。

これに対して同じ開発集落と考えられる沼南遺跡や戸神諏訪遺跡は緑釉陶器の出土量は僅かである。沼南遺跡は清里陣馬遺跡の西に位置しており遺跡の環境は同様であるが集落は10世紀代になって構築されていることから開発も同じ時期に始まったと考えられる。戸神諏訪遺跡は弥生時代後期から古墳時代初期にかけて比較的大規模な集落が営まれているがその後古墳時代から奈良時代前期にかけてはほとんど住居も検出されておらず無住の地域であった。それが奈良時代後期から小規模な集落が営まれ9世紀から10世紀には村落内寺院を有する規模の大きい集落へ発展している。沼南遺跡や戸神諏訪遺跡は規模的には清里陣馬遺跡や下芝五反田遺跡と同様かそれ以上であったと考えられるが緑釉陶器の出土量がわずかでしかないことはその開発の主導を行った背景に違いがあったと考えられる。

こうして緑釉陶器を出土する集落を概観すると緑釉陶器が搬入されるにはそれなりの背景が存在していたことが窺える。

5 おわりに

以上のように上野国での緑釉陶器を概観すると緑釉陶器は時代とともに搬入された量は増加するものの日常の供膳具で占める割合は平安京¹¹³⁾などと比較すると非常

に少なく非日常的な供膳具であったことがより鮮明になった。そして周辺地域との比較では下野や陸奥など都城や生産地から遠隔地になればなるほど緑釉陶器の出土遺跡が官衙、寺院などが主体になり集落遺跡からの出土が少なくなる。こうした官衙、寺院からの出土については言われてきたことであるが信濃や上野などでは官衙、寺院遺跡だけでなく集落遺跡においても多量の緑釉陶器を出土する遺跡が存在する。こうした緑釉陶器が搬入される背景には律令制が崩壊していく中で行われていく中央の権門による荘園開発的な様相がみられる。また、中央の権門による開発は在地の開発者に大きな後盾になったことは明らかでこうした勢力は次第に財力を蓄え「富豪の輩」へ発展し、さらに「僞馬の党」として流通に大いにかかわったと考えられる。また、僞馬の党の拠点的集落は緑釉陶器の出土量からみると国府から離れた地域

に存在していたのではなく国府から比較的近接した地域に存在したとみられる。このことは平安時代10世紀代には国府機能は衰退してただけでなく官人層の腐敗ぶりが窺える。こうした結果、10世紀前半の935年に「平将門の乱」が起きるわけであるが緑釉陶器をとおしても古代東国の情勢をみることでできたと思われる。

今回不十分な分析ではあるが緑釉陶器をとおして古代から中世への変革の始動の一端をかいま見ることができたのではないと思われる。

本稿をまとめるにあたり多くのご助言、ご援助をいただいた高橋照彦、志村 哲、小山友孝、綿貫邦男、桜岡正信、須田正久の各氏に末筆ながら謝意を表したい。

なお、本稿は平成11年度(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団研究助成金の成果の一部である。

緑釉陶器出土遺跡の概要

遺跡の概要については緑釉陶器に関係する平安時代を中心に記載したが、遺跡が成立した背景を把握するために古墳時代からの内容にも触れてある。郷の比定については尾崎喜佐雄「群馬の地名上・下」、各市町村史などを参考にして検討した。なお、郷の比定についてはまだ不明な点が多いのが現状である。

(文献は緑釉陶器出土遺跡文献のNaである。)

1. 元総社寺田遺跡(前橋市元総社町閑泉明神北、屋敷、寺田)文献1、2
牛池川の河川改修に伴う発掘調査、遺跡は推定国府域に位置し、古代から河道であった。主な遺構・遺物には水田、土師器、須恵器、木製品、施釉陶器、八稜鏡などがある。国府に関連する遺構は検出されていないが遺物のなかには「国厨」・「曹司」など国府に関連する墨書土器が出土している。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定される。
2. 元総社明神遺跡(前橋市元総社町屋敷、総社町総社他)文献3～8
区画整理事業に伴う発掘調査で13年間にわたって行われている。遺跡は国府域の東端から東側にかけてに位置する。主な遺構・遺物は水田、竪穴住居、掘立柱建物、区画溝、土師器、須恵器、施釉陶器、木製品などがある。国府に関連する遺構は400メートル以上に及ぶ南北方向の溝が検出されておりこの溝は国府域の東辺を区画するものと推定されている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定される。
3. 堰越遺跡(前橋市大友町3丁目)文献9
遺跡は推定国府域の東端、東側に位置する。主な遺構・遺物に竪穴住居、井戸、土坑、溝がある。住居の主体は9世紀代である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定される。
4. 天神遺跡(前橋市元総社町早道、天神)文献10、11
2次にわたって調査が行われている。遺跡は推定国府域の南西部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器、輸入陶磁器、銅鏡、瓦などがある。住居は9～11世紀代のもので国府成立期の8世紀代のものは確認されていない。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され推定国府域内に想定されるが周辺には国府成立前後の住居は確認されていない。
5. 前橋城遺跡(前橋市大手町1丁目)文献12
現利根川の左岸、旧利根川の流路である広瀬川低地帯右岸の前橋台地上に位置する。遺跡は旧前橋城跡が主体であるが平安時代の竪穴住居、井戸、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器なども出土している。住居は奈良時代後半から平安時代初期にかけてのものである。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落は律令制成立後に先制されたものが拡大したと考えられる。
6. 中尾遺跡(高崎市巾尾町)文献13
推定国府の南側、榛名山東麓相馬ヶ原扇状地の末端に位置する。主な遺構遺物には古墳時代から平安時代の竪穴住居、土師器、須恵器、

施釉陶器がある。住居は7世紀後半から11世紀にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

7. 吹屋遺跡(高崎市巾尾町吹屋、村東)文献14
榛名山南東麓の末端に位置する。遺構・遺物は中世が主体であるが、古代の遺構は僅かに竪穴住居、井戸などが存在する。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か群切郷に比定される。
8. 新保田中村前遺跡(高崎市新保田中町)文献15
染谷川左岸の自然堤防上微高地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、土師器須恵器、黒色土器、施釉陶器、鉄器などがある。住居は奈良時代から平安時代にかけてであるが検出された軒数が8軒と少なく継続的に存続したか否かは不明である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か群切郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。
9. 箱田古市前遺跡(前橋市箱田町古市前)文献16
前橋台地と相馬ヶ原扇状地の接点に立地し、牛池川流域に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、水田、畠、土師器、須恵器、施釉陶器などがある。水田は浅間山 As-B、榛名山 Hr-FA の2層のテフラ下から検出されており古墳時代中期から水田耕作が行われていた地域である。住居は奈良・平安時代のものが主体である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か群切郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。
10. 鳥羽遺跡(前橋市鳥羽町、元総社町、群馬郡群馬町稲荷台)文献18～20
推定国府の西側を流れる染谷川の右岸に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、掘立柱建物、神社跡、鍛冶工房、柵、溝など多種におよんでいる。住居は800軒が検出されその存続期間も古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれている。なお、遺跡は古代群馬郡群馬郷に比定され、推定国府との位置関係や工房群の検出などから官営の工房と想定され、大規模な集落の存在から上野国府の外郭的な施設が存在していた地域と考えられる。
11. 上野国分僧寺・尼寺中間地域(群馬郡群馬町東国府～前橋市元総社町)文献21～27
榛名山東麓の相馬ヶ原扇状地の末端、牛池川と染谷川の間に位置する。遺跡は上野国分僧寺と尼寺の間の地域に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、掘立柱建物、土坑墓、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦、神功開宝、富寿神宝、長年大宝、饒益神宝などの皇朝十二銭、「法花寺」などの墨書土器などおびただし数が出土している。奈良・平安時代の住居は1200軒にもおよび継続的に営まれている。この掘立柱建物群のなかには規則的に配置された建物群が存在しており国分寺に関連する施設と考えられるものがある。
12. 山王鹿寺(前橋市総社町)文献28～31
榛名山南東麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。牛池川の左岸に位置

る。7世紀後半に建立された寺院、出土文字瓦から「放光寺」と想定されている。主な遺物には仏具や塑像など仏教関連のものが多く出土している。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、寺院は11世紀代まで存続したと考えられている。

13. 国分境遺跡(群馬郡群馬町北原字国分境)文献32

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。牛池川の左岸に位置し、牛池川を挟んだ対岸には国分僧寺・尼寺が存在する。主な遺構・遺物は竪穴住居、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器、墨書土器、木簡を転用した定木などが多数出土している。住居は飛鳥時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落の形成は存続年代から見ると律令制成立期に編成されたと想定されるが東に山王院寺が存在していることから寺院に付随する集落と考えられる。

14. 下東西遺跡(前橋市青梨子町下東西他)文献33

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。八幡川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、区画溝、土坑、土坑墓、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。掘立柱建物群と区画溝は7世紀末から8世紀初頭にかけて存続しており官衙の様相を呈している。住居は飛鳥時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。

15. 下東西・清水上遺跡(前橋市青梨子町清水上他)文献34

下東西遺跡の西側に隣接する地点の調査。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、銅製容器(花瓶か)、鉄器などが出土している。住居は下東西遺跡の官衙的遺構が廃絶した後の奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落の形成は律令制成立後の早い段階に新たに下東西遺跡の集落が拡大して編成されたと考えられる。

16. 清里南部遺跡群(前橋市青梨子町)文献35

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。八幡川と午王頭川に挟まれた台地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、硯、墨書土器、巡方などが出土している。住居は平安時代のものが主である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落の形成は律令制成立期後東に位置する下東西遺跡や下東西・清水上遺跡、中島遺跡の集落が拡大して編成されたと考えられる。

17. 中島遺跡(前橋市青梨子町中島・中原)文献36

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。南を八幡川、北を谷に挟まれた台地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、硯、墨書土器、瓦、巡方などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれているが7割は10世紀代のものである。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。

18. 清里陣馬遺跡(北群馬郡吉岡町陣馬、前橋市池端町)文献37

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地上に立地する。八幡川と午王頭川に挟まれた台地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は9世紀から11世紀初頭にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か桃井郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発によると考えられる。

19. 清里長久保遺跡(北群馬郡吉岡町長久保、前橋市池端町)文献38

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地上に立地する。八幡川と午王頭川に挟まれた台地に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、古墳、土坑墓、土師器、須恵器、施釉陶器などがある。住居は平安時代(10世紀代)のものが1軒検出されただけで古墳時代以降は墓域としての地域であったようである。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か桃井郷に比定される。

20. 長久保大畑遺跡 新田入口遺跡(北群馬郡吉岡町大久保)文献39

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地上に立地する。午王頭川左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、柵列、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦、紡錘車、鉄製品などがある。住居は平安時代9世紀代が主体である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷か桃井郷に比定され、

集落は律令制崩壊後の開発によると考えられる。

21. 小池遺跡(群馬郡群馬町引間)文献40

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。染谷川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、井戸畠、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて確認されておりこの地域では継続的に営まれていたようである。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

22. 冷水村東遺跡(群馬郡群馬町冷水村東)文献41

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。染谷川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、水田、畠、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器(鋸 etc)などが出土している。住居は古墳時代中期から平安時代にかけて存在する。古墳時代中期には遺跡南端東とりに三ツ寺I遺跡の居館跡と同様な施設(北谷遺跡)が存在し畠地と谷地を利用した小規模な水田が検出されている。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定されるが律令期には郷域の縁辺に当たるためか閑村的な様相が見られる。

23. 金古十三町遺跡(群馬郡群馬町金古十三町)文献41

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。牛池川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、水田、畠、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて存在するが調査区内では継続的な営みは確認されない。青梨子金古境遺跡とは近接した位置関係である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定されるが律令期には郷域の縁辺に当たるためか閑村的な様相が見られる。

24. 青梨子金古境(前橋市青梨子町金古境)文献42

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。牛池川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、溝、土坑、畠、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて存在するが調査区内では継続的な営みは確認されない。金古十三町遺跡とは近接した位置関係である。遺跡地は古代群馬郡群馬郷に比定されるが律令期には郷域の縁辺に当たるためか閑村的な様相が見られる。

25. 菅谷石塚遺跡(群馬郡群馬町菅谷石塚)文献44

榛名山東南麓相馬ヶ原扇状地の末端、井野川の左岸に位置する。主な遺構・遺物には水田、道路、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。遺跡地は水田を中心として生産域で緑釉陶器が出土した遺構は9世紀代後半以降の東山道(国府ルート)と推定される道路遺構の側溝からである。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、この地域は律令制成立期には水田地帯として編成されていたと考えられる。

26. 雨壺遺跡(高崎市)文献44

榛名山南麓、井野川の左岸、唐沢川が合流する地点の北側に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、硯、鉄器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。

27. 熊野堂遺跡(高崎市大八木町熊野堂・群馬郡群馬町井出)文献45

榛名山南山麓、井野川の左岸、唐沢川が合流する地点の北側に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝、井戸、水田、9世紀後半以降の推定東山道(国府ルート)、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、瓦、鉄器など多種におよんでいる。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。

28. 融通寺遺跡(高崎市大八木町融通寺)文献46

井野川の右岸の自然堤防上に位置する。大八木屋敷遺跡とは隣接している。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、井戸、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、白磁壺壺、瓦塔、羽口、石帯など多種におよんでいる。住居は8世紀から10世紀にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。

29. 大八木屋敷遺跡(高崎市大八木町融通寺)文献47

- 井野川の右岸、井野川支流の小河川早川と合流する地点に位置する。融通寺遺跡とは隣する位置関係である。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、門、柵、溝、水田、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、鉄器など多種におよんでいる。住居は8世紀から10世紀にかけて継続的に営まれている。掘立柱建物、門は柵、溝で区画されており「上野国交代実録帳」の諸郡官舎条群馬郡にみえる「八木院」に相当する官衙遺構と推定されている。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、集落の形成は律令制成立期に編成されたと考えられる。
30. 芦田貝戸Ⅱ遺跡(高崎市浜川町字芦田貝戸)文献48
 榛名山南麓の末端、古墳時代中頃に起きた榛名二ツ岳の火山性洪水堆積物に覆われている。井野川右岸の段丘上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、水田、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器などがある。住居は平安時代のものである。遺跡地は古代群馬郡八木郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
31. 石神五反田遺跡(高崎市楽間町)文献49
 榛名山南麓白川扇状地の末端に位置する。周辺地域は6世紀に起きた榛名山二ツ岳噴火の際の火山性洪水堆積層に厚く覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、水田、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、瓦、羽口などがある。住居は平安時代のものである。遺跡地は古代群馬郡長野郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
32. 舞台遺跡(高崎市楽間町)文献50
 榛名山南麓白川扇状地の末端に位置する。周辺地域は6世紀に起きた榛名山二ツ岳噴火の際の火山性洪水堆積層に厚く覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、水田、土師器、須恵器、施釉陶器などがある。緑釉陶器は礫を巡らした土坑墓と考えられる遺構から灰釉陶器長頸壺、椀、皿とともに耳皿が出土している。住居は平安時代のものである。遺跡地は古代群馬郡長野郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
33. 清水遺跡(高崎市楽間町)文献50
 榛名山南麓白川扇状地の末端に位置する。周辺地域は6世紀に起きた榛名山二ツ岳噴火の際の火山性洪水堆積層に厚く覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、水田、土師器、須恵器、施釉陶器などがある。住居は平安時代のものである。遺跡地は古代群馬郡長野郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
34. 下芝五反田遺跡(群馬郡箕郷町下芝)文献51
 榛名山南麓の白川扇状地上に位置する。古墳時代中期には居館遺跡三ツ寺Ⅰ遺跡の豪族土の配下に属していた谷ツ古墳の被葬者が勢力下であるが6世紀前半に起きた榛名山二ツ岳の噴火により4メートル近い火山灰や土石流で埋没し8世紀前半まで荒廃とした地域であったが9世紀代に開発が行われ、集落は8世紀後半から11世紀前半にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡長野郷に比定され、集落の形成は律令制崩壊後の開発よると考えられる。遺跡地は古代群馬郡桃井郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
35. 清水貝戸遺跡(北群馬郡榛東村新井)文献52
 榛名山東麓に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてのものである。遺跡地は古代群馬郡桃井郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
- 御堀遺跡(北群馬郡榛東村山子田)文献53
36. 榛名山東麓、午王頭川と南城寺川に挟まれた台地に位置し、標高は260メートルほどである。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は奈良時代後期から平安時代にかけてであるが9世紀前半までは希薄で後半以降に継続的に営まれるようである。遺跡地は古代群馬郡桃井郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
37. 沼南遺跡(北群馬郡吉岡町字大久保)文献54
 榛名山東麓、午王頭川の左岸に位置する。おもな遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は平安時代10世紀以降に形成され11世紀代まで営まれている。遺跡地は古代群馬郡桃井郷か群馬郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発よると考えられる。
38. 大久保A遺跡(北群馬郡吉岡町大久保字宮)文献55
 榛名山東麓、旧駒寄川左岸の自然堤防上及び陣馬岩屑流丘縁辺に位置する。遺跡の西に隣接して上野三之宮が鎮座している。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、小鍛冶、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦塔、巡方、鉄器、富寿神宝などが出土している。住居は古墳時代後半から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡桃井郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
39. 畑中遺跡(北群馬郡吉岡町下北)文献56
 榛名山東麓、午王頭川と堂入沢に挟まれた台地に位置し、標高は220～230メートルである。おもな遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は平安時代10世紀以降に形成され11世紀代まで営まれている。遺跡地は古代群馬郡桃井郷に比定され、集落は律令制崩壊後に開発よると考えられる。
40. 有馬宮間戸遺跡(渋川市有馬字久宮間戸)文献57
 榛名山東麓、午王川右岸の微高地、主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦などが出土している。住居は古墳時代後期と平安時代のものである。隣接地は有馬庵寺の存在が推定されている地域である。遺跡地は古代群馬郡有馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
41. 有馬遺跡(渋川市八木原)文献58
 榛名山東麓、午王川右岸の微高地、遺跡地は古墳時代6世紀代の榛名山二ツ岳噴火のさいに起きた土石流災害で厚い泥流堆積物で覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、仏像(天部形立像)などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡有馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
42. 有馬条里遺跡(渋川市八木原)文献59
 榛名山東麓で利根川の間を開けた扇状地に位置する。有馬遺跡とは午王川を挟んで隣接する。遺跡地は古墳時代6世紀代の榛名山二ツ岳噴火のさいに起きた土石流災害で厚い泥流堆積物で覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、紡錘車などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代群馬郡有馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
43. 半田中原南原遺跡(渋川市半田字中原・南原)文献60
 榛名山東麓の扇状地と吉岡川の自然堤防状上に位置する。遺跡地は古墳時代6世紀代の榛名山二ツ岳噴火のさいに起きた土石流災害で厚い泥流堆積物で覆われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、古墳、土坑、区画溝、土師器、須恵器、施釉陶器、石帯、鉄製馬具などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれている。集落の西側で検出された溝で区画された範囲は内部に施設が存在しないことや集落から大型掘立柱建物が検出され馬具が出土していることなどから牧と考えられている。遺跡地は古代群馬郡有馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
44. 鈴ノ宮遺跡(高崎市矢島町鈴宮)文献62
 井野川右岸の河岸段丘上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、瓦などがある。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれていたと考えられる。遺跡地は古代群馬郡岡島郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
45. 中里見原遺跡(群馬郡榛名町中里見字原)文献61
 烏川の右岸の河岸段丘上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、基壇建物、土坑、鍛冶、門を伴う柵、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦、硯、鉄器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれていたようである。遺跡に隣接する地点では里見庵寺が存在している。遺跡地は古代碓氷郡飽馬郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
46. 松井田工業団地遺跡(碓氷郡松井田町人見字大宮)文献63
 碓氷川上流右岸の河岸段丘上、標高230メートル前後に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、古墳、水田、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、鉄製品などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代碓氷郡坂本郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

47. 仁田遺跡(碓氷郡松井町入山字仁田)文献64
古代東山道の信濃国境に位置する碓氷峠と想定される入山峠下に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、舶載陶器などが出土している。住居は平安時代9世紀代のものが3軒検出されている。遺跡地は古代碓氷郡坂本郷に比定され、住居は遺跡地が古代東山道駅路沿いであることから山地での生業に携わる人のものと考えられている。
48. 五料平遺跡(碓氷郡松井町五料字平)文献65
碓氷郡左岸の河岸段丘上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、円面硯、紡錘車、鉄器などが出土している。住居は古墳時代後期と平安時代(9c.代)ものである。遺跡地は古代碓氷郡坂本郷に比定され、集落は周辺の状況から律令制成立期に編成されたものが拡大したと考えられる。
49. 豊岡後原Ⅰ・Ⅱ遺跡(高崎市豊岡町)文献66
鳥川と碓氷川の間狭い若田丘陵先端部に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、土坑と礎石をもつ掘立柱建物、土師器、須恵器、施釉陶器、和同開珎などがある。住居は飛鳥時代から平安時代にかけてのものであるが発掘調査区内では欠落する時期がみられるが周辺の遺跡の状況などから周辺地域を含めると継続して営まれたと考えられる。遺跡地は古代片岡郡長野郷に比定され集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
50. 引間Ⅴ遺跡(高崎市長豊岡町引間)文献67
鳥川と碓氷川の間狭い若田丘陵先端部に位置する。豊岡後原Ⅰ・Ⅱ遺跡とは近接した位置にある。引間遺跡は5次にわたり発掘調査が行われている。主な遺構は竪穴住居、古墳、道路、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、和同開珎などが出土している。住居は古墳時代後半から平安時代にかけて継続的に営まれている。和同開珎は古墳の石室内から出土している。遺跡地は古代片岡郡長野郷に比定され集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
51. 高崎城Ⅶ・Ⅷ三ノ丸遺跡(高崎市長松町)文献68
鳥川と碓氷川の合流地点の左岸の高崎台地に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器などがある。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれているようである。遺跡地は古代片岡郡佐没郷に比定され集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
52. 舟橋遺跡(高崎市長佐野町字舟橋)文献70
鳥川左岸の高崎台地に位置する。遺跡は数次、数カ所にわたって調査が行われている。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、白磁、紡錘車、などがある。住居は古墳時代後期と平安時代のものであるが下佐野舟橋遺跡では奈良時代のもも見ついている。遺跡地は古代片岡郡佐没郷に比定され集落は律令制成立期に編成された地域と考えられる。
53. 下佐野遺跡(高崎市長佐野町長者屋敷他)文献71、72
鳥川の左岸で鳥川が鍋川と合流する手前で大きく蛇行することによって形成された微高地に位置する。この地は古来「佐野三家」の故知と考えられている所である。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、瓦、羽口、鉄器、紡錘車などがある。住居は古墳時代後期と奈良時代後半から平安時代にかけてで奈良時代前半のものはない。遺跡地は古代片岡郡佐没郷に比定され集落は律令制成立期に編成された地域と推定される。
54. 田端遺跡(高崎市本部町田端、阿久津町田端)文献69
高崎市の西部、鳥川と鮎川、鍋川の3河川によって形成された氾濫原に位置し、鍋川左岸の自然堤防上にある。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、井戸、製鉄遺構、水田、土師器、須恵器、黒色土器、施釉陶器、瓦、羽口、鉄器などがある。住居は住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれていたようである。遺跡地は古代多胡郡山宗郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
55. 山名戸矢遺跡(高崎市山名町)文献73
鮎川、鍋川の合流点付近の鍋川左岸の自然堤防上に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、羽口、鉄製品などがある。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれていたようである。遺跡地は古代多胡郡山宗郷に比定され集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
56. 山名柳沢遺跡(高崎市山名町字下柳沢)文献74
観音山丘陵の東南部の中腹に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土師器、須恵器、施釉陶器、羽口、鉄器などがある。住居は41軒が調査されているが9世紀から10世紀にかけてである。遺跡地は古代多胡郡山宗郷に比定され集落は律令制崩壊後の開発に伴って形成されたと考えられる。
57. 黒熊中西遺跡(多胡郡吉井町黒熊字中西)文献75、76
鍋川右岸の上位段丘の北端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、礎石建物、鍛冶、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦、瓦塔、鉄製品などが出土している。掘立柱建物や礎石建物群は段丘頂上部にまとまっており寺院を構成していた。この寺院は9世紀中葉から11世紀の年代観がおさえられている。住居は古墳時代後期や奈良時代のもも若干存在するが主体は寺院が存在した時期のものである。遺跡地は古代多胡郡武美郷に比定され、集落は寺院に付随するものである。
58. 矢田遺跡(多胡郡吉井町矢田)文献78
鍋川右岸の上位段丘の北端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、井戸、小鍛冶、土師器、須恵器、施釉陶器、紡錘車、鉄器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代(11世紀代)にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代多胡郡八田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
59. 長根羽田倉遺跡(多胡郡吉井町長根字羽田倉、神保字宮西)文献
鍋川右岸の上位段丘の北端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、祭祀、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、滑石製模造品などが出土している。集落は奈良時代から平安時代にかけてである。遺跡地は古代多胡郡織袋郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
60. 上栗須寺前遺跡(藤岡市上栗須)文献80
藤岡台地の縁辺に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、柵、溝、古墳、畠、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代緑野郡小野郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
61. 株木B遺跡(藤岡市上戸塚字株木)文献81
藤岡台地の縁辺に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代緑野郡小野郷に比定され、律令制成立期に編成されたと考えられる。
62. 中添遺跡(藤岡市中字堤添)文献82~86
鍋川と鳥川が合流する段丘面上に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代緑野郡小野郷に比定され、律令制成立期に編成されたと考えられる。
63. 岡之台Ⅱ遺跡(藤岡市岡之郷字岡之台)文献 群馬遺跡事典
藤岡台地の北に広がる沖積微高地の上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、小鍛冶、土師器、須恵器、施釉陶器、紡錘車、鉄器などが出土している。住居は古墳時代と平安時代のものである。遺跡地は古代緑野郡升茂郷に比定され、集落は律令制成立期に編成された集落が拡散したものと考えられる。
64. 福島曲戸遺跡(佐波郡玉村町)文献87
現利根川の右岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてのものである。遺跡地は古代那波郡鞆田郷か佐味郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
65. 西善鍛冶屋遺跡(前橋市西善町)文献88
前橋台地に立地し、広瀬川の右岸に位置する。広瀬川は中世に流路を変えた利根川の旧河道と推定されている。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、井戸、畠、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦、鉄器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてであるが調査区内では継続的な存続は見られない。遺跡地は古代那波

- 郡田後郷に比定され、集落の形成は律令制成立後の集落の拡大によるものと考えられる。
66. 戸神諏訪遺跡(沼田市町田町土塔原)文献89
戸神山の南麓、薄根川の右岸の河岸段丘上に位置する。主な遺構・遺物には寺院、竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、紡錘車などが出土している。寺院は区画された中に礎石建物が1棟存在するだけの村落寺院で9世紀中頃に建立され10世紀にかけて存続している。出土墨書土器から寺院名は「宮田寺」と想定される。住居は奈良時代後半から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代利根郡渭田郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発によると考えられる。
67. 町田上原遺跡(沼田市町田町上原)文献90
戸神山の南麓、薄根川の右岸の河岸段丘上に位置する。遺跡は戸神諏訪遺跡の南で近接した位置関係にあり一連の遺跡と考えられる。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は平安時代のものである。遺跡地は古代利根郡渭田郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発によると考えられる。
68. 町田十二原遺跡(沼田市町田町十二原)文献91
戸神山の南麓、薄根川の右岸の河岸段丘上に位置する。遺跡は戸神諏訪遺跡の南で近接した位置関係にあり一連の遺跡と考えられる。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代中頃から平安時代にかけてのものであるが主体は平安時代である。遺跡地は古代利根郡渭田郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発によると考えられる。
69. 村主遺跡(利根郡月夜野町上津字大原)文献92
利根川上流部の右岸、通称「名胡桃平」と呼ばれる扇状地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代の8世紀初頭から平安時代にかけて営まれている。遺跡地は古代利根郡名胡桃郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
70. 真壁向山遺跡(勢多郡北橘村真壁字向山・上大林)文献93
赤城山西南麓の台地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、古墳、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は5軒検出されているが皆平安時代のものである。遺跡地は古代勢多郡真壁郷に比定され、集落の形成は律令制成立後の集落の拡大によるものと考えられる。
71. 芳賀北部団地遺跡(前橋市小坂子町・嶺町、勝沢町)文献94
赤城山南麓の標高160～200メートルに位置する。主な遺構・遺物には古墳、竪穴住居、掘立柱建物、土坑、井戸、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的にみられるが地点で様相が異なる。遺跡地は古代勢多郡藤沢郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
72. 茶木田遺跡(前橋市上泉町)文献95
広瀬川低地帯の桃ノ木川右岸の微高地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、などが出土している。住居は調査された軒数が10軒と少ないが奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的にいとなまれているようである。遺跡地は古代勢多郡桂萱郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
73. 上西原遺跡(前橋市下大屋町)文献96
赤城山南麓、荒砥川左岸に位置する。主な遺構・遺物には基壇建物、掘立柱建物、区画溝竪穴住居、須恵器窯、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦塔、瓦、石帯、塑像などが出土している。遺跡は基壇建物を区画溝が囲む区画と掘立柱建物群を区画溝が囲む区画がみられ寺院と郡衙に伴う館が豪族居宅と考えられている。寺院は8世紀中頃から9世紀末にかけて存続していたようである。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定される。
74. 荒砥上ノ坊遺跡(前橋市二之宮町、荒子町)文献97、98
赤城山南麓、荒砥川左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、井戸、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品、馬具などが出土している。住居は古墳時代初頭から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
75. 荒砥下押切(前橋市荒子町)文献99
赤城山南麓、荒砥川左岸に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、紡錘車などが出土している。住居は古墳時代中期から後期にかけてと平安時代のものであるが周辺の遺跡の状況からこの地域では継続的に営まれていたと考えられる。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成された地域と考えられる。
76. 荒砥天之宮遺跡(前橋市二之宮町五分一)文献100
赤城山南麓末端の台地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溜井、水田、土師器、畿内産土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は古墳時代中期から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
77. 笈井中屋敷遺跡(前橋市笈井町)文献101
赤城山南麓、桃ノ木川右岸、旧利根川の広瀬川低地帯内の自然堤防上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、越州窯系青磁、鉄製品などが出土している。住居は古墳時代後期から平安時代にかけて継続的に営まれていたと考えられる。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
78. 二之宮千足遺跡(前橋市二之宮町千足・五分一)文献102
赤城山南麓末端の台地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溜井、祭祀、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、木器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
79. 二之宮宮下東遺跡(前橋市二之宮町)文献103
赤城山南麓末端、宮川の左岸の低地から台地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、溜井、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、墨書土器、瓦、鉄製品、木器、12～13世紀の貿易陶磁器・渥美窯産陶器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
80. 二之宮宮東遺跡(前橋市二之宮町)文献104
赤城山南麓末端、江竜川の右岸の低地から台地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、水田、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけてほぼ継続的に営まれている。遺跡地は古代勢多郡芳賀郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。
81. 宇通遺跡(勢多郡粕川村中ノ沢字大猿)文献 群馬県史資料編2
赤城山東南麓の中腹、標高650メートル付近、粕川支流の大猿川右岸に位置する。遺跡は平安時代9世紀後半から11世紀にかけての山岳寺院。主な遺構・遺物には基壇建物、八角円堂をはじめとする礎石建物、土師器、須恵器、施釉陶器、舶載陶磁器、金銅製女神小座像、経軸端などが出土している。遺跡地は古代勢多郡に比定される。郷の比定については遺跡が律令制崩壊後に建立されている寺院のため明確ではない。
82. 上植木光仙房遺跡(伊勢崎市三和町字光仙房)文献105
粕川左岸の大間々扇状地に位置する。主な遺構・遺物には古墳、竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は平安時代のものでそれ以前は墓域として利用されていた。遺跡は古代佐位郡反治郷に比定され、集落は周囲に展開する律令制成立期に編成されたものが拡大したと考えられる。
83. 上植木壺町田遺跡(伊勢崎市三和町)文献106
粕川左岸の大間々扇状地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄器などが出土している。住居は平安時代のものである。遺跡は古代佐位郡反治郷に比定され、集落は周囲に展開する律令制成立期に編成されたものが拡大したと考えられる。
84. 十三宝塚遺跡(佐波郡境町伊与久)文献107
伊勢崎台地の東縁辺、中川の右岸に位置する。主な遺構・遺物には版築基壇建物、掘立柱建物群、柵、区画溝、竪穴住居、土師器、須恵器、施釉陶器(主に奈良三彩)、瓦、仏像片などが出土している。遺跡は遺構・遺物から寺院、官衙と考えられているが明確に官衙を裏付けるものはみられない。寺院は8世紀末から9世紀にかけて盛期があったよ

うである。遺跡地は古代佐位郡位郷に比定される。

85. 下淵名塚越遺跡(佐波郡境町下淵名)文献108

大間々扇状地の南西端に位置する。主な遺構・遺物には古墳群、竪穴住居、掘立柱建物、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は飛鳥時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代佐位郡淵名郷に比定され、淵名郷の中心的集落とみられる。集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

86. 西今井遺跡(佐波郡境町西今井字中道、新田郡新田町下中文字諏訪下)文献109、110

早川両側の微高地上に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、掘立柱建物、土師器、須恵器、施釉陶器、土鍾、紡錘車、羽口などが出土している。住居は平安時代9世紀から11世紀にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代佐位郡淵名郷に比定され、集落は律令制崩壊後の開発によると考えられる。

87. 三ツ木皿沼遺跡(新田町小角田・下中田、尾島町世良田、境町三ツ木)文献111

道路拡幅に伴う発掘調査。早川の左岸、大間々扇状地II面の扇端低地内にある低台地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、祭祀、鉄生産、畠、古墳、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品、銅製片口鍋などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて検出されているが奈良時代に欠落する時期が見られ、平安時代以降は農耕集落から鉄生産にかかわる集落へと変貌したと考えられている。遺跡地は古代新田郡淡甘郷に比定され、集落は律令制崩壊後に再編成されたと考えられる。

88. 中江田ハツ縄遺跡(新田郡新田町中江田字ハツ縄)文献112

早川の左岸、木崎台地の南西部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代新田郡淡甘郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

89. 中江田原遺跡(新田郡新田町中江田)文献113

早川の左岸、木崎台地の南端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土師器、須恵器、墨書土器、施釉陶器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代新田郡淡甘郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

90. 中屋敷・中村田遺跡(新田郡新田町村田、市野井)文献114

大間々扇状地の先端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品、紡錘車などが出土している。住居は古墳時代6世紀から7世紀中葉と奈良時代8世紀中葉から平安時代10世紀前葉にかけて存在している。遺跡地は古代新田郡新田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

91. 村田本郷遺跡(新田郡新田町村田、小金井)文献115

大間々扇状地の先端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、井戸、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、「百」「大」の墨書土器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけてのものである。遺跡地は古代新田郡新田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

92. 中溝遺跡(新田郡新田町村田、小金井)文献115

大間々扇状地の先端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、井戸、溝、土坑、土師器、須恵器、施釉陶器、瓦などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけてのものである。遺跡地は古代新田郡新田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

93. 宮久保遺跡(山田郡笠懸町左美字宮久保)文献116

八王子丘陵西麓に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、土坑、井戸、溝、土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は平安時代9世紀から11世紀初頭にかけて営まれているが主体は10世紀代のものである。遺跡地は古代新田郡祝人郷に比定され、集落は律令制崩壊後の集落の拡大か開発によると考えられる。

94. 清水田遺跡(太田市茂木)文献117

渡良瀬川扇状地の扇端部に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、

土師器、須恵器、施釉陶器などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて240軒あまりが検出され継続的に営まれている。遺跡地は古代山田郡園田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

95. 小町田遺跡(太田市龍舞字小町田)文献118

渡良瀬川扇状地の扇端部、休泊台地の南西に広がる低地内の微高地に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、井戸、溝、土師器、須恵器、施釉陶器、木器(檜扇・火鑽臼・下駄・曲物容器・木皿・木樋)などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代山田郡園田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

96. 東長岡戸井口遺跡(太田市東長岡町)文献119

金山丘陵東南麓の低台地上に位置する。主な遺構・遺物には竪穴住居、掘立柱建物、土坑、土師器窯、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品などが出土している。住居は奈良時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代山田郡園田郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

97. 高林築場遺跡(太田市高林南町)文献10

利根川中流域の左岸高林台地の南縁で台地を横断する八瀬川右岸に位置する。主な遺構・遺物は竪穴住居、井戸、土師器、須恵器、施釉陶器、鉄製品などが出土している。住居は古墳時代後期と平安時代のもので検出されているが奈良時代のものはみられない。遺跡地は古代邑楽郡長柄郷に比定され、集落は律令制崩壊期に拡散したものと考えられる。

98. 長根羽田倉遺跡(多野郡吉井町長根)文献79

籾川右岸の河岸段丘上に位置する。遺跡は長根遺跡群に含まれる。主な遺構・遺物には竪穴住居、祭祀、水田、土師器、須恵器、施釉陶器、滑石模造品などが出土している。住居は古墳時代から平安時代にかけて継続的に営まれている。遺跡地は古代多野郡武美郷に比定され、集落は律令制成立期に編成されたと考えられる。

表2 県内出土緑釉陶器一覧

遺跡	掲載文献No	遺構	時期	挿図番号	遺物番号	器種	京 都					近 東 海					備 考
							9C前	9C後	9~10	10C代	江	9C前	9C後	10C前	10C後	10C代	
元総社寺田	1	V区1面5号溝		44図	0402	碗											陰刻花文
		V区2面8号溝		76図	0444	碗											
元総社明神	2	VI区III層		第66図	1	碗	○										他に14点出土
		VI区3河道		第90図	46	碗				○							
		VI区3河道		第90図	47	碗					○						
		VI区河道		第105図	12	碗	○										
		VI区河道		第105図	13	段皿						○					
	3	8トレンチ		第20図	4	皿						○					
	4	OTrW11溝		図未掲載		皿						○					
	5	27TrC-6G		Fig56	36	碗						○					
		27TrI-2G		Fig56	37	碗							○				
		27Tr		Fig56	38	瓶								○			
堰越遺跡		YTrH-16G他		Fig56	39	段皿											
		YTrT-2G		Fig56	40	稜碗											
		YTrT-2G		Fig56	41	碗								○			
	6	29TrG-13G		Fig52	1	皿								○			
		29TrN-11G		Fig52	2	輪花碗									○		
		29TrN-11G		Fig52	3	碗											
		29TrH-40G		Fig52	4	碗							○				
		29TrH-13G		Fig52	5	碗								○			
		29TrN-11G		Fig52	6	手付瓶											
		29TrN-11G		Fig52	7	瓶											
天神	7	C区表土		Fig19	26	碗											
	8	βTrD-57		Fig20	45	碗								○			
前橋城遺跡	9	39号土坑周辺		第36図	16	碗									○		
		”		第36図	17	碗										○	
中尾	10	15号住居	10C. 3	第16図	8	碗								○			
		17号住居	10C. 4	第17図	9	碗								○			
		22号住居	9C. 3	第18図	5	皿									○		
		”		第18図	6	皿								○			
吹屋	11	遺跡内出土総数		表1													
	11	5号住居	10C. 2	26P	19	碗				○							
新保田中村前	12	5次4号井戸	近世	第248図	1	皿								○			
	13	C30号住居	11C. 初	14P	7	皿								○			
箱田古市前		C32号住居	10C. 3	14P	28	碗											
		”		14P	29	碗								○			
		”		14P	30	皿								○			
		C105号住居	9C. 3	49P	14	碗									○		
		E31号住居		144P	1	碗									○		
		遺構外		181P	1	輪花皿								○			
	14	SE09井戸	古代	第79図	1	碗								○			
	15	100号住居	10C. 2	図119	1320	稜碗								○			
		15号住居	10C. 1	図180	839	皿									○		
	鳥羽	20	E1号住居	10C. 2	145図	16	碗										
鳥羽		E9号住居	10C. 1	155図	10	稜碗											
		FII6号住居	10C. 2	253図	15	碗	○										
		D405号溝		340図	135	碗									○		
		D405号溝		340図	137	碗											
		D289号溝		340図	136	稜碗											
		館跡溝	中世	350図	9	稜碗											
		D区60D40		384図	28	小碗	○										
		D区50D30		384図	29	碗											
		D区48D28		384図	30	碗								○			
		D区45D41		384図	31	碗									○		

遺跡	掲載文献No	遺構	時期	挿図番号	遺物番号	器種	京都近					東海					備考			
							9C前	9C後	9~10	10C代	江	9C前	9C後	10C前	10C後	10C代		11C代		
国分寺中間	17	F区		388図	8	椀														
		I 3号住居	9 C. 3	489図	5	椀														
		I 9号住居	10 C. 1	502図	6	椀														
		I 23号住居	8 C. 3																	
		I 45号住居	8 C. 4																	
		I 52号住居	9 C. 4	643図	56	椀														
			〃		643図	57	椀												陰刻花文	
			〃		643図	58	椀												遺物時期混在	
	18	J 6号住居	8 C. 3	16図	7	椀														
		J 34号住居	10 C. 2	67図	7	椀														
		J 95号住居	9 C. 後	233図	4	皿													遺物時期混在	
		K 10号住居	10 C. 1	280図	9	輪花椀													陰刻花文	
		K 27号住居	9 C. 3	314図	9	椀														
		K 90号住居	10 C. 1	457図	10	稜椀														
		K 122号住居	10 C. 1	544図	25	輪花椀														
		〃		544図	26	輪花椀														
		〃		544図	27	椀														
		K 150号住居	11 C. 初	625図	4	段皿														〃
		K 157号住居	10 C. 1	638図	14	椀														陰刻花文
		〃		638図	15	皿														
		I 区工房関連		716図	58	椀														
		19	I 区遺構外		729図	152	段皿													
	〃			729図	153	椀														9 C. 末
	M 63号住居		10 C. 1	PL61	12	?													小片	
	L 73号住居		7 C. 3	154図	12	長頸壺か														小片
	L 77号住居		11 C. 初	169図	4	椀														小片
	L 87号住居		9 C. 1	184図	7	椀														
	L 121号住居		10 C. 1	250図	51	椀G														〃
	〃			250図	52	段皿														〃
	〃			250図	53	椀H														〃
	〃			250図	54	椀														〃
	L 163号住居		8 C. 2	PL108	8	?														
	L 183号住居		10 C. 2	361図	27	皿														
	M 第3台地			511図	3	皿														
	L 第4台地			513図	47	椀														
	〃			513図	48	椀														
	21		K 9号溝	9 C. 3	660図	13	皿													
		F 23号住居	10 C. 2	57図	13	椀														陰刻花文
		F 46号住居	10 C. 2	94図	1	椀?														口縁部打ち欠く
		G 3号住居	10 C. 3	124図	2	稜椀														
		G 23号住居	10 C. 1	163図	4	椀														鳴海窯
		G 25号住居	9 C. 4	167図	10	椀														
		G 49号住居	9 C. 3	203図	5	椀														
		G 59号住居	10 C. 1	221図	3	稜椀														
		〃		221図	4	椀														
		G 61号住居	10 C. 1	228図	6	椀														〃
		〃		228図	7	唾壺														
		〃		228図	8	椀														〃
		G 71号住居	10 C. 3	252図	4	椀														
		〃		252図	5	椀														
〃			252図	6	輪花椀															
〃			252図	7	皿															
G 79号住居		7 C. 4	269図	4	椀															
G 134号住居		10 C. 2	271図	3	椀															
G 100号住居	9 C. 2	291図	18	輪花椀																

遺跡	掲載文献No.	遺構	時期	挿図番号	遺物番号	器種	京都近					東海					備考		
							9C前	9C後	9~10	10C代	江	9C前	9C後	10C前	10C後	10C代		11C代	
22		G114号住居	10C. 1	305図	4	椀													
		G136号住居	10C. 2	329図	9	稜椀													
		G156号土坑		475図	1	椀		○											
		G 4号井戸	10C. 1	497図	13	?													
		G 6号井戸	10C. 後	523図	4	稜椀													
		F10号溝	9C. 4	565図	4	段皿													
		G26号溝	9C. 4	577図	13	椀													
		D 1号住居	10C. 2	22図	5	椀													
		〃		22図	6	稜皿													
		H98号住居	10C. 前	258図	2	椀													
		H157号住居	10C. 前	330図	2	椀													
		F区Ⅲ層		379図	5	稜椀													
		F区3号溝		379図	6	椀													
		G区表土		379図	7	椀													
		G区表土		379図	8	椀													
		23		C区21号住居	10C. 2	64図	12	椀											
				C区22号住居	10C. 2	67図	6	椀											
				C区29号住居	11C. 初	91図	5	椀											
				C区67号住居	11C. 初	156図	4	椀											
				〃		156図	5	椀											
				C区77号住居	9C. 3	182図	12	椀			○								
				C区79号住居	10C. 2	195図	4	陶枕											
C区80号住居	10C. 2			201図	2	椀													
C区81号住居	10C. 2			188図	14	陶枕													
C区108号住居	9C. 後			218図	3	椀													
C区99号住居	10C. 2			237図	5	椀													
C区113号住居	10C. 2			262図	4	皿													
C区135号住居	9C. 3			282図	6	椀													
C区150号住居	10C. 3			298図	3	椀													
C区遺構外				474図	4	椀													
C区遺構外				474図	5	椀													
C区遺構外				474図	6	椀													
C区遺構外				474図	7	椀													
C区遺構外		474図	8	椀															
C区遺構外		474図	9	椀															
C区遺構外		474図	10	椀															
C区遺構外		474図	11	椀															
C区遺構外		474図	12	椀															
C区遺構外		474図	13	椀															
C区遺構外		474図	14	椀															
C区遺構外		474図	15	椀															
C区遺構外		474図	16	椀															
C区遺構外		474図	17	椀															
C区遺構外		474図	18	皿															
C区遺構外		474図	19	皿															
C区遺構外		474図	20	皿															
C区遺構外		474図	21	椀															
C区遺構外		474図	22	椀															
C区遺構外		474図	23	椀															
C区遺構外		474図	24	皿															
C区遺構外		474図	25	皿															
24		A区22号住居	8C. 1	342図	6	段皿													
		A区188号住居	10C. 1	426図	5	輪花皿													
		B区51号住居	9C. 後	550図	2	椀													
		B区115号住居	10C. 前	559図	4	椀													

遺 跡	掲載 文献 No.	遺 構	時 期	挿図番号	遺物番号	器 種	京 都		近 江	東 海					備 考					
							9 C 前	9 C 後		9 C 後 10	10 C 代	9 C 前	9 C 後	10 C 前		10 C 後	10 C 代	11 C 代		
山王麁寺	25	B区4号井戸		474図	5	輪花椀							○							
		A区遺構外		524図	16	椀														
		B区遺構外		513図	13	椀								○						
		B区遺構外		513図	14	稜椀								○						
		B区遺構外		513図	15	椀										○				
		B区遺構外		513図	16	皿														
		B区遺構外		513図	17	稜椀										○				
	IV 5次	26	A区88号住居	8 C. 1	262図	10	椀													
			I区61号土坑		563図	1	椀												○ 古段階、陰刻花文	
	7次	27	C区21号住居	10 C. 2	191図	7	椀													
			〃		191図	8	椀													
			C区79号住居	10 C. 2	192図	7	椀								○					
			〃		192図	8	椀								○					
			〃		192図	9	椀								○					
			2区遺構外		147図	7	皿									○				
	国分境	28	鎮壇具埋納	10 C. 4	図番号無	2	椀													
			鎮壇具埋納		〃	3	椀													
			鎮壇具埋納		〃	4	椀													
			鎮壇具埋納		〃	5	段皿													
			鎮壇具埋納		〃	6	段皿													
			鎮壇具埋納		〃	7	皿													
			鎮壇具埋納		〃	8	皿													
			鎮壇具埋納		〃	13	水注瓶													
			III層(B以前)		図版18	1	椀		○											
			12号住居	9 C. 4	挿図28	12	椀													
			N128E52III層		挿図30	2	〃													
N116E44・48		〃																		
7次	31	挿図16																		
		B 7号住居	10 C. 1	55図	6	手付瓶														
		C 11号住居	9 C. 4	208図	35	合子瓶								○						
		C 13号住居	9 C. 4	213図	10	皿?														
		C 46号住居	10 C. 2	281図	15	椀									○					
下東西	34	SJ14号住居	9 C. 4	98P	22	椀									○					
		SJ14号住居		〃	23	椀									○					
		SJ102号住居	10 C. 1	240P	8	皿									○					
		SJ103号住居	10 C. 1	243P	4	椀									○					
		SJ108号住居	10 C. 代	254P	2	椀										○				
		SJ116号住居	10 C. 1	334P	6	椀										○				
		8号住居	10 C. 1	30図	9	段皿														
		8号住居		図未掲載(8)		椀			○											
		8号住居		図未掲載(11)		椀				○										
		8号住居		図未掲載(12)		?									○					
		13号住居	10 C. 2	第38図	9	輪花椀									○					
		13号住居		図未掲載(10)		椀												○		
		13号住居		図未掲載(11)		椀										○				
		13号住居		図未掲載(12)		椀										○				
		14号住居	10 C. 3	図未掲載(20)		皿										○				
		15号住居	8 C. 2	図未掲載(15)		椀										○				
17号住居	8 C. 2	図未掲載(11)		?										○						
34号住居	8 C. 3	図未掲載(9)		椀										○						
35号住居	10 C. 3	第63図	3	椀																
36号住居	10 C. 3	第64図	3	香炉												○				
48号住居	11 C. 1	図未掲載(4)		椀												○				
48号住居	11 C. 1	図未掲載(5)		椀												○				

遺跡	掲載文献No	遺構	時期	挿図番号	遺物番号	器種	京都近					東海					備考		
							9C前	9C後	9~10	10C代	江	9C前	9C後	10C前	10C後	10C代		11C代	
清里南部	35	52号住居	10C. 2	第85図	6	椀												美濃産	
		52号住居	10C. 2	図未掲載	(7)	椀													共伴遺物無
		53号住居		図未掲載	(1)	椀													
		63号住居	9C. 中	図未掲載	(3)	椀													
		64号住居	10C. 1	第93図	6	椀													
		68号住居	9C. 2	図未掲載	(3)	椀													混入品
		91号住居	10C. 2	図未掲載	(4)	稜椀													
		121号住居	10C. 後	図未掲載	(2)	?													
		127号住居	9C. 後	第159図	1	椀													
		127号住居	9C. 後	図未掲載	(2)	椀													
		127号住居	9C.	図未掲載	(3)	椀													
		127号住居	9C. 後	図未掲載	(4)	椀													
		15号土坑		図未掲載	(1)	椀													
		17号土坑	10C. 2	図未掲載	(4)	椀													
		17号土坑		図未掲載	(5)	椀													
		19号土坑	中世	図未掲載	(1)	椀													
		47号土坑		図未掲載	(1)	椀													
		176号土坑	中世	図未掲載	(2)	?													
		185号土坑		第268図	1	皿													新段階、陰刻花文
		16号溝	中世	図未掲載	(3)	椀													
		19号溝	中世	図未掲載	(1)	椀													
		145H35		図未掲載	(2)	?													
		170G40		図未掲載	(1)	椀													
		170H05		図未掲載	(2)	F													新段階、陰刻花文
		173H25		図未掲載	(2)	椀													
		175H45		図未掲載	(7)	椀													
		185H30		図未掲載	(2)	椀													
		190H25		図未掲載	(1)	皿													
		190H25		図未掲載		椀													
		197H35		第289図	1	椀													
		194/195H33		図未掲載	(1)	椀													
		200H25		図未掲載	(1)	椀													
		205H25		図未掲載	(1)	稜椀													
				図版 3	17														
				図版 3	18														
		図版 3	19																
	遺構外	第18図	63	皿															
	〃	第18図	64	椀															
中島	36	5号住居		図未掲載															
		24号住居		図未掲載															
清里陣馬	37	1号溝		210図1	242	小椀													
		1号溝		210図2	243	皿													
		1号溝		210図3	244	小椀													
		1号溝		210図4	245	皿													
		1号溝		210図5	246	皿													
		1号溝		210図6	247	椀													
		1号溝		210図7	248	椀													
		1号溝		210図8	249	椀													
		1号溝		210図9	250	椀													
		1号溝		210図10	251	段皿													
		1号溝		210図11	253	輪花段皿													
		1号溝		210図12	252	椀													
		1号溝		210図13	254	椀													
		A地区		210図14	25	椀													
		B地区		210図15	2	椀													

遺 跡	掲載 文献 No.	遺 構	時 期	挿図番号	遺物番号	器 種	京 都				近 江	東 海					備 考		
							9 C. 前	9 C. 後	9 C. 後 10	10 C. 代		9 C. 前	9 C. 後	10 C. 前	10 C. 後	10 C. 代		11 C. 代	
清里長久保	38	17号溝	10C. 2	210図16	31	椀													
		2号井戸		210図17	10	椀													
		表採		210図18	椀														
		耕116		210図19	21	椀													
長久保大畑・ 新田入口	39	耕114	9C. 3	210図20	42	椀													
		1号溝		210図21	255	香炉													
		報告書未掲載		図未掲載															
		1号土墳墓		219図1	1	輪花稜椀													
小池	40	H11号住居	10C. 2	第38図	128	椀													
		H22号住居		8C. 後	第45図	263	皿												
冷水村東	41	B区3号住居	9C. 3	第84図	2	椀													
		金古十三町		9C. 3	第205図	11	皿												
青梨子金古境	42	1区6号住居	9C. 4	第9図	5	椀													
		菅谷石塚		9C. 4	第9図	5	椀												
菅谷石塚	43	01号道路側溝	9C. 4	63P	1402	皿													
		雨壺		9C. 4	63P	1402	皿												
熊野堂	44	63号住居	10C. 前	217図2	2	段皿													
		遺構外		289図75	75	輪花皿													
融通寺	45	1号住居	10C. 前	第1図	1	椀													
		13号住居		第6図	1	椀													
		25号住居		第9図	1	椀													
		25号住居		第9図	2	段皿													
		26号住居		10C. 3	第9図	3	皿												
		26号住居		10C. 3	第9図	4	段皿												
		95号住居		9C. 3	第33図	4	椀												
		99号住居		9C. 1	第35図	3	椀												
		114号住居		弥生	第39図	1	皿												
		188号住居		10C. 3	第68図	3	皿												
		231号住居		10C. 2	第81図	5	椀												
		250号住居		10C. 4	第96図	5	椀												
		4区2井戸		10C. 1	第135図	12	段皿												
		199号土坑		10C. 1	第141図	1	段皿												
大八木屋敷	46	遺構外	9C. 3	第154図	89	椀													
		遺構外		第155図	96	椀													
		遺構外		第155図	97	皿													
		遺構外		第155図	98	椀													
		2区34住居		9C. 3	第80図	616	椀												
		1区63住居		11C. 初	第130図	243	短頸壺												
		2区27号溝		11C. 初	第327図	2146	椀												
		4区22住居		9C. 1	第433図	1954	椀												
		5区22土坑		11C. 初	第706図	2310	平瓶												
		遺構外		11C. 初	第711図	2405	段皿												
芦田貝戸II	47	9号住居	9C. 後	47図	7	稜椀													
		14号住居		69図	12-1	輪花椀													
		14号住居		69図	12-2	輪花皿													
		24号住居		10C. 1	105図	15	?												
石神五反田II	48	1号住居	10C. 1	図45	10	椀													
		SK07土坑		10C. 1	図22		椀												
舞台	49	SK11土坑	10C. 3	図27	5	耳皿													
		清水		10C. 後	図28	13	椀												
下芝五反田	50	43号住居	9C. 4	第165図	43	稜椀													
		52号住居		10C. 2	第192図	23	椀												
		111号住居		10C. 1	第383図	13	椀												
下芝五反田	51	35号土坑	11C.	第506図	4	椀													

遺 跡	掲載 文献 No	遺 構	時 期	挿図番号	遺物番号	器 種	京 都					近 江	東 海					備 考			
							9 C. 前	9 C. 後	9 C. 10	10 C. 代	9 C. 前		9 C. 後	10 C. 前	10 C. 後	10 C. 代	11 C. 代				
清水貝戸	52	41号土坑	9 C. 後	第507図	5	碗													内面見込み部凹線		
		遺構外		第563図	199	稜碗															
		遺構外		第563図	200	碗															
		遺構外		第563図	201	碗															
		遺構外		第563図	202	皿															
		遺構外		第563図	203	碗															
		遺構外		第563図	204	耳皿															
		遺構外		第563図	205	皿															
		遺構外		第563図	206	碗															
		遺構外		第563図	207	碗															
		遺構外		第563図	208	碗															
		遺構外		第563図	209	碗															
		遺構外		第563図	210	碗															
		遺構外		第563図	211	碗															
		遺構外		第563図	212	碗															
		遺構外		第563図	213	碗															
		遺構外		第563図	214	碗															
		遺構外		第563図	215	碗															
		遺構外		第563図	216	碗															
		遺構外		第563図	217	碗															
		遺構外		第563図	218	碗															
御堀	53	遺構外	11 C. 前	第20図	1	碗															
沼南		遺構外		第20図	2	碗															
大久保A	55	1区8号土坑	10 C. 4	第46図	98	段皿															
		63号住居		第327図	1	碗															
畑中 有馬久宮間戸 有馬	56	II区32号住居	10 C. 前	卷頭写真	碗or皿	不明															
		II区100号住居		卷頭写真	不明																
		II区G52層		卷頭写真	不明																
		II区グリッド2層		卷頭写真	碗or皿																
		II区グリッド2層		卷頭写真	碗or皿																
		II区グリッド2層		卷頭写真	碗or皿																
有馬条里	59	3号住居	10 C. 1	第8図	7	皿															
		1号遺構墓坑		第16図	1	碗															
		164住居		514図	9	碗															
		G区		514図	10	碗															
		遺構外		514図	11	碗															
		189住居		514図	12	碗															
		115住居		514図	13	稜碗															
		115住居		514図	14	碗															
		105号住居		218P	8	段皿															
		128号住居		295P	7	折縁皿															
半田中原南原 鈴の宮	60	207号住居	10 C. 3	第400図	52	小皿															
		122号住居		本文中		碗															
中里見原 松井田工業団地	61	D-1号住居	8 C. 4	図134	3	碗															
		D-51号住居		図175	6	皿															
仁田	64	(7住周辺)	9 C. 4	第40図	5	碗															
		(2住周辺)		第40図	6	鉢															
五料平	65	(E4・5区)	10 C. 1	第40図	7	段皿															
		遺構外		本文中		碗															
豊岡後原	66	I-1号住居	7 C. 3	図19	32	碗															
		I-6号住居		図29	24	碗															

遺 跡	掲載 文献 No	遺 構	時 期	挿図番号	遺物番号	器 種	京 都 近					東 海					備 考		
							9 C・ 前	9 C・ 後	9 C・ 10	10 C・ 代	江	9 C・ 前	9 C・ 後	10 C・ 前	10 C・ 後	10 C・ 代		11 C・ 代	
引間V 高崎城三ノ丸 舟橋 下佐野	67	I-22住居	9 C. 3	図61	19	椀	○												
		I-43住居	10 C. 2	図97	13	椀						○							
		I-44住居	10 C. 2	図98	2	椀						○							
		I-53住居	10 C. 3	図109	23	椀								○					
		II-112住居	10 C. 2	図174	13	椀		○											9 C. 2 遺物混在
		II-112住居	〃	図174	14	皿						○							〃
		I-92土坑 3号土坑	10 C. 前 10 C. 前	図199 第25図	3 195	椀 皿						○							口縁部小片
田端	68	遺構外185-SH13		第20図	87	皿							○						
		表土		第342図	651	瓶													
		IA区85号住居	10 C. 2	第500図	2461	椀								○				口縁部打ち欠く	
		IA区89号住居	10 C. 1	第513図	2532	椀													
		5区7A号住居	10 C. 1	第284図	1023	稜皿									○				
山名戸矢 山名柳沢 黒熊中西 矢田 長根羽田倉	69	B区7住居	10 C. 3	第339図	5	椀								○					
		B区127土坑		第796図	20	小壺													
		B区遺構外		図未掲載	651	皿or椀													
		86号住居	10 C. 後	第18図	1	皿									○				
		11号住居	10 C. 1	第97図	5	椀	○												
		東斜面		第116図	1	皿													
		グリッド		268図	13	段皿											○		
上栗須寺前 株木B	80	4区旧河道 土坑		第391図 第137図	764 154	段皿 椀							○					古段階、陰刻花文	
				口絵		皿	○												
中堤添	81			〃		稜椀							○						
				〃		椀													
				口絵		皿								○					緑彩
				〃		椀													
				〃		椀・皿										○			底部片
				〃		椀													
				〃		椀													
岡之台II	82	藤岡市史		口絵		皿													
				〃		椀													
				〃		椀													
福島曲戸 西善鍛冶屋	87	現説パンフ				椀・皿													
		10号住居	10 C. 2	第19図	7	椀												数十個体	
戸神諏訪 町田上原 町田十二原 村主	89	81号住居	10 C. 1	P98	22	皿								○					
		13号住居	10 C. 1	第29図	1	皿		○											
		16号住居	10 C. 3	57P															
		8号住居	10 C. 1	第67図	23	椀										○			本文中
真壁向山V 芳賀北部団地	93	1号住居	9 C. 4	第3図	3	椀							○						
		1号住居		第3図	4	輪花皿								○					
茶木田 上西原	94	H-54号住居	10 C. 2	図79	2	椀													
		H-58号住居	10 C. 2	図84	6	小椀									○				
		H-130号住居	10 C. 2	図175	1	椀									○				
荒砥上ノ坊	95	H-8号住居	9 C. 3	第10図	8	椀	○												
		基壇建物		第10図	17	小瓶									○				古段階、秀品
荒砥下押切II 荒砥天之宮	96	方形区画内		第39図	7	椀	○												
		2区8住居	10 C. 3	第60図	1577	輪花皿													
		2区15住居	10 C. 2	第65図	1595	椀?													住居年代灰釉陶器
97	98	3区5土坑		第73図	1338	椀													
		遺構外		第98図	19	椀													
99	46号住居	11 C. 初	172図	2	輪花皿?														

遺 跡	掲載 文献 No.	遺 構	時 期	挿図番号	遺物番号	器 種	京 都 近					東 海					備 考		
							9 C. 前	9 C. 後	9 ~ 10	10 C. 代	江	9 C. 前	9 C. 後	10 C. 前	10 C. 後	10 C. 代		11 C. 代	
筑井中屋敷 二之宮千足 二之宮宮下東 二之宮宮東 宇通	101	24号住居	9 C. 3	第38図	1	椀													
	102	遺構外		第280図	9	段皿													
	103	3区13・14層	奈良平安	第194図	3	唾壺													
		3区14層	〃	第195図	47	手付瓶													
		5区溝	平安	第302図	1	椀													
	〃	〃	〃	〃	2	椀													
	〃	〃	〃	〃	3	椀													
	104	J 157住居	10C. 1	199P	1869	稜椀													
		遺構外		225P	1867	皿													
		遺構外		225P	1878	椀													
																	詳細不明		
上植木光仙房 上植木壱町田 十三宝塚 下淵名塚越 西今井 西今井II	105	26号溝	9 C. 3	口絵		皿	○										緑彩		
		81号住居		口絵		皿	○												
		6号古墳		口絵		皿	○												
	106	地下式土坑		第226図	2	椀													
		K-15		第301図	6	不明													
		遺構外		第713図	9	椀													
			遺構外		〃	10	椀												
	109	遺構外		〃	11	椀													
		遺構外		〃	12	椀													
		遺構外		〃	12	椀													
SB061住居	10C. 2	Fig107	0306	椀															
	SB178住居	10C.	Fig178	1138	椀														
	SB179住居	10C. 2	Fig206	1164	四足壺														
110	AH-3住居	10C. 2	10P	2	皿														
三ツ木皿沼 中江田八ツ縄 中江田原 中屋敷・中村田 村田本郷 中溝 宮久保遺跡	111	8号住居	10C. 3	第103図	8	水注													
		30号住居	10C. 3	第137図	5	段皿													
		77号住居	10C. 3	第224図	9	段皿													
		70号土坑	10C. 前	第264図	1	皿													
	112	1区18号住居	10C. 1	第52図	6	椀													
		E-60号溝	10C. 前	第134図	40	皿													
	113	遺構外		第543図	9	輪花椀												緑彩 10点 1点	
				口絵		椀・皿													
	114			口絵		椀or皿													
	115			口絵		椀or皿													
116	6号住居	10C. 1	第22図	8	椀														
太田東部 (清水田) 小町田 東長岡戸井口	117	SB037住居	10C. 3	第171図	202	椀													
		SB076住居	10C. 1	第176図	338	椀													
		〃	〃	第176図	339	椀													
		〃	〃	第176図	340	皿													
		遺構外A-24		第177図	391	椀													
		遺構外A-24		第177図	392	椀													
		遺構外		第177図	393	椀													
	遺構外		第177図	394	椀														
	遺構外		第177図	395	椀														
	118	31号住居	10C.	第245図	15	椀												10C. 末	
119	第107号住居	9 C. 4	246図	5	?												小片		
	9区23号井戸		584図	14	椀												小片		
	9区23号井戸		〃	15	皿												小片		
高林築場	120	45号住居	9 C. 4	第21図	7	椀													

緑釉陶器出土遺跡文献

1. 根岸 仁 1993「元総社寺田遺跡Ⅰ」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
2. 藤巻幸男 1996「元総社寺田遺跡Ⅲ」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
3. 岸田治男 1982「元総社明神遺跡Ⅰ」前橋市教育委員会
4. 加部二生 1987「元総社明神遺跡Ⅴ」前橋市埋蔵文化財調査団
5. 前原 豊 1990「元総社明神遺跡ⅧⅢ」前橋市埋蔵文化財調査団
6. 井上敏夫・鈴木雅浩 1991「元総社明神遺跡Ⅸ」前橋市埋蔵文化財調査団
7. 狩野吉弘・大山知久 1993「元総社明神遺跡Ⅺ」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
8. 新保一美 1994「元総社明神遺跡Ⅻ」前橋市埋蔵文化財調査団
9. 折原洋一 1988「瓊越遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
10. 伊庭彰一・折原洋一 1987「天神遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
11. スナガ環境測定株式会社埋蔵文化財調査部 1989「天神Ⅱ遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
12. 藤巻幸男・片野雄二他 1999「前橋城遺跡Ⅱ」群馬県教育委員会文化財保護課
13. 坂口 一 1984「中尾遺跡—遺物編—」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
14. 大江正行 1982「元島名B・吹屋遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
15. 友広哲也 1992「新保田中村前遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
16. 桜岡正信・石守 晃・大江正行 1995「箱田市前Ⅰ・Ⅱ遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
17. 綿貫邦男・唐沢至朗 1986「鳥羽遺跡G・H・I区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
18. 綿貫邦男 1988「鳥羽遺跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
19. 綿貫邦男 1990「鳥羽遺跡L・M・N・O区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
20. 綿貫邦男 1992「鳥羽遺跡A・B・C・D・E・F区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
21. 木津博明・桜岡正信 1987「上野国分僧寺・尼寺中間地域(2)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
22. 木津博明・桜岡正信 1988「上野国分僧寺・尼寺中間地域(3)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
23. 木津博明・桜岡正信 1990「上野国分僧寺・尼寺中間地域(4)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
24. 木津博明・桜岡正信 1991「上野国分僧寺・尼寺中間地域(5)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
25. 木津博明・桜岡正信 1992「上野国分僧寺・尼寺中間地域(6)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
26. 友広哲也・木津博明・桜岡正信 1992「上野国分僧寺・尼寺中間地域(7)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
27. 木津博明・桜岡正信 1992「上野国分僧寺・尼寺中間地域(8)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
28. 梅沢重昭 1964「緑釉水瓶とその伴出遺物」『群馬県立博物館官報』6
29. 石川克博他 1978「山王廃寺跡第4次発掘調査概報」前橋市教育委員会
30. 富沢敏弘 1979「山王廃寺5次発掘調査報告書」前橋市教育委員会
31. 田口正美 1982「山王廃寺7次発掘調査報告書」前橋市教育委員会
32. 麻生敏隆 1990「国分境遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
33. 神谷佳明 1987「下東西遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
34. 麻生敏隆 1998「下東西・清水上遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
35. 池田茂則・唐沢保之・川崎 始 1980「富田遺跡群・西大室遺跡群・清里南部遺跡群」前橋市教育委員会
36. 唐沢保之 1980「中島遺跡発掘調査概報」前橋市教育委員会
37. 中沢 悟 1981「清里・陣馬遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
38. 相京建史 1986「清里・長久保遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
39. 田村公夫 2000「長久保大畑遺跡 新田入口遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
40. 若狭 徹 1992「小池遺跡」群馬町教育委員会
41. 飯森康広 1998「冷水村東遺跡・西国分新田遺跡・金古北十三町遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
42. 武部喜充 1995「青梨子金古境遺跡」県央第一水道遺跡調査会
43. 坂井 隆 2001「小八木志志貝戸遺跡群2 小八木志志貝戸遺跡・正観寺西原遺跡・菅谷石塚遺跡Ⅱ古墳時代編」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
44. 坂井 隆 1984「熊野堂遺跡第Ⅲ地区・雨壺遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
45. 飯塚卓二 1990「熊野堂遺跡(2)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
46. 大西雅広 1991「融通寺遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
47. 高島英之 1995「大八木屋敷遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
48. 田村 孝・小野和之・金井潤子 1980「芦田貝戸Ⅱ」高崎市教育委員会
49. 田村 孝 1986「菊池遺跡群(Ⅱ) 石神・五反田(Ⅱ)遺跡」高崎市教育委員会
50. 飯塚恵子・金子智一 1984「舞台(Ⅱ)・清水(Ⅱ)」高崎市教育委員会
51. 神谷佳明 1999「下芝五反田遺跡—奈良・平安時代以降編—」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
52. 飯塚邦守 2001「清水貝戸遺跡」榛東村教育委員会
53. 新藤 彰 1985「御堀遺跡」榛東村教育委員会
54. 松村和男 2000「沼南遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
55. 飯塚 誠 1986「大久保A遺跡」吉岡村教育委員会
56. 瀧野 巧 2000「畑中遺跡」吉岡町教育委員会
57. 小林良光 1997「有馬宮間戸遺跡」渋川市教育委員会
58. 友広哲也 1989「有馬遺跡Ⅰ—奈良・平安時代編—大久保B遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
59. 坂口 一 1991「有馬条理」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
60. 大塚昌彦 1994「半田中原・南原遺跡」渋川市教育委員会
61. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999「ヒストリア榛名 北陸新幹線地域埋蔵文化財発掘調査終了記念・かみつけの里博物館第4回特別展図録」
62. 飯塚恵子・五十嵐至・田口一郎 1978「鈴ノ宮遺跡」高崎市教育委員会
63. 田口 修 1990「松井田工業団地遺跡」松井田町教育委員会
64. 大江正行 1990「仁田遺跡・暮井遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
65. 福山俊彰・松田政基他 1997「五料平遺跡・五料野ケ久保遺跡・五料稲荷谷戸遺跡」松井田町遺跡調査会
66. 関口 修・池田 敬 1998「豊岡後原Ⅰ・Ⅱ遺跡」高崎市教育委員会
67. 神戸聖語・矢部博文・武部喜充 1997「引間Ⅴ遺跡」高崎市遺跡調査会
68. 中村 茂 1994「高崎城三ノ丸」高崎市教育委員会
69. 下城 正・関 晴彦 1988「田端遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
70. 下城 正・女屋和志雄・井川達雄・大西雅広 1989「舟橋遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
71. 女屋和志雄 1989「下佐野遺跡Ⅰ地区・寺前地区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
72. 井川達雄 1986「下佐野遺跡Ⅱ地区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
73. 間宮政光 1993「山名戸矢遺跡」高崎市遺跡調査会
74. 神戸聖語・松田政基・竹部喜充 1998「山名柳沢遺跡」高崎市遺跡調査会

75. 須田 茂 1992「黒熊中西遺跡(1)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
76. 山口逸弘 1994「黒熊中西遺跡(2)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
77. 山口逸弘 1996「黒熊八幡遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
78. 関口功一 1991「矢田遺跡II」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
79. 鹿沼栄輔 1990「長根羽田倉遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
80. 岸田治男 1993「上栗須寺前遺跡群I」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
81. 丸山治雄 1991「株木B遺跡」藤岡市教育委員会
82. 藤岡市教育委員会 2000「藤岡市史 通史編 原始・古代 中世」
83. 藤岡市教育委員会 1993「年報8」
84. 藤岡市教育委員会 1998「年報13」
85. 藤岡市教育委員会 1990「年報5」
86. 藤岡市教育委員会 1991「年報6」
87. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999「福島曲戸遺跡・福島久保田遺跡・福島大光坊遺跡 現地説明会資料」
88. 長谷川一郎 1995「西善鍛冶屋遺跡」西善鍛冶屋遺跡調査会
89. 新倉明彦 1990「戸神諏訪遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
90. 小池雅典 1996「町田上原遺跡・岡谷十二原遺跡・岡谷西原遺跡」沼田市教育委員会
91. 小池雅典 1993「沼田北部地区遺跡群II(町田十二原遺跡)」沼田市教育委員会
92. 中沢 悟 1986「大原II遺跡・村主遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
93. 長谷川福次 1995「真壁向山遺跡V」北橋村教育委員会
94. 井野誠一 1994「芳賀北部団地遺跡I—古墳・奈良・平安時代編—」前橋市教育委員会
95. 唐沢保之 1985「茶木田遺跡」前橋市教育委員会
96. 松田 猛 1999「上西原遺跡」群馬県教育委員会
97. 小島敦子 1997「荒砥上ノ坊遺跡III」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
98. 小島敦子 1998「荒砥上ノ坊遺跡IV」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
99. 菊池 実 1999「荒砥上押切II遺跡・荒砥中屋敷II遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
100. 徳江秀夫 1988「荒砥天之宮遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
101. 大西雅広 1997「筑井中屋敷遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
102. 大西雅広 1992「二之宮千足遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
103. 大西雅広 1994「二之宮宮下東遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
104. 坂井 隆 1994「二之宮宮東遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
105. 飯塚 誠 1988「上植木光仙房遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
106. 飯塚 誠 1988「書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上植木沓町田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
107. 大江正行 1992「史跡十三宝塚遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
108. 飯田陽一・原 雅信・大木紳一郎 1991「下淵名塚越遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
109. 石塚久則 1986「西今井遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
110. 宮塚義人 1991「西今井II遺跡・諏訪下遺跡・川久保遺跡」新田町教育委員会
111. 小島敦子・洞口正史 2000「三ツ木皿沼遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
112. 松井龍彦 1995「中江田八ツ縄遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
113. 木暮仁一 1997「中江田遺跡群 中江田宿通遺跡・中江田本郷遺跡・

- 中江田原遺跡・中江田A遺跡」新田町教育委員会
114. 岡本範之 1997「中屋敷・中村田遺跡」新田町教育委員会
115. 小宮俊久・小宮 豪 1993「新田東部遺跡群」新田町教育委員会
116. 若月省吾 1989「笠懸村宮久保遺跡」笠懸村教育委員会
117. 石塚久則 1985「太田東部遺跡群」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
118. 小島敦子 1984「小町田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
119. 木津博明・大江正行・岩崎泰一 1999「東長岡戸井口遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
120. 島田孝雄 1994「市内遺跡X」太田市教育委員会

註

- 1) 記載されている沼田市より出土の緑釉陶器については現在確認できない
- 2) 前川1987の「胆沢城東方官衙南地区出土遺物群」で黒笹14号窯式期の緑釉陶器の出土について記されている。
- 3) 郡域については木津1995付図をもとにして加筆して作成した。
- 4) 古代甘楽郡域での大規模開発は鍋川右岸の丘陵部で上信越道に伴う発掘調査が行われているが、古代の集落が存在するとみられる鍋川の下部河岸段丘での発掘調査は少ない。
- 5) 奈良三彩は中之条町伊勢町地区遺跡群天神遺跡の建物遺構群から出土している。天神遺跡では総柱掘立柱建物などもみつかっており官衙の可能性が指摘されている。
- 6) 熊倉遺跡は上越国境に近い山深い所に立地しており能登 健氏は律令制外の「山棲み集落」と位置付けている。
- 7) 最近、井出郷域内とみられる遺跡の調査で多量の緑釉陶器が出土したことを群馬町教育委員会の清水 豊氏よりご教示を受けた。
- 8) 栃木県考古学会1995の群馬県の事例で加部二生氏は土坑墓の可能性を示唆している。
- 9) 密教法具については小山友孝氏より御教授をいただいた。
- 10) 山口1992「農耕生活と馬の飼育」の『水田開発の様相』
- 11) 「現説資料 小八木志志貝戸遺跡」、発掘調査は筆者も担当したが区画溝の内部に方形の掘方をもつ柱穴の掘立柱建物群が存在するが建物は位置がコの字ではなく方形に配置され儀式を執り行う広場の区画が存在していない。
- 12) 古代群馬郷と桃井郷の郷境に位置している。
- 13) 高橋1999で土器の数量的分析を行い平安京での緑釉陶器は高級食膳具と言うよりかなり都市的食膳具として使用されていたことを指摘されている。

引用・参考文献

- 有賀祥隆 2000「密教美術の世界 密教法具」『日本密教』春秋社。
- 飯塚 誠 1998「耳皿について」『上植木光仙房遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 池田政志 2000「高浜向原遺跡 神戸宮山遺跡 神戸岩下遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 井上喜久夫 1998「畿外遺跡にみる三彩・緑釉陶器」『図録 日本の三彩と緑釉陶器—天平に咲いた華—』愛知県陶磁資料館・五島美術館。
- 岡崎譲治 1976「密教法具」『仏教考古学講座』第5巻 雄山閣出版。
- 上村和直 1994「平安京周辺の緑釉陶器生産」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 木津博明 1995「群馬県の古代官衙とその周辺」『シンポジウム3 地方官衙とその周辺』日本考古学協会茨城大会実行委員会。
- 桐原 健 1976「土壇出土の緑釉陶器の性格」『信濃』第38巻第9号 信濃史学会。
- 群馬県史編さん委員会 1991『群馬県史 通史編2 原始古代2』群馬県。
- 斉藤孝正 1990「尾張・美濃における緑釉陶器生産」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 斉藤孝正 1994「東海地方の施釉陶器生産—猿投窯を中心に—」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 斉藤孝正 1998「猿投窯黒笹地区における緑釉陶器生産の展開」『檜崎彰一先生古希記念論文集』。

- 齊藤孝正 2000「越州窯青磁と緑釉・灰釉陶器」日本の美術No.409 至文堂。
- 笹山晴生 1992「東人」と東北経営」『新版 古代の日本 関東』8 角川書店。
- 高橋照彦 1994「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第57集。
- 高橋照彦 1994「東国の施釉陶器」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 高橋照彦 1995「平安期緑釉陶器生産の展開と終焉」『国立歴史民俗博物館研究報告』第60集。
- 高橋照彦 1995「緑釉陶器」『概説中世の土器・陶磁器』中世土器研究会 遍 真陽社。
- 高橋照彦 1997「「瓷器」「茶碗」「葉碗」「様器」考—文献にみえる平安時代の食器名を巡って」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集。
- 高橋照彦 1997「出土文物からみた平安時代の儀礼の場とその変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第74集。
- 高橋照彦 1998「平安時代の緑釉陶器生産」『シンポジウム日本の三彩と緑釉陶器—天平に咲いた華—』愛知県陶磁資料館。
- 高橋照彦 1999「土器の流通・消費からみた平安京とその周辺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第78集。
- 田口昭二 1982「美濃窯の灰釉陶器と緑釉陶器」(特集越州窯青磁と平安時代の緑釉・灰釉陶器)『考古学ジャーナル』211号。
- 巽淳一郎 1982「古代窯業生産の展開—西日本を中心として—」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所。
- 巽淳一郎 1985「陶磁(原始・古代編)」『日本の美術』No.235 至文堂。
- 巽淳一郎 1990「旧平城京出土の緑釉陶器生産について」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 巽淳一郎 1994「施釉陶器の研究の現状と課題」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 巽淳一郎 1998「都城における施釉陶器の変遷」『図録日本の三彩と緑釉陶器—天平に咲いた華—』愛知県陶磁資料館・五島美術館。
- 田中広明 1994「関東地方の施釉陶器の流通と古代社会」『研究紀要』第11号(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団。
- 田中広明 1997「(6)灰釉陶器」『中堀遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団。
- 田中広明 1997「3 中堀遺跡の特色と歴史的 성격」『中堀遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団。
- 田中広明 1998「古代東国と豪族の家」『研究集会古代豪族居宅の構造と類型』奈良国立文化財研究所。
- 寺島孝一 1979「石作窯跡の発掘調査」『古代文化』VOL.31—11 財団法人古代学協会。
- 栃木県考古学会 1995「東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—」東日本埋蔵文化財研究会栃木大会準備会。
- 檜崎彰一 1972「三彩 緑釉」『日本陶磁全集』5 中央公論出版。
- 檜崎彰一他 1983「愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告(III)」愛知県教育委員会。
- 檜崎彰一 1990「三彩 緑釉 灰釉」『日本陶磁大系』5 平凡社。
- 檜崎彰一 1998「日本における施釉陶器の成立と展開」『図録日本の三彩と緑釉陶器—天平に咲いた華—』愛知県陶磁資料館・五島美術館。
- 費 元洋 1996「二川窯における緑釉陶器生産の展開」『三河考古』第9号。
- 原 明芳 1989「2 SK128をめぐる問題」『吉田川西遺跡』(財)長野県埋蔵文化財センター。
- 原 明芳 1989「第2節吉田川西遺跡における食器の変容」『吉田川西遺跡』(財)長野県埋蔵文化財センター。
- 原 明芳 1990「信濃の緑釉陶器について」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 原 明芳 1994「信濃の施釉陶器」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 日永伊久男 1990「近江の緑釉陶器生産について」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 日永伊久男 1994「近江の緑釉陶器生産」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 平尾政幸 1990「平安京右京三条三坊」(財)京都市埋蔵文化財研究所。
- 平尾政幸 1990「平安京の緑釉陶器生産」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 平尾政幸 1994「施釉陶器の変質と波及」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会。
- 平尾政幸 1998「平安時代の緑釉陶器の分布とその性格」『シンポジウム日本の三彩と緑釉陶器—天平に咲いた華—』愛知県陶磁資料館。
- 前川 要 1987「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」『中近世土器の基礎研究』III 日本中近世土器研究会。
- 前川 要 1989「平安時代における緑釉陶器の編年的研究」『古代文化』VOL.41—5 (財)古代学協会。
- 前川 要 1989「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究(上)—様式の形成とその歴史的背景」『古代文化』VOL.41—8 (財)古代学協会。
- 前川 要 1989「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究(上)—様式の形成とその歴史的背景」『古代文化』VOL.41—10(財)古代学協会。
- 松村和男 1999「平安時代の土坑について」『沼南遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 松本市教育委員会 1988「三間沢川左岸遺跡(Ⅰ)」。
- 三浦京子 1998「群馬県における平安時代後期の土器様相—灰釉陶器を中心として」『群馬の考古学』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 山口英男 1992「農耕生活と馬の飼育」『新版古代の日本 関東』8 角川書店。
- 水谷寿克 1990「畿内の緑釉陶器生産について」『シンポジウム緑釉陶器の生産と消費』斎宮歴史博物館・三重県埋蔵文化財センター。
- 百瀬正桓 1986「平安時代の緑釉陶器—平安京近郊の生産窯について—」『中近世土器の基礎研究』II 日本中近世土器研究会。
- 依田亮一 1998「神奈川県出土緑釉陶器の諸様相—器種・産地別分類と年代的位置付けの再検討—」『神奈川考古』34号 神奈川考古同人会。
- 綿貫邦男・桜岡正信・神谷佳明1992「群馬県における灰釉陶器の様相について(1)」『研究紀要』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 拙稿 1998「第3節下東西清水上遺跡出土の施釉陶器について」『下東西清水上遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 拙稿 1999「2. 出土施釉陶器について」『下芝五反田遺跡—奈良平安時代以降編—』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 拙稿 1999「施釉陶器について」『上西原遺跡』群馬県教育委員会。

復元住居を用いた焼失実験 再び

石 守 晃

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 はじめに | 5 実験結果の検証 |
| 2 復元住居の設計 | 6 僅かな所見 |
| 3 復元住居の建設 | 7 おわりに |
| 4 焼失実験の経過 | |

— 要 旨 —

拙子は過年、復元した竪穴住居を用いた焼失実験の成果をまとめたことがあった。その際、所謂焼失家屋に特徴的な放射状の炭化材（垂木材）は土葺き屋根の住居で生ずるものと想定したが、その確認を主たる目的として、2000年2月11日に復元住居を用いた焼失実験を実施した。

復元住居は古墳時代後期の4本柱の竪穴住居をモデルに設計し、柱材の横に梁・桁材を結びつける方式の住居とし、東半部は棟まで、西半部は梁・桁の高さまで土葺きを施した。

燃焼経過は当初、概ね以前の実験経過と同様の経過を示したが、上屋材の一気の落下が点火後10分51秒になるなど時間的にはゆっくりなものであった。その後、燃焼経過を観察していったが丸二昼夜を経過しても鎮火しないなど、数時間を経過した以降は予想しない経過を辿ることとなった。

また検証作業の結果、東半部と西半部で燃焼の違いが出て、東半部の方が炭化材の遺存状況が良いことを確認した。また、土葺き屋根にすることによって放射状の炭化材が生じることも証明できた。しかし自然鎮火では建築材が全て燃え尽きてしまうため、何れかの段階で人為的に鎮火する必要のあることが分かった。

この他、土葺き屋根など竪穴住居の建築についても幾つかの所見を得ることができた。

キーワード

対象時代 (古墳時代後期)

対象地域 (群馬県)

研究対象 竪穴住居・焼失住居

1 はじめに

拙子は6年程前、復元した竪穴住居（以下「復元住居」と記す）を用いた焼失実験の成果をまとめたことがあった。（石守1995）小論では燃焼経過や建築材毎の燃焼傾向を示し、梁・桁と柱の組み方で燃焼経過が異なること（第1図）、所謂焼失家屋の特徴である放射状の炭化材は梁・桁を柱の横に結びつけた場合生じること、そして焼失家屋に炭化材が残るのは土葺き屋根を施したためと想定されることなど、幾つかの所見を述べたのである。

しかしこの時使用した復元住居はイベント用に建られたもので、葺き材も安全のために全体には施されず、当時常識化しつつあった土葺きも部分的なものに過ぎな

かった。そのため土葺きを施すと燃焼経過がどうなるか、想定したように炭化材が残るのかといった疑問が残されることになった。

そしてもう一つ、多比良遺跡での実験の際に矢田遺跡の時と大差はないだろうと高をくくってビデオ撮影の用意をしなかったことも気になっていたのである。燃焼過程で起こった梁・桁が一気に落下する“瞬間”を視覚資料として残せなかったからである。

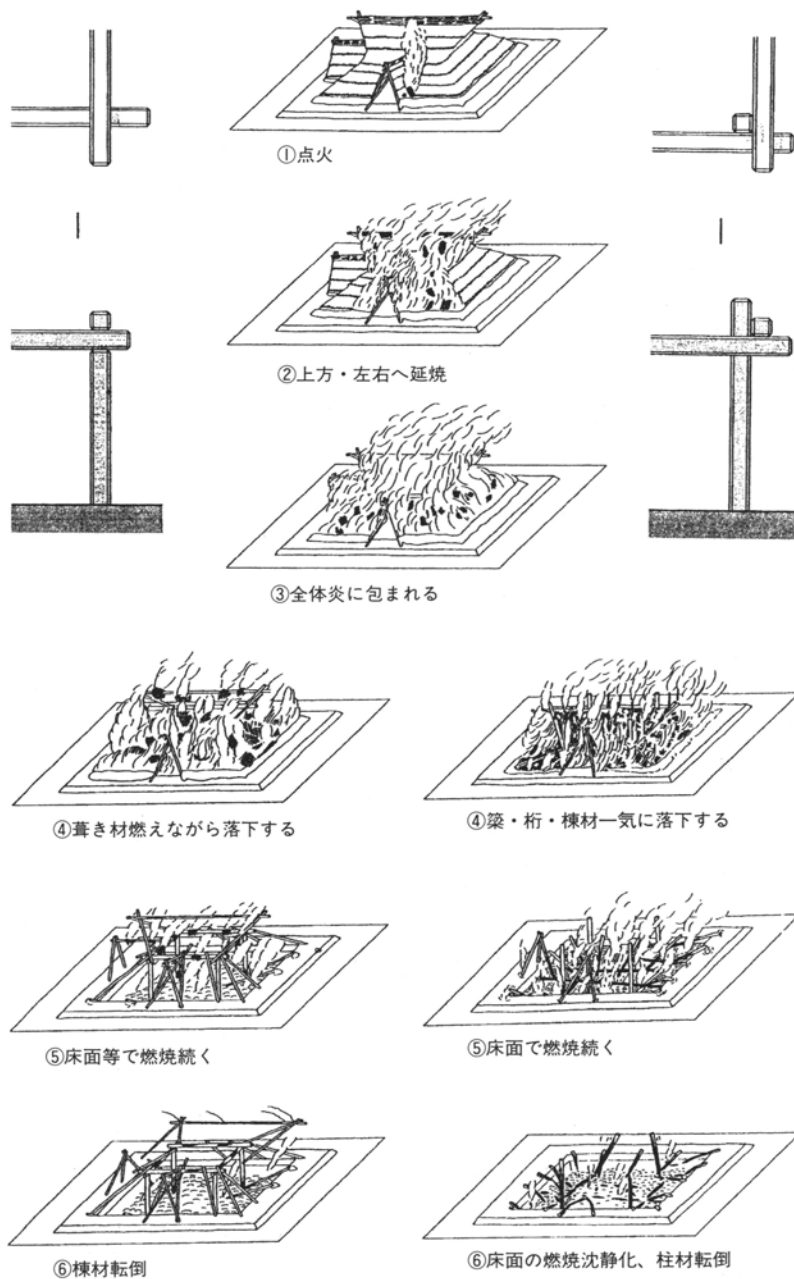
その後、土葺きだとどうなるかという疑問と映像記録を撮り損ねた後悔がしこりとなって残っていたものの、焼失実験は人手も費用も掛かり実験場所を探すのも一苦勞で簡単にできるものではなかった。

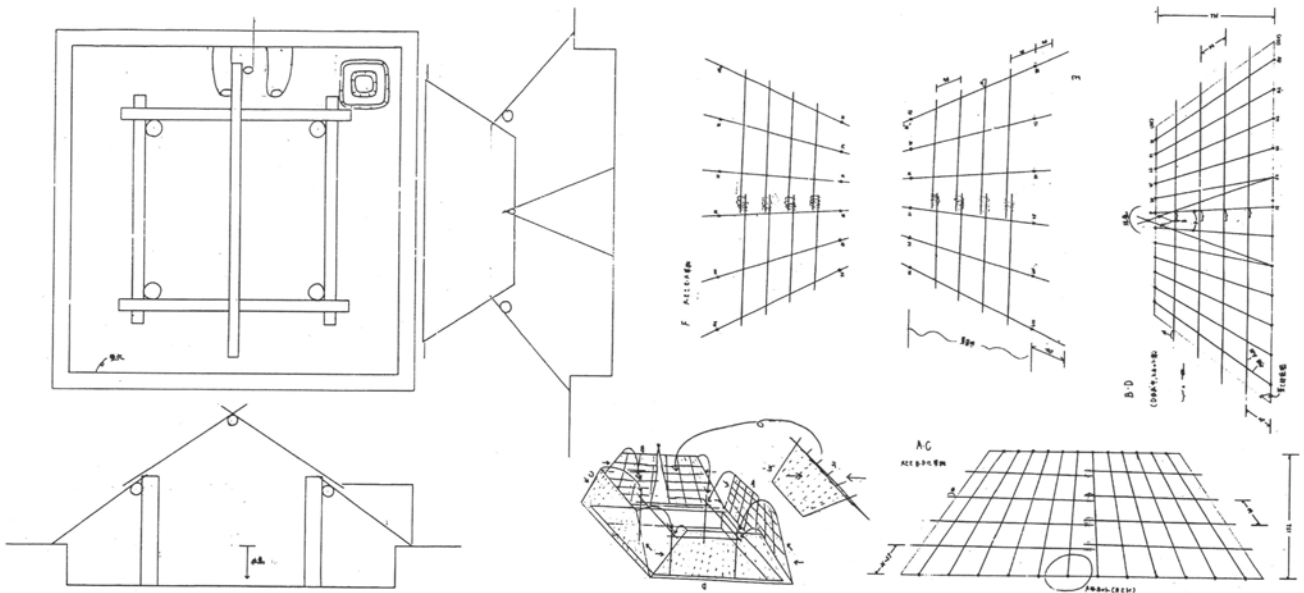
しかし幸いにも文部省の平成11年度科学研究助成が与えられ、同僚から実験地の提供や人的協力が得られ、実験開始にこぎつけることができたのである。今回のキーワードは「土葺き」。4台のビデオカメラを用意し、その時を待ったのである。

2 復元住居の設計

復元住居の設計は、多比良追部野遺跡の古墳時代後期の竪穴住居のデータ（石守1999）などを参考に行った（第2図）が、建設段階では一部設計変更も行っている。以下、こうした変更箇所も含めた建物のあらましを述べたいと思う。

- ① 復元住居は以前の実験と比較できるように、古墳時代後期の4本柱のものをモデルとした。
- ② 住居は当初一辺5m規模としたが、確保した葺き材の量と実験時期が乾燥期となったことから、4m規模に縮小した。
- ③ 竪穴は正方形プランで、深さ60cm以上としたが、実験地の基盤層が浅く硬質なことなどから掘削時に深さ30cmに変更した。
- ④ 柱穴も同じ理由から、当初の径50cm、深さ50cmのものから径30cm、深さ20cmに変更した。
- ⑤ 柱穴の掘削位置は四囲の壁面から1m内側に引かれるのラインの交点を予定していたが、打ち合わせの不備から実際の掘削位置は竪穴の対角線上でコーナーから1mを測る位置となった。





- ⑥ 周堤帯の高さは地表より20cm程に設定した。
- ⑦ 屋根の傾斜は中筋遺跡（大塚1988）で想定されている28°では寝過ぎているように思われたため、検討した結果35°前後に設定した。このため棟材までの高さは160cmとなった。
- ⑧ 垂木の本数は垂木にかかる過重の違いに鑑み、棟側1に対し裾側2の割合になるよう設定した。
- ⑨ 焼失後垂木材が放射状になるか確認するため、垂木材は裾または棟側に扇状に開くようにした。
- ⑩ 棧は垂木の上側に置き、30cm間隔で設置した。
- ⑪ 棟は切妻型として東西方向にとり、東西の軒部分は煙出しとして塞ぐことはしなかった。
- ⑫ 葺き材（稲藁）は厚さ20cm以上で、その上に土を載せたが、稲藁の量から更に葺き材を載せるサンドイッチ構造にはしなかった。
- ⑬ また、土葺きは燃焼状況の比較のため、東半部は棟まで、西半部は梁・桁の高さまで施した。
- ⑭ 入り口は南壁中央に設定した。
- ⑮ 当初竈や貯蔵穴、貼り床の設置も予定したが、作業時間が限られていたことや土量の制約、そして実験に与える影響が少ないと判断されたことから最終的に設置を断念した。
- ⑯ 建築材は予算と入手のし易さから主に皮付の杉材を用い、棧は桜等の広葉樹を用いた。
- ⑰ 建築材の径は末口で柱材15cm、梁・桁材10cm、垂木・棟材5cm、棧3より太いものとした。
- ⑱ 建設は放火を恐れたため、屋根等をパーツとして作り現地で組み立てるプレハブ方式とした。

3 復元住居の建設

焼却実験は当初1999年11月頃を予定していたが、実験地の季節風の関係から延期することとし、また用材の乾燥状況にも鑑みて2000年1月下旬に建物の建設に着手、同2月11日に実験を実施する日程とした。

建設は上述のようにプレハブ方式とし、パーツの作製、そして本体の組立を行った。この作業は休日を利用した6日間（約31時間）、延べ41人が参加して行った。

(1) パーツの作成（2000年1月22日～2月5日）

“プレハブ”の素材となるパーツは3種7枚で、その組立は主に群馬県埋蔵文化財調査センターで行った。作業は切断した垂木材を置いた上に棧を載せ、垂木材との交点毎に細挽きの荒縄で結索し、棧は両側を30cm程突き出させて余分を切断。この枠の上に、葺き材の不足を補う意味もあって枠の形に合わせて裁断したヨシズの古くなったのを載せ、その上に藁束を厚さ20cm程になるよう概ね5段重ねて枠に麻紐で固定した。（写真1）

(2) 復元住居の建築（2月6日）

建物本体の建設は群馬郡群馬町棟高地内の実験地に移って行った。竪穴の掘削は小型のバックホーを用い、幅1m程の周堤帯を設けた。竪穴周辺は人力で整え、柱穴を掘削した。柱材を柱穴に立て、柱の横に梁・桁材を三重に束ねた荒縄で結びつけて骨組みを造った。

この骨組みに四囲の裾部分のパーツを掛けたが、前項で述べたように柱穴の掘削位置が全体に80cm四方広がったため、結合部の摺り合わせを行った。また棟のパーツの支えと作業足場として、裾側屋根上、桁材に平行な位置に丸太材を結びつけたが、結果としてこの丸太は取り外せなくなった。これを足掛かりに棟のパーツを南北から合わせ、その交差部分に棟材を載せて細挽きの荒縄で

結索し、更に葺き材を載せて麻紐で固定した。(写真2)

その後、入り口を骨組から組み立てて葺き材を掛け、壁材の代わりにヨシズを切ったものを壁前に設置した。また、住居全体について不足箇所には葺き材を追加し、或いは葺き材の裾を切って整えた。

(3) 土葺き (2月10日)

土葺きは周堤帯付近の土壌を用いた。土質は特に留意しなかったが砂質土を主体とした。土は葺き材(稲藁)の上に載せるように被せていった。土葺きは西半部は梁・桁の高さまで、東半部は棟部分まで施した。(写真3)

4 焼失実験の経過

実験は2000年2月11日(金)午前8時13分に開始した。当日の天候は晴れ、北～北北東の微風であった。スタッフとして11名が参加した。

(1) ー0:00:00～0:00:00 (プロローグ)

スタッフは準備に入り、復元住居の一部採寸を行った。ビデオカメラは南側中央、北東側、南東斜め上に定点撮影用に設置。1台を手持ちとした。緊急消火用に消火器、動力噴霧器も待機させた。

実験は当初午前8:00開始を予定したが、地元の見学者への対応で13分繰り下げて開始した。

(2) 0:00:00～0:07:00 (静かな燃焼)

復元住居は上述のように東半部のみ棟部分の土葺きを施したが、東西の条件を等しくするため東西の境目となる北面裾近くに点火した。(写真4)

点火直後は火の回りが悪いように見えたが、1分40秒頃から屋外へも煙が漂い始めた。この時点で炎は余り見られなかった。

4分30秒頃から煙が少し多くなり、6分10秒頃から細い白煙が西側の煙出しからたなびくようになった(写真5)。棟に炎が達し、6分30秒頃から煙の量が増大した。

また、以前の実験では炎が上がって近づくこともできなかったが、土葺きの効果で復元住居際まで近づいても熱気は感じられなかった。

(3) 0:07:00～0:10:50 (棟崩れ始める)

棟の内側に炎が広がり、7分頃から棟の中～西が少しづつ落ち始める。15秒後棟が煙に包まれ、更に15秒経つと棟の西半に炎が見え始める。

8分44秒頃からやや棟が中だるみに沈み始め、10分10秒から棟部分の炎の状態は顕著となって、10秒後には棟の沈みがはっきり確認できるようになる(写真6)。10分35秒に西側の棟は大きく崩れ、煙の排出も顕著となり、5秒後には棟全体に炎が広がった。(写真7)

(4) 0:10:50～0:15:00 (崩落)

10分51秒に棟部分(写真8)、間髪を入れずに住居下半部(写真9)が連続して崩れ落ちた。多比良の実験ではストーンと落ちる感じだったが、今回はぐしゃっと潰れ

るような感じであった。崩落1秒後に煙が一瞬にして殆ど消え(写真10)、その18秒後再び東半部で白煙が噴出し始めた。(写真11)

この時点で柱は柱穴が浅かったため傾いてはいたが4本とも立っており、入り口の材も立っていた。西半部は炎を上げて燃焼し、東半部は激しく煙を噴出している。また垂木材が跳ね上げた狭い溝が周堤帯の上を一周し北西部では白煙を噴出している(写真12)。建築材は高さ60cm程になっていたが、15分30秒程かけてゆっくりと潰れていった。

(5) 0:15:00～0:30:00 (燃焼)

15分経過時点では東西共に白煙を多量に噴出し、北西の柱が東にかなり傾く。5分後に北西の柱はほぼ転倒状態になり、入り口部の材も転倒する。

(6) 0:30:00～2:00:00 (燃焼)

30分の時点でも東半部では土葺きの隙間から多量の白煙が出続け、西半部の床面付近では激しい燃焼が続いている。その10分後には煙の量が僅かに減る(写真13)が、更に10分経つと南西と北東の柱がかなり傾斜する。

1時間経過時点で煙の量が多いが、30分後には西半部の炎が表面で見えなくなる。北東と南西の柱材はかなり傾きその15分過ぎに南西の柱が転倒した。

(7) 2:00:00～4:00:00 (燃焼の沈静化)

2時間10分で煙がかなり減る(写真14)。西半部の葺き材は炭になり、周堤帯の溝からは水蒸気を含む白煙が出て、周堤帯の葺き材の燃焼が始まる。

2時間58分、北東の柱が転倒。北東と南西の柱の基部の燃焼が観察される。東西の周堤帯の溝から噴出する煙は水蒸気に近く、噴出箇所は湿っていて暖かい。

(8) 4:00:00～5:30:00 (おき火)

4時間15分頃になると堅穴内部東半を中心に煙の色は青み掛かり、西半部からは白煙が噴出する。周堤帯からの煙は場所を移動し乍ら出続ける。

5時間18分経過。堅穴内部での煙の噴出は限定される。7分後西壁南部で土葺き材が崩れ、その直後にその箇所が発火して燃焼した。

(9) 5:30:00～8:00:00 (再燃)

5時間50分を過ぎる頃に北風にあおられて住居全体から青みがかった煙がやや多く出始め、北東部からはやや量の多い白煙の噴出が見られた。

6時間5分頃には転倒した北東と南東の柱の接点で炎が見られ、15分後、南東隅の壁際で土が崩れて炎が出ているのが確認された。

7時間20分経過時点では周堤帯の溝からの白煙の噴出が著しく、堅穴内部からは青み掛かった煙が継続的に噴出しているのが認められた。

(10) 8:00:00～10:00:00 (おき火)

8時間30分経過頃には西～北壁にかけて周堤帯の溝か



① 復元住居のパーツの作製



⑤ 棟より白煙が出ている（6分28秒）



② 棟部分の組み立て



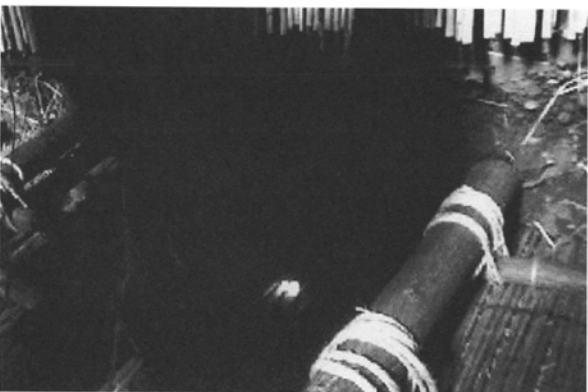
⑥ 棟が大きく垂れる（10分20秒）



③ 復元住居（右側は棟まで土葺きを施す）



⑦ 崩落直前（10分50秒）



④ 点火直後



⑧ 崩落の途中（棟の崩落段階）



⑨ 崩落直後 (10分53秒)



⑬ 西半部での激しい燃焼 (9分20秒)



⑩ 一瞬煙が消える (11分54秒)



⑭ 煙の量減少する (2時間18分)



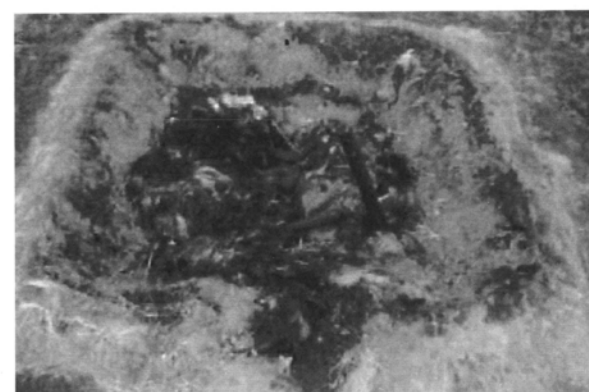
⑪ 煙が再び噴出する (12分34秒)



⑮ 表面上燃焼は終了 (8時間24分)



⑫ 垂木材が跳ね上げてできた狭い溝



⑯ 検証直前の様子 (2日1時間30分)

写真2

らは白煙が、南壁東半部の周堤帯では青色と白色が混ざった煙が噴出していた。住居内部では落ち着いた状態となっている。その1時間後も東半の南北の周堤帯からは青色と白色の混ざった煙の噴出が続いていた。

この時点（午後5時45分）で辺りが暗くなってきたため、北東隅部と柱材の炎が目立ち始めた。スタッフも人数を減らしたので不測の事態を恐れ、また地元住民が心配することも想定して炎を消すこととし。水による消火作業を行った。直接水を散布し、煙りの出ている周堤帯の溝からもかなりの量の水を注入したが消火には至らなかった。このため調査地点に泊まり込んで経過を見守ることとした。

(11) 10:00:00~24:00:00 (静寂)

すっかり日の沈んだ9時間45分経過時点で堅穴内部の南東と北東の一角と、南東隅の壁際に炎が見られた。また、南部を中心とする周堤帯の溝からは煙の噴出が見られた。

11時間経過頃には煙は細まって周堤帯の溝からのみ噴出するようになり、南壁及び北壁沿いを中心に噴出するのが見られた。19時間経過頃からは西壁からの噴出も見られたが、21時間経過頃には北西部と入り口部でのみ若干の煙が見られた。

(12) 24:00:00~49:00:00 (2~3日目)

28時間35分頃も似たような状態で、南東部と西~北壁沿いの周堤帯の溝から水蒸気混じりの白煙が噴出していたが、内部の状態に変化はなかった。このような状態で日中が過ぎていったが、煙の噴出箇所は水蒸気で湿っていた。

二日目の夜を迎えた33時間45分経過頃、北東寄りの堅穴内部と南東及び西側南寄りの周堤帯で一時発火するのが見られた。西壁と北壁沿いの周堤帯の溝からの白煙の噴出も見られた。

その後、周堤帯からの煙の噴出は、南東、入り口付近、北西、北東部を中心とした区域で場所を変えながら続いた。検証直前も北東部を中心に若干の白煙の噴出が見られている。

5 実験結果の検証

検証作業は2000年2月12日(日)、9名が参加して行った。当日はよく晴れたが、名にしおう“からっ風”=猛烈な北風に苦慮することとなった。

作業は時間的制約もあって、灰及び土葺きの土壌（以下「土葺き材」とする）は表面と断面の観察に留め、これらを除去して炭化材を観察することとした。除去作業は始めに南半分、そして断面観察の後、北半分を行ったが、材が“おき”の状態にあるものも少なくなく、土葺き材をはずすと折柄の強風にあおられて燃え上がり、消火し乍らの作業となった。特に北東部では激しく燃焼し、

ある程度まで燃えるのを待たざるを得なかった。また葺き材や木材がそのままの形で灰になっているものも見られた。

尚、炭化材は幾つかを取り上げ、保管している。

(1) 検証前の状況（表面観察—写真16）

検証作業当日（実験三日目）の朝には目視する範囲で炎は見えなかったが、垂木材が跳ね上げてできた周堤帯の狭い溝からは細い白煙が上がっていた。

縦穴の内部は一土葺きを東半部は棟まで、西半部は梁・桁の高さまで施したため一東西で違いが見られた。東半部は全体に土葺き材が広がり、炭化した棟の葺き材の裾が表出して半周していた。その幅は東西に煙出しを設けたためか東側で広く、南・北側では狭くなっている。また、堅穴の中央部と東壁際南隅近くも垂木材や葺き材の露出が見られた。一方、西半部は壁際に土葺き材が崩れ落ちていて、縦穴内部は葺き材がそのままの状態であって炭や灰になって残されていた。入り口部でも葺き材と骨組みの丸太材が、炭や灰になった状態で残されていた。

柱材のうち南東のものは立ったまま残っていたが、南西の柱は東北東、北西の柱は東南東、北東の柱は南南西方向に転倒して部分的に残っていた。尚、建築時、棟を乗せるために結びつけていた足場の丸太材は、北側のものはほぼ生木のまま土葺きの上に、南側のものは東部は生に近い状態、中~西部は炭化して部分的に確認された。

(2) 断面観察所見（第3図、写真18）

断面観察は住居中央、東西ライン上で行ったが、東西の違いは“堆積”状況にも見られた。

西半部では壁際には梁・桁より下の側（以下「裾側」とする）の垂木材と葺き材が残り、その東方上に土葺き材が乗り、更に棟側の葺き材が乗る。裾側の葺き材は繊維が識別できる程度に圧縮され、ほぼ灰になっていたが、棟側の葺き材はふわっとした状態で炭と灰が相半ばしつつ上位と下位では灰になるものが多かった。一方裾側の土葺き材は壁際に周堤帯の土壌と一緒に葺き材を東西に押し分けるように落下し、棟側のものは裾側の葺き材上に3割強を残して住居の中寄りの床面に投げ出されていた。

一方東半部の壁際には炭化した状態で下位に向かって徐々に灰になる垂木材や葺き材があり、これに沿って若干の空隙が見られた。その西方上には生の藁を巻き込んだ土葺き材が葺き材を押し分けるように潰し乍ら落下している。床面の裾側の葺き材は圧迫され、その上に土葺き材、更に棟側の葺き材が乗る。棟側の葺き材の東寄り端部はやや灰になっているものが多いものの炭と灰の部分が合ったが、中央寄りでは葺き材と土葺き材の小ブロックが混ざり合って複雑な状態となっている。

(3) 炭化材等の状況（第4図、写真19）

a. 概要

炭化材の残存状態は想定したより悪く灰になってし



⑰ 検証作業風景（南半部）



⑱ 葺き材等の断面（南より）



⑲ 炭化材の遺存状況（南より）



⑳ 壁面断ち割り断面（焼土はない）

写真3

まっていたものが多かった。一方、葺き材を中心に生のまま残っているものも見られたが、これらは土葺き材に包まれたり土葺き材と周堤帯の間に挟まれていたり、土葺き材の上に乗っていたものなどに限定されている。また燃焼状況は住居の壁際より内側の方が、東半部より西半部の方が進行する傾向が見られた。

b. 柱材

上述のように柱は南東のものが立ったまま残り、他は転倒していた。以下北東の柱材を「柱1」、北西のものを「柱2」、南西のものを「柱3」、南東のものを「柱4」としてその状況を述べる。

柱1・3は床上部分で焼き切れて転倒し、先端から柱1で94cm、柱2で78cmが残り、何れも床面側の垂木材等との接点から燃焼してその部分が挟られている。全体に焼けているが、中身は生木のままである。柱2は上下両端が焼き切れて78cm程が残るが全体に炭化しているようである。柱4は一部を除いて表面は焼け、北東面が炭化し弱い挟れも見られたが、その殆どが生木の状態であった。

柱穴覆土中の根元の部分は以前の実験より燃え方が激しく、柱2は燃え尽きてしまっている。柱1・3・4の根本部分は床面側端部を除いて生の部分が多かった。柱1は長さ17cm程が残るが、南側からの燃焼で挟れて北側より5cm程低くなっていた。柱3は長さ9cm程が残るが中央が5.5cm程燃えて陥没し、乾燥によりミカン割れの状況が見られた。柱4の根元付近は表皮も含め生の部分が多いが、北側の床上14cm程は燃焼による挟れが見られた。

この他注目されたのは、梁・桁材を取り付けるため結び付けられた荒縄の巻かれている部分である。柱1では上面に荒縄が掛かったまま灰になるまで燃えたのであるが、この接点は幅7cm、深さ5cmに深くエグられていた。また、柱4の北面では深さ数mmではあったが4cm幅で挟れており、一方南面ではその幅で樹皮まで焼けずに残っていた。木材と木材の接点だけでなく、荒縄との接点に於いても燃焼の進行することが確認された。

c. 梁・桁材

梁・桁材は径十数cmを測る比較的太い材であったが、住居東半部、西半部の別なく燃え尽きてしまって確認することができなかった。

d. 棟

竪穴中央部は燃焼が進み、棟材は確認できなかった。棟に使用した垂木材及び椽は確認されたが、西半部では北寄りで残欠が見られた程度であった。東半部では多くはないが炭化材として散布し、住居中央付近では土葺き材の上に突き出していた部分が生木のままの垂木2本も見られた。

e. 裾側の垂木及び椽

炭化した裾側の垂木材及び椽は壁近くでは住居内側に

倒れ込むように、床面上では転倒した状態で確認された。しかしその分布には濃淡があり、最も良好な遺存だったのは北東隅部で、次いで南壁際東半、南壁西半そして住居東半部の内側南寄りの順であった。しかし東西の壁際では部分的に見られたに過ぎず、北壁中央と住居西半部の竪穴中央寄りでは確認されなかった。

北東隅部の垂木材は表面は焼けているものの内部は生のままであるため直線的に斜めに倒れ、床に接した位置から先は燃焼により炭化して焼き切れていた。土や灰の除去作業で落下してしまっただが、それまでは炭化した棧や葺き材も残っていた。南壁付近はこれより燃焼が進み、垂木材も炭化して折れているため、壁や床面の面に沿うような状態で遺存していたが、一部葺き材等も見られた。

f. 入り口部

入り口部では葺き材と骨組材の多くが燃えていたが、竪穴に近い位置の骨組材3本程が転倒して残っていた。何れも片側端部が生のまま残り、表面の多くが焼けて途中で焼き切れている。

g. 壁材

土留材の代わりに壁際に立てていたヨシズの多くも燃え尽きていたが、西壁南寄りと南壁には炭化したヨシズが立ったまま残っていた。

(4) 床面と壁面

床面はローム質であったこともあって、内寄りの広い範囲で焼土化が見られた。一方壁面は焼土化が見られなかったため断ち割って確認したところ、四囲の壁面は何れも吸炭は認められるものの焼土化は認められなかった。(写真10)

6 僅かな所見—まとめに代えて—

最後に建物の復元から焼却、検証に至る一連の実験行程で得た所見を述べてまとめとしたい。

(1) 建築材と職人的感

今回の住居復元では入手のし易さから杉材を用いたが、棧は細くて長めのものが欲しかったので広葉樹を使った。広葉樹材はより直線的なものが選ばれていたが、杉材に比べて湾曲していたため、パーツ組み立ての際10cm以下の誤差が出て苦慮した。

そもそも造林されていない林で真っ直ぐな木材を見付けるのは難しい。曲がった材を使ってきれいに建物を建てるためには、これらをうまく組み合わせる（職人的）技が必要だったことだろう。と同時に用材の彎曲が竪穴住居の遺構構造にも規制を与えるようにも思うのである。

例えば竪穴住居の柱穴の掘削位置が不揃いなのは、入手した柱材や梁・桁材の形状によってその掘削位置が規制された結果であると考えられる。また、概ね4m規模以上の竪穴住居では柱を立てるという現象については必要な長さの材が入手し辛かったためと解釈した(石守1998)のであるが、“直線的”という条件が材木の入手に制限を加えることになっていたのでないかと考えられるのである。

(2) 土葺き材

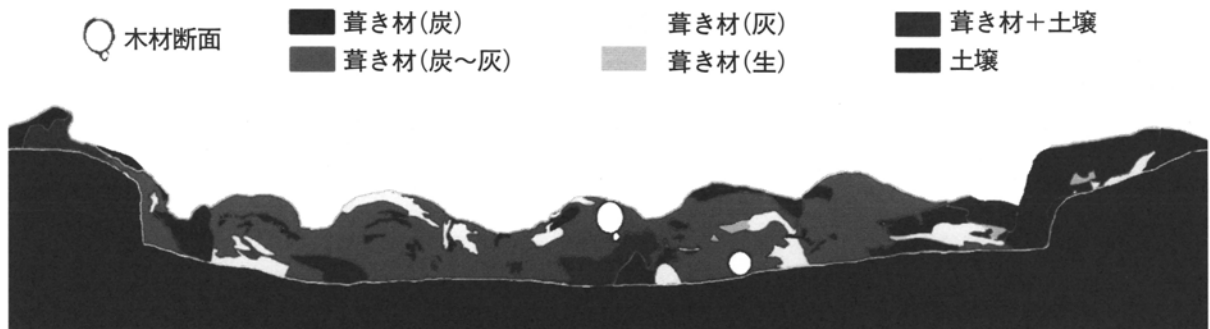
今回建てた復元住居ではサンドイッチ構造にはしなかったものの“土葺き屋根”にしたことが特徴の一つであった。

土葺き作業では、ほぐした土を両手ですくえる程度の量づつ葺き材の上に乗せていった。土の種類は出土例に鑑みて特に選ばなかったが、ローム質のものより黒色土の方が乗せ易く吸い付くようなフィット感があった。後日、原真氏から練った土では葺き材の上を滑ってしまうという指摘を受け、作業が適切だったとを知った。土の厚みは5~6cmを目安にしたが、こぼれ落ちるものもあって裾では20cm以上になった。

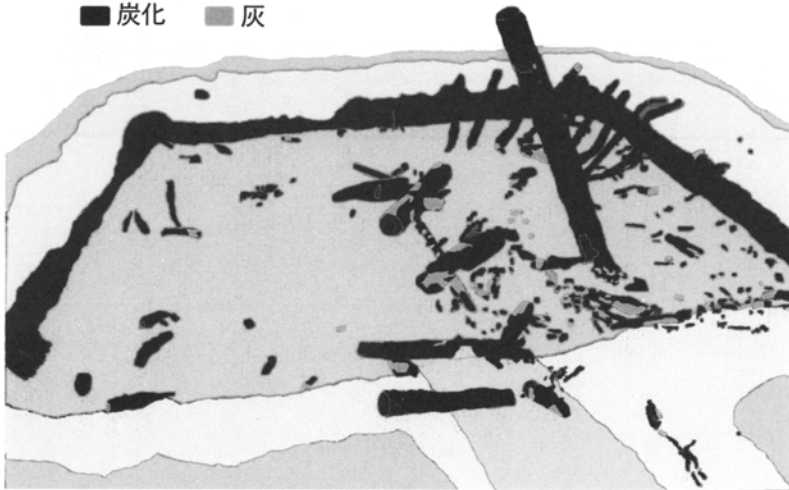
さて屋根の傾斜角は悩んだ末に中筋遺跡で大塚昌彦氏が図示した傾斜角(大塚 1988)と比較的傾斜の弱い復元住居の間を取って35°という(妥協の産物のような)角度にしたのであるが、土は全体としてうまく乗るものの傾斜が少しい所では崩れ落ちた。実に35°という偶然設定した傾斜角は均等な厚みで土を載せるときの角度の限界だったようで、等質な厚みの土葺き屋根を造るのに大塚氏の設定が適切な角度であることが分かったたのである。

(3) 棟の燃焼と建物の崩落

崩落までの焼却経過は、時間がかかったこと除けばほぼ予想通りであった。ハイライトの屋根の落下では多比



■ 生木 ■ 進行した炭化
■ 炭化 ■ 灰



良の実験と同様の結果だったので、梁・桁を柱の横に結び付けるタイプの竪穴住居ではこうした現象が常に起こることが確認できた。

一方、炎は上へ上がるので必然的に棟部分は早くから燃えることとなる。しかも今回は崩落まで11分（多比良の実験の5倍の時間）も掛かり、崩落前の棟の垂れ下が（＝棟材の炭化）や、棟の崩れが建物崩壊の引き金になっているなど、梁・桁以下に比べて棟の燃焼の進行していたことが窺われる。

このように建物の上下で燃焼に差の出たことは炭化材の遺存にも現れ、垂木材の本数を裾側より減らしたとは言え棟側の炭化材の遺存は裾側より明らかに少なかった。これは棟にまで土葺きを施していれば裾側の材と同様の遺存状況なるだろうとした解釈（石守1988）に変更を迫るもので、棟まで土を被せているのは例外的だろうとした従来の見解を訂正したいと思う。

(4) 土葺き屋根と炭化材の出現

想定していたように、土葺き屋根により焼失家屋に特徴的な放射状の炭化材の出現が証明された。

しかし2時間程度で鎮火すると予想したものが二日二晩燃え続け、検証段階では“燃え過”ぎの状態を目にすることとなった。放っておけば土葺き材の中か上にあったものを除く殆どの建築材が灰になってしまう。どこかで消火しなければ典型的な焼失家屋は出現しなくなるのであるが、消火に相当と思われる数時間以内に竪穴の中に立ち入るのは、燃焼が続いているため難しい。また初日の夕方体験したように生半可な量の水では消火は不可能で、恐らくは周堤帯や壁際付近の亀裂＝煙突を埋める程度の消火作業だったろうと想定されるのである。

(5) 住居全体の建築材燃焼傾向

炭化材の遺存状況の観察によって東半部では南側の方が、西半部では北側の方がより燃焼の進む傾向が見られた。この違いは棟に土葺きが施されたか否かの影響だろ

う。

しかし、一方で棟の落下箇所当たるためか、東西共に南北両側に比べその中間部の燃焼は進んでいた。また、柱は梁・桁材や垂木などの木材と接することで焼き切れて転倒するのであるが、柱材の転倒（南東のものは転倒しなかったが）は東西とも北側の方が早かった。こうした傾向は点火地点や風向きの影響で、竪穴の床面付近の木材の主たる燃焼箇所が移動していったことを示すものと思われる。

7 おわりに

以上のように復元住居を用いた焼却実験の経過を述べてきた。振り返れば幾つか反省すべき点もあったが、土葺き屋根を施すことで炭化材を造れることを証明できたことや、建物の崩落を追認できたこと、土葺き屋根の角度に目安をつけられたことなど、幾つかの知見を得ることもできたのである。成果は少なくなかったと思う。また以前の実験と異なりスタッフや大工原豊、清水豊、三宅敦気、吉川裕司の各氏ら何人も文化財関係者にも御覧戴けた。本稿に記した記録や所見が焼失家屋の調査や研究に資し、今後の調査の参考になれば幸いである。

ところで、焼却実験は個人で行えるものではない。今回の実験でも多くの方々の御協力を頂いた。建築材の調達に当たっては群馬県林業公社の斎藤俊一、吉野隆の両氏、狩野幸一氏初め赤木森林組合の皆様、土木機械の用意では榊原建材の榊原順三、榊原久雄の両氏、更には休日をつぶして協力していただいた同僚やボランティア、相京建史、青木さおり、麻生敏隆、新井英樹、石守祐輔、井野修二、追川桂子、金井武、小林大悟、斎藤亮太、笹沢泰史、田中雄、長沼孝則、西田健彦、巾千恵子、洞口正史、横山千晶の各氏に感謝申し上げたい。また情報等を戴いた原眞氏や関邦一にも謝意を伝えたい。そして実験地、トラック、稲藁の提供を頂くなど、様々な御便宜を賜った斎藤利昭学兄と御家族の皆様には厚く厚く御礼を申し上げ、稿を閉じたいと思う。

〔本稿は平成11年度文部省科学研究費助成金（奨励研究B）による成果の一部である〕

〔参考文献〕

- 大塚昌彦 1988『中筋遺跡 第2次発掘調査概要報告書』 渋川市教育委員会
石守 晃 1995『復元住居を用いた焼失実験の成果について』「研究紀要12」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
石守 晃 1999『竪穴住居と竪穴住居遺構について』「研究紀要17」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

遺跡における出土人骨の取り扱い方

梶 崎 修一郎

1 はじめに	8 保存方法
2 人骨の特徴	9 注記
3 人骨から得られる情報	10 鑑定
4 発掘方法	11 報告書
5 記録方法	12 科学分析
6 梱包及び輸送	13 おわりに
7 クリーニング	

— 要 旨 —

これまでは、人類学者に遺跡での出土人骨の発掘を依頼する例が多かったが、近年、人骨の形態学を専攻する人類学者の数が激減しているため、考古学者が人骨を取り上げざるをえない状況がおきている。そこで、本稿では、人骨の特徴について図を用いて解説し、発掘方法・記録方法・梱包・クリーニング・保存方法・注記の位置・科学分析を依頼する際の注意点について解説した。人類学者は、人骨からその性別・死亡年齢・身長等を推定するが、その際、重要な部位は頭蓋骨・歯・上腕骨・寛骨・大腿骨・脛骨であり、次に橈骨・尺骨・腓骨・脊椎骨の順番となる。理想的には、すべての人骨を注意深く取り上げることは言うまでもないが、もし、あまりにも保存が悪い場合や取り上げを急いでいる場合は、頭蓋骨と歯を重要視すると良い。また、歯だけでも性別と死亡年齢をある程度は推定できるので、歯冠部だけでもきちんと取り上げると良い。取り上げの際は、少しずつ人骨を露出させて、乾燥させてから取り上げると破損しにくい。手や足には、全体の206個の骨の内、106個もの小さな骨があるので、一つ一つを取り上げるよりも、一括して取り上げた方がかえって人骨の漏れが少なくなる。また、頭蓋骨周辺には、上顎骨や下顎骨からはずれた歯が見つかる可能性が高いので、注意深く掘るか、ふるいにかけてと良い。現場での保存処置は、あまりすすめられない。特に、パラフィンの使用は止めるべきであり、水溶性ボンドを水に溶かしたものを塗布すると年代測定にかけられない。もし、保存処置が必要な場合は、B-76を使用し、人骨の水洗やクリーニングが終了し、乾燥し終わった状態で室内で行う方が良い。取り上げた後の人骨は、密封性の高い容器には入れず、十分に乾燥させてから容器に入れるようにする。また、軍手を使用したり、紙・脱脂綿や綿を梱包剤に使用すると年代測定に支障が出る。年代測定用の試料には、肋骨・大腿骨や脛骨の緻密質・歯根が良い。DNA分析用の試料には、肋骨・脊椎骨・歯根が良い。食性分析には、肋骨が良い。

キーワード

対象時代 旧石器時代～現代

対象地域 日本全土

研究対象 発掘方法、人骨、形態

1 はじめに

現在、我が国では、毎年約1万件を越える発掘調査が6,500人の地方自治体関係の専門職員により行われており、遺跡から発見される人骨の数も相当な数にのぼっている。しかし、従来は、出土人骨を人類学者自らが発掘し取り上げていたが、近年では、人骨を取り扱う人類学者の数自体が減少しており、考古学者が取り上げざるをえない状況が日本各地で起きている(馬場1986)。実際に、最新の人類学会の名簿で、古人骨を扱っている人類学者の数を拾い上げてみても60名前後と考古学関係者の数の1%にも満たない状況である。その中で、現場まで出かけて人骨を取り上げる人類学者は数えるほどしかない。

人類学者の数が減少した理由はいくつかあるが、かつては、多くの人類学者が医学部や医科大学の解剖学教室に籍を置いて人類学の研究も行っていたが、近年、その数が激減しているということと人類学の学問の流れのなかで遺伝学が主流になり形態学を専攻する学生が減少しているからであると考えられる。

また、考古学分野では発掘調査方法のマニュアルが多数出版されているが、人骨の発掘方法や取り扱いについて言及しているものは非常に少ない(岩崎・菊池・茂木1998abc、大井1966、近藤・檜崎・西川・藤沢・横山1983、鈴木1988、服部1985、藤田・清水・桜井・中川・小出・大塚1958、文化庁文化財保護部1966、ロビンス&イラビング1977)。これまでに、数人の人類学者による出土人骨の取り扱い方のマニュアルが出版されている(小片1973、高山1981、馬場1998、森本1998)。欧米では、この手のマニュアルが多数出版されているが、翻訳例は非常に少ない。

そこで、本稿では、遺跡における出土人骨の取り扱い方について述べ、考古学者自らが人骨を遺跡で発掘する際の一助となれば幸いである。

2 人骨の特徴 (図1・表1・図2・図3・図4・図5参照)

人骨について、詳しく知りたい方は、医学系の専門書あるいは人類学者による専門書があるので参考となるだろう(片山1990、鈴木1998ab、瀬田・吉野1990、寺田・池田1980、寺田・藤田1968、土肥1996、檜崎2000、馬場1998、山鳥・梅谷1991)。その他、人体解剖学・法医学・歯の解剖学や法医学の専門書が参考となる。

生まれたばかりの新生児では骨の数は約350個あるが、成長が進んで大人になると最終的には206個の骨になる。但し、この数には歯は含まれておらず、歯は、乳歯が20本、永久歯が32本の合計52本が萌出する。例えば、頭蓋には29個の骨があるが発掘時には頭蓋骨と下顎骨の2つに分かれて発見される場合が多い。また、手には左右で手根骨16個・中手骨10個・指骨28個の合計54個の骨があ

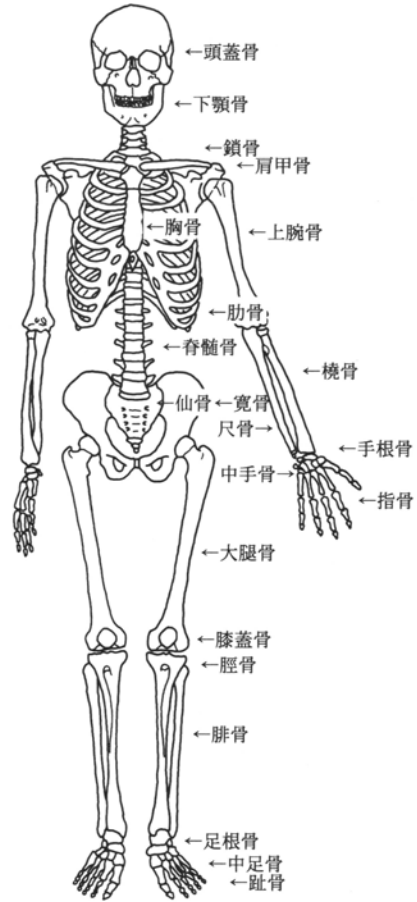


図1 全身骨格の名称

表1 全身骨格の名称と数

全身骨格 (206個)	頭蓋 (29個)	脳頭蓋 (8個)	前頭骨(ゼントウコツ)..... 1個	
			頭頂骨(トウチョウコツ)..... 2個(左右1対)	
			後頭骨(コウトウコツ)..... 1個	
			側頭骨(ソクトウコツ)..... 2個(左右1対)	
			蝶形骨(チョウケイコツ)..... 1個	
			篩骨(シコツ)..... 1個	
			顔面頭蓋 (15個)	頬骨(キョウコツ)..... 2個(左右1対)
			上顎骨(ジョウガクコツ)..... 2個(左右1対)	
	鼻骨(ビコツ)..... 2個(左右1対)			
	口蓋骨(コウガイコツ)..... 2個(左右1対)			
	涙骨(レイコツ)..... 2個(左右1対)			
	下鼻甲介(カビコウカイ)..... 2個(左右1対)			
	鋤骨(ジョコツ)..... 1個			
	下顎骨(カガクコツ)..... 1個			
	舌骨(ゼッコツ)..... 1個			
	内耳 (6個)	錘骨(ツチコツ)..... 2個(左右1対)		
		砧骨(キヌタコツ)..... 2個(左右1対)		
		鐙骨(アブミコツ)..... 2個(左右1対)		
		脊柱 (26個)	頸椎(ケイツイ)..... 7個	
			胸椎(キョウツイ)..... 12個	
			腰椎(ヨウツイ)..... 5個	
	仙骨(センコツ)..... 1個			
	尾骨(ビコツ)..... 1個			
	胸部 (25個)		胸骨(キョウコツ)..... 1個	
			肋骨(ロッコツ)..... 24個(左右12対)	
		上肢体 (4個)	鎖骨(サコツ)..... 2個(左右1対)	
			肩甲骨(ケンコウコツ)..... 2個(左右1対)	
			腕部 (6個)	上腕骨(ジョウワンコツ)..... 2個(左右1対)
	橈骨(トウコツ)..... 2個(左右1対)			
尺骨(シャッコツ)..... 2個(左右1対)				
手部 (54個)	手根骨(シュコンコツ)..... 16個(左右1対)			
	中手骨(チュウシュコツ)..... 10個(左右5対)			
	指骨(シコツ)..... 28個(左右14対)			
	寛骨(カンコツ)..... 2個(左右1対)			
	下肢体 (2個)	腿骨 (8個)	大腿骨(ダイタイコツ)..... 2個(左右1対)	
膝蓋骨(シツガイコツ)..... 2個(左右1対)				
脛骨(ケイコツ)..... 2個(左右1対)				
腓骨(ヒコツ)..... 2個(左右1対)				
距骨(キョコツ)..... 2個(左右1対)				
踵骨(ショウコツ)..... 2個(左右1対)				
足根骨(ソッココツ)..... 10個(左右5対)				
中足骨(チュウソッコツ)..... 10個(左右5対)				
趾骨(シコツ)..... 28個(左右14対)				

り、足には左右で距骨2個・踵骨2個・足根骨10個・中足骨10個・趾骨28個の合計52個の骨があるので、この両方で106個もの骨があることになり、これは骨全体の約半数の数となる。

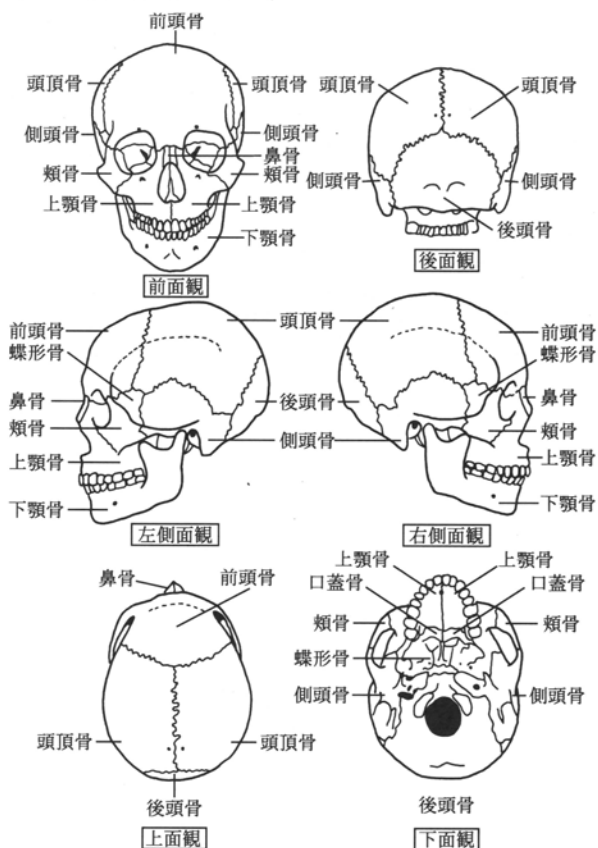
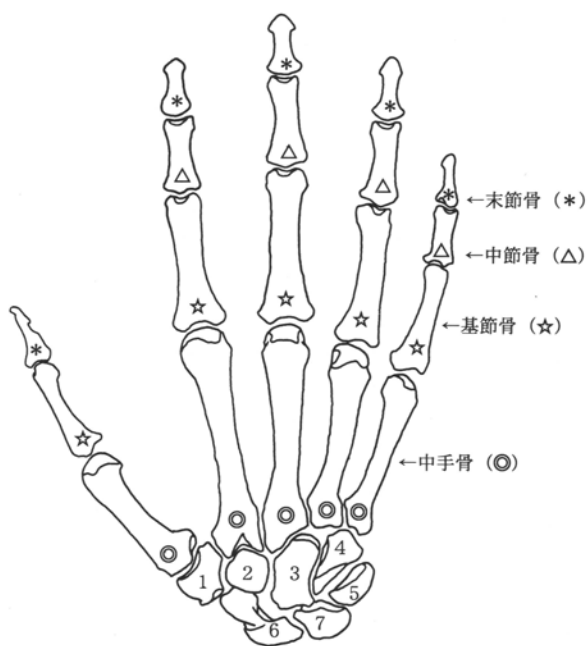


図2 頭蓋骨の名称



1. 大菱形骨、2. 小菱形骨、3. 有頭骨、4. 有鉤骨
5. 三角骨、6. 舟状骨、7. 月状骨

図4 右手の骨の名称

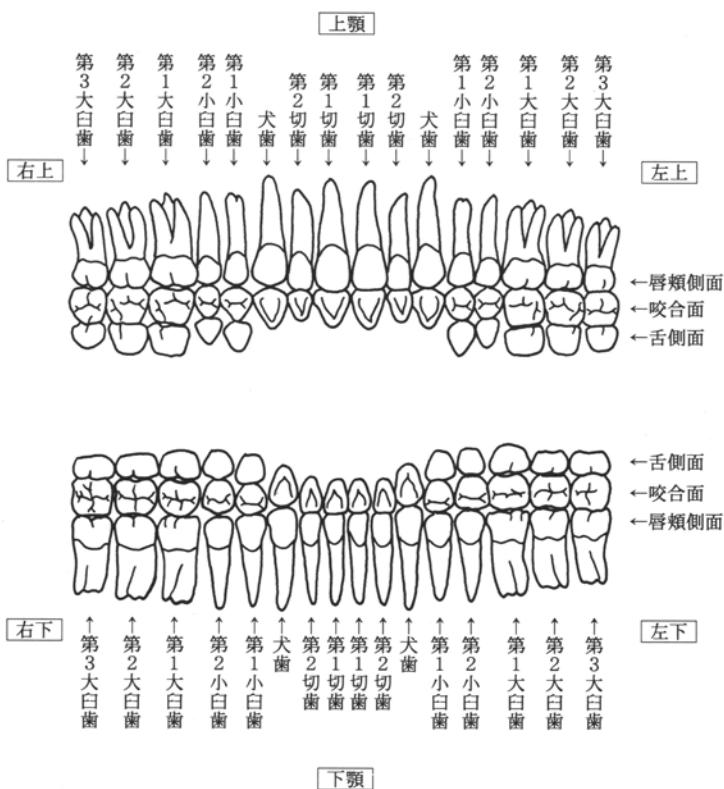
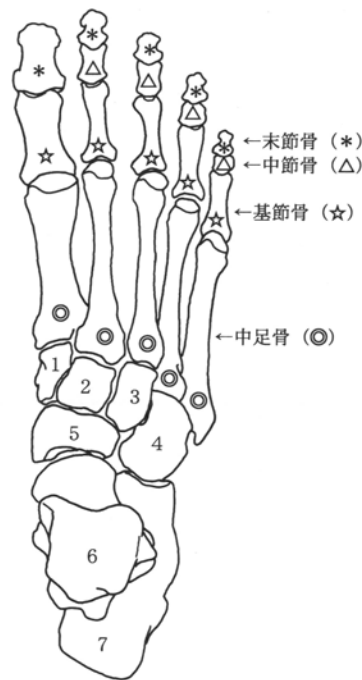


図3 永久歯の名称



1. 内側楔状骨、2. 中間楔状骨、3. 外側楔状骨、4. 立方骨
5. 舟状骨、6. 距骨、7. 踵骨

図5 右足の骨の名称

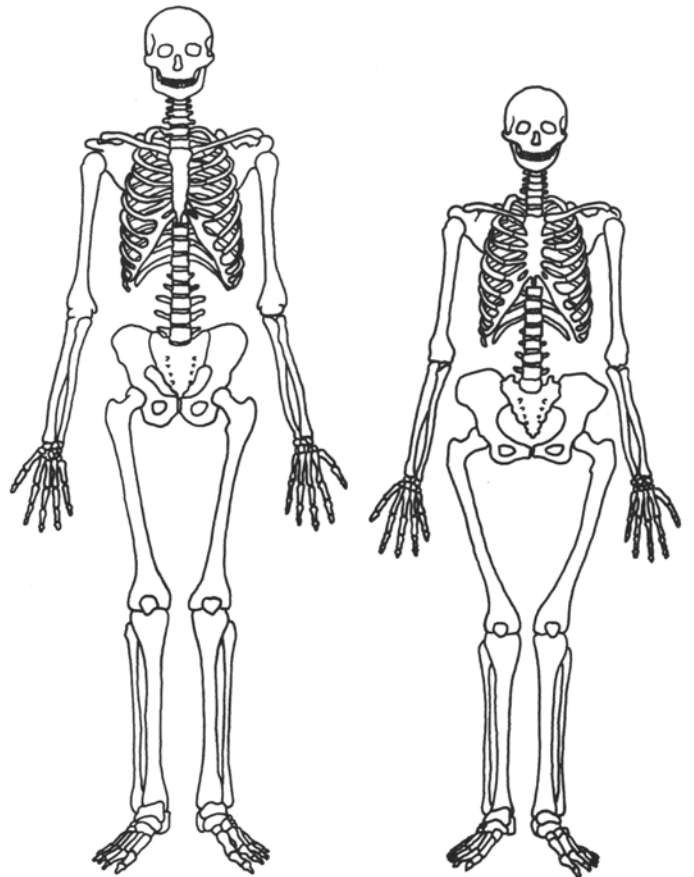
3 人骨から得られる情報

(図6・7・8参照)

人類学者は、人骨から1出土部位、2頭位、3出土個体数、4性別、5死亡年齢、6身長、7病気等の情報を読みとる。この中で、性別・死亡年齢・身長を例にとって解説する。

(1) 性別

人骨の性別推定を行うのに一番良い部位は、寛骨である。その次に、頭蓋骨・歯・四肢骨と続く。頭蓋骨では、全体的に男性は頑丈で凹凸が強く、女性は華奢で凹凸が弱いという特徴がある。また、寛骨では、全体的に男性は頑丈で上下に高く横に狭いが、女性は華奢で上下に低く横に広いという特徴がある。これは、女性が子供を妊娠し出産するために異なっているのである。さらに、女性の寛骨では、耳状面前溝が認められる場合があるが、これは子供を出産した痕跡と考えられており、その出産児数も判定できる場合がある。



男性の全身骨格

女性の全身骨格

図6 男性と女性の全身骨格

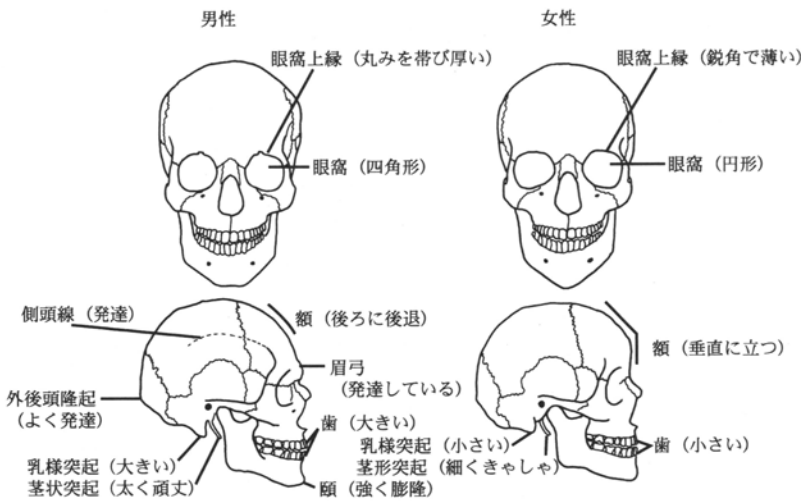


図7 頭蓋骨の性差

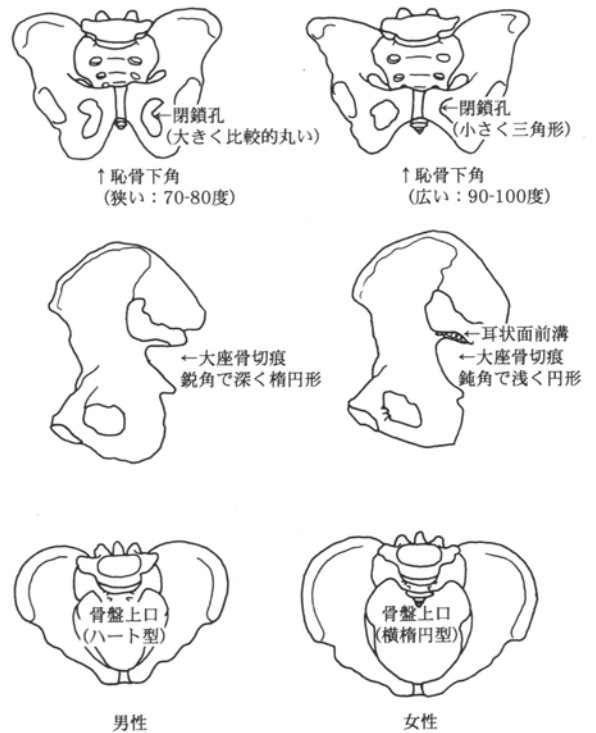


図8 骨盤の性差

(2) 死亡年齢

死亡年齢の推定は、成長期であれば歯の萌出状態や四肢骨の骨端の癒合状態の度合いで推定する。成人では、頭蓋骨の頭蓋縫合の癒着の度合い・歯の咬耗度の度合い・恥骨結合部の変化の度合い等で推定する。ただし、歯の咬耗度は、その個体が生前摂取した食物にもよるので注意を要する。また、恥骨部分は発掘の際に破損する機会が多いので、この部分の発掘には最善の注意が必要とされる。

(3) 身長

生前の身長を推定するには、四肢骨の最大長から回帰式を用いて推定する。上腕骨・尺骨・橈骨・大腿骨・脛骨・腓骨等の四肢骨がよく用いられる。その中でも、大腿骨・脛骨・上腕骨が重要である。しかし、発掘の際にこれら四肢骨が破損する機会が多く、身長が推定できない場合が多い。それを避けるには、四肢骨を注意深く発掘する必要がある。特に、尺骨の肘頭は上腕骨の肘頭窩に関節しているので、人骨を取り上げる際にまず上腕骨を取り上げてから尺骨を取り上げず、その逆を行うと尺骨の肘頭を破損するので注意を要する。また、大腿骨を取り上げる際に、大腿骨の大腿骨頭は寛骨の寛骨臼に関節しているので、大腿骨の骨頭も寛骨の寛骨臼も破損しないように注意を要する。同様に、脛骨と腓骨は隣接しているため、まず脛骨を取り上げてから腓骨を取り上げないと腓骨を破損するおそれがある。

4 発掘方法 (図9参照)

人骨の発掘の際に、考古学の現場ではよく線香をたき、花や御神酒を供え、経文を供える場合があるが、線香の灰や御神酒は年代測定に影響を与え、花の花粉は花粉分析に影響を与える場合があるのでやめるべきである。また、経文は、その死者が生前にどの宗教を信仰していたかがわからないので、特定の宗教でお払いをするのはかえって死者を冒瀆することになると筆者は考える。しかし、発掘者の気持ちもわかるので、どうしても行う場合は、出土人骨のそばでは絶対に線香をたいたり花や御神酒を供えることは控えてもらいたい。殺人現場でたとえば、警察の鑑識や法医学者が死体の検分を行う時に、できるだけ現場の保全を考え、外部からの持ち込みを排除することをみれば、遺跡の発掘現場でも同じであり、プロ意識で人骨にも接して欲しい。発掘調査は、盗掘ではなくあくまでも調査・研究のために行っているのだから、墓あばきとは違うという意識で望むべきであろう。筆者の場合は、発掘する前に心の中で死者のご冥福を祈っている。

発掘する際には、金属製の移植ゴテを用いず、竹ベラ・竹串と刷毛を用いると人骨を傷つけない。また、土質にもよるが写真用のプロアーを使用するとさらに良い。こ

れは、鑑定や記載をする際に、人為的につけられたカット・マークや刀傷かあるいは発掘の際に傷つけられたのかの判別がつかない場合があるからである。また、歯では、最近、電子顕微鏡を用いて歯のマイクロ・ウェアと呼ばれる条痕や細かい傷を観察し、出土人骨の生前の食物を推定する場合があるので、特に、注意を要する。

まず、人骨を良く発掘し、露出させる。その際、人骨の下の土を小さく柱状に掘って水が上にあがってくるのを防ぐ。その後、できれば直射日光を避けて陰干しの状態で骨が乾燥するのを待つ。洞窟調査以外の野外では、テントやブルー・シートを使って陰をつくと良い。場所や気温及び湿度によっても異なるが、少なくとも1日おいて取り上げると、人骨が乾燥して壊れにくくなる。この点は、考古学の現場では湿らせた方が良いという誤った情報が広まっている場合があるが、これは誤りで良く乾燥させて取り上げた方が良い。筆者は、現場で人骨をパンにたとえて説明している。乾燥したパンは、固くなって壊れにくいですが、ミルクに浸したパンは柔らかくて壊れやすい。おそらく、木器等の取り上げと混同しているであろう。

また、人骨にはできれば個々に番号をつけて、実測図と対応させて取り上げると鑑定がしやすい。頭蓋骨は下顎骨も含めて、1つでまとめて取り上げた方が良い。また、手や足の部分には前に述べたように細かい骨が多数含まれているので、土毎で一括して取り上げた方がかえって人骨の漏れが少なくなる。

取り上げた後の土砂は、特に、頭蓋骨周辺を念入りに1mmメッシュのふるいでふるってもらいたい。これは、歯の破片や耳小骨と呼ばれる骨が発見される場合があるからである。歯の場合、特に、上下の第1・2切歯、第1・2小臼歯、第3大臼歯が歯槽骨から脱落する機会が多いので注意が必要である。

伸展葬の場合

人骨は、解剖学的位置で埋葬されている。その際、順番を間違えると関節部分を破壊することになるので、以下の順番で人骨を取り上げる。

①足部の指骨・中足骨・足根骨→②手部の指骨・中手骨・手根骨→③膝蓋骨→④脛骨→⑤腓骨→⑥大腿骨→⑦橈骨→⑧上腕骨→⑨尺骨→⑩頭骨と下顎骨→⑪鎖骨→⑫胸骨→⑬肋骨→⑭寛骨→⑮尾骨→⑯仙骨→⑰腰椎→⑱肩胛骨→⑲胸椎→⑳頸椎の順番に取り上げる。

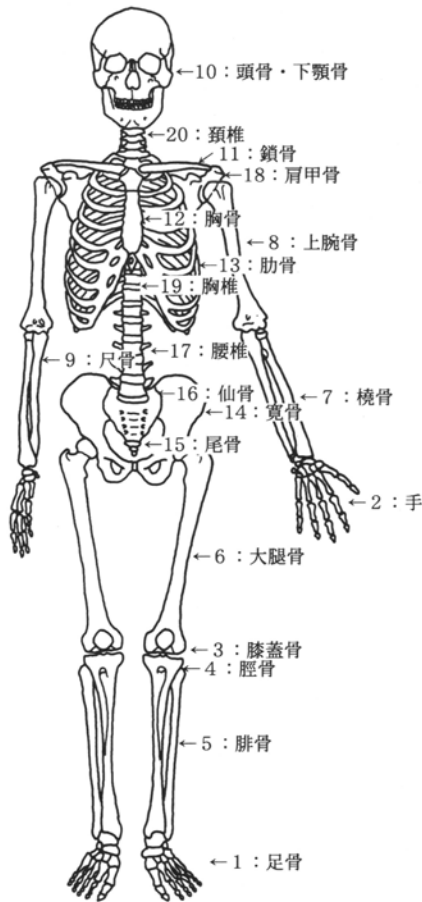


図9 人骨を取り上げる順番

5 記録方法

(1) 写真撮影

写真撮影は、現場での記録として非常に重要である。特に、人類学者が発掘に立ち会わない場合は、この写真と実測図だけが唯一の情報である。現場での写真撮影方法は、長谷川・水山(1985)が、また、人骨標本の撮影方法は、大澤・奈良・陳・藤村・野坂(1999)が参考となるので参照されたい。

考古学では、出土遺物を写真撮影する際に「化粧」と称して現場で水を含ませたスポンジや布等で拭く場合が多い。写真撮影するのに、できるだけ良い状態で撮影したいという気持ちは誰でも同じだが、これは、土器や須恵器等、硬い材質の遺物の場合は問題ないが、人骨のように脆いものは化粧の際に破損する恐れが大である。この「化粧」をすすめるように書いている文献も見受けられるが、前出のように、人骨は水を含むと脆くなり、乾燥させると強くなるので、「化粧」の度合いは、人骨の保存状態に応じて、保存状態が悪い場合には、ほどほどにとどめておきたい。なるべくなら、行わない方がよい。

また、写真は、様々な角度から撮影してあればあるほど良いが、一方向からの撮影しか許されない場合は、少

なくとも全身の撮影と頭部の近接撮影の2カットが欲しい。また、できれば、カラー(リバーサル)と白黒(ネガ)の2種類のフィルムで撮影し、それぞれ、絞りを変えて適正露出(±0)とオーバー(+1)とアンダー(-1)の3コマずつ撮影しておくが良い。ただし、暗室が整った施設、あるいは専門業者に出す場合は問題ないが、最近では白黒写真を出してもうまくプリントされない例が多々みられる。昔と異なって、最近の印刷技術の向上によりカラー・プリントを使用しても十分に白黒で印刷されるので、簡便性と経済性からカラー・プリントでも良いと筆者は考える。将来的には、デジタル・カメラの時代が来ると予測されるが、現時点では、一般用のカメラはまだ画素数が低く鮮明な画像は得られない。また、できればスケールを入れたものと入れないものの2種類を撮影しておくとなお良い。さらに、「看板」と称する、土坑墓番号や日付等を書いた紙を入れたものと入れないものの2種類を撮影しておくとともに良い。その際、考古学では「看板」だけ大きく撮影する機会が多いが、筆者の経験上、次から撮影するフレーム内の隅に大きな字を書いた「看板」を置いて撮影すると後の混乱が避けられることが多い。

(2) 実測図

考古学の現場では、遺構の実測図を1/20でとる場合が多いが、人骨の場合は、最低でも1/10はほしい。理想的には、1/5の実測図が望ましい。また、土坑墓の場合は、平面図及び側面図があるとよい。

6 梱包及び輸送

よく、考古学の現場では、取り上げた人骨をタッパーやチャック付きのビニール袋に入れている場合が多々見られるが、これは、密閉性が高く、土や人骨に含まれた水分がいつまでもとれずに骨が脆くなったりカビがはえたりするのですすめられない。ビニール袋に穴をあけて取り上げている場合も多々見られるが、人骨や歯がその穴からこぼれてどこから出土したのか紛れる場合もあるのであまりすすめられない。また、良く見られるのはチャック付きのビニール袋に水性のペンで情報を記入し紙性のラベルを入れている場合があるが、数年後に鑑定依頼されるとその紙はぼろぼろで情報は湿気で読めないという例が多々ある。後で述べるように、水分が多いとDNA分析に支障をきたすし、カビがはえると年代測定に支障が出る。かと言って、壊れないようにと脱脂綿で包んだり、乾燥しやすいようにと紙袋や布袋に入れると、これも年代測定に支障が出る。特に、脱脂綿で包むのは厳禁である。一番良いのは、現場では、紙性のラベルに油性のサインペンで情報を記入し、ダブル・チェックのためにビニール袋にも同じ情報を記入する。そして、人骨は情報を記入していないビニール袋に入れ、情報を記

入したビニール袋で二重にし、ラベルを外側のビニール袋に入れることである。あるいは、ビニール袋を1枚にする場合は、ラベルの大きさにあったチャック付きビニール袋にラベルを入れて保護するという方法もある。そして、現場では、ビニール袋の口をしめずに十分乾燥させてから、後日鑑定依頼をする。もっと良いのは、出土情報が失われないように、現場事務所でパン箱に出土した人骨を出して十分に乾燥させてから後にビニール袋に入れるという方法である。いずれにしても、十分に乾燥させることと出土情報を失わないことが重要である。

持ち込む際、人骨を新聞の折り込み広告を折って作った紙箱をパン箱に入れている場合があるが、これは、輸送の時に人骨や歯が紛れるおそれがあるのですすめられない。必ず、ビニール袋に入れて、ラベルと人骨が一緒になって混じらないようにすべきである。また、人骨に経文を書いた紙をコピーして入れている場合もあるが、前出の理由や年代測定の際の妨げになるおそれもあるのでやめた方がよい。

7 クリーニング

人骨の保存状態にもよるが、もし保存状態が良ければぬるま湯で人骨を洗い土を落とす。保存状態が悪ければ、刷毛や豚毛の歯ブラシ等でそっと土を落とすだけにとどめる。その際、歯の破片や耳小骨を洗い流してしまわないように、必ず1mmメッシュのふるいを下に置いて洗うことが重要である。また、クリーニングの際に、保存状態が良いからとあまりごしごしと土を落とすと、人骨の表面も削ることになるのであくまでもそっと洗うように努めるべきである。歯には、時々、歯石が付着している場合があるので、よく観察して、削り落とさないように注意する必要がある。この歯石は、柔らかい食物を摂取したという直接的証拠となるので、クリーニングしすぎによる情報の損失に注意すべきである。また、江戸時代人骨ではお歯黒の痕跡が歯に認められる場合もあるので、白い歯になるまで洗うのは貴重な情報を失うことにもなりかねない。

8 保存方法

考古学では、保存状態の悪い人骨を取り上げる前に、バインダーや水性ボンドを薄めた液を現場でかける場合が多い。しかし、バインダーや水性ボンドの微妙な濃度が異なったり、風の多い日や雨の降る日にこの作業を行ったり、刷毛で強くこすりすぎたりすると半透明の膜をつくるだけで、肝心な人骨に保存液が浸透しない場合が多い。その状態のまま、鑑定依頼に持ち込まれても、水洗う際にその膜だけ取れるので非常に面倒である。また、最近ではあまり見られなくなってきたが、パラフィンの人骨にかけるのは絶対にやめてもらいたい。結論か

ら言うと、浸透強化剤の使用は、現場ではなるべく使用をさけ、どうしても使用する場合は室内で清掃と乾燥が終了してからということになる。ただし、その際に、後で述べるように使用する強化浸透剤を選ばないと、年代測定等の妨げになるので注意する必要がある。

(1) 歯

よく考古学の現場では、「出土人骨は、歯しか無いので、良い資料はありません」という言葉が聞かれる。しかし、人類学からみれば、頭蓋骨が無く四肢骨の破片が多数あるよりも、歯の歯冠部分だけでもきちんと取り上げられていれば、少なくとも、性別や死亡年齢、在来系か渡来系かの判定ができる場合が多い。

歯の場合、歯冠と歯根が残っている例が完全なのであるが、土坑墓に埋葬されている場合などでは、歯根部が腐食してぼろぼろで、歯冠部のみ発見される例が多い。これは、歯冠部はエナメル質でできており、歯根部は象牙質やセメント質でできているからで、硬度は、エナメル質が6～7度で石英に近い硬度を持ち、人体では一番硬い部分なのに対し、象牙質は5～6度、セメント質は4～5度と硬度が低いからである。ここで、歯根部を保存するために保存処理を行うと、硬く密なエナメル質を持つ歯冠部には保存液が浸透せず歯根部のみに浸透する場合が多い。また、悪いことに、歯冠部の表面だけに保存液が薄い膜を作り、肉眼観察の妨げになり、さらに、計測値に誤差が出る恐れがある。歯の持つ情報は、歯根部よりも歯冠部の方が圧倒的に多いので、その際は、歯根部をあきらめて、歯冠部だけでも残しておきたい。簡便に保存を行うには、水洗・乾燥後に破片になっていない歯冠部の裏側から瞬間接着剤を用いて万遍なく塗布するのが良い。また、骨とは異なり、歯冠部破片を接着する際には、水性接着剤ではなく瞬間接着剤を用いて接着すると良い。その際、瞬間接着剤は、金属・ガラス用ではなく、木工用を用いるとなお良い。

(2) 人骨

人骨の場合、考古学の現場では、浸透強化剤としてB-76を使用しているが、アセトンやキシレン等の溶媒で溶かす際の濃度を間違えると、人骨に浸透せずに表面に膜を作るだけなので歯と同様になるべく現場での使用は避け、室内で清掃と乾燥が終了してから使用すると良い。

9 注記 (図10参照)

人骨への出土情報の注記は、基本的に土器と同じようになるべく目立たないところに行く。代表的な骨の注記の記入位置を図に示した。実際には、破片が多く図と同じ位置に注記できないかもしれないが、その時は、図に近い位置で注記すると良い。その際、なるべく油性サインペン等で記入し、水等でにじまないようにする必要がある。人骨の色は、通常、白っぽいので人類学では黒を

用いる場合が多い。もし、人骨の表面がざらざらしている場合は、記入予定ヶ所にニス塗布し、その後、ニスが十分に乾燥してから黒のポスター・カラーで注記し、さらにニスを塗布すると良い。

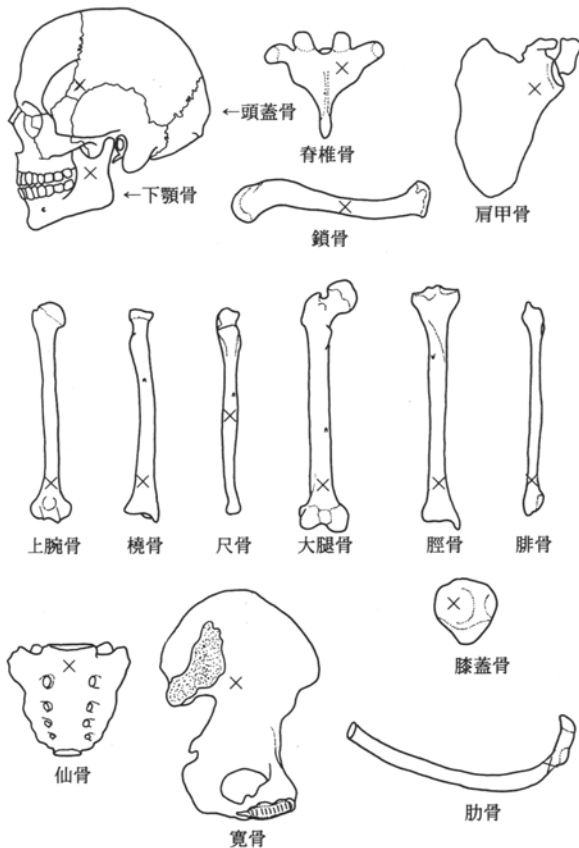


図10 人骨の注記位置

10 鑑定

人類学者に鑑定依頼を行う場合は、最低限、以下の情報が必要である。

- ①基本的情報：遺跡名、遺跡の所在地、発掘を行った機関名、発掘を行った期間、遺跡の時代等。
- ②発掘の記録：遺跡の全体図、人骨出土状況を撮影した写真（できれば、カラーと白黒の両方を引き伸ばしたもの）、実測図（少なくとも、1/10が欲しい）、土坑墓であれば、平面図と断面図。
- ③比較試料：もし、依頼する遺跡が、遺跡群の中に存在し、一部がすでに報告されている場合は、その人骨との比較を行う必要があるため、その情報も教えてもらいたい。できれば、その報告書の人骨の報告部分だけでもコピーを用意してもらおうと、なお、ありがたい。

また、人骨の鑑定依頼は、できるだけ早く行うことが必要である。通常、考古学の現場ではすべての原稿が揃ってから年度末に1ヶ月で仕上げるように依頼する場合は

多々あるが、多くの人類学者は、考古学の現場とは異なり、自分で人骨の水洗・乾燥・接合・注記・計測・写真撮影・執筆を行うのでとても1ヶ月では間に合わない。人骨の乾燥だけでも通常は1ヶ月はかかる。理想的には、現場で取り上げて十分に乾燥した時点で鑑定依頼を行う方がよい。

11 報告書

報告書は、鑑定書のようなものであり人類学者は主に、出土人骨の個体数・性別・死亡年齢・身長等を報告している。保存状態が良ければ計測値を付ける場合もある。また、特に重要と考えられる人骨は、報告者が後に専門雑誌に投稿する場合がある。報告書の刊行の際に、人類学者は通常、別刷りを作成するので、「はじめに」の項で遺跡の所在地・発掘機関・発掘期間等を報告書の本文と重複して記載する機会が多いが、よく相談もなくこの部分を削除されてしまう場合がある。これは、勘弁してもらいたい。また、少なくとも初稿だけは必ず著者校にさせてもらいたい。できれば、二校・三校も見せてほしいと考える。よくあるのは、原稿をあげて数年間何の連絡もなく、ある日、報告書の本冊が郵送されてくる例である。また、考古学者からは、よく人骨からその時代性の推定まで求められるが、通常、よほどの場合以外は人骨からは時代性の推定まではできない。人骨は、石器や土器のように編年がまだできておらず、例えば、我が国では奈良・平安時代や古墳時代の庶民の形質は、人骨の保存状態が悪いのでよく知られておらず、空白の時代とも呼ばれている事情を察してほしい。従って、どうしても時代を確定したい場合は、伴出遺物から推定するか人骨から年代測定を行うしかない。

12 科学分析

(1) 年代測定

人骨からの年代測定によく用いられるのは、放射性炭素年代測定法である。これまでの¹⁴C放射能測定法では骨や歯の試料が約100g~500gも必要とされ、標本の破壊程度が大きいことが欠点であった。しかし、1970年代の後半から加速器質量分析法(AMS)が開発され、この方法では試料が0.2g~5gとごく微量ですむので、標本の破壊程度も小さくこれまでの放射能測定法の欠点が改善されている。年代測定法について、詳しく知りたい方には以下の文献が参考になる(今村1991、遠藤1988、兼岡1998、木越1965、木越1978、鈴木1976、田口・齋藤1995、長友1999、日本第四紀学会1993、ポウマン1998、松浦・上杉・藁科1999、馬淵・富永1981、馬淵・富永1986、馬淵・富永2000、渡辺1959-1961、渡辺1981)。

① 試料の選択

加速器質量分析法に提供する試料は、肋骨・大腿骨あ

るいは脛骨の緻密質・歯特に臼歯の歯根等がよい。肋骨は、それ自体、人類学的にあまり情報を提供しないので人類学者にとっては都合が良いのだが、肋骨は汚染されている場合が多く、試料の使用を避ける年代学者もいる。試料提供の際、肋骨では、肋骨頭・肋骨頸・肋骨結節・胸骨端部（肋骨肋軟骨接合部）は避け、体部を選択するとよい。これは、肋骨頭・肋骨頸・肋骨結節部は形態学的に意味がある部分であり、胸骨端部は死亡年齢推定に使用できるためである。また、大腿骨あるいは脛骨の緻密質の場合、遺跡から破損して出土し、接合前であれば骨の表面ではなく内部から採取すると形態学的に失う情報が少ない。歯の場合、歯根は形態学的にも重要な部分であるが、歯冠に較べれば情報は少ないので、歯しか出土していない場合はやむを得ない。

② 試料の取り扱い方

加速器質量分析法に提供する試料は、有機物が混入しないようにする必要がある。そうしないと、年代が新しく出される場合がある。従って、試料にタバコの灰が混じらないように気をつけることはもちろん、軍手を使用して試料採取すること、紙袋や布袋に試料を入れること、脱脂綿で試料を包むことは汚染の原因となるので避けねばならない。そのためには、ビニール系の手袋を使用し、カビを避けるために試料を日陰あるいは室内の冷暗所で良く乾燥させた後でチャック付きのポリエチレン製の袋に入れるのが良いとされている。その際、ポリエチレン製の袋を二重にし、内側の袋に試料を入れ、外側の袋にラベルを入れると良い。また、考古学の現場では、試料をアルミホイルで包むことが見受けられるし、年代学者の中にはそれを進める人もいるが、アルミホイルの使用を絶対に禁じる年代学者もいるので注意されたい。さらに、考古学の現場では脆い骨が出土すると、水溶性ボンドを水で薄く溶かしたものを塗布して補強することが見受けられるが、これも、汚染の原因となるので避けるべきである。ただし、アセトンやキシレン等の有機溶媒で溶かす接着剤や浸透強化剤は影響がないとされている。人類学では、出土人骨や出土歯のレプリカを作製する場合がありますが、金箔を使用して型取りする場合は問題ないが、自分でシリコンを使用して型取る場合に標本とシリコンとがくっつかないようにシャンプーや石鹼を水で薄めたものを離型剤として塗布する場合がありますが、これは、年代測定に影響を与えていると言われていたので注意を要する。結果として、接合する際に余ったいわゆる屑骨を保存処理や型取り等を行わずに、将来の年代測定用に別に保管しておくのが良いと考えられる。

(2) DNA 分析

最近、盛んになった DNA 分析では、出土した骨が人骨か獣骨かの判別・性別・血縁関係・系統関係等を分析することができる。DNA 分析については、以下の文献が参

考となる（植田1998、宝来1997）。

① 試料の選択

DNA 分析に提供する試料は、肋骨・脊椎骨・歯の歯根が良い。採取する量は、数グラムだと言われている。その際、肋骨は年代測定の試料と同様に肋骨体部が、脊椎骨では脊椎の椎体の海綿状骨が適している。ただし、分子人類学者によると、DNA 分析の成功率が高いのは歯の歯根からであり、特に、遊離歯（顎骨からはずれた歯）よりも上顎骨あるいは下顎骨に植立している歯の方が良いという。

② 試料の取り扱い方

主な取り扱い方の注意は、年代測定の項と同じであり、汚染を防ぐことが重要である。その中でも、特に注意すべき点は、人骨が水に浸された状態で保たないことだという。これは、水中に長い時間浸されていると DNA 分析の成功率が低くなるからだという。

(3) 食性分析

食性分析は、人骨から試料を採取し、生前に摂取した食物を推定する分析方法である。食性分析については、以下の文献が参考となる（小池1998、小池2000）

① 試料の選択

通常、肋骨を提供するが多い。その際、肋骨は年代測定の試料と同様に肋骨体部が良い。

② 試料の取り扱い方

主な試料の取り扱い方は、年代測定の項と同じである。

13 おわりに

人骨も、埋蔵文化財として認定されている。その発掘に際しては、土器や石器と同様に注意を払う必要がある。しかし、人骨は強度の点では土器や石器ほどではなく、木と同じくらいであるので、細心の注意を払う必要がある。また、近年の年代測定法・DNA 鑑定法・食性分析法等の発達により、さらに、細かい点に注意しないと正しい分析ができない。かといって、あまり恐れていると取り上げもできないので、筆者としては、少なくとも第一段階として頭蓋骨・歯・上腕骨・寛骨・大腿骨・脛骨を、第二段階として撓骨・尺骨・腓骨だけでも細心の注意を払って取り上げてもらえればかなりのことが鑑定できるということを指摘したい。

引用文献

- ・発掘法
- 岩崎卓也・菊池徹夫・茂木雅博 1998 a 『考古学調査・研究ハンドブック 1. 発掘・調査法』雄山 閣。
- 岩崎卓也・菊池徹夫・茂木雅博 1998 b 『考古学調査・研究ハンドブック 2. 整理・保存法』雄山 閣。
- 岩崎卓也・菊池徹夫・茂木雅博 1998 c 『考古学調査・研究ハンドブック 3. 研究法』雄山閣。
- 大井晴男 1966 『野外考古学』東京大学出版会。
- 近藤義郎・檜崎彰一・西川 宏・藤沢長治・横山浩一 1983 『考古学の

- 基本技術」考古学研究会。
 鈴木公雄 1988『考古学入門』東京大学出版会。
 服部敬史 1985『発掘と整理の知識』東京美術。
 藤田亮策・清水潤三・桜井清彦・中川成夫・小出義治・大塚初重 1958『考古学の調査法』古今書院。
 文化庁文化財保護部編 1966『埋蔵文化財発掘調査の手びき』国土地理協会。
 ロビンス、モーリス&イラビング、マリー・B。(関俊彦訳) 1977『考古学の基礎知識』雄山閣。
 ・骨学の基礎
 片山一道 1990『古人骨は語る』同朋舎。
 鈴木隆雄 1998a『人骨に関する基礎知識』『考古学と人類学』(馬場悠男編)同成社 p.69-82。
 鈴木隆雄 1998b『人骨から得られる情報』『考古学と人類学』(馬場悠男編)同成社 p.83-120。
 瀬田季茂・吉野峰生 1990『白骨死体の鑑定』令文社。
 寺田春水・池田敏子 1980『モアレ骨格アトラス』南山堂。
 寺田春水・藤田恒夫 1968『骨学実習の手びき』南山堂。
 土肥直美 1996『人間の骨格案内』『人間史をたどる』(片山一道・五百部 裕・中橋孝博・斎藤成也・土肥直美)朝倉書店 p.189-207。
 嶋崎修一郎 2000『骨の発達と老化』『身体発達』(片岡洵子編)ぶんしん出版 p.88-107
 馬場悠男編 1998『考古学と人類学』同成社。
 山鳥 崇・梅谷健彦 1991『実習で学ぶ骨学』金原出版。
 ・人骨の取り扱い方
 小片 保 1973『人骨の研究法』『考古学ジャーナル』No80 p.7-13。
 高山 博 1981『遺跡において古人骨をどう扱うか』『考古学ジャーナル』No197 p.7-12。
 馬場悠男 1998『人骨の取り扱い方・手引き』『考古学と人類学』(馬場悠男編)同成社 p.169-191。
 森本岩太郎 1998『人骨の分析』『考古学調査研究ハンドブック2:整理・保存法』(岩崎卓也・菊池徹夫・茂木雅博編)雄山閣出版 p.116-121。
 ・写真撮影法
 長谷川毅郎・水山昭宏 1985『考古学ライブラリー41, 考古写真の技法』ニュー・サイエンス社。
 大澤得二・奈良栄介・陳 榮光・藤村 朗・野坂洋一郎 1999『発掘人骨標本撮影法』『解剖学雑誌』74(2): 225-230。
 ・年代測定法及び考古化学
 今村峯雄 1991『年代をはかる』日本規格協会。
 植田信太郎 1998『DNA と考古学』『考古学と人類学』(馬場悠男編)同成社 p.141-168。
 遠藤邦彦 1988『14C 年代測定法』ニュー・サイエンス社。
 兼岡一郎 1998『年代測定概論』東京大学出版会。
 木越邦彦 1965『年代測定法』紀伊国屋書店。
 木越邦彦 1978『年代を測る』中央公論社。
 小池裕子 1998『古人骨から知られる食生活』『考古学と人類学』(馬場悠男編)同成社 p.121-140。
 小池裕子 2000『食糧資源環境と人類』『環境と人類』(小野 昭・小池裕子・福澤仁之・山田昌久著)朝倉書店 p.31-60。
 鈴木政男 1976『過去をさぐる科学』講談社。
 田口 勇・齋藤 努編 1995『考古資料分析法』ニュー・サイエンス社。
 長友恒人編 1999『考古学のための年代測定学入門』古今書院。
 日本第四紀学会編 1993『第四紀試料分析法』東京大学出版会。
 宝来 聡 1997『DNA 人類進化学』岩波書店。
 ボウマン、シェリダグ(北川浩之訳) 1998『大英博物館双書3. 年代測定』学藝書林。
 松浦秀治・上杉 陽・薬科哲男編 1999『考古学と年代測定学・地球科学』同成社。
 馬淵久夫・富永 健編 2000『考古学と化学を結ぶ』東京大学出版会。
 馬淵久夫・富永 健 1981『考古学のための化学10章』東京大学出版会。
 馬淵久夫・富永 健 1986『続・考古学のための化学10章』東京大学出版会。

- 渡辺直経 1959-1961『人類が来た道のりを測る:新しい年代学』『自然』中央公論社。
 渡辺直経 1981『1. 年代学』『人類学講座4. 古人類』(埴原和郎編)雄山閣出版 p.3-60。

「多胡の嶺」について

—— その神話的側面から ——

斉藤和之

- | | |
|--------------|------------|
| 1 地名としての「多胡」 | 4 国引き伝承の系譜 |
| 2 「寄綱延えて」 | 5 まとめにかえて |
| 3 国をつくる神々 | |

—— 要 旨 ——

「多胡」という地名については、一般に、この地域における渡来人の影響もしくは集住を想定して、「胡（渡来人）」が「多」く住むことに由来する、というのが通説となっているようである。しかし、それについて、これまで十分に検討されてきたとは言い難いのではないか。少なくとも、胡が多いから多胡なのだということの論証は、なされていないように思う。

一方で、万葉集の東歌の中には、この多胡の地名を読み込む歌2首があることが知られているが、このうち「多胡の嶺に 寄綱延えて 寄すれども あにくやしづし その顔よきに」という歌の背景には、古い国作り神話の一部である、国引き伝承の断片が含まれているのではないかということは、以前から説かれているところである。

そこで、本稿では、この国引き伝承やその成立過程についての分析を通して、「多胡の嶺」歌の背景を考えるとともに、あわせて「多胡」という地名についても検討してみたい。

キーワード

対象時代 古代（古墳時代～奈良時代）

対象地域 日本・多胡

研究対象 国引き伝承・神話・東歌

1 地名としての「多胡」

「多胡」という地名については、多胡建郡や多胡碑の問題等と関連し、この地域における渡来系の文化や技術、さらに直接的には、渡来人の集住を想定して、胡（渡来人）が多く住むことにちなんでづけられたというのが通説となっているようである²⁾。中にはその地名の成立を、「郡を作った時に新しく考え出されたものであろう」（井上他編1988 p595）とする見解³⁾さえある。

もちろん、この多胡＝渡来人説とは異なる起源を考える説もあって、例えば原島礼二氏は、この地域でのミヤケ経営の問題と関連して、多胡＝多胡吉士説を示している（原島1993）が、多胡郡内のみならず、上野国内において多胡吉士の存在が確認できない以上、これは仮説にとどまらざるを得ない。

また、吉田東伍氏は大日本地名辞書の「多胡郡」の項で、「多胡に田子の義あり、然れども新羅種に此田子姓を賜はり、更に其姓氏の住居に就きて、郡郷名に建てられしなり。」（吉田1970 巻6p745）として、渡来人に触れながらも、地名起源については多胡＝田子説をとっている。

しかしながら、原島説、吉田説ともに少数説にとどまり、多胡＝渡来人集住説が一般に行われているという状況は否定できない。とはいえ、この多胡＝渡来人集住説についても、これまでの論議の中では、必ずしも十分な検討がなされているとは言い難いものではあるまいか。確かに、続日本紀（以下続紀と略）天平神護二（766）年五月壬戌条の新羅人子午足等193人への吉井連賜姓の事実を、この地域における新羅系住民の存在の根拠とする考えもあるが、関口功一氏のように、此の記事は必ずしも多胡郡内に限定されるものではないとし、また、周辺地域での発掘調査から見ても、渡来系氏族の集中を疑問視する見解（関口2000）が示されている。ここで、改めて多胡＝渡来人説について、これまでの論点を整理するならば、大きく3点にわたる疑問点が浮かんでくる。

第1に、古代において、タコ又はタゴ（田子、多古、多胡などと表記するが、いずれも通音）⁴⁾という地名はそう珍しいものではない。上野国内を別にしても、例えば大伴家持の歌に見える越中の多枯（万葉集巻十九4200番他）、同じく万葉集に出る駿河の田子（万葉集巻三317・318番）、また信濃には多古の駅（延喜式巻二十八、兵部省）があり、延喜式式内社には多居乃上神社（因幡）、多胡神社（伊豆）の二社があげられている（延喜式巻九・十神名）などがそれである。これらの地名をどう理解するのか。

第2に、8世紀の建郡について、続紀には28例が見えているが、このうち渡来人の関与を明示しているのは、美濃国蓆田郡（霊亀元年七月丙午条）、武蔵国高麗郡（霊亀二年五月辛卯条）、同新羅郡（天平宝字二年八月癸亥条）の3例のみである。この3郡の建郡は、いずれも渡来人

の大量移動と建郡時の新たな郡名の付与という共通点を有する。このうち特に蓆田郡の場合、建郡にかかわったと見られる当時の尾張国守平群朝臣安麻呂は、多胡郡建郡時の上野国守でもあるため、両者に共通した政策意図を見る説⁵⁾もある。しかし、多胡建郡について、続紀が渡来人との関連について全くふれていないという事実は、逆に言うならば、間接的に、当時の中央においては多胡郡についてそのような認識が存在しなかったことを示しているのではないか⁶⁾。

第3は、地名表記上の問題である。古代において地名を漢字表記する場合、漢字の字音によることが原則であり、字義によって説明することはまずあり得ない⁷⁾ことである。管見の限りでも8世紀代の地名について、明らかに字義によっている地名を見出すことはできず⁸⁾、もし仮に多胡が、胡が多いという意味で命名されたとすれば、そうした中での極く希な、しかも漢文読みの形を取る表記例と言うことになる。

以上の点について、これまでの多胡地名の論議ではほとんどふれられておらず⁹⁾、そのことを考えた場合、多胡＝胡が多いという解釈が本当に成立するのかどうか、その判断を躊躇せざるを得ないものがある¹⁰⁾。

そうであるとすれば、この「多胡」という地名について考える手がかりが、他には存在しないのだろうか。その点で思い当たるのは、万葉集巻十四の東歌中に載せられている、「多胡」の地名を読み込んだ歌二首、とりわけ「多胡の嶺に 寄綱延えて 寄すれども あにくやしづし その顔よきに」（万葉集巻十四3411番）という歌の存在である。この歌に含まれる意味を分析することで、通説とは異なる、この地域の歴史の一部をかいま見ることが可能となるのではあるまいか。

2 「寄綱延えて」

万葉集巻十四にまとめられた、東歌と名付けられた歌謡群については、これまでに多くの研究がなされており、ここで改めてそれについて詳述する必要も、スペースもない。ただそれらが、それを採録、編集した当時の中央の文人によって手が加えられていることはほぼ確実であるにせよ、8世紀当時実際に東国で歌われていた歌を基礎にしているだろうこと、それらの歌のほとんどは、それぞれの地域で一般的に流布していた、いわば民衆¹¹⁾の歌であり、特定具体的な作者を想定することは、あまり意味がないこと、を確認しておけば充分であろう。この東歌の内で国名の判別できるものは90首、そのうち上野国の歌は25首と他国と較べて群を抜いて多いことは注目されるが、「多胡」の地名を含む二首の歌はいずれも相聞往来歌として分類されている歌76首（うち上野の歌は22首）の中に載せられている。これらの相聞往来歌と呼ばれる恋歌のほとんどは、たぶん当時一般的に行われてい

た歌垣・嬬歌会（うたがき、かがい）という儀礼、もしくは行事¹²⁾の際に実際にうたわれていたものであろうとされている。東国における嬬歌会については、常陸国風土記の筑波山の項などに詳しいが、上野でも榛名山がその舞台であったことが考えられ¹³⁾、一般的な行事であったと見てよい。

「多胡の嶺に 寄綱延えて 寄すれども」というこの歌もまた、そうした中でうたわれていた¹⁴⁾ものであろう。この歌の解釈については、特にその第4句目の「あにくやしづし」の理解について諸説有り、確定しがたいようであるが、大意については「多胡の嶺に寄せ綱をかけて引き寄せるように、あの娘を引き寄せようとしてもなかなかびかない、あのように美しいのに」という意味とする通説¹⁵⁾に従って大過あるまい。ここでうたわれている「多胡の嶺」を具体的にどの山に比定するかについても諸説あり、あるいは牛伏山のこと¹⁶⁾かとも言われるが確定していない。ただ、いずれにせよ当時この地域の人々にとって日常的に目にし、親しんでいた山であろうことは間違いないだろうし、そこが嬬歌会の舞台であった可能性も充分にある。

ここで注目されるのは、「寄綱延えて寄すれども」という表現についてである。これについては、「寄綱延へて」という発想は、山に入り、木材を伐り出す仕事に従事する人たちのものである。伐り倒した大木に綱をかけて、山出しする際にうたわれた労働歌の類である（根岸1993 p141）とする解釈もあるが、後述するように、ここでは、文字通りの意味で「山を引き寄せる」という事実（伝承）をその背景に負っていると解するべきで、「この歌は、恋人たちが日々仰ぎ見ているところの「多胡の嶺」でなければ歌として成立しないし、またあの山はある「巨人」が引き寄せた山だそうだという景と伝承を共有している地域の農村社会を基盤としてのみ存在している歌である。」（石母田1973 a p16）とする指摘に従うべきであろう。このような巨人（巨神）が山を引き寄せたり、作ったりするという伝承は、古代においては決して特殊なものではなく、東国を含めて全国的に分布していたものであった。上野の場合もその例外ではない。柳田國男氏は、榛名富士が駿河の富士山より一畚だけ低いのは、山作りの際一畚足らぬうちに夜が明けたからだという話の他、赤城や妙義についても、こうした巨人伝承が存在していたことを紹介している（柳田1989b）。これらは、いずれもかなり時代が下ったの伝承であろうから同列に論ずる訳にはいかないが、そのような伝承が成立する背景は、古代においても存在していたと考えてよい。では、このような、山を作ったり、引き寄せたりする神とは、一体どのような神であったのだろうか。

3 国をつくる神々

この世界が、一体どのようにして形作られたのかという国土創成の物語は、我が国に限らず、世界のほとんどの神話伝承が取り上げる重要なテーマの一つとってよい。ただ、日本の場合、この国土創成の物語は、同時にその国土を、誰がどのようにして支配するのかという問題と密接にかかわってくる為に、かなりイデオロギッシュな側面を持たざるをえない（この点については、津田左右吉氏の指摘（津田1948）を待つまでもなく、日本の古代神話全体について言える特徴であるが）。

このような日本の国土創成神話としてよく知られているのは、言うまでもなく、古事記・日本書紀（以下、記紀と略）神代巻に語られているイザナギ・イザナミ¹⁷⁾による国生みの物語であろう。この二柱の神によって「大八島」と呼ばれるこの国土が生み出されたとする国生み神話は、記紀巻頭を飾って著名であるが、同時にかなり特殊な性格の神話でもある。具体的には、第1に、この神話は記紀神代巻に語られるのみでほかには見られないこと、また、創造神であるイザナギ・イザナミ二神についても、宮廷における祭祀の対象とされていない¹⁸⁾こと。第2に、古代においては、神話は単なる読み物、物語としてあるのではなく、祭祀、儀礼を伴ってこそ成り立つものなのであるが、国生み神話については、そうした祭祀や儀礼、伝承の類をほとんど伴っていない¹⁹⁾ということである。これらの事実は、国生み神話が古代においては、必ずしも一般的に行われたものではなかったことを示している²⁰⁾。

こうした特徴を持つイザナギ・イザナミによる国生み神話とは別の、国づくりの神々が、記紀にもその姿を垣間見させている。古事記に「大穴牟遲と少名毘古那と、二柱の神相並ばして、此の国を作り堅めたまひき」（古事記上巻 p109）としているのがそれである。記紀ではいかにしてオオナムチ神がこの国土をつくったかについてはふれておらず、わずかに国譲りの段との関連で登場するにすぎないといっよいのであるが、風土記、特に出雲国風土記や播磨国風土記では国作りの主神として活躍するその姿を見ることができる。とりわけ出雲国風土記においては、オオナムチ神は、繰り返し「所造天下大神」と呼ばれているように、大国主神というその別称とともに、まさに国土神そのものとして扱われている。

こうした国土神としてのオオナムチ神の活躍が、決して出雲地方のみの地域的なものでなかったことは、例えば万葉集に「大穴道 少御神の作らしし 妹背の山を見らくよしくも」（万葉集巻七1247番）、「大汝 少彦名の神こそは 名づけそめけめ 名のみを 名見山と負ひて」（万葉集巻六963番）などとうたわれていることから明らかである。

と同時に、国土創造神が、このオオナムチ・スクナヒ

コナの二神に限られたものではなかったことは、同じ出雲国風土記の中でも、出雲国を作ったのがヤツカミズオミツヌ命であるとされ、また大原郡海潮郷条にはアハキベワナサヒコ命が曳いてきた舟が山になったという話を載せていること、播磨国風土記ではオオナムチ神と同様に、伊和大神が国土神として活躍している（宍禾郡条、神前郡条等）こと、揖保郡出水里条のイワタツヒコ命とイワタツヒメ命の二神が川を争った話などからも明らかである。本来は、各地にこのような様々な国土神が存在したと考えるべきであろう。そればかりか、天皇もまた神として、岡を造るとされているのである（肥前国風土記逸文神前郡蒲田郷琴木岡条）。

これらの国作りの神々は、元来はそれぞれの地域で生まれ、伝えられたものであろうが、同時に、後述するようである共通した特徴を有していたと思われる。このためだけではないにせよ、これらの神々は次第にオオナムチという共通の神格へとまとめられていったと考えられる。

このオオナムチ神については、記紀にも7つの名を持つ²¹⁾とされているように非常に複雑な性格を持ち、その系譜もまた単純ではない。そのため、この神についてはさまざまに説かれているが、上述したような事実からも、国作りの神としての性格が本質的なものとして付随しているとみてよい。その点で、国土神なのであるが、特定の地域にかかわる産土神とは考えられない。それは、神名にも見られるのであって、「大穴持」とも表記されるがゆえに字義通りに「穴」の意と解釈して、大地と結びついている神格だとする説（石母田1973b）もあるが、これは、対偶神として登場するスクナヒコナ神との関係から考えても誤りであろう。オオナムチという神名は、オオは「大」の意で美称、ムチは「貴主」の意で尊称であり、アもナもアナもいずれも古代では一人称の代名詞であるから、「オオナムチ」は「貴神である私自身」の意と解すべきであろう²²⁾。この神の名を、時に「大己貴」と表記する場合もあることは、単に偶然ではないと思われる。

この点は、「スクナヒコナ」という神名についてもあてはまる。「大」に対する「少」という文字から、この神は古事記にもあるように（古事記上巻 p107）小さな神と考えられているのであるが、本来スクナヒコナ神がオオナムチ同様の巨神だったらしいことは風土記の記事からも想像できる（播磨国風土記神前郡聖岡条等）。そうだとすれば、「大」に対する「少」という形容をのぞけば、この神の名も、「ヒコ」=男性尊称である「ナ」=私自身という意味となろう。このこととスクナヒコナが常にオオナムチとペアとして語られること（その逆はない）を考えあわせれば、本来、本当にこの神が独立した神としての存在を有していたかどうかすら疑わしいのである。

いずれにせよ、いわば「神それ自身」とでも解するし

かないこの二神の名に示される無個性的²³⁾ともいえる特徴は、常に巡行する神である²⁴⁾ということとともに、この神の本質にかかわるものと考えてよい。と同時に、この性質は国作りの神全体にも共通するのである。

このようにみてきた時、この神がどのようにして登場してきたのか、その経緯をある程度うかがうことも可能になってこよう。その原初の姿はたぶん、海辺に腰掛け、食べた貝の殻が積もって岡になったという常陸国風土記（那賀郡大櫛岡条）や、頭が天につかえてしまうために常にかがんで歩かなければならなかったという播磨国風土記に登場する巨人（託賀郡条）だった²⁵⁾のであろう。そこには単に「人」とのみあって、神として扱われてもおらず、名すらないのであるが、そうした巨人であるからこそ、山を背負い、あるいは引き寄せることも可能であると思われるであろう。日々親しんでいる山や丘を、そのようにして作ったものを神として感ずるのは、ごく自然な感情であり、風土記に登場する国作りの神の過半は、そのような神々としての姿を伝えている。

しかし、風土記は同時に、この神の別の側面についてもふれているのであって、「国作り堅めし」という語そのものにそのことが示されている。ここにいう「国」とは決して国土全体をさすものではなく、郡どころか、郷さえもが「国」と呼ばれるような狭い範囲²⁶⁾ではあるが、特定の、目に見える具体的な山や丘を作ることと、「国」をつくることの間には本質的な相違がある。たとえ一望のもとに見ることのできる範囲であろうと、それを「国」として認識する発想は、本来共同体や民衆の中から自発的に形成されるべくもない政治的な概念であり、民衆の中での国土創造²⁷⁾の物語とは、はっきり区別しておく必要がある。

その点で、これまでも説かれている（石母田1973a）ように、その意味での国土創造神であるオオナムチ神が、出雲国風土記の中で「五百津鉏々猶ホ取り取ラシテ」（意字郡神戸条）と形容されていることは、非常に象徴的なものであって（鉏は、オミツヌ命の国引き説話でも重要な要素の一つとなっている）、そこには、鉏に象徴される鉄製農具を大量に所有し、集団の労働力を動員して経営にあたる在地首長の姿の神話的な投影が見られる。つまり、風土記には、目に見え、常に親しんでいる具体的な山や丘をつくったという、民間伝承に深く根を張った国作りの神と、大量の鉄製品を所有し、民衆を動員して国土を切り開き、経営する英雄神としての国作りの神が混在していると考えべきで、それはこの神の発達の段階の違いを示すとともに、その性格の複雑さの理由ともなっている。

とはいえ、国土経営とはいっても、それは自ら生産用具を集中し、直接的に民衆を動員して経営にあたる、いわば国造的²⁸⁾支配段階のそれであり、それゆえ、その性格

からしても、律令制という、中央集権的絶対君主たる天皇の神話である記紀神話においては、ついに国土創造の主神たりうることはできなかった²⁹⁾。

しかし、この神がいかに強固な基盤を持っていたかは、8世紀以降も、続日本紀（宝亀九年十二月甲申条）や続日本後紀（嘉承二年三月庚申条）などに繰り返し登場することからも明らかであり、その民間伝承としての側面では、中世以降にいたっても、ダイダラボッチ伝承に代表される説話として語り続けられていくのである。

このようにして「多胡の嶺」を引き寄せることの意味がかなり明らかになってきたと思うのであるが、さらにもう少し「引き寄せる」話にこだわってみたい。

4 国引き伝承の系譜

これまでに述べてきたことから、国引き伝承もまた国作り神話の一部をなすものであることは了解を得られることであろう。しかしながら、この国引き伝承は、国作りの神話の中でも、かなり特殊なものであるらしい。

それは、オミツヌ命による出雲の国引き以外、風土記の中でも他に類似した説話が登場しないこと³⁰⁾でも明らかであろう。しかし、この伝承が、単に出雲のみの地域的なものではなかったことは、出雲とも海とも無縁な、上野の「多胡の嶺」の歌にもその片鱗をのぞかせていることにも示されている。この他に、この伝承の断片は、宮廷の祭祀である四時祭の一つ祈年祭の祝詞³¹⁾にも取り上げられている。「狭キ国ハ広ク、峻シキ国ハ平ラケク、遠キ国ハ八十綱打チ掛ケテ引キ寄スル事ノ如クニ」(延喜式卷八祝詞、原文宣命体)とする詞章がそれである。さらに、武田祐吉氏は、第8代孝元天皇の和風諡号「オホヤマトネコヒコクニクル」³²⁾の「クニクル」について、これを「国牽る」と解して、この名の背景に国引き伝承の存在を見ている(武田1953)。

これを含めても、今日知られている国引き伝承は、以上の四点にすぎない。それは、伝承というより、ほとんどその断片にすぎないものであり、唯一説話としての結構を備えている出雲の国引き伝承の方が、かえって異質なもののさえ感じさせる。

この国引き伝承については、これまでもさまざまに取り上げられ、検討されてきているが、とりわけ石母田正氏の「古代文学成立の一過程」(石母田1973a)は、今日においても国引き伝承を考える際の基礎となるものであり、本稿の論点も多くこれによっている。その中で、氏は出雲の国引きについて「この物語のモチーフは、古代の民間伝承に広い基盤を持つものであった」が、今日風土記に見られる話は「国造の統治している領域としての出雲国の国土がどのようにしてできたかという物語であり、このような形で詞章が完成された段階と基盤は、一般的に言えば、出雲国における国造層の支配である」

(石母田1973a p48)として、今日見られる詞章の最終的な成立を、具体的には7世紀末頃のこととした。私もこの説に従うものだが、そうであるならば、出雲の国引き詞章は、中央における記紀の国生み神話と、前者は出雲国造の要求から、後者は律令天皇制の必要からという違いはあるが、その意図においても、時期についても、ほぼパラレルな関係において成立してきたことを意味する³³⁾。このことは、なぜ出雲の国引き詞章のみが国引き伝承の中で唯一結構を備えて伝えられ得たのかをよく説明しているし、同時に創造神であるオミツヌ命が現実の出雲では意外なほどに低い扱いしか受けていない³⁴⁾ことの原因ともなっている³⁵⁾。

このように考えてよいなら、出雲の国引きを除いて、国引き伝承が今日断片的な形でしか残っていないということは、それが文字化され、記録されるようになった段階では(民間伝承としてはともかく)、すでに神話としての機能を失いつつあり、いわば忘れ去られかけていたことの証左となろう。

この点は、祈年祭祝詞の国引きの章句についても言えることである。この章句は、全体としてかなり長文の祝詞の中の、「辞別テ伊勢ニ坐ス天照大御神ノ大前ニ曰ク」とする段に登場するものであるが、この部分は基本的に大御神の威徳により全国津々浦々から貢幣が山のように集まることを説いていて、その中では「狭キ国ハ広ク、峻シキ国ハ平ケク、遠キ国ハ八十綱打チ掛ケテ引キ寄スル事ノ如クニ」という文言は、比喩としてみても唐突、不自然な感じが否めない。このため、この部分については、以前より、祝詞の増訂、改編の中で生じた錯簡、もしくは衍文ではないかと疑われており、大御神の辞別の前段の生島御巫の辞別の中に類似の文言が見られることから、本来はこちらの方にあった章句ではなかったかとする考えもある(石母田1973a)。いずれにせよ、このような形でこの章句が残っているという事実は、それが本来重要であることは認識されていたものの、その持つ意義なり意味については、当時(この場合は、遅くとも今日の祝詞の形を取った段階)すでに理解されなくなっていたからと考えられる。

これらのことからすれば、国引き伝承の成立の時期についても、ある程度検討することが可能となろう。もとより、伝承や説話について、それ自体から安易にその成立の時期を云々するのは慎むべきこと³⁶⁾だが、出雲の国引き詞章が最終的にまとめられたのが7世紀末、遅くとも8世紀初には成立している³⁷⁾ことは確実であるから、少なくとも下限をそこにおくことは誤りなからう。それは、これまでも述べてきたように、あくまで出雲国造家の国土創成神話としての国引き詞章の成立についてであって、そのモチーフとしての国引き伝承自体の成立は、それ以前に遡るであろうということはいままでの

い。

次に、祈年祭祝詞についてであるが、これが天照大神の辞別の段に見えることからすれば、天照大神が確立するのは7世紀段階（たぶん7世紀後半）であると考えられるから、それより遡ることはあり得ない。しかし、すでに述べたようにこの国引きの章句が当初から天照大神の辞別にあったものかどうか疑わしく、或いはその前段の生島御巫の辞別の段のものだったのではないとも考えられていることは前述した。そうだとすれば、この生島御巫の斎き祭る生島・足島神³⁸⁾とその祭儀である「八十島祭」³⁹⁾にかかわるものということもあり得る。岡田精司氏はこの「八十島祭」について、これが初期大王権の即位儀礼であり、その成立は5世紀代に遡るとしている（岡田1970a）。現在のところ、祈年祭の国引きの章句が確実に八十島祭に結びつくという根拠を示すことはできないが、生島足島神との関連性は強い⁴⁰⁾と考えられる。

8代孝元天皇の和風諡号「オオヤマトネコヒコクニクル」についてみれば、和風諡号の成立は、安閑朝（実際には欽明朝が最初であろう）からであるから、これを遡ることはあり得ない。問題は欠史8代⁴¹⁾の皇統譜の成立時期であるが、推古朝のいわゆる「天皇紀」段階での成立については疑問ありとしても、「帝紀」段階には存在していたことはほぼ間違いあるまい。いずれにしても、欠史8代の天皇の和風諡号の成立は7世紀段階ということになる⁴²⁾。この欠史8代の諡号名については、その尊称（例えばオオヤマトネコヒコなど）を除いた名の部分が「スキトモ」（懿徳）、「カエシネ」（孝昭）、「クニオシヒト」（孝安）、「フトニ」（孝霊）など人名というより古い神名によっているのではないかと指摘がある（岡田1975）。「クニクル」も含め、この指摘には説得力があり、7世紀段階で欠史8代の天皇の諡号に、古い神名（の一部）をあてた可能性は強い。

この点で第4代懿徳の「スキトモ」に鉏が当てられていることは注目されるべきで、出雲国風土記がオオナムチを「五百津鉏々猶ホ取り取ラシテ」と形容したり、オミツヌ命が国引きの際「童女ノ胸鉏取ラシテ」とする鉏に共通する。これは、前述したように、鉄製農具の大量集中（とそれによる首長層の権力）の神話的象徴と見てよいであろう。古事記には雄略天皇御製として、「乙女の居隠る岡を 金鉏も 五百箇もがも すき撥ねるもの」（古事記下巻 p319）の歌を載せている。この歌謡自体が一種の地名起源説話をなしており、古い伝承と思われるが、この鉏も同様の機能を有していると考えてよい。これを実際に雄略の作と見ることは当然できないが、少なくとも当時の人々が、鉏に象徴される首長層の活躍をどのような社会的、政治的な段階の反映としてとらえていたかを知る傍証となろう。

このように見てくるならば、国引き伝承は、たぶん6

世紀段階（場合によっては5世紀）の時点では、神話として機能していたと推定することは十分可能であろう。関和彦氏は、全く別の論点からであるが、出雲の国引き詞章の成立の上限を5世紀末頃としている（関1984）。

「多胡の嶺」歌の成立時期については、これが8世紀において歌われており、採録されたという以外に、推定の手がかりはない。ただ、これが嬬歌会に伴う歌謡であるとするなら、嬬歌会の儀礼は明らかに7世紀以前に遡ることになる。しかし、これまで検討してきたことから、歌そのものの成立時期はともかく、その中に歌われている国引き伝承については、他と同様6世紀もしくは5世紀段階の神話を反映しているとして矛盾はないと考える。とりわけ、他の伝承が全て「国引き」であるのに対して「多胡」の場合のみは、個別具体的な山引きの伝承であるということは、要素的にはこちらの方がより原初的な形態を残していると見ることもできよう⁴³⁾。

このようにして、「多胡の嶺」歌が、この地域の古い神話に基づく伝承の上に成り立っていることが明らかとなったが、同時に重要な点は、この国引き神話が、「多胡の嶺」と不可分に結びついていることである。風土記にも類出するように、古代においては地名の命名者は、同時に創造神でもあるという強い観念があった⁴⁴⁾。多胡の地にある山だから「多胡の嶺」と呼ばれたのか、或いは逆に「多胡の嶺」の周辺もまた多胡と呼ばれるようになっていったのか、今となっては知る由もないが、いずれにせよ「多胡」という地名が国引き伝承とともにあったことはほぼ間違いなく⁴⁵⁾、それは6世紀段階にまで遡り得るのである。

さらに指摘するならば、これまでに述べてきたことから明らかなように、国引き伝承の背景には、渡来系の要素は全く含まれてはいない⁴⁶⁾。

まとめにかえて

以上述べてきたことを改めてまとめるならば、

- ① 「多胡の嶺」の歌は、かつて広く知られ、この地域にも存在していた国引き伝承を背景にしていること。
- ② この国引き伝承は、古い国土創成神話の一部をなし、たぶん5・6世紀段階には成立していたが、8世紀にはすでに神話としての機能を失いつつあったこと。
- ③ 「多胡」という地名は、この国引き神話と密接にかかわっており、その成立は伝承の出現まで遡り得ること。また、この伝承には渡来系の要素を見ることはできないこと。

以上である。

このように見てくるなら「多胡」=「胡が多い」という通説の成立はかなり困難となるといわざるを得ない。た

だ、このことは、この地域における渡来系の技術や文化の影響や役割を全く否定するものではなく、また渡来人の存在自体を否定するものでもないことは、言うまでもない。しかしながら、この時期の上野における渡来系の影響という点で言えば、これまで多胡郡について具体的に指摘されているような特徴に類似、もしくはそれを上回る資料は、他の少なくない地域についてもあてはまるものであり⁴⁷⁾、とりわけ多胡郡だけに特徴的と思われる要素は、思いのほか少ないのではないか。或いは、「多胡」なのだから渡来系の要素がより強くて当然だという、いわば思い込みが先行してしまっているのではないだろうか。そうであるとすれば、「多胡」=渡来人起源説は、この地域の古代の歴史を明らかにする上で、必ずしも有効な役割を果たしてはいないことになる。

「多胡」=渡来人起源説を全く否定するものではないが、この説が成り立つとするならば、少なくともより綿密な検討が必要であろう。私自身は、「多胡の嶺」にまつわる伝承を検討することに主要な関心があったため、本稿では「多胡」の語源の問題そのものにはふれることをしなかった。個人的には、多胡=田子説が現在のところもっとも蓋然性が高いと思っているが、根拠があるわけではなく、また、正直のところ、それを明らかにすることは、手にあまる問題でもある。ただ、多胡の地名を考えるにあたっては、「多胡の嶺」歌の分析が不可欠であることを、本稿を通じて少しでもご理解いただければ、その目的を達したことになる。

註

- 本文中で使用した史料の典拠については、特に断らない限り以下の通りである。
 - ・古事記 ・日本書紀(上・下) ・風土記 ・万葉集(一〜四) 以上、日本古典文学大系本(岩波書店)
 - ・続日本紀(前・後) ・続日本後紀 ・日本文徳天皇實録 ・日本三代實録 ・令集解(第一〜第四) ・延喜式(前・中・後編) 以上、新訂増補國史大系(普及版)本(吉川弘文館)
- たとえば、尾崎喜佐雄「多胡碑の研究」(尾崎1980a)に代表されるように、多くの研究者が多胡の地名を渡来人と関連させて理解している。
- なお、角川文化振興財団編「古代地名大辞典」(1999、角川書店)の「多胡」の項(p905)にも同様の記述が見られる。
- 越中(富山)の多枯が田子、多古と表記されたり、駿河の田子浦が多胡浦と表記されるなど、事実上田子、多古、多胡等は区別されることなく使われている。上野国多胡郡についても、多古郡と表記されている例がある(天平13年10月調布銘、松嶋編「正倉院寶物銘文集」1978、p304)。なお、子・古・胡などの文字に清音・濁音(コ・ゴ)の区別があったかどうかについては不明である。
- 具体的には、群馬県史通史編巻2(原始古代編2)第2章 第2節3(関口1991)。また、西垣晴次他編「群馬県の歴史」(県史10)山川出版社、にも同様の記述がある。
- この点について、西史朗氏は、藤田郡他3郡の建郡は、渡来人の移動をとまなう建郡であり、それとは別にその地域にすでに所在している渡来人を中心に編成される建郡の例があるとして、多胡郡と美作国の2例を挙げている(西1985)。しかし、これはその地域に渡来人が所在していたということを前提とする論であり、また、これ以外の建郡

について、それが渡来人と関連していたかどうかについても検討されておらず、この2点が明らかにならなければ、成り立ち難いのではないか。

- この点について、秋本吉郎氏は、「風土記」常陸国行方郡安伐里条の頭註で、「古代の風土記では、地名をその表記の漢字字音で呼び、同じ漢字の字義によってその地名を説明した例はない」(風土記p61、頭註24)として、漢字字義による地名の存在を(風土記中では)明確に否定している。
- 例えば、8世紀段階では「畿内」や「坂東」、「東海道」などの表記例もあるが、これを地名とは考えない。
- これについて、本文の第1と第3の疑問点については、部分的に加藤謙吉氏も指摘している(加藤1999)。
- 関連するが、隣接する甘楽郡の「甘楽」についても、これを加羅、韓にもとづくとして、同様に渡来人との関連を主張する説が多い。しかし、これについても必ずしも十分な検討を経た上でのものとは思われない。吉田東伍氏は大日本地名辞書の「甘楽郡」の項で、「甘楽は古書多く甘良に作る、蓋上村の義なり。或は韓人の故跡を説き、加羅の名を立てし者とするも、加牟良の唱呼に背く。」(吉田1970、巻6 p749)として、明確に甘楽=加羅・韓説を否定しているが、これについての反論を聞かない。筆者もまた、後述する多胡=渡来人起源説が成り立ち難いように、現状ではこの甘楽=加羅・韓説についても、その根拠はないものと考えたい。
- 近代的概念である「民衆」という語をこの場で使用することについては、かなり躊躇する部分もあるが、当時の村落構成員の多数を表現する方法として、一般的に通用するこの語を当てておく。
- 歌垣、唄歌会については、本文中の例の他、例えば「日本民俗大辞典」(2000吉川弘文館)の「歌垣」(義江明子)、「唄歌会」(上野誠)の項などを参照されたい。
- 榛名山を唄歌会の舞台とすることについては、例えば(根岸1993)等を参照。
- この歌が、当時この地域で歌われていたそのままのものであるのかどうかという点については、本文にも記したようになり疑問である。同じ多胡の地名を読み込んだ「吾が恋は 現在もかなし 草枕 多胡の入野の 将来もかなしも」(巻十四、3403番)にみられる技巧の巧みさから考えても、明らかに中央の文人の手が入っていることは確実であろう。しかし同時に、後述するような点から、後世のように全く空想上のみで作られたものとも考え難い。
- 現代語訳は、古典文学大系本「万葉集三」(岩波書店)の頭註に基づく。
- 吉井町誌第2部第1章7節(橋爪1974)など
- 神名については、記紀では当然漢字表記されているが、難解なものも多く、煩雑となるので、本文中では特に必要がない限りカタカナ表記することとした。ご了解願いたい。
- イザナギ・イザナミ二神が、記紀において大八島を生む国土創成神であり、なおかつ皇祖神たる天照大神をも生んでいるのであるから、当然のことながらそれにふさわしい祭祀が行われていたと思われるがちなのであるが、実際のところ、延喜式巻九に挙げる、宮中に祭る神36坐の中にはこの二神の名はない。宮中以外では、この二神を祭る神社は大和3社、摂津1社、伊勢1社、若狭1社、淡路1社、阿波1社の計6ヶ国8社(うち名神大社4)が知られる(延喜式巻九、神名)が、これらは伊勢神宮や出雲大社、鹿島、香取社、宗像社のように、特に朝廷から重要視されたり、神郡設置が認められるなどしているわけでもなく、一般の式内社と同じ扱いしか受けていない。
- 18)にも記したように令制の中では、イザナギ・イザナミ二神を祭神とする祭祀は存在しない。わずかに、四時祭の中で、小祀である鎮火祭の祝詞にこの二神の名が出てくるが、これも二神が、鎮火祭の祭神である火結神を生んでいる(記紀、国生みの段参照)関係で、火結神誕生にまつわってふれられているにすぎず、直接祭神となっているわけではない。
- 記紀の国生み神話がなぜこのような特殊な性格を有しているかについては、それ自体興味深い問題であるが、それを明らかにすることは本論とは直接関係がなく、また、ここでふれるには大きすぎるテーマとなるので、本文のように指摘するに止める。機会があれば、別途論

- じたい。
- 21) 古事記では「大國主神」、「大穴牟遲神」、「葦原許色男神」、「八千矛神」、「宇都志國玉神」の五つの名を挙げている(記上巻)。一方、日本書紀では「大國主神」、「大物主神」、「國作大己貴命」、「葦原醜男」、「八千矛神」、「大國玉神」、「顯國玉神」の七つの名(紀神代上、第8段宝剣出現章第六の一書)を記している。複数の名を持つ神は少なくないが、このように多くの名を持つとされるのはこの神のみであり、この神の成立の背景の複雑さを物語る一例といえよう。
- 22) この点については、山尾幸久氏も同様の説を述べている(山尾1986)。
- 23) 一般的に言えば、旧約聖書の十戒に象徴されるように、神の名を明らかにすることをタブー視する傾向は世界的に見られる現象であるし、日本の場合も、神の名をあからさまに口にすることは少ない。また、日本の場合、明確な人格神としての神の形を取ることもかなり遅く、そうした点でも神名については、あまりはっきりしないというケースは少なくない。とはいえ、ほとんどの神については、その機能や性格、或いはその鎮座する地名等の具体的な内容をその神名に持つのが普通であり、この二神の神名の解釈が本文の如くでよいとすれば、やはりこれは神名としても特異なものと言わざるを得ない。
- 24) この二神が巡行する神であることは、出雲国風土記や播磨国風土記に度々述べられている。
- 25) 彼等もまた、巡行する存在だった。
- 26) 例えば、出雲国風土記島根郡手染郷条には、「天の下造らしし大神の命、詔りたまひしく、「此の国は、丁寧(たし)に造れる国なり」と詔りたまひて、故、丁寧(たし)と負せ給ひき。しかるに、今の人猶誤りて手染の郷と謂へるのみ」(風土記 p127)とあって、郷の単位でも「国」と呼ばれていることがわかる。
- 27) 「民衆の中での国土創造」という本文の表現は適切なものとはいえないが、政治的意味での「国」とは別の、具体的な山や丘など当時の人々の日常的な生活圏を表現する適当な語が見あたらないため、ここでは紛らわしいが両者とも「国土創造」「国作り」という表現をせざるを得なかった。勝手ながら、ご了解の上、判読していただければ幸いである。なお「民衆」という語については註11でふれているとおり。
- 28) 律令制以前の在有力首長層を表現するのに、「国造的」という用語が適切かどうか、特に近年の国造制に関する研究の進展の中では疑問視される方もあろうが、この場合他に適切な表現が思い当たらぬため、通例使われている意味でこう表現した。
- 29) そうした中で形成されたのが、記紀の国生み神話であると理解しているが、その国生み神話の特殊性についてはすでにふれたとおり。
- 30) ただ、出雲国大原郡海潮郷船岡山条には、アハキヘワナサヒコ命が曳いてきた船が山となったという伝承を載せている(風土記 p243)。国引きとはやや異なるが、或いは関連するものか。
- 31) なお、月次祭の祝詞にも、ほぼ同様の文言が用いられている。
- 32) 古事記では「大倭根日子国玖珠」、日本書紀では「大日本根子彦国牽」と表記する。ともに読みは同じ。
- 33) この場合、この時期(7世紀末から8世紀初頭)になぜ出雲国造がこのような国土創造神話が必要としたのか、また他の国造なり有力豪族はそのような神話を持たなかったのか、という点が問題となる。これまでのところ、(より古い時期についてはともかく)出雲国造以外にこのような国土創造神話を有していたという痕跡は明らかにできず(ただし、全く無かったとも言い難い部分もあり、今後の検討課題としたい)、出雲国造氏に固有の要求によるものと思われる。この点については、7世紀末から8世紀初頭の中央の政策において、出雲及び出雲国造が特殊視されている(例えば出雲国造神賀詞奏上に代表される)状況が、大きく影響していることは十分に考えられる。
- 34) 一般的に言えば、出雲の国土の創造神(であるとともに「出雲」という国名の命名者でもある)であり、その国作りの後、意宇郡の意宇の社という、出雲国造の本拠地に降り立ったこのオミヅヌ命が、出雲国造の祭神となっておらず、その降り立った意宇の社に神社すらないという事実は、かなり奇妙なことである。言うまでもなく、出雲国造が斎き祭るのは杵築大社(出雲大社)に鎮座するオオナムチ神であり、出雲で大社とされるのは、この杵築大社と熊野大神(スサノヲ命)の坐す熊野大社の二社のみである。さらに、出雲で大神と呼ばれるのは
- 以上の二神の他、野城大神と佐太大神の四神であり、ここにもオミヅヌ命は含まれていない。
- 35) この点で、出雲におけるオミヅヌ神の扱われ方は、記紀の国土創造神であるイザナギ・イザナミ二神が律令祭祀においては、前述したようにほとんど全く無視されているという事実と、奇妙に共通するのである。これについては、別途論じたい。
- 36) このことについて、近年、特に神話学や民俗学の一部で、安易に神話や伝承の任意の要素を抜き出して、例えば縄文文化の影響や弥生的性格等々について云々するような傾向が見られるように思えるが、果たしてそれがどの程度妥当性を有しているか、かなり疑問に思える。とはいえ、本論もそれにかかなり近い論法であることも、否定できないが。
- 37) 出雲国風土記の成立は天平5(733)年2月30日(出雲国風土記巻末記)。なお、この点について、いわゆる出雲国風土記偽書説は取らない。
- 38) 生島・足島神とは、延喜式の宮中祭神36坐中に、「生島巫祭神二坐 生島神 足島神」とみえる神である。記紀神話中には登場しない神であるが、宮中祭神であること、またそれを祭る御巫4人(令集解職員令神祇官別記では5人)の中の1人が生島巫として専任で奉斎していることなどからみても、重要な神であることがわかる。「古語拾遺」には「生島、是大八洲之靈、今、生島巫奉斎スル所也」とあって、この神が「大八洲之靈」、つまり日本の国土神であるとしている。
- 39) 「八十島祭」は、今日記録に残るのは9世紀以降のものだが、通常天皇の即位翌年、宮中より生島御巫等を派遣して難波津で行われた祭で、延喜式巻三臨時祭に出る。詳しくは岡田清司氏の「即位儀礼としての八十島祭」(岡田1970a)等を参照。
- 40) 註38)で述べたように、生島・足島神が国土神としての性格を有しているとすれば、この神もまた創造神であった可能性は強い。祈年祭の祝詞の生島御巫の辞別中には「狭き国ハ広く、峻き国ハ平ヶケ、嶋ノ八十嶋墮ル事無ク、皇神等ノ依サシ奉ラム」との表現があり、本来この「嶋ノ八十嶋」の創造神だったのではないかと考えられる。その場合「遠き国ハ八十嶋打掛テ引寄ル事ノ如クニ」という表現は、こちらの方によりふさわしいものといえよう。
- 41) 第2代綏靖より第9代開化までの8代の実天皇は、記紀ともに生没年、系譜、宮地等を記すのみで具体的な史実にはふれていないため、通常このように呼んでいる。その実在性については、きわめて疑わしい。
- 42) ただし、この点について水林彪氏は、この欠史8代の実天皇の和風諡号の一部に見られる「ネコヒコ」号について、「「根日子」観念の成立が天武朝よりも前に遡らないことは確実であらう。さしあたって、その成立は七世紀末から八世紀の初頭ということができる」(水林1991、p303)としている。これについて筆者としては現在のところ、その正否を論じるだけの材料を持たないが、仮にそうであったとしても、この部分(特に後段)についての論旨自体には大きく影響しない。
- 43) 一般的に言えば、前述したように個別具体的な山や丘を作る伝承と、「国」という政治的概念を作る伝承の間には、明白な段階的差異があると考えべきである。そのため、神話学では、より古い要素を持つ伝承の方がより古く成立したと考えるのが一般的なのであるが、単純にそう言い切れることは難しい。国作りの神話が民間伝承化する中で、個別具体的な山作りの説話に変わってしまう(例えば後世のダイダラボッチ伝承などはその一例として考えることができる)可能性も存在するからである。この場合、要素的な古さだけで伝承そのものの成立時期を判断することは、かなり難しいことであるといわなければならない。
- 44) 一例をあげれば、オミヅヌ神の国引き自体が「意宇郡」の地名起源説話であり、「出雲」の国名の命名者とされていることなどがそれであり、こうした例は風土記にいとまがない。
- 45) 可能性としては、かつて山引きの伝承を有していたある山が、後に多胡と命名された地にあることによって、その山の名も「多胡の嶺」と呼ばれるようになったということも考えられなくもない。しかし、一般的に地名の持つ固定性、保守性を考えれば、そのようなことが起こることはほとんど考えられないことであるし、仮にそうであるというならば、そのことを具体的に論証する必要がある。
- 46) 確かに出雲の国引きではオミヅヌ神が「杵築志羅羅の三崎を、国の餘りありやと見れば、国の餘りあり」として新羅の一部を引いてくる

部分があるが、これがこの伝承の当初からあったとは考え難く、またこのことによって国引き伝承に渡来系の要素が含まれると考えるわけにはいかないだろう。

- 47) やや極端なたえになるが、「多胡」と類似する地名に「大胡」がある。この「大胡」という地名が7世紀に確実に存在していたことは山の上碑の碑文から明らかであるが、このことと、大胡に隣接する多田山の、7世紀末頃築造されたと考えられる多田山12号墳の前庭部で1999年に唐三彩の陶枕が見つかった事実を任意に結びつけて論じれば、この地域こそ当時の渡来系の一中心だったという（たぶん事実とは全く異なる）主張をすることも可能となるだろう。

引用・参考文献

※ 以下の文献は、本論を執筆するにあたって、直接引用、もしくは参照した刊本によった。初出等が別にある文献もあるが、それらについては直接目にしておらず、また、雑雑ともなるので、ここには掲載していない。ご了解願いたい。

- 西 史朗 1985『古代東国の王者—上毛野氏の研究』あさを社。
石母田正 1971『日本の古代国家』岩波書店。
石母田正 1973a『古代文学成立の一過程』『日本古代国家論・第二部』岩波書店。
石母田正 1973b『日本神話と歴史』『日本古代国家論・第二部』岩波書店。
石母田正 1973c『国作りの物語についての覚書』『日本古代国家論・第二部』岩波書店。
石母田正 1973d『辺境の長者』『日本古代国家論・第二部』岩波書店。
伊藤 循 1999『筑紫と武蔵の反乱』『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館。
井上定章・近藤義雄・西垣晴次編 1988『角川日本地名大辞典10群馬県』角川書店。
井上辰雄 1996『地方豪族の神話と祭祀』大林太良他『古代史と日本神話』大和書房。
井上光貞 1984『日本古代の王権と祭祀』東大出版会。
井上 恒 1998『日本古代の天皇と祭儀』吉川弘文館。
伊野部重一郎 1986『記紀と古代伝承』吉川弘文館。
上田正昭 1975『古代の祭祀と儀礼』『岩波講座日本歴史1』岩波書店。
上田正昭 1983『王権と祭儀』『日本民俗文化大系第3巻稲と鉄—さきまざま王権の基盤—』小学館。
梅沢伊勢三 1988『古事記と日本書紀の成立』吉川弘文館。
榎村寛之 1997『諡号より見た古代王権継承意識の変化』岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房。
大林太良編 1972『シンポジウム日本の神話1 国生み神話』学生社。
大林太良編 1973『シンポジウム日本の神話2 高天原神話』学生社。
大林太良 1993『神話論』『岩波講座日本通史第1巻』岩波書店。
岡田精司 1970a『即位儀礼としての八十島祭』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970b『律令的祭祀形態の成立』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970c『国生み神話について』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970d『天皇家始祖神話の研究』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970e『河内大王家の成立』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970f『伊勢神宮の起源—外宮と渡会氏を中心に—』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1970g『古代王権と太陽神—天照大神の成立—』『古代王権の祭祀と神話』塙書房。
岡田精司 1975『記紀神話の成立』『岩波講座日本歴史2』岩波書店。
岡田精司 1992『古代祭祀の史的研究』塙書房。
尾崎喜佐雄 1980a『多胡碑の研究』『上野三碑の研究』尾崎先生著書刊行会。
尾崎喜佐雄 1980b『上野国郡郷成立の一考察』『上野三碑の研究』尾崎先生著書刊行会。
尾崎喜佐雄監修 1987『群馬県の地名』日本歴史地名大系第10巻 平凡

社。

- 小田富士雄編 1988『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館。
加藤謙吉 1999『上野三碑と渡来人』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
金井塚良一・松島榮治・原島礼二他 1986『討論古代の群馬・埼玉』あさを社。
川原秀夫 1999『貫前神社と甘楽・多胡郡域の氏族—上野三碑をめぐる周辺地域の様相—』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
菊地照夫 1991『国引き神話と杖』『出雲古代史研究』1号。
佐藤 信 1999『古代東国の石文とその背景』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
志賀 剛 1991『日本の神々と建国神話』雄山閣。
篠川 賢 1985『国造制の成立と展開』吉川弘文館。
新川登亀男 1999『古代東国の「石文」系譜論序説』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
新谷尚紀 2000『神々の原像—祭祀の小宇宙』吉川弘文館。
関 和彦 1984『風土記と古代社会』塙書房。
関口功一 1991『群馬県史通史編第2巻』第2章第2節3。
関口功一 1994『上野国の「郡」の成立をめぐる』群馬県地域文化研究協議会編『群馬県における地域性の変遷』。
関口功一 2000『古代集落遺跡の地域史的意義—群馬県吉井町矢田遺跡の場合—』野田嶺志編『村の中の古代史』岩田書院。
高島英之 1999『多胡碑を読む』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
瀧音能之 1991『古代出雲の四大神』『古代文化』43巻5号。
瀧音能之 1994『出雲国風土記と古代日本』雄山閣。
瀧音能之 1996『出雲国造神賀詞奏上と出雲国風土記』『駒沢史学』50号。
瀧音能之 1998『古代出雲の社会と信仰』雄山閣。
武田祐吉 1953『国引の詞の考察』平泉澄編『出雲風土記の研究』。
谷川健一 1999『日本の神々』(岩波新書) 岩波書店。
津田左右吉 1948『日本古典の研究』(上・下) 岩波書店。
寺川真知夫 1997『祝詞「遷却崇神」を奏する祭儀』岡田清司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房。
中村英重 1999『古代祭祀論』吉川弘文館。
西垣晴次他編 1997『群馬県の歴史』(県史10) 山川出版社。
仁藤敦史 1999『古代東国の石文の再検討』新しい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
根岸謙之助 1993『上州万葉の世界』煥乎堂。
橋爪 聡 1974『吉井町誌』第二部歴史編奈良時代・平安時代 吉井町誌編集委員会。
橋爪 聡 1976『多野藤岡地方誌』総説編古代 多野藤岡地方誌編集委員会。
原島礼二 1988『出雲神話から荒神谷へ』六興出版。
原島礼二 1993『古代東国の風景』吉川弘文館。
前沢和之 1985『群馬県史資料編4』主要史料解説。
益田勝実 1976『秘儀の島—日本の神話的想像力』筑摩書房。
松島順正編 1978『正倉院寶物銘文集』吉川弘文館。
松田 猛 1998『上野国分寺文字瓦の再検討—多胡郡の郷名と氏族をめぐる二・三の問題—』『ぐんま史料研究』第9号。
松前 健 1972『神々の系譜—日本神話の謎—』PHP 研究所。
松前 健 1986『大和国家と神話伝承』雄山閣。
松前 健 1997『禊祓の神話と儀礼の原儀』岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房。
水野 祐 1996『風土記の神話』大林太良他『古代史と日本神話』大和書房。
水野正好 1999『古墳時代の宗教構造とその空間』國學院大学日本文化研究所編『祭祀空間・儀礼空間』雄山閣。
水林 彪 1991『記紀神話と王権の祭り』岩波書店。
三宅和朗 1984『記紀神話の成立』吉川弘文館。
守屋俊彦 1988『記紀神話論考』雄山閣。
八木 充 1975『国造制の構造』『岩波講座日本歴史2』岩波書店。
柳田國男 1989a『じんだら沼記事』『柳田國男全集第6巻』筑摩書房(筑

- 摩文庫)。
柳田國男 1989 b 「ダイダラ坊の足跡」『柳田國男全集第 6 卷』筑摩書房
(筑摩文庫)。
山尾幸久 1986 『日本古代の国家形成』大和書房。
山上伊豆母 1985 『古代祭祀伝承の研究』雄山閣。
山中襄太 1968 『地名語源辞典』校倉書房。
山中襄太 1979 『続・地名語源辞典』校倉書房。
吉田東伍 1970 『増補大日本地名辞書』富山房。
吉村武彦 1999 a 「継体・欽明朝の歴史的位置」『古代を考える 継体・
欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館。
吉村武彦 1999 b 「新しい王統」『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝
来』吉川弘文館。
米沢 康 1992 『日本古代の神話と歴史』吉川弘文館。
和田 萃 1995 「出雲大社の成立—古代の隠岐と出雲」『日本古代の儀礼
と祭祀・信仰』塙書房。
和田 萃 1999 「古代の祭祀空間」國學院大学日本文化研究所編『祭祀
空間・儀礼空間』雄山閣。

山東竜山文化類型の再編についての一試論

村上章義

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 はじめに | 2.3 尹家城類型 |
| 2 各遺跡における土器型式の消長 | 3 各類型における典型的な型式の設定 |
| 2.1 両城類型 | 4 おわりに |
| 2.2 姚官庄類型 | |

— 要 旨 —

山東竜山文化研究における「類型」研究を土器の型式学的研究として見た場合、「類型」の設定および編年に終始しており、「類型」間の関係に踏み込むまでには到っていない。その原因の一つは、在地系土器と異系統土器との峻別を行っていないことにある。

本稿は、この在地系土器と異系統土器との峻別、すなわち「類型」を「土器型式」としての実態により近い形へと再編することを目的とし、その試案を提示するものである。時間的、地域的に器形の差異の明瞭な鼎、鬲を分析の対象とし、遺跡ごとに型式の出現や消失を記述した。また、時間的に器形変化の明瞭な高柄杯を遺跡間の相対年代の基準とし、遺跡間の典型的な型式の抽出を試みた。

分析の結果から、「両城類型」では鑿形足鼎と聯襠実足鬲が、「姚官庄類型」では板形足鼎と聯襠袋足鬲が、「尹家城類型」では嘴形足鼎と分襠袋足鬲がそれぞれの類型における特徴的な型式であり、特に三足のつくりが各類型の特色となっていることが判明した。

キーワード

対象時代 新石器時代
(紀元前2600～2000年)

対象地域 中国山東省

研究対象 土器類型

1 はじめに

現在の中国考古学で主要な方法論に「類型論」がある。山東竜山文化研究においてもそれは例外ではない。「類型論」とは「考古学的文化」を型式学的に分類する方法論であり、「類型」が「考古学的文化」を細分した単位であることでは概ね意見が一致しているものの、細分の基準で意見が別れている。山東竜山文化研究の場合、主として「地域差」を細分の基準とする意見が大勢を占めており¹⁾、「時間的地域的差異」を細分の基準とする意見がわずかである²⁾。また、資料がまだ少ないことから「考古学的文化」と認定するまでには至らないケースに適応して「考古学的文化」と同レベルとして使用されたりすることもあり、山東竜山文化研究では、泰安大汶口（寧陽堡頭）遺跡を標識遺跡とする大汶口文化が当初堡頭類型と呼ばれて山東竜山文化早期の一類型と認識されたり³⁾、平度岳石村遺跡を標識遺跡とする岳石文化が山東竜山文化晩期の一類型と認識されたりしていた⁴⁾。

「類型」を「考古学的文化」の細分単位とする前提に立てば、石器、住居、墓など土器以外の資料も含めてその設定に用いられるはずであるが、実際には「類型」の設定には土器のみが用いられ、類型研究と称していてもその内容は土器研究に他ならない。山東竜山文化研究の場合も同様で、前掲の類型研究に関する文献もほとんどすべて土器研究となっている。「類型論」が「土器型式論」と見なされる所以である。

山東竜山文化研究における「類型」研究を土器の型式学的研究として見た場合、「類型」の設定および編年に終始しており、「類型」間の関係に踏み込むまでには到っていない。その原因の一つは、在地系土器と異系統土器との峻別を行っていないことにある。

本稿は、この在地系土器と異系統土器との峻別、すなわち「類型」を「土器型式」としての実態により近い形へと再編することを目的とし、その試案を提示するものである。時間的、地域的に器形の差異の明瞭な鼎、鬻を分析の対象とし、遺跡ごとに型式の出現や消失を記述した。また、時間的に器形変化の明瞭な高柄杯を遺跡間の相対年代の基準とし、遺跡間の典型的な型式の抽出を試みた。

2 各遺跡における土器型式の消長

山東竜山文化の類型研究では、現在、泰山山系を中心に五つの類型に区分するのが主流である。すなわち東の沿海区の「両城類型」、北東の「姚官庄類型」、北西の「城子崖類型」、南の「尹家城類型」、山東半島の「楊家圈類型」である。

前述したように遺跡間の相対年代の基準に高柄杯を使用しているため、高柄杯の出土状況が不明な「城子崖類型」および「楊家圈類型」は今回の分析対象からは除外

した。

2.1 両城類型

城子崖類型と並んで最初に指摘された類型である。当初、泰山より東（魯東北・魯東南・山東半島）に分布するとされていたが、現在では魯東南地区に分布する類型と考えられている。魯東南地区で最初に発見された日照両城鎮遺跡にちなんで、両城類型と呼称されているが、標識遺跡の日照両城鎮遺跡は、戦時中の混乱で資料が散逸し、調査記録も行方不明となってしまったため、未だ正式の報告はなされていない。戦後、何度か発掘や調査は行なわれたものの小規模なものにとどまり、日照両城鎮遺跡の性格を明らかにするまでにいたっていない。類型の名を冠してはいるものの、実際には、諸城呈子遺跡や膠県三里河遺跡、日照堯王城遺跡の資料などが「両城類型」の標識資料となっている。

報告されている主な遺跡には、日照両城鎮⁵⁾、臨沂大范庄⁶⁾、日照東海峪⁷⁾、膠県三里河⁸⁾、諸城呈子⁹⁾、日照堯王城¹⁰⁾、臨沂湖台¹¹⁾、莒県杭頭¹²⁾、莒南化家村¹³⁾、臨沂后明坡¹⁴⁾、臨沭北溝頭¹⁵⁾、臨沭寨子¹⁶⁾がある。

2.1.1 諸城呈子遺跡（図8-2；図1；表1）

諸城呈子遺跡は、諸城県城から南に15キロメートル離れた呈子村の西の台地上に位置する。遺跡のある台地は、北西に張り出した断崖の上であり、その下を楊家庄子河が大きく迂回して流れている。遺跡は、1973年に昌濰地区文化局が行なった文化財の再調査時に発見され、1975年に遺跡内に楊家庄子河からの取水路を建設する計画が立てられたため、1976年の9月から12月と翌77年の3月に、二度に渡って発掘が行われた。発掘区は台地の東南部に設定された。発掘面積は1300平方メートルあまりである。地層堆積は表土層（第1層）を含めて4層あり、竜山文化層は第3層である。竜山文化の住居址が2基、墓が87基、土坑が16基発見された。墓と土坑の切り合い関係、および器形の変化から、早期、中期、晩期の三期に編年されている。

鼎は、罐形鼎（A型Ⅰ～Ⅲ式鼎）が典型的で早期から見られる。胴部の形状は早期には円筒状に深い（A型Ⅰ式鼎）が、中期になると胴部の中央部が張り球状となる（A型Ⅱ式鼎）。足の形状は中期まで鑿形の実足であったが、晩期には嘴形に変化する。また中期以降、浅盆形鼎（B型鼎・A型Ⅴ式鼎・C型鼎）が見られ、罐形鼎同様足の形状が板形（B型鼎）から嘴形に変化する。晩期になると嘴形足双腹深盆形鼎（A型Ⅳ式鼎）、嘴形足壺形鼎（D型鼎）が1点、短把壺形鼎（E型鼎）が見られるようになり、中でも短把壺形鼎の数が多し。

鬻は、襠部が円弧状をなす聯襠鬻（A型Ⅰ・Ⅱ式鬻）が典型的で早期から見られる。胴部と頸部との境が明瞭で、頸部が細長く立ち上がる。索状の把手をもち胴部の把手の付け根に附加堆紋をめぐらす。早期と中期に大き

な変化は見られないが、襠部がやや狭くなる。晩期には見られない。他に、中期には襠部が平底の平底襠鬮（B型鬮）、晩期には襠部が尖状をなす分襠袋足鬮（A型III式鬮）が見られるようになる。

高柄杯は、早期には杯部の口縁部が外に大きく広がり杯部が深腹の丸底で、高柄部は円筒形で杯部との境と柄脚部との境が細くくびれており、杯部と高柄部とが一体のつくりとなっている（I式薄胎高柄杯）。中期には杯部と高柄部との境のくびれがなくなり外見的には一体となるが、杯部と高柄部は別のつくりとなる。高柄部は全体的に太く短くなる（II・III式薄胎高柄杯）。晩期には杯部の口縁が盤形を呈し底が尖底となり高柄に深く陥入する。高柄が細長くなる（III・IV式薄胎高柄杯）。

形に変化する。また中期以降、短把壺形鼎（II A～C式鼎）が見られるようになる。

鬮は、襠部が円弧状をなす聯襠鬮（II A～D式鬮）が典型的で早期から見られる。胴部と頸部との境が明瞭で、頸部が細長く立ち上がる。索状の把手をもち胴部の把手の付け根に附加堆紋をめぐらし、袋足をもつ。早期と中期に大きな変化は見られないが、襠部がやや狭くなる。晩期には見られない。他に、中期には襠部が平底の平底襠鬮（B型鬮）、晩期には襠部が尖状をなす分襠袋足鬮（A型III式鬮）が見られるようになる。

高柄杯は、早期には杯部の口縁部が外に大きく広がり杯部が深腹の丸底で、高柄部は円筒形で杯部との境と柄

表1 諸城呈子遺跡

	早期	中期	晩期
A型I式鼎	5		
A型II式鼎	1	2	
A型III式鼎			2
A型IV式鼎			2
A型V式鼎			1
B型鼎		1	
C型鼎			1
D型鼎			1
E型鼎			4
A型I式鬮	1	1	
A型II式鬮			1
A型III式鬮		1	
B型鬮	1		
I式薄胎高柄杯	4		
II式薄胎高柄杯		2	
III式薄胎高柄杯		1	2
IV式薄胎高柄杯			2

表2 胶県三里河遺跡

	第1期	第2期	第3期
I式小鼎		1	
II A式小鼎	3		
II B式小鼎	7	5	
III A式小鼎		8	
III B式小鼎		3	
IV式小鼎		1	
V式小鼎		2	
IA式鼎			1
IB式鼎			2
IC式鼎			1
II A式鼎		1	
II B式鼎			1
II C式鼎			1
III式鼎			1
IV式鼎			1
I式鬮	1		
II A式鬮	3		
II B式鬮		4	
II C式鬮		3	
II D式鬮		1	
II E式鬮			1
III式鬮			1
I式薄胎高柄杯	2		
II式薄胎高柄杯	3		
III式薄胎高柄杯	1		
IV式薄胎高柄杯		7	
V式薄胎高柄杯		2	
VI式薄胎高柄杯		1	
VII式薄胎高柄杯		2	
VIII A式薄胎高柄杯		6	
VIII B式薄胎高柄杯			7
IX X式薄胎高柄杯			1
X式薄胎高柄杯			1

2.1.2 胶県三里河遺跡（図8-3；図2；表2）

胶県三里河遺跡は山東半島の根元に広がる胶萊平原の東南部に位置する。遺跡は膠州湾に流れ込む胶萊河の支流の南河沿いの台地上に立地する。遺跡の面積は約5万平方メートル。1974年と1975年に遺跡の南部と北部と西部において二度にわたって発掘された。発掘面積は1570平方メートル。地層の堆積は表土層を含めて3層確認され、竜山文化層は中層の2層である。竜山文化は、土坑が37基、墓が98基発見された。墓の切り合い関係および器形の変化から、第1期、第2期、第3期の三期に分けられている。

鼎は、罐形鼎（II A・B式小鼎、III A・B式小鼎、IA～C式鼎）が典型的で早期から見られる。胴部の形状は早期には円筒状に深い（A型II式鼎）が、中期になると胴部の中央部が張り球状となる（A型II式鼎）。足の形状は中期まで鑿形の実足であったが、晩期には板形や三角

脚部との境が細くくびれており、杯部と高柄部とが一体のつくりとなっている（I式薄胎高柄杯）。中期には杯部と高柄部との境のくびれがなくなり外見的には一体となるが、杯部と高柄部は別のつくりとなる。高柄部は全体的に太く短くなる（II・III式薄胎高柄杯）。晩期には杯部の口縁が盤形を呈し底が尖底となり高柄に深く陥入する。高柄が細長くなる（II I・IV式薄胎高柄杯）。

2.1.3 日照堯王城遺跡（図8-4；図3；表3）

日照堯王城遺跡は黄海沿岸に位置する。遺跡は北に向かって高くなる傾斜地に立地する。遺跡の面積は約52万平方メートル。1978年と1979年に二度にわたって発掘された。遺跡の西北部と東南部が発掘され、発掘面積は300平方メートルである。地層の堆積は表土層（1層）を含めて7層確認され、竜山文化層は2層から7層とほぼ全層にわたっている。竜山文化の遺構は墓葬が39基、住居址が6基発見されている。層位関係と型式分類から三期に分けられている。

鼎は、罐形鼎（A型I～III式鼎）、盆形鼎（B型I・II式鼎）、単把罐形鼎（C型鼎）のいずれもが一期から見られるが、出土点数から罐形鼎が典型的である。胴部の形状は一期、三期のいずれも鼓腹状であり、足の形状は一期が鑿形の実足であったが、三期には嘴形に変化する。

鬲は、襠部が円弧状をなす聯襠鬲（A型I式鬲）が一期から見られる。二期以降、襠部が尖状をなす分襠袋足鬲（A型II・III式鬲）、襠部が平底の平底襠鬲（B型鬲）が見られるようになる。

高柄杯は、二期の墓葬から1点のみ出土している。杯部の口縁部が外に大きく広がり浅い盤形をなし、杯部が丸底の錘形で、高柄に陥入する。

表3 日照堯王城遺跡

	一期	二期	三期	出土数
A型I式鼎	1			1
A型II式鼎			1	9
A型III式鼎			1	1
B型I式鼎	1			3
B型II式鼎		2		2
C型鼎	1			2
A型I式鬲	1			1
A型II式鬲		1		3
A型III式鬲			1	3
B型鬲		1		2
卵殻高柄杯		1		1

2.2 姚官庄類型

当初、両城類型の一部とされていたが、現在では魯東北地区に分布する類型と考えられている。魯東北地区で最初に発見された濰県姚官庄遺跡にちなんで、姚官庄類型と呼称されている。濰県姚官庄遺跡を標識遺跡とする。

報告されている主な遺跡には、濰県姚官庄¹⁷⁾、安丘濰峪¹⁸⁾、安丘胡峪¹⁹⁾、濰県獅子行²⁰⁾、濰県魯家口²¹⁾、昌樂鄒家庄²²⁾、青州鳳凰台²³⁾、臨朐西朱封²⁴⁾がある。

2.2.1 濰坊姚官庄遺跡（図8-5；図4；表4）

濰坊姚官庄遺跡は濰河の支流である白狼河西岸に位置する。遺跡の東部を白狼河の分流によって分断されている。遺跡の面積は10万平方メートル以上である。1960年に戦前の章丘城子崖遺跡と日照両城鎮遺跡の発掘よりも大規模に発掘が行われ、豊富な資料が得られた。発掘は西部および分流東岸の東部で行われ、中央部にトレンチが入れられた。発掘面積は1700平方メートルである。地層の堆積は表土層（1層）を含めて4層確認され、竜山文化層は4層で、さらに4A～4D層の4層に細分されている。層位関係から早期と晩期の二期に分期されている。

鼎は、発掘報告から所属する時期がわかるものが少ないが、罐形鼎（I型1～3式鼎）、盆形鼎（II型1～3式鼎、III型1～3式鼎）、孟形鼎（IV型1～3式鼎）のいずれもが早期から見られるが、出土点数から罐形鼎（I型1～3式鼎）と盆形鼎（III型1～3式鼎）が典型的である。罐形鼎は、胴部の形状が早期には鼓腹状で、晩期には深腹に変化する。足の形状は板形の実足で、早期から附加堆紋が施される。

鬲も鼎と同様に発掘報告から所属する時期がわかるものが少ないが、襠部が平底の平底襠鬲（I型1～4式鬲、II型1・2式鬲）、襠部が尖状をなす分襠袋足鬲（III型1～4式鬲、IV型1・2式、V型鬲）、襠部が円弧状をなす聯襠鬲のいずれもが早期から見られるが、出土点数から平底襠鬲（I型1～4式鬲、II型1・2式鬲）と分襠袋足鬲（III型1～4式鬲）が典型的である。

高柄杯は、墓葬から2点、土坑から1点、出土層位不明のものが2点出土している。層位は不明であるが東区7号グリットから出土した高柄杯は、杯部の口縁部が外に大きく広がり浅い盤形をなし、杯部が丸底の錘形で、高柄に陥入している。88号土坑から出土した高柄杯は、東区7号グリット出土高柄杯と同様に杯部の口縁部が外に大きく広がり浅い盤形をなしているが、杯部が尖底で高柄に深く高柄に陥入する。10号墓から出土した高柄杯は、ともに杯部の口縁部が外に大きく広がり浅い盤形をなすが、一方は杯身が長筒形の丸底で短い柄に浅く陥入し、もう一方は杯身が短筒形の丸底で杯形の柄に深く陥入している。

表4 濰坊姚官庄遺跡

	早期	晩期	出土数
I型1式鼎	1	1	19
I型2式鼎	2		7
I型3式鼎		1	3
II型1式鼎			3
II型2式鼎	2		4
II型3式鼎	3		2
III型1式鼎	3	1	8
III型2式鼎	2	1	16
III型3式鼎		1	4
IV型1式鼎			1
IV型2式鼎			1
IV型3式鼎	1		3
I型1式鬲			6
I型2式鬲		2	4
I型3式鬲		1	4
I型4式鬲	1		3
II型1式鬲	2		4
II型2式鬲		2	4
III型1式鬲	1		2
III型2式鬲			7
III型3式鬲			7
III型4式鬲			1
IV型1式鬲			2
IV型2式鬲			1
V型鬲			1
聯襠鬲	1		1
卵殻豆形器	2	1	5

2.2.2 濰県獅子行遺跡 (図8-6; 図5; 表5)

濰県獅子行遺跡は、夾溝河の支流の富康河の沿岸に位置する。遺跡は1974年に学校の建設工事中に発見され、以後数度に渡って調査が行われた。遺跡の面積は、東西の長さが350メートル、南北の長さが400メートルの、約14万平方メートルである。地層の堆積は表土層(第1層)と基盤層を含めて四層確認されており、竜山文化層は第3層である。竜山文化の遺構は、灰坑が7基、墓葬が9基検出された。墓と土坑の切り合い関係、および器形の変化から、一期、二期、三期、四期の四時期に編年されている。

鼎は、罐形鼎(I~IV式罐形鼎)、浅腹盆形鼎(I~IV式三足盤)のいずれもが早期から見られ、典型的である。罐形鼎は胴部の形状が鼓腹状で、足の形状は二期まで無紋の板形の実足であったが、三期には附加堆紋が施されるようになる。浅腹盆形鼎は無紋の板形の実足を持ち、三期以降見られない。また深腹盆形鼎が四期に出現する。

鬲は、襠部が尖状をなす分襠袋足鬲(I・VIII式鬲)が一期と四期に1点ずつ見られるが、二期と三期には見られず、襠部が円弧状をなす聯襠鬲(II~V式鬲)が典型的に見られるようになる。聯襠鬲は、二期には胴部と頸部との境が明瞭で、頸部が細長く立ち上がる。索状の把

手を持ち胴部の把手の付け根に附加堆紋をめぐらす。三期になると頸部が太くなり胴部との境が不明瞭になる。また、四期には襠部が平底の平底襠鬲(VI・VII式鬲)が見られると報告されているが、いずれも採集品であるため確認できない。

高柄杯は、一期には杯部の口縁部が外に大きく広がり杯身が筒形の丸底で、高柄部は円筒形で杯部との境と柄脚部との境が細くくびれており、杯部と高柄部とが一体のつくりとなっている(I式薄胎高柄杯)。二期には杯部と高柄部との境のくびれがなくなり外見的には一体となるが、杯部と高柄部は別のつくりとなる(II式薄胎高柄杯)。三期には杯部の口縁部が外に大きく広がり浅い盤形をなし、杯部が丸底の錘形で、高柄に陥入する(III式薄胎高柄杯)。四期には杯部の底が尖底となり高柄に深く陥入する。高柄が細長くなる(IV式薄胎高柄杯)。

表5 濰県獅子行遺跡

	一期	二期	三期	四期	出土数
I式罐形鼎	2	1			6
II式罐形鼎		1			1
III式罐形鼎			2		3
IV式罐形鼎			1		1
I式曲腹盆形鼎					2
II式曲腹盆形鼎					3
深腹盆形鼎				1	2
I式三足盤	3	1			6
II式三足盤		1			1
III式三足盤				1	1
IV式三足盤	2				2
I式鬲	1				1
II式鬲		2			2
III式鬲			1		1
IV式鬲					7
V式鬲					3
VI式鬲					1
VII式鬲					1
VIII式鬲				1	2
I式薄胎高柄杯	1				2
II式薄胎高柄杯	1	2			3
III式薄胎高柄杯			1		1
IV式薄胎高柄杯				1	2

2.3 尹家城類型

当初、城子崖類型の一部とされていたが、現在では魯中南地区に分布する類型と考えられている。魯中南地区で最初に本格的な発掘調査の行われた泗水尹家城遺跡にちなんで尹家城類型と呼称されることが多い。泗水尹家城遺跡と兗州西呉寺遺跡を標識遺跡とする。

報告されている主な遺跡には、曲阜西夏侯²⁵⁾、鄒県野